

# 金融商品取引法等の一部を改正する法律案参照条文

## 目次

民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）	1
商法（明治三十二年法律第四十八号）（抄）	1
公益信託二関スル法律（大正十一年法律第六十二号）（抄）	1
金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）（抄）	1
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）	4
農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）（抄）	4
金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）	11
水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）（抄）	43
中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）（抄）	54
協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）（抄）	58
投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）（抄）	62
信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）（抄）	68
長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）（抄）	77
貸付信託法（昭和二十七年法律第九十五号）（抄）	84
労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）（抄）	84
厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）（抄）	91
出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）（抄）	91
商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）（抄）	91
所得税法（昭和四十年法律第三十三号）（抄）	91
登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）	92
金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）（抄）	92

預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）（抄）	93
農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）（抄）	116
特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）（抄）	117
銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）	118
貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）（抄）	133
民事保全法（平成元年法律第九十一号）（抄）	133
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（抄）	133
協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）（抄）	133
保険業法（平成七年法律第五号）（抄）	134
特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法（平成八年法律第九十三号）（抄）	157
金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）（抄）	158
資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）（抄）	168
金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律（平成十年法律第八号）（抄）	168
債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二十六号）（抄）	168
金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第三十二号）（抄）	169
金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第四十三号）（抄）	170
民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）（抄）	170
外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）（抄）	176
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）（抄）	177
農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）（抄）	184
会社更生法（平成十四年法律第五十四号）（抄）	191
株式会社産業再生機構法（平成十五年法律第二十七号）（抄）	195
仲裁法（平成十五年法律第三十八号）（抄）	196

破産法（平成十六年法律第七十五号）（抄）	196
信託業法（平成十六年法律第五十四号）（抄）	200
会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）	204
金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第二百二十八号）（抄）	247
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）（抄）	258
信託法（平成十八年法律第八十八号）（抄）	258
株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）（抄）	261
株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）（抄）	262
犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第三百三十三号）（抄）	262
株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）（抄）	262
非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）（抄）	262
株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第一百十三号）（抄）	263

民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

（根抵当権の被担保債権の範囲及び債務者の変更）

- 3 前項の変更をするには、後順位の根抵当権者その他の第三者の承諾を得ることを要しない。
- 2 前項の変更については、元本の確定前に登記をしなければならず、その変更をしなければならぬ。
- 3 第一項の変更については、元本の確定前に登記をしなければならず、その変更をしなければならぬ。

（根抵当権の譲渡）

- 2 根抵当権者は、その根抵当権を二個の根抵当権に分割して、その一方を前項の規定により譲り渡すことができる。この場合において、その根抵当権を譲り渡すことができる。
- 3 前項の規定による譲渡をするには、その根抵当権を目的とする権利を有する者の承諾を得なければならない。

（根抵当権の元本の確定請求）

- 2 根抵当権者は、いつでも、担保すべき元本の確定を請求することができる。この場合において、担保すべき元本は、その請求の時に確定する。
- 3 （略）

商法（明治三十二年法律第四十八号）（抄）

（匿名組合契約）

第五百三十五条 匿名組合契約は、当事者の一方が相手方の営業のために出資をし、その営業から生ずる利益を分配することを約することによって、その効力を生ずる。

公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）（抄）

第七条 公益信託ノ受託者ハ已ムコトヲ得サル事由アル場合ニ限り主務官庁ノ許可ヲ受ケ其ノ任務ヲ辞スルコトヲ得

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）（抄）

（兼営の認可）

第一条 銀行その他の金融機関（政令で定めるものに限る。以下「金融機関」という。）は、他の法律の規定にかかわらず、内閣総理大臣の認可を受けて、信託業務（平成十六年法律第五十四号）第二条第一項に規定する信託業及び次に掲げる業務（政令で定めるものを除く。以下「信託業務」という。）を営むことができる。

- 一 信託業法第二条第八項に規定する信託契約代理業
- 二 信託業法第二条第十項に規定する信託受益権販売業（次条第三項において「信託受益権販売業」という。）
- 三 財産の管理（受託する信託財産と同じ種類の財産について、次項の信託業務の種類及び方法に規定する信託財産の管理の方法と同じ方法により管理を行うものに限る。）
- 四 財産に関する遺言の執行
- 五 会計の検査
- 六 財産の取得、処分又は貸借に関する代理又は媒介
- 七 次に掲げる事項に関する代理事務

第三号に掲げる財産の管理

財産の整理又は清算  
債権の取立て

2 二  
3 債務の履行  
(略)

(信託業法の準用等)

第二条 信託業法第十一条、第二十二條から第二十四條まで、第二十五條から第三十一條まで、第四十二條及び第四十九條の規定は、金融機関が信託業務を営む場合について準用する。この場合において、同法第十條第一項、第七條第三項の登録の更新がなされた場合、第四十四條第一項の規定により第三條の免許が取り消された場合、同法第十五條第一項の規定により第七條第一項の登録の取消がなされた場合若しくは第四十六條第一項の規定により第三條の免許が取り消された場合若しくは同法第十一條の規定により同法第八條第一項の認可がその効力を失つた場合、同法第二十三條の二中、指定紛争解決機関とあるのは「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十二條の二第一項第八号に規定する指定紛争解決機関」と、同法第一項第一号中「手続実施基本契約」とあるのは「手続実施基本契約(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十二條の二第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。次項において同じ。）」と、同項第二号中「手続対象信託業務」とあるのは「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十二條の二第四項に規定する手続実施基本契約をいう。同法第三項中「紛争解決等業務」とあるのは「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十二條の二第一項に規定する紛争解決等業務」と、「第八十五條の二第一項」とあるのは「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第四十九條第一項中「第七條第三項の登録を取り消した」とあるのは「当該」と、同法第四十九條第一項中「第七條第三項の登録の更新をしなければならぬ」とあるのは「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十二條の二第四項に規定する紛争解決等業務」と、同法第四十四條第一項の規定により第三條の免許を取り消した場合は「第一項の認可を取り消した」と読み替えるものとす。ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2  
4 (略)

(金融商品取引法の準用)

第二条の二 金融商品取引法第三章第一節第五款(第三十四條の二第六項から第八項まで並びに第三十四條の三第五項及び第六項を除く。)、同章第二節第一款(第三十五條から第三十六條の四まで、第三十七條第一項第二号、第三十七條の二、第三十七條の三第一項第二号から第四号まで及び第六号並びに第三項、第三十七條の四、第三十七條の五、第三十七條の七、第三十八條第一号及び第二号、第三十八條の二、第三十九條第一項、第二項第二号、第三項及び第四項、第四十條第一号並びに第四十條の二から第七條の五までを除く。)、及び第四十五條(第三十八條の二、第三十九條の二、第四十條第一項及び第二項)の規定は、金融機関が行う特定信託契約(信託業法第二十四條の二に規定する特定信託契約をいう。)による信託の引受けについて準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは「特定信託契約」と、金融商品取引行為とあるのは「特定信託契約」と、金融商品取引行為とあるのは「特定信託契約の締結」と、同法第三十四條中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為(第二條第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。))を行うことを内容とする契約」とあるのは「信託業法第二十四條の二に規定する特定信託契約」と、同法第三十七條の三業務の兼営等に関する法律第二條第一項において準用する信託業法第二十六條第一項中「第三十七條の四第一項」とあるのは「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二條第二項第一項」と、同法第三十七條の六第一項中「第三十七條の四第一項」とあるのは「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二條第二項第一項」と、同法第三十九條第二項第一号中「有価証券売買取引等」とあるのは「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二條第一項において準用する信託業法第二十四條第一項第四号の損失の補てん又は利益の補てん等」と、同法第四十條の二中「同項第三号の提供」とあるのは「損失補てん等」と、同法第四十條中「事故」とあるのは「金融機関(金融証券買取取引等)の信託業務の兼営等に関する法律第一條第一項に規定する金融機関をいう。)の責めに帰すべき事故」と読み替えるものとす。ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十六条 第九條又は第十條の規定による信託業務の停止の命令に違反した者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 (略)
- 二 第二條第一項において準用する信託業法第二十九條第二項の規定に違反した者
- 三 第二條第一項において準用する信託業法第四十二條第一項から第三項までの規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

四 第二条第一項において準用する信託業法第四十二条第一項から第三項までの規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者  
五 第七条の規定による中間業務報告書若しくは業務報告書を提出せず、又はこれらに記載すべき事項のうち重要な事項を記載せず、若しくは重要な事項について虚偽の記載をした者  
六 第八条第三項の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をした者  
七 第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の三第一項の規定による指定申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載又は記録をしてこれらを提出した者  
八 第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の九の規定に違反した者  
九 第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の二十第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者  
十 第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の二十一第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者  
十一 第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の二十二第一項の規定による命令に違反した者

第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二条第一項において準用する信託業法第十一条第五項の規定に違反して、信託業務を開始した者  
二 第二条の二において準用する金融商品取引法第三十九条第二項（第二号を除く。）の規定に違反した者  
三 第三条の規定に違反して、認可を受けないで業務の内容又は方法を変更した者  
四 第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の四第一項の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二条第一項において準用する信託業法第十一条第八項の規定に違反して、供託を行わなかった者  
二 第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項の規定による書面を交付せず、又は虚偽の書面を交付した者  
三 (略)  
四 第二条第一項において準用する信託業法第二十九条第三項の規定による書面を交付せず、又は虚偽の書面を交付した者  
五 第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条第一項（第二号を除く。）に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者  
六 第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条第二項の規定に違反した者  
七 第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項（第二号から第四号まで及び第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する同法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

第十九条の二 第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の十一若しくは第八十五条の十三第九項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成した者は、百万円以下の罰金に処する。

第十九条の三 第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の二十三第一項の認可を受けずに紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止又は廃止をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項、第二項若しくは第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者  
二 第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の八第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者  
三 第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の十八第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者  
四 第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の十九の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者  
五 第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の二十三第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者  
六 第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の二十三第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者  
七 第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の二十四第三項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

第二十二條 次の各号のいずれかに該当する場合には、信託業務を営む金融機関の役員、支配人、参事又は清算人は、百万円以下の過料に処する。

- 一 第六條の規定に基づく内閣府令に違反して、同條に規定する信託契約を締結したとき。
- 二 第九條の規定による内閣総理大臣の命令（信託業務の停止の命令を除く。）に違反したとき。
- 三 信託法第三十四條の規定により行うべき信託財産の管理を行わないとき。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）

第九條 他の国内の会社の株式（社員の持分を含む。以下同じ。）を所有することにより事業支配力が過度に集中することとなる会社は、これを設立してはならない。

（略）

次に掲げる会社は、当該会社及びその子会社の総資産の額（公正取引委員会規則で定める方法による資産の合計金額をいう。以下この項において同じ。）で国内の会社に係るものを公正取引委員会規則で定める方法により合計した額が、それぞれ当該各号に掲げる金額を下回らない範囲内において政令で定める金額を超える場合には、毎事業年度終了の日から三月以内に、公正取引委員会規則で定めるところにより、当該会社及びその子会社の事業に関する報告書を公正取引委員会に提出しなければならない。ただし、当該会社が他の会社の子会社である場合は、この限りでない。

- 一 子会社の株式の取得価額（最終の貸借対照表において別に付した価額があるときは、その価額）の合計額の当該会社の総資産の額に対する割合が百分の五十を超える会社（次号において「持株会社」という。） 六千億円
- 二 銀行業、保険業又は第一種金融商品取引業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八條第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。次条第三項及び第四項において同じ。）を営む会社（持株会社を除く。） 八兆円
- 三 前二号に掲げる会社以外の会社 二兆円

（略）

農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）（抄）

第十條 組合は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

- 一 組合員の貯金又は定期積金の受入れ
- 二 組合員の貯蓄
- 三 組合員の貯蓄
- 四 共済に関する施設
- 五 共済に関する施設
- 六 共済に関する施設
- 七 共済に関する施設
- 八 共済に関する施設
- 九 共済に関する施設
- 十 共済に関する施設
- 十一 共済に関する施設

（略）

第一項第三号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

- 一 農林中央金庫その他主務大臣の定める者（外国の法令に準拠して外国において銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する銀行業を営む者（同法第四条第五項に規定する銀行等を除く。）を除く。）の業務の代理又は媒介（主務大臣の定めるものに限る。）
- 二 農林中央金庫その他主務大臣の定める者（外国の法令に準拠して外国において銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する銀行業を営む者（同法第四条第五項に規定する銀行等を除く。）を除く。）の業務の代理又は媒介（主務大臣の定めるものに限る。）
- 三 農林中央金庫その他主務大臣の定める者（外国の法令に準拠して外国において銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する銀行業を営む者（同法第四条第五項に規定する銀行等を除く。）を除く。）の業務の代理又は媒介（主務大臣の定めるものに限る。）
- 四 農林中央金庫その他主務大臣の定める者（外国の法令に準拠して外国において銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する銀行業を営む者（同法第四条第五項に規定する銀行等を除く。）を除く。）の業務の代理又は媒介（主務大臣の定めるものに限る。）
- 五 農林中央金庫その他主務大臣の定める者（外国の法令に準拠して外国において銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する銀行業を営む者（同法第四条第五項に規定する銀行等を除く。）を除く。）の業務の代理又は媒介（主務大臣の定めるものに限る。）
- 六 農林中央金庫その他主務大臣の定める者（外国の法令に準拠して外国において銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する銀行業を営む者（同法第四条第五項に規定する銀行等を除く。）を除く。）の業務の代理又は媒介（主務大臣の定めるものに限る。）
- 七 農林中央金庫その他主務大臣の定める者（外国の法令に準拠して外国において銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する銀行業を営む者（同法第四条第五項に規定する銀行等を除く。）を除く。）の業務の代理又は媒介（主務大臣の定めるものに限る。）
- 八 農林中央金庫その他主務大臣の定める者（外国の法令に準拠して外国において銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する銀行業を営む者（同法第四条第五項に規定する銀行等を除く。）を除く。）の業務の代理又は媒介（主務大臣の定めるものに限る。）
- 九 農林中央金庫その他主務大臣の定める者（外国の法令に準拠して外国において銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する銀行業を営む者（同法第四条第五項に規定する銀行等を除く。）を除く。）の業務の代理又は媒介（主務大臣の定めるものに限る。）
- 十 農林中央金庫その他主務大臣の定める者（外国の法令に準拠して外国において銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する銀行業を営む者（同法第四条第五項に規定する銀行等を除く。）を除く。）の業務の代理又は媒介（主務大臣の定めるものに限る。）
- 十一 農林中央金庫その他主務大臣の定める者（外国の法令に準拠して外国において銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する銀行業を営む者（同法第四条第五項に規定する銀行等を除く。）を除く。）の業務の代理又は媒介（主務大臣の定めるものに限る。）

第十一條の二の四 金融商品取引法第三章第一節第五款（第三十四條の二第六項から第八項まで並びに第三十四條の三第五項及び第六項を除く。）、同章第二節第一款（第三十五條から第三十六條の四まで、第三十七條第一項第二号、第三十七條の二、第三十七條の三第一項第二号及び第六号並びに第三十七條の五、第三十七條の七、第三十八條第一号及び第二号、第三十八條の二、第三十九條第三項ただし書及び第五項並びに第四十條の二から第四十條の五までを除く。）及び第四十五條（第三号及び第四号を除く。）の規定は、第十條第一項第三号の事業を行う組合が行う特定貯金等契約（特定貯金等（金利、通貨の価格））及び第四十五條（第三号及び第四号を除く。）の規定は、第十條第一項第三号の事業を行う組合が行う特定貯金等契約（特定貯金等（金利、通貨の価格））を主務省令で定めるものをいう。次条第一項において同じ。）の受入れを内容とする契約をいう。第九十二條の五において同じ。）の締結について準用する。





業の全部又は一部の譲受けをした日

三 第六十五條第二項の認可を受けて当該農業協同組合が合併により設立されたとき、その設立された日

二 当該農業協同組合が第六十五條第二項の認可を受けて合併をしたとき（当該農業協同組合が存続する場合に限る。）その合併をした日

行政庁は、前項各号に規定する認可をするときは、当該各号に定める日に第一項の農業協同組合又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて有することとなる特定事業会社である国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を、同日から五年を経過する日までに当該行政庁が定める基準に従つて処分することを条件としなければならない。

第一項の農業協同組合又はその子会社が、特定事業会社である国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて有することとなつた場合には、その超える部分の議決権は、当該農業協同組合が取得し、又は保有するものとみなす。

第十一條の二第三項の規定は、前各項の場合において第一項の農業協同組合又はその子会社が取得し、又は保有する議決権について準用する。

第十一條の四十七 第十條第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。第四項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一 銀行法第二條第一項に規定する銀行のうち、信託業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一條第一項に規定する信託業務をいう。第四号において同じ。）を営むもの

二 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二條第三項に規定する資金移動業者のうち、資金移動業（同條第二項に規定する資金移動業をいう。）その他主務省令で定める業務を専ら営むもの

三 金融商品取引業者のうち、有価証券関連業（金融商品取引法第二十八條第八項に規定する有価証券関連業をいう。次項において同じ。）のほか、同法第三十五條第一項第一号から第八号までに掲げる行為を行う業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券専門会社」という。）

四 金融商品取引法第二條第十二項に規定する金融商品仲介業者のうち、金融商品仲介業（同法第十一項に規定する金融商品仲介業をいう。次に掲げる行為のいづれかを業として行うものに限る。以下この号において同じ。）のほか、金融商品仲介業に付随する業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券仲介専門会社」という。）

五 金融商品取引法第二條第十一項第一号に掲げる行為

六 金融商品取引法第二條第十七項に規定する取引所金融商品市場又は同法第八項第三号口に規定する外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介（八に掲げる行為に該当するものを除く。）

七 金融商品取引法第二條第十八項第三号又は第五号に掲げる行為の委託の媒介

八 金融商品取引法第二條第十一項第三号に掲げる行為

九 信託業務又は金融関連業務を専ら営む会社（以下「信託専門会社」という。）

十 信託業務又は金融関連業務を専ら営む会社（以下「信託専門会社」という。）

十一 信託業務又は金融関連業務を専ら営む会社（以下「信託専門会社」という。）

十二 信託業務又は金融関連業務を専ら営む会社（以下「信託専門会社」という。）

十三 信託業務又は金融関連業務を専ら営む会社（以下「信託専門会社」という。）

十四 信託業務又は金融関連業務を専ら営む会社（以下「信託専門会社」という。）

十五 信託業務又は金融関連業務を専ら営む会社（以下「信託専門会社」という。）

十六 信託業務又は金融関連業務を専ら営む会社（以下「信託専門会社」という。）

十七 信託業務又は金融関連業務を専ら営む会社（以下「信託専門会社」という。）

十八 信託業務又は金融関連業務を専ら営む会社（以下「信託専門会社」という。）

十九 信託業務又は金融関連業務を専ら営む会社（以下「信託専門会社」という。）

同じ。に付随し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの。

三、六(略)

第十一條の四十五第三項の規定は、第一項の農業協同組合連合会について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「第十一條の四十七第一項」と、「子会社対象会社」とあるのは「同項に規定する子会社対象会社」と、「農林水産省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとする。第一項の農業協同組合連合会は、子会社対象会社のうち、同項第一号から第五号まで又は第七号に掲げる会社(従属業務(第二項第一号に掲げる従属業務をいう。以下この項及び第九項並びに次条第一項において同じ。))又は第十條第一項第二号若しくは第三号の事業に付随し、若しくは関連する業務として主務省令で定めるものを専ら営む会社(従属業務を営む会社にあつては、主として当該農業協同組合連合会が行う事業のためにその業務を営んでいる会社に限る。))を除く。以下この条において「認可対象会社」という。を子会社としよつとすることは、第五十條の二第三項又は第六十五條第二項の規定により信用事業の全部若しくは一部の譲受け又は合併の認可を受ける場合を除き、あらかじめ、行政庁の認可を受けなければならない。

(略) 第四項の規定は、第一項の農業協同組合連合会が、その子会社として同項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(認可対象会社に限る。に該当する子会社としよつとすることについて準用する。)

第十一條の四十八 第十條第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会又はその子会社は、国内の会社(前条第一項第一号から第四号までに掲げる会社、従属業務又は同条第二項第二号に掲げる金融関連業務を専ら営む会社(同号に掲げる金融関連業務を営む会社であつて同条第一項第五号イから八号までに掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるもの)、それぞれ異なるものとする。))及び同条第一項第七号に掲げる会社を除く。以下この項において同じ。議決権については、合算して、その基準議決権数(当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。))を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。

第十一條の四十六第二項から第七項までの規定は、前項の農業協同組合連合会について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第十一條の四十八第一項」と、「農林水産省令」とあるのは「主務省令」と、「特定事業会社である国内の会社の議決権をその基準議決権数」とあるのは「国内の会社(同項に規定する国内の会社をいう。以下この条において同じ。))」と、「同条第三項中「第一項」とあるのは「第十一條の四十八第一項」と、「特定事業会社である国内の会社」とあるのは「国内の会社」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第十一條の四十八第一項」と、「特定事業会社である国内の会社」とあるのは「国内の会社」と、同条第五項中「第一項」とあるのは「第十一條の四十八第一項」と、「特定事業会社である国内の会社」とあるのは「国内の会社」と、同条第六項中「第一項」とあるのは「第十一條の四十八第一項」と、「特定事業会社である国内の会社」とあるのは「国内の会社」と、同条第七項中「前各号」とあるのは「第十一條の四十八第一項」と読み替へるものとする。第二項から前項まで」と、「第一項」とあるのは「第十一條の四十八第一項」と読み替へるものとする。第一項の場合及び前項において準用する第十一條の四十六第二項から第七項までの場合において、新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として主務省令で定める会社の議決権の取得又は保有については、特定子会社は、第一項の農業協同組合連合会の子会社に該当しないものとみなす。

第十一條の四十九 第十條第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会は、次に掲げる会社(第四項において「子会社対象会社」という。))以外の会社を子会社としてはならない。

一 保険会社

二 保険業(保険業法第二條第一項に規定する保険業をいう。))を行う外国の会社

三 少額短期保険業者(保険業法第二條第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。))

四 次に掲げる業務を専ら営む会社(イに掲げる業務を営む会社にあつては、主として当該農業協同組合連合会が行う事業又はその子会社が行う業務のためにその業務を営んでいるものに限る。))

イ 従属業務

ロ 関連業務

四 新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として農林水産省令で定める会社(当該会社の議決権を、当該農業協同組合連合会の子会社のうち前号に掲げる会社で農林水産省令で定めるもの(次条第三項において「特定子会社」という。))以外の子会社又は当該農業協同組合連合会が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて有していないものに限る。))

五 前各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社(私的独占禁止法第九條第四項第一号に規定する持株会社をいう。))で農林水産省令で定めるもの(当該



二 金融商品取引法第九十七条、第九十七條の二第一号から第十号の三まで若しくは第十三号、第九十八條第八号、第九十九條、第二百條第一号から第十二号の二まで、第二十号若しくは第二十一号、第二百三條第三項又は第二百五條第一号から第六号まで、第十九号若しくは第二十号の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 第十條第一項第三号の事業

第五十一條 出資組合は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の十分の一（第十條第一項第三号又は第十号の事業を行う組合にあつては、五分の一）以上を利益準備金として積み立てなければならぬ。

前項の定款で定める利益準備金の額は、出資総額の二分の一（第十條第一項第三号又は第十号の事業を行う組合にあつては、出資総額）を下つてはならない。

一 出資一口の金額の減少により減少した出資の額が、持分の払戻しとして当該組合の組合員に支払つた金額及び損失のてん補に充てた金額を超えるときは、その超過額

二 合併によつて消滅した組合から承継した財産の価額が、当該組合から承継した債務の額及び当該組合の組合員に支払つた金額並びに合併後存続する組合の増加した出資の額又は合併によつて設立した組合の出資の額を超えるときは、その超過額

（略）

第一項の利益準備金及び第三項の資本準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、これを取り崩してはならない。

第九十三條（略）

行政庁は、組合が法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、規約、信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程又は農業経営規程を守つて行は、組合が法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、規約、信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程又は農業経営規程を守る者（次項、次条、第九十九條の四及び第百條の四第一項第四号において「子会社等」という。）は、信用事業受託者（特定信用事業代理業者その他信用事業に

第九十七條の二 組合は、次の各号のいずれかに該当するときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を行政庁に届け出なければならない。

一（五）（略）

六 第十條第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会が第十條の四十七條第一項第五号又は第六号に掲げる会社（認可対象会社（同條第四項に規定する認可対象会社をいう。第八号において同じ。）を除く。）を子会社としようとするとき。

七（十二）（略）

第九十七條の四 行政庁は、この法律の規定による認可又は承認（次項において「認可等」という。）に条件を付し、及びこれを変更することができる。

第九十八條 この法律中「行政庁」とあるのは、第六十八條（第七十三條第四項において準用する場合を含む。）、第七十條第一項及び第七十三條の二十二條第二項の場合を除いては、中央会、都道府県の区域を超える区域を地区とする組合及び農事組合法人並びに都道府県の区域とする農業協同組合連合会について主務大臣、その他の組合及び農事組合法人については都道府県知事（第十條第一項第三号又は第十号の事業を行う組合の信用事業又は共済事業に関する第九十四條第三項の規定による検査に関する事項については、都道府県知事の要請があり、かつ、主務大臣が必要があると認める場合には、主務大臣及び都道府県知事）とする。

（略）

第一百條 次の場合には、組合若しくは農事組合法人若しくは中央会の役員若しくは清算人又は特定信用事業代理業者（特定信用事業代理業者が法人であるときは、その取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、執行役、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）は、五十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一（十七）（四）（略）

十八 第九十七條の四第一項の規定により付した条件（第十條の四十七條第四項（同條第六項において準用する場合を含む。）又は第十一條の四十九條第四項（同條第五項において読み替へて準用する第十一條の四十七條第六項において準用する場合を含む。）の規定に係るものに限る。）に違反したとき。

金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)(抄)

(定義)  
第二条 この法律において「有価証券」とは、次に掲げるものをいう。

一 社債券(相互会社の社債券を含む。以下同じ。)

二 株券又は新株予約権証券

三 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券若しくは投資法人債券又は外国投資証券

四 前項第一号から第十五号までに掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券(同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。)、及び同項第十八号に掲げる有価証券に表示されるべき権利並びに同項第十六号に掲げる有価証券(同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。)、及び同項第十九号から第二十一号までに掲げる有価証券であつて内閣府令で定めるものに表示されるべき権利(以下この項及び次項において「有価証券表示権利」と総称する。)

五 有価証券表示権利(電子記録債権(平成十九年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子記録債権をいう。以下この項において「電子記録債権」とみなす。)

六 流通性その他の事情を勘案し、社債券その他の前項各号に掲げる有価証券とみなすことが必要と認められるものとして政令で定めるもの(第七号及び次項において「特定電子記録債権」という。)

七 当該電子記録債権を当該有価証券とみなし、次に掲げる権利は、証券又は証書に表示されるべき権利以外の権利であつても有価証券とみなして、この法律の規定を適用する。

八 民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百六十七条第一項に規定する組合契約、商法(明治三十二年法律第四十八号)第五百三十五条に規定する匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に

関する法律(平成十七年法律第四十号)第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利、社団法人の社員権その他の権利(外国の法令に基づくものを除く。)

九 のうち、当該権利を有する者(以下この号において「出資者」という。)

十 が出資又は拠出した金銭(これに類するものとして政令で定めるものを除く。)

十一 を充てて行う事業(以下この号において「出資対象事業」という。)

十二 から生ずる収益の配当又は当該出資対象事業に係る財産の分配を受けることが出来る権利であつて、次のいずれにも該当しないもの(前項各号に掲げる有価証券に表示される権利及びこの項(この号を除く。))の規定により有価証券とみなされる権利を除く。)

十三 出資者の全員が出資対象事業に参与する場合として政令で定める場合における当該出資者の権利

十四 出資者がその出資又は拠出した額の額を超えて収益の配当又は出資対象事業に係る財産の分配を受けることがないことを内容とする当該出資者の権利(イに掲げる権利を除く。)

十五 保険業法(平成七年法律第五号)第二条第一項に規定する保険業を行う者が保険者となる保険契約、農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十条第一項第十号に規定する事業を行う同法第五条に規定する組合と締結した共済契約、消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)第十条第一項第十号、第九十三号第一項第六号の二若しくは第九号の二第二項第一号に規定する事業を行う同法第二条に規定する組合と締結した共済契約、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第九条の二第七項に規定する共済事業を行う同法第三条に規定する組合と締結した共済契約又は不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利(イ及びロに掲げる権利を除く。)

十六 政令で定める権利

十七 外国の法令に基づく権利であつて、前号に掲げる権利に類するもの

十八 この法律において「金融商品取引業」とは、次に掲げる行為(その内容等を勘案し、投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政

令で定めるもの及び銀行、優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関（以下「協同組織金融機関」という。）その他政令で定める金融機関が行う第十二号、第十四号、第十五号又は第二十八号第八項各号に掲げるものを除く。）のいずれかを業として行うことをいう。）

十一（略）  
十二 次に掲げる契約を締結し、当該契約に基づき、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資として、金銭その他の財産の運用（その指図を含む。以下同じ。）を行うこと。

イ 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十三項に規定する登録投資法人と締結する同法第八十八条第一項第四号に規定する資産の運用に係る委託契約

ロ イに掲げるもののほか、当事者の一方が、相手方から、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任されるとともに、当該投資判断に基づき当該相手方のため投資を行うのに必要な権限を委任されることを内容とする契約（以下「投資一任契約」という。）

十三（略）  
十四 金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資として、第一項第十号に掲げる有価証券に表示される権利その他の政令で定める権利を有する者から抛受を受けた金銭その他の財産の運用を行うこと（第十二号に掲げる行為に該当するものを除く。）

十五 金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて主として有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資として、次に掲げる権利その他政令で定める権利を有する者から出資又は抛受を受けた金銭その他の財産の運用を行うこと（第十二号及び前号に掲げる行為に該当するものを除く。）

イ 第一項第十四号に掲げる有価証券又は同項第十七号に掲げる有価証券（同項第十四号に掲げる有価証券の性質を有するものに限り。）に表示される権利  
ロ 第二項第一号又は第二号に掲げる権利  
ハ 第二項第五号又は第六号に掲げる権利

十六（略）  
十七（略）  
十八（略）  
十九（略）  
二十（略）

二十一（略）  
二十二（略）  
二十三（略）  
二十四（略）  
二十五（略）  
二十六（略）  
二十七（略）  
二十八（略）  
二十九（略）  
三十（略）

三十一（略）  
三十二（略）  
三十三（略）  
三十四（略）  
三十五（略）  
三十六（略）  
三十七（略）  
三十八（略）  
三十九（略）  
四十（略）

四十一（略）  
四十二（略）  
四十三（略）  
四十四（略）  
四十五（略）  
四十六（略）  
四十七（略）  
四十八（略）  
四十九（略）  
五十（略）

五十一（略）  
五十二（略）  
五十三（略）  
五十四（略）  
五十五（略）  
五十六（略）  
五十七（略）  
五十八（略）  
五十九（略）  
六十（略）

六十一（略）  
六十二（略）  
六十三（略）  
六十四（略）  
六十五（略）  
六十六（略）  
六十七（略）  
六十八（略）  
六十九（略）  
七十（略）

七十一（略）  
七十二（略）  
七十三（略）  
七十四（略）  
七十五（略）  
七十六（略）  
七十七（略）  
七十八（略）  
七十九（略）  
八十（略）

八十一（略）  
八十二（略）  
八十三（略）  
八十四（略）  
八十五（略）  
八十六（略）  
八十七（略）  
八十八（略）  
八十九（略）  
九十（略）

九十一（略）  
九十二（略）  
九十三（略）  
九十四（略）  
九十五（略）  
九十六（略）  
九十七（略）  
九十八（略）  
九十九（略）  
百（略）

百一（略）  
百二（略）  
百三（略）  
百四（略）  
百五（略）  
百六（略）  
百七（略）  
百八（略）  
百九（略）  
百十（略）

百十一（略）  
百十二（略）  
百十三（略）  
百十四（略）  
百十五（略）  
百十六（略）  
百十七（略）  
百十八（略）  
百十九（略）  
百二十（略）

百二十一（略）  
百二十二（略）  
百二十三（略）  
百二十四（略）  
百二十五（略）  
百二十六（略）  
百二十七（略）  
百二十八（略）  
百二十九（略）  
百三十（略）

百三十一（略）  
百三十二（略）  
百三十三（略）  
百三十四（略）  
百三十五（略）  
百三十六（略）  
百三十七（略）  
百三十八（略）  
百三十九（略）  
百四十（略）



第十一條 内閣総理大臣は、有価証券届出書の届出後一年内の届出の効力の停止等）  
るときは、当該有価証券届出書又はその届出者がこれを提出した日から一年以内に提出する第五條第一項に規定する届出書若しくは第二十三條の三第一項に規

定する発行登録書若しくは第二十三條の八第一項に規定する発行登録追補書類について、届出者に対し、公益又は投資者保護のため相当と認められる期間、その届出の効力若しくは当該発行登録書若しくは当該発行登録追補書類に係る発行登録の効力の停止を命じ、又は第八條第一項（第二十三條の五第一項において準用する場合を含む。）に規定する期間を延長することができる。この場合においては、行政手続法第十三條第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 (略)

第二十三條 (届出書の真实性の認定等の禁止)

何人も、有価証券の募集又は売出しに関し、第四條第一項から第三項までの規定による届出があり、かつ、その効力が生じたこと、又は第十條第一項若しくは第十一條第一項の規定による停止命令が解除されたことをもつて、内閣総理大臣が当該届出に係る有価証券届出書の記載が真実かつ正確であり若しくはそのうちに重要な事項の記載が欠けていないことを認定し、又は当該有価証券の価値を保証若しくは承認したものであるとみなすことができない。

2 何人も、前項の規定に違反する表示をすることができない。

第二十四條 (有価証券報告書の提出)

有価証券の発行者である会社は、その会社が発行者である有価証券（特定有価証券を除く。次の各号を除き、以下この条において同じ。）が次に掲げる有価証券のいずれかに該当する場合には、内閣府令で定めるところにより、事業年度ごとに、当該会社の商号、当該会社の属する企業集団及び当該会社の経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項を記載した報告書（以下「有価証券報告書」という。）を、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けた期間内、外国会社にあつては公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定めるところにより、内閣総理大臣に提出しなければならない。（以下略）

一 金融商品取引所に上場されている有価証券（特定上場有価証券を除く。）（流通状況が前号に掲げる有価証券に準ずるものとして政令で定める有価証券を除く。）

二 流通状況が前号に掲げる有価証券に準ずるものとして政令で定める有価証券（流通状況が特定上場有価証券に準ずるものとして政令で定める有価証券を除く。）

三 その募集又は売出しにつき第四條第一項本文、第二項本文若しくは第三項本文又は第二十三條の八第一項本文若しくは第二項の規定の適用を受けた有価証券（前二号に掲げるものを除く。）

四 当該会社が発行する有価証券（株券、第二條第二項の規定により有価証券とみなされる有価証券投資事業権利等その他の政令で定める有価証券に限る。）

で、当該事業年度又は当該事業年度の開始の日前四年以内に開始した事業年度のいずれかの末日におけるその所有者の数が政令で定める数以上（当該有価証券が同項の規定により有価証券とみなされる有価証券投資事業権利等である場合には、当該事業年度の末日におけるその所有者の数が政令で定める数以上）であるもの（前三号に掲げるものを除く。）

2 (略)

3 (略)

前各項の規定は、特定有価証券が第一項各号に掲げる有価証券のいずれかに該当する場合について準用する。この場合において、同項本文中「有価証券の発行者である会社」とあるのは「有価証券の発行者である会社（内閣府令で定める有価証券については、内閣府令で定める者を除く。）」と、「特定有価証券を除く」とあるのは「特定有価証券に限る」と、「事業年度」とあるのは「当該特定期間」と、「当該会社が行う資産の運用その他これに類似する事業に係る資産の経理の状況その他資産」とあるのは「当該特定期間」と、同項ただし書中「当該有価証券が第三号に掲げる有価証券（株券その他の政令で定める有価証券に限る。）に該当する場合においてその発行者である会社（報告書提出開始年度（当該有価証券の募集又は売出しにつき第四條第一項本文、第二項本文若しくは第三項本文又は第二十三條の八第一項本文若しくは第二項の規定の適用を受けることとなつた日の属する事業年度をい）当該報告書提出開始年度が複数あるときは、その直近のものをいう。）終了後五年を経過している場合に該当する会社に限る。）の当該事業年度の末日及び当該事業年度の開始の日前四年以内に開始した事業年度すべての末日における当該有価証券の所有者の数が政令で定めるところにより計算した数に満たない場合であつて有価証券報告書を提出しなくとも公益又は投資者保護に欠けること及び当該事業年度の末日における当該有価証券の所有者の数が政令で定めるところにより計算した数に満たないとき、並びに」とあるのは「及び」と、同項第四号中「株券、第二條第二項の規定により有価証券とみなされる有価証券投資事業権利等」とあるのは「第二條第二項の規定により有価証券とみなされる有価証券投資事業権利等」と、当該事業年度又は当該事業年度の開始の日前四年以内に

開始した事業年度のいずれかの末日におけるその所有者の数が政令で定める数以上（当該有価証券が同項の規定により有価証券とみなされる有価証券投資事業  
権利等である場合にあっては、当該事業年度の末日におけるその所有者の数が政令で定める数以上）とあるのは「当該特定期間の末日におけるその所有者  
数が政令で定める数以上」と、第二項中「有価証券の」とあるのは「特定有価証券」と、第三項中「第一項本文」とあるのは「第五項において準用する第  
項本文」と、「発行者」とあるのは「発行者（内閣府令で定める有価証券については、内閣府令で定める者を除く）」と、「有価証券が」とあるのは「特定  
有価証券が」と、「その該当することとなつた日」とあるのは「当該特定有価証券につき、その該当することとなつた日」と、「事業年度」とあるのは「特定  
期間」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 15 (略)

(訂正届出書に関する規定の準用)  
第二十四条の二 第七條第一項及び第十條第一項の規定は、有価証券報告書及びその添付書類について準用する。この場合において、第七條第一  
項中「第四條第一項から第三項までの規定による届出の日以後当該届出がその効力を生ずることとなる日以前において、第五條第一項及び第十條の規定による届  
出書類」とあるのは「有価証券報告書及びその添付書類」と、「届出者」とあるのは「有価証券報告書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書  
」と、第九條第一項中「届出者」とあるのは「有価証券報告書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、第十條第一項中「届出者」とある  
のは「有価証券報告書の提出者」と、「訂正届出書の提出を命じ、必要があると認めるときは、第四條第一項から第三項までの規定による届出の効力の停止」  
とあるのは「訂正報告書の提出」と読み替えるものとする。

4 2・3 (略)  
前条第八項、第九項及び第十一項の規定は、第一項において読み替えて準用する第七條第一項、第九條第一項又は第十條第一項の規定により報告書提出外国  
会社が提出した外国会社報告書及びその補足書類の訂正報告書を提出する場合について準用する。

(有価証券報告書の記載内容に係る確認書の提出)  
第二十四条の四の二 (略)

6 2 5 (略)  
第二十四条第八項、第九項及び第十一項から第十三項までの規定は、報告書提出外国会社が第一項又は第二項の規定により確認書を提出する場合（外国会社  
報告書を提出している場合に限る。）について準用する。この場合において、同条第八項中「外国会社」第二十三條の三第四項の規定により有価証券報告書を  
提出したものを含む。以下「報告書提出外国会社」という。とあるのは「外国会社」と、「第一項の規定による有価証券報告書及び第六項の規定によりこ  
れに添付しなければならない書類（以下この条において「有価証券報告書等」という。）とあるのは「第二十四條の四の二第一項又は第二項（これらの規  
定を同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第四項において準用する場合を含む。）の規定による確認書」と、「外国において開示が行わ  
れている有価証券報告書等」に類する」とあるのは「確認書に記載すべき事項を記載した」と、同条第九項中「当該外国会社報告書に記載されていない事項の  
うち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものを記載した書類その他」とあるのは「その他」と、同条第十一項中「有価証券  
報告書等」とあるのは「第二十四條の四の二第一項又は第二項（これらの規定を同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第四項において準  
用する場合を含む。）の規定による確認書」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制の評価)  
第二十四条の四の四 (略)

6 2 5 (略)  
第二十四条第八項、第九項及び第十一項から第十三項までの規定は、報告書提出外国会社が第一項又は第二項の規定による内部統制報告書を提出する場合（  
外国会社報告書を提出している場合に限る。）について準用する。この場合において、同条第八項中「外国会社」第二十三條の三第四項の規定により有価証券  
報告書を提出したものを含む。以下「報告書提出外国会社」という。とあるのは「外国会社」と、「第一項の規定による有価証券報告書及び第六項の規定  
によりこれに添付しなければならない書類（以下この条において「有価証券報告書等」という。）とあるのは「第二十四條の四の二第一項又は第二項（これ  
らの規定を同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による内部統制報告書及び同条第四項の規定によりこれに添付しなければならない書類（以下こ  
の条において「内部統制報告書等」という。）と、「外国において開示が行われていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令  
で定めるものを記載した書類その他」とあるのは「その他」と、同条第十一項中「有価証券報告書等」とあるのは「内部統制報告書等」と読み替えるものとす  
るほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(届出者等に対する報告の徴取及び検査)

第二十六条 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ相当であると認めるときは、縦覧書類を提出した者若しくは提出すべきであると認められる者若しくは有価証券の引受人その他の関係者若しくは参考人に対し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をしてその者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(会社以外の発行者に関する準用規定)

第二十七条 第二條の二、第五條から第十三條まで、第十五條から第二十四條の五の二まで及び第二十四條の七から前條までの規定は、発行者が会社以外の者(第五條第六項から第九項まで、第七條第二項、第九條第二項、第十條第二項、第二十四條第八項から第十三項まで、第二十四條の二、第四項、第二十四條の四の二第六項(第二十四條の四の八第一項及び第二十四條の五の二第二項において準用する場合を含む。)、第二十四條の四の三第三項、第二十四條の四の四第六項、第二十四條の四の五第三項、第二十四條の四の七第六項から第十一項まで並びに第二十四條の五第七項から第十四項まで及び第十五項から第十九項までの規定)にあつては外国の者に限る。である場合について準用する。この場合において、第五條第六項及び第二十四條第八項中「外国会社」とあるのは「会社以外の外国の者」と、第二十四條第八項及び第十項から第十三項まで、第七條第二項、第九條第二項並びに第二十四條の二第七項、第六項及び第七項中「外国会社」とあるのは「届出書提出の五第七項、第九項から第十二項まで及び第十五項から第十九項までの規定中「報告書提出外国会社」とあるのは「報告書提出外国者」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(発行者以外の者による株券等の公開買付け)

第二十七條の二 (略)

2 } 5 (略)

6 この条において「公開買付け」とは、不特定かつ多数の者に対し、公告により株券等の買付け等の申込み又は売付け等(売付けその他の有償の譲渡をいう。以下この章において同じ。)の申込みの勧誘を行い、取引所金融商品市場外で株券等の買付け等を行うことをいう。

7 } 8 (略)

(公開買付開始公告及び公開買付届出書の提出)

第二十七條の三 前條第一項本文の規定により同項に規定する公開買付け(以下この節において「公開買付け」という。)によつて株券等の買付け等を行わなければならない者は、政令で定めるところにより、当該公開買付けについて、その目的、買付け等の価格、買付け等の株券等の数(株券については株式の数を、その他のものについては内閣府令で定める数をいう。以下この節において同じ。)、買付け等の期間その他の内閣府令で定める事項を公告しなければならない。この場合において、当該買付け等の期間が政令で定める期間より短いときは、第二十七條の十第三項の規定により当該買付け等の期間が延長されることがある旨を当該公告において明示しなければならない。

2 } 4 (略)

(公開買付届出書の公衆縦覧)

第二十七條の十四 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、公開買付届出書(その訂正届出書を含む。次條第一項において同じ。)及び公開買付撤回届出書並びに公開買付報告書、意見表明報告書及び対質問回答報告書(これらの訂正報告書を含む。次條第一項において同じ。)を、これらの書類を受理した日から当該公開買付けに係る公開買付期間の末日の翌日以後五年を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 } 7 (略)

(公開買付者等に対する報告の徴取及び検査)

第二十七條の二十二 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ相当であると認めるときは、公開買付者若しくは第二十七條の二第一項本文の規定により公開買付けによつて株券等の買付け等を行うべきであると認められる者若しくはこれらの特別関係者若しくは参考人に対し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をしてその者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ相当であると認めるときは、意見表明報告書を提出した者若しくは提出すべきであると認められる者若しくはこれらの関係者若しくは参考人に対し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をしてその者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(発行者による上場株券等の公開買付け)

第二十七條の二十二の二 ただし、取引所金融商品市場における有価証券の売買等に準ずるものとして政令で定める取引による買付け等については、この限りで



となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。

(特定情報の提供者等に対する報告の徴取及び検査)  
第二十七条の三十五 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、特定情報を提供し、若しくは公表した発行者若しくは特定情報を提供し、若しくは公表すべきであるとして認められる発行者若しくは当該特定情報に係る有価証券の引受人その他の関係者若しくは参考人に対し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をしてその者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第二十八条 この章において、「第一種金融商品取引業」とは、金融商品取引業のうち、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいう。

一 有価証券(第二條第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除く。)(一) について同條第八項第一号から第三号まで、第五号、第八号又は第九号に掲げる行為

二 商品関連市場デリバティブ取引についての第二條第八項第二号、第三号又は第五号に掲げる行為

三 次のイからハまでのいずれかに該当する行為

イ 有価証券の元引受けであつて、損失の危険の管理の必要性の高いものとして政令で定めるもの

ロ 有価証券の元引受けであつて、イに掲げるもの以外のもの

ハ 有価証券の元引受け以外のもの

四 第二條第八項第十号に掲げる行為

五 第二條第八項第十六号又は第十七号に掲げる行為

六 (略)

七 この章において、「投資運用業」とは、金融商品取引業のうち、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいう。

一 有価証券の売買又はその媒介、取次ぎ(有価証券等清算取次ぎを除く。)(若しくは代理)

二 取引所金融商品市場又は外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介、取次ぎ又は代理

三 市場デリバティブ取引のうち、次に掲げる取引

イ 売買の当事者が将来の一定の時期において有価証券(有価証券に係る第二條第二十四項第五号に掲げる標準物を含み、政令で定めるものを除く。以下この号において同じ。)(及びその対価の授受を約する売買であつて、当該売買の目的となつて有価証券の転売又は買戻しをしたときは差金の授受によつて決済することができるとする取引

ロ 当事者があらかじめ有価証券指標として約定する数値(以下この章において「有価証券約定数値」という。)(と将来の一定の時期における現実の当該有価証券指標の数値(以下この章において「有価証券現実数値」という。)(の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引

ハ 当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引

四 (1) 有価証券の売買

イ、ロ、二及びホに掲げる取引(ロに掲げる取引に準ずる取引で金融商品取引所の定めるものを含む。)

二 当事者が元本として定めた金額について当事者の一方が相手方と取り決めた有価証券の利率等又は有価証券指標(有価証券の利率等及びこれに基づいて算出した数値を除く。二及び次号ホにおいて同じ。)(の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた金利若しくは有価証券の利率等又は通貨の価格若しくは有価証券指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引(これらの金銭の支払とあわせて当該元本として定めた金額に相当する金銭又は有価証券を授受することを約するものを含む。)

ホ イから二までに掲げる取引に類似する取引であつて、政令で定めるもの

四 店頭デリバティブ取引のうち、次に掲げる取引

イ、当該売買の目的となつて有価証券の売戻し又は買戻しその他政令で定める行為をしたときは差金の授受によつて決済することができる取引

八〇 有価証券約定数値と有価証券現実数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引  
に對して對価を支払うことを約する取引又はこれに類似する取引  
有価証券の売買

(2)イ、ロ、ホ及びヘに掲げる取引  
二 当事者の一方の意思表示により当事者間において当該意思表示を行う場合の有価証券指標としてあらかじめ約定する数値と現に当該意思表示を行った時  
期における現実の当該有価証券指標の数値の差に基づいて算出される金銭を授受することとなる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一  
方に付与し、当事者の一方がこれに對して對価を支払うことを約する取引又はこれに類似する取引

ホ 当事者が元本として定めた金額に對して当事者の一方が相手方と取り決めた有価証券の利率等若しくは有価証券指標の約定した期間における変化率に基  
づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた金銭の利率等若しくは有価証券の価格若しくは有価証券指標の約定した期間におけ  
る変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引（これらの金銭の支払とあわせて当該元本として定めた金額に相当する金銭又は有価証券を授受  
することを約するものを含む。）又はこれに類似する取引

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、これらと同様の経済的性質を有する取引であつて、公益又は投資者の保護を確保することが必要と認められるものと  
して政令で定める取引

五 外国金融商品市場において行う取引であつて、第三号に掲げる取引と類似の取引  
六 前三号に掲げる取引（以下「有価証券関連デリバティブ取引」という。）の媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）若しくは代理又は第三号若し  
くは前号に掲げる取引の委託の媒介、取次ぎ若しくは代理

七 第二条第八項第五号に掲げる行為であつて、有価証券の売買、有価証券関連デリバティブ取引その他政令で定める取引に係るもの  
八 第二条第八項第六号、第八号又は第九号に掲げる行為

（登録）  
第二十九條 金融商品取引業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、行うことができない。

（登録の拒否）  
第二十九條の四（略）

二 前項第五号から八までの「主要株主」とは、会社の総株主等の議決権（総株主、総社員、総役員、総組合員又は総出資者の議決権をいい、株式会社にあつ  
ては、株主総会において決議をすることができ、議決権を行使することができるが、議決権を行使できない株式については、議決権を行使できない株式を除き、会社法第八百七十九條第三  
項の規定により議決権を有するものとみなされる株式）の全部につき議決権を含む。以下同じ。）の百分の二十（会社の財務及び業務の方針の決定に對して重要な  
影響を与えることが推測される事実として内閣府令で定める事実がある場合には、百分の十五）以上の数の議決権（社債、株式等の振替に關する法律第四百十  
七條第一項又は第四百八十八條第一項（これらの規定を同法第二百二十八條第一項、第二百三十五條第一項、第二百三十九條第一項及び第二百七十六條第二号に  
おいて準用する場合を含む。）の規定により発行者に對抗することができない株式又は持分に係る議決権を含み、保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令  
で定めるものを除く。第四項並びに第三十二條第一項及び第四項において「対象議決権」という。）を保有している者をいう。

三 第一項第五号の「子会社」とは、会社がその総株主等の議決権の過半数を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の  
子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の過半数を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

（取締役等の就任等に係る届出）  
第三十一條の四（略）

二 前項の「親銀行等」とは、金融商品取引業者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その  
他の団体として政令で定める要件に該当する者（第三十三條の三第二項第三号及び第四十四條の三において「親法人等」という。）のうち、銀行、協同組織金  
融機関その他政令で定める金融機関に該当するものをいう。

三 第二項の「子銀行等」とは、金融商品取引業者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人そ  
の他の団体として政令で定める要件に該当する者（第三十三條の三第二項第三号及び第四十四條の三において「子法人等」という。）のうち、銀行、協同組織  
金融機関その他政令で定める金融機関に該当するものをいう。

四 前項の「親銀行等」とは、金融商品取引業者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その  
他の団体として政令で定める要件に該当する者（第三十三條の三第二項第三号及び第四十四條の三において「親法人等」という。）のうち、銀行、協同組織金  
融機関その他政令で定める金融機関に該当するものをいう。

五 前項の「子銀行等」とは、金融商品取引業者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人そ  
の他の団体として政令で定める要件に該当する者（第三十三條の三第二項第三号及び第四十四條の三において「子法人等」という。）のうち、銀行、協同組織  
金融機関その他政令で定める金融機関に該当するものをいう。

(対象議決権保有届出書の提出等)

- 第三十二条 金融商品取引業者(第一種金融商品取引業者又は投資運用業を行う者に限り、外国法人を除く。以下この款において同じ。)の主要株主(第二十九条の四第二項に規定する主要株主をいう。以下この節において同じ。)となつた者は、内閣府令で定めるところにより、対象議決権保有割合(対象議決権の保有者の保有する当該対象議決権の数を当該金融商品取引業者の総株主等の議決権の数で除して得た割合をいう。)を、保有の目的その他内閣府令で定める事項を記載した対象議決権保有届出書を、遅滞なく、内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 2 前項の対象議決権保有届出書には、第二十九条の四第一項第五号二(1)及び(2)並びにホ(1)から(3)までに該当しないことを誓約する書面その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。
- 3 金融商品取引業者の特定主要株主以外の主要株主は、当該金融商品取引業者の特定主要株主となつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
- 4 前項の「特定主要株主」とは、会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える対象議決権を保有している者をいう。
- 5 第二十九条の四第四項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

(主要株主に対する措置命令等)

- 第三十二条の二 内閣総理大臣は、金融商品取引業者の主要株主が第二十九条の四第一項第五号二(1)若しくは(2)又はホ(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、当該主要株主に対し三月以内の期間を定めて当該金融商品取引業者の主要株主でなくなるための措置その他の必要な措置をとることを命ずることができる。
- 2 内閣総理大臣は、金融商品取引業者の特定主要株主(前条第四項に規定する特定主要株主をいう。以下同じ。)の業務又は財産の状況(当該特定主要株主が法人である場合にあつては、当該特定主要株主の子法人等(特定主要株主が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該特定主要株主と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいう。)の財産の状況を含む。)に照らして公益又は投資者保護のため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該特定主要株主に対し、当該金融商品取引業者の業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。
- 3 内閣総理大臣は、金融商品取引業者の特定主要株主が前項の規定による命令に違反した場合には、当該特定主要株主に対し三月以内の期間を定めて当該金融商品取引業者の主要株主でなくなるための措置その他の必要な措置をとることを命ずることができる。

(主要株主でなくなつた旨の届出等)

- 第三十二条の三 金融商品取引業者の主要株主は、当該金融商品取引業者の主要株主でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
- 2 金融商品取引業者の特定主要株主は、当該金融商品取引業者の特定主要株主以外の主要株主となつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(主要株主に関する規定の準用)

- 第三十二条の四 第三十二条第一項及び第二項、第三十二条の二第一項並びに前条第一項の規定は、金融商品取引業者を子会社(第二十九条の四第三項に規定する子会社をいう。)とする持株会社の株主又は出資者について準用する。

(金融機関の登録)

- 第三十三条の二 金融機関は、次に掲げる行為のいずれかを業として行おうとするとき、又は投資助言・代理業若しくは有価証券等管理業務を行おうとするときは、内閣総理大臣の登録を受けなければならない。
- 一 書面取次ぎ行為
- 二 前条第二項各号に掲げる有価証券又は取引についての当該各号に定める行為(同条第一項ただし書に該当するものを除く。)
- 三 デリバティブ取引等のうち有価証券関連デリバティブ取引等以外のもの(他の法律の定めるところにより投資の目的をもつて、又は信託契約に基づいて信託をする者の計算において行うもの及び商品関連市場デリバティブ取引を除く。)又は第二条第八項第五号に掲げる行為のうち第二十八条第八項第七号に掲げるもの以外のもの
- 四 第二条第八項第七号に掲げる行為

(特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合)

- 第三十四条の二 (略)
- 2・3 (略)

4 金融商品取引業者等は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、申出者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該金融商品取引業者等は、当該書面を交付したものとみなす。

5 金融商品取引業者等が第二項の規定による承諾及び第三項の規定による書面の交付をした場合であつて、申出者が次に掲げる者である場合におけるこの法律（第二十九条の五第三項及びこの款を除く。）の規定の適用については、当該申出者は、特定投資家以外の顧客とみなす。

6 当該金融商品取引業者等が承諾日以後に締結する対象契約の相手方

7 金融商品取引業者等は、対象契約（第二条第八項第二号から第四号まで、第十号及び第十三号に規定する代理を行うことを内容とするものに限る。以下この項及び第八項において「特定対象契約」という。）の締結に関して申出者が前項の規定の適用を受ける場合において、当該特定対象契約に基づき当該申出者を代理して金融商品取引契約を締結するときは、当該金融商品取引契約の相手方である他の金融商品取引業者等（次項及び第八項において「相手方金融商品取引業者等」という。）に対し、あらかじめ、当該金融商品取引契約に関する申出者が特定投資家以外の顧客とみなされる旨を告知しなければならぬ。

8 金融商品取引業者等が前項の規定による告知をした場合には、相手方金融商品取引業者等に対しては、前条の規定は、適用しない。

9 特定対象契約を締結した金融商品取引業者等が第六項の規定による告知をした場合には、当該金融商品取引業者等が当該特定対象契約に基づき申出者を代理して相手方金融商品取引業者等との間で締結する金融商品取引契約については、当該申出者を特定投資家以外の顧客とみなして、この法律（第二十九条の五第三項及びこの款を除く。）の規定を適用する。

10 特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合

11 第三十四条の三 法人（特定投資家を除く。）は、金融商品取引業者等に対し、契約の種類ごとに、当該契約の種類に属する金融商品取引契約に関して自己を特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる。

12 金融商品取引業者等は、前項の規定による申出を承諾する場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した書面により、当該申出をした法人（以下この条において「申出者」という。）の同意を得なければならない。この場合において、第二号に規定する期限日は、第一号に規定する承諾日から起算して一年を経過する日（内閣府令で定める場合にあつては、当該経過する日前で内閣府令で定める日）としなければならない。

13 一 当該申出者が次に掲げる事項を理解している旨

イ 特定投資家が金融商品取引業者等から対象契約の締結の勧誘を受け、又は当該金融商品取引業者等に対象契約の申込みをし、若しくは当該金融商品取引業者等と対象契約を締結する場合におけるこの法律の規定の適用の特例の内容として内閣府令で定める事項

ロ 五 七 略

4 3 金融商品取引業者等が第二項の規定による承諾をし、かつ、申出者が同項の規定による書面による同意をした場合であつて、当該申出者が次に掲げる者である場合におけるこの法律（第二十九条の五第三項及びこの款を除く。）の規定の適用については、当該申出者は、特定投資家とみなす。

5 二 当該金融商品取引業者等が承諾日から期限日まで締結する対象契約の相手方

6 金融商品取引業者等は、対象契約（第二条第八項第二号から第四号まで、第十号及び第十三号に規定する代理を行うことを内容とするものに限る。以下この項及び次項において「特定対象契約」という。）の締結に関して申出者が前項の規定の適用を受ける場合において、当該特定対象契約に基づき当該申出者を代理して期限日以前に金融商品取引契約を締結するときは、当該金融商品取引契約の相手方である他の金融商品取引業者等（次項において「相手方金融商品取引業者等」という。）に対し、あらかじめ、当該金融商品取引契約に関する申出者が特定投資家とみなされる旨を告知しなければならない。

7 特定対象契約を締結した金融商品取引業者等が前項の規定による告知をした場合には、当該金融商品取引業者等が当該特定対象契約に基づき申出者を代理して相手方金融商品取引業者等との間で締結する金融商品取引契約（期限日以前に締結するものに限る。）については、当該申出者を特定投資家とみなして、この法律（第二十九条の五第三項及びこの款を除く。）の規定を適用する。

8 第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲

9 第三十五条 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者に限る。以下この条において同じ。）は、金融商品取引業のほか、次に掲げる行為を業として行うことその他の金融商品取引業に付随する業務を行うことができる。



第三十五条の二 金融商品取引業者（第二種金融商品取引業又は投資助言・代理業のみを行う者に限る。次項において同じ。）は、金融商品取引業（第二種金融商品取引業又は投資助言・代理業に限る。）のほか、他の業務を兼業することができる。  
2 前項の規定は、金融商品取引業者が同項に規定する他の業務を兼業する場合において、当該業務に関する法律の適用を排除するものと解してはならない。

（顧客に対する誠実義務）

第三十六条 金融商品取引業者等並びにその役員及び使用人は、顧客に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない。  
2 特定金融商品取引業者等は、当該特定金融商品取引業者等又はその親金融機関等若しくは子金融機関等が行う取引に伴い、当該特定金融商品取引業者等又はその子金融機関等が行う金融商品関連業務（金融商品取引行為に係る業務その他の内閣府令で定める業務をいう。）に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、内閣府令で定めるところにより、当該金融商品関連業務に関する情報を適正に管理し、かつ、当該金融商品関連業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。  
3 この条において「特定金融商品取引業者等」とは、金融商品取引業者等のうち、有価証券関連業務を行う金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行うことにつき第二十九条の登録を受けた者に限る。）その他の政令で定める者をいう。  
4 第二項の「親金融機関等」とは、特定金融商品取引業者等の議決権の過半数を保有している者その他の当該特定金融商品取引業者等と密接な関係を有する者として政令で定める者のうち、金融商品取引業者、銀行、協同組織金融機関その他の政令で定める金融業を行う者をいう。  
5 第二項の「子金融機関等」とは、特定金融商品取引業者等が総株主等の議決権の過半数を保有している者その他の当該特定金融商品取引業者等と密接な関係を有する者として政令で定める者のうち、金融商品取引業者、銀行、協同組織金融機関その他の政令で定める金融業を行う者をいう。

（標識の掲示）

第三十六条の二 金融商品取引業者等は、営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、内閣府令で定める様式の標識を掲示しなければならない。  
2 金融商品取引業者等以外の者（金融商品仲介業者その他の法令の規定により金融商品取引業を行うことができる者に限る。）は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

（名義貸しの禁止）

第三十六条の三 金融商品取引業者等は、自己の名義をもつて、他人に金融商品取引業（登録金融機関にあつては、登録金融機関業務。以下この款において同じ。）を行わせてはならない。

（社債の管理の禁止等）

第三十六条の四 金融商品取引業者（有価証券関連業務を行う者に限る。次項において同じ。）は、会社法第七百二条に規定する社債管理者又は担保付社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社とすることができない。  
2 金融商品取引業者は、他の法律の規定にかかわらず、引受人となることができる。

（広告等の規制）

第三十七条 金融商品取引業者等は、その行う金融商品取引業の内容について広告その他これに類似するものとして内閣府令で定める行為をするときは、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を表示しなければならない。

- 一 （略）
- 二 金融商品取引業者等である旨及び当該金融商品取引業者等の登録番号
- 三 （略）
- 2 （略）

（取引態様の事前明示義務）

第三十七条の二 金融商品取引業者等は、顧客から有価証券の売買又は店頭デリバティブ取引に関する注文を受けたときは、あらかじめ、その者に対し自己がその相手方となつて当該売買若しくは取引を成立させるか、又は媒介し、取次ぎし、若しくは代理して当該売買若しくは取引を成立させるかの別を明らかにしなければならない。

（契約締結前の書面の交付）

第三十七条の三 金融商品取引業者等は、金融商品取引契約を締結しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、顧客に対し、次に掲げる

事項を記載した書面を交付しなければならない。ただし、投資者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

一 当該金融商品取引業者等の商号、名称又は氏名及び住所  
二 金融商品取引業者等である旨及び当該金融商品取引業者等の登録番号  
三 当該金融商品取引契約の概要  
四 手数料、報酬その他の当該金融商品取引契約に関する事項であつて内閣府令で定めるもの  
五 顧客が行う金融商品取引行為について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により損失が生ずることとなるおそれがあるときは、その旨

六 前号の損失の額が顧客が預託すべき委託証拠金その他の保証金その他内閣府令で定めるものの額を上回るおそれがあるときは、その旨  
七 前各号に掲げるもののほか、金融商品取引業の内容に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして内閣府令で定める事項

2 第三十四条の二第四項の規定は、前項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係る金融商品取引契約の締結の勧誘（募集若しくは売出し又は募集若しくは売出しの取扱いであつて、政令で定めるものに限り）を行う場合には、あらかじめ、当該金融商品取引契約に係る第一項の書面の内容を内閣総理大臣に届け出なければならない。ただし、投資者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

3 金融商品取引業者等は、金融商品取引契約が成立したときその他内閣府令で定めるときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、書面を作成し、これを顧客に交付しなければならない。ただし、その金融商品取引契約の内容その他の事情を勘案し、当該書面を顧客に交付しなくても公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして内閣府令で定める場合は、この限りでない。

2 第三十四条の二第四項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。

（保証金の受領に係る書面の交付）  
第三十七条の五 金融商品取引業者等は、その行う金融商品取引業に関して顧客が預託すべき保証金（内閣府令で定めるものに限る。）を受領したときは、顧客に対し、直ちに、内閣府令で定めるところにより、その旨を記載した書面を交付しなければならない。

2 第三十四条の二第四項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。

（書面による解除）  
第三十七条の六 金融商品取引業者等と金融商品取引契約（当該金融商品取引契約の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。）を締結した顧客は、内閣府令で定める場合を除き、第三十七条の四第一項の書面を受領した日から起算して政令で定める日数を経過するまでの間、書面により当該金融商品取引契約の解除を行うことができる。

2 金融商品取引業者等は、第一項の規定による金融商品取引契約の解除があつた場合には、当該金融商品取引契約の解除までの期間に相当する手数料、報酬その他の当該金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価（次項において「対価」という。）の額として内閣府令で定める金額を超えて当該金融商品取引契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

4 金融商品取引業者等は、第一項の規定による金融商品取引契約の解除があつた場合において、当該金融商品取引契約に係る対価の前払を受けているときは、これを顧客に返還しなければならない。ただし、前項の内閣府令で定める金額については、この限りでない。

5 略

（指定紛争解決機関との契約締結義務等）  
第三十七条の七 金融商品取引業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

一 当該金融商品取引業者等（登録金融機関を除く。次号から第四号までにおいて同じ。）が第一種金融商品取引業を行う者である場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める措置  
イ 指定第一種紛争解決機関（指定紛争解決機関（第五十六条の三十八第一項に規定する指定紛争解決機関をいう。以下この章及び第五章の四において同じ。）であつてその紛争解決業務の種類（同条第十二項に規定する紛争解決業務の種類をいう。以下この章及び第五章の四において同じ。）が特定第一種金融商品取引業務（同条第二項に規定する特定第一種金融商品取引業務をいう。以下この号において同じ。）であるものをいう。以下この号及び第三項第一号において同じ。）が存在する場合 一の指定第一種紛争解決機関との間で特定第一種金融商品取引業務に係る手続実施基本契約（同条第十三項に規定する手続実施基本契約をいう。以下この章及び第五章の四において同じ。）を締結する措置

二 指定第一種紛争解決機関（指定紛争解決機関（第五十六条の三十八第一項に規定する指定紛争解決機関をいう。以下この章及び第五章の四において同じ。）であつてその紛争解決業務の種類（同条第十二項に規定する紛争解決業務の種類をいう。以下この号において同じ。）が特定第一種金融商品取引業務（同条第二項に規定する特定第一種金融商品取引業務をいう。以下この号において同じ。）であるものをいう。以下この号及び第三項第一号において同じ。）が存在する場合 一の指定第一種紛争解決機関との間で特定第一種金融商品取引業務に係る手続実施基本契約（同条第十三項に規定する手続実施基本契約をいう。以下この章及び第五章の四において同じ。）を締結する措置



二 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為  
三 七 (略)

第三十八条の二 金融商品取引業者等は、その行う投資助言・代理業又は投資運用業に関して、次に掲げる行為をしてはならない。  
一 投資顧問契約、投資一任契約若しくは第二条第八項第十二号イに掲げる契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為  
二 顧客を勧誘するに際し、顧客に対して、損失の全部又は一部を補てんする旨を約束する行為

(損失補てん等の禁止)

第三十九条 金融商品取引業者等は、次に掲げる行為をしてはならない。  
一 有価証券の売買その他の取引(買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。)又はデリバティブ取引(以下この条において「有価証券取引」という。)が、信託契約に基づいて(信託会社等)信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。)が生ずることとなり、又はあらかじめ定められた額の利益が生じないこととなつた場合には自己又は第三者がその全部又は一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為  
二 有価証券売買取引等につき、自己又は第三者が当該有価証券等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為  
三 有価証券売買取引等につき、当該有価証券等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為

2 金融商品取引業者等の顧客は、次に掲げる行為をしてはならない。  
一 有価証券売買取引等につき、金融商品取引業者等又は第三者との間で、前項第一号の約束をし、又は第三者に当該約束をさせる行為(当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。)  
二 有価証券売買取引等につき、金融商品取引業者等又は第三者との間で、前項第二号の約束をし、又は第三者に当該約束をさせる行為(当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。)  
三 有価証券売買取引等につき、金融商品取引業者等又は第三者から、前項第三号の提供に係る財産上の利益を受け、又は第三者に当該財産上の利益を受けさせる行為(前二号の約束による場合であつて当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。)

3 第一項の規定は、同項各号の申込み、約束又は提供が事故(金融商品取引業者等又はその役員若しくは使用人の違法又は不当な行為であつて当該金融商品取引業者等とその顧客との間において争いの原因となるものとして内閣府令で定めるものをいう。以下この節及び次節において同じ。)による損失の全部又は一部を補てんするために行うものである場合については、適用しない。ただし、同項第二号の申込み又は約束及び同項第三号の提供にあつては、その補てんに係る損失が事故に起因するものであることにつき、当該金融商品取引業者等があらかじめ内閣総理大臣の確認を受けている場合その他内閣府令で定める場合に限る。  
4 (略)

5 第三項ただし書の確認を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、その確認を受けようとする事実その他の内閣府令で定める事項を記載した申請書に当該事実を証するために必要な書類として内閣府令で定めるものを添えて内閣総理大臣に提出しなければならない。

(最良執行方針等)

第四十条の二 金融商品取引業者等は、有価証券の売買及びデリバティブ取引(政令で定めるものを除く。以下この条において「有価証券取引」という。)に関する顧客の注文について、政令で定めるところにより、最良の取引の条件で執行するための方針及び方法(以下この条において「最良執行方針等」という。)

2 金融商品取引業者等は、内閣府令で定めるところにより、最良執行方針等を公表しなければならない。  
3 金融商品取引業者等は、最良執行方針等に従い、有価証券等取引に関する注文を執行しなければならない。  
4 金融商品取引業者等は、金融商品取引所に上場されている有価証券及び店頭売買有価証券の売買その他の取引で政令で定めるものに関する顧客の注文を受け

よつとするときは、あらかじめ、顧客に対し、内閣府令で定めるところにより、当該取引に係る最良執行方針等を記載した書面を交付しなければならない。ただし、既に当該書面（当該最良執行方針等を変更した場合にあつては、変更後のものを記載した書面）を交付しているときは、この限りでない。た  
5 金融商品取引業者等は、有価証券等取引に関する顧客の注文を執行した後、内閣府令で定める期間内に当該顧客から求められたときは、当該注文が最良執行方針等に従つて執行された旨を内閣府令で定めるところにより説明した書面を、内閣府令で定めるところにより、当該顧客に交付しなければならない。  
6 第三十四条の二第四項の規定は、前二項の規定による書面の交付について準用する。

（分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止）

第四十条の三 金融商品取引業者等は、第二条第二項第五号若しくは第六号に掲げる権利又は同条第二十一号に掲げる有価証券（政令で定めるものに限る。）若しくは同条第二十七号に掲げる権利（政令で定めるものに限る。）については、当該権利又は有価証券に關し出資され、又は拠出された金銭（これに類するものとして政令で定めるものを含む。以下この条において同じ。）が、当該金銭を充てて行われる事業を行う者の固有財産その他当該者の行う他の事業に係る財産と分別して管理することが当該権利又は有価証券に係る契約その他の法律行為において確保されているものとして内閣府令で定めるものでなければ、第二条第八項第一号、第二号又は第七号から第九号までに掲げる行為を行つてはならない。

（特定投資家向け有価証券の売買等の制限）

第四十条の四 金融商品取引業者等は、特定投資家向け有価証券について、一般投資家（特定投資家等、当該特定投資家向け有価証券の発行者その他内閣府令で定める者以外の者をいう。以下この条において同じ。）を相手方とし、又は一般投資家のために、第二条第八項第一号から第四号まで及び第十号に掲げる行為を行つてはならない。ただし、当該特定投資家向け有価証券に關して開示が行われている場合（第四条第七項に規定する開示が行われている場合をいう。次条第一項及び第六十六条の十四の二において同じ。）一般投資家に対する勧誘に基づかないで一般投資家のために売付けの媒介を行う場合その他投資者の保護に欠けるおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

（特定投資家向け有価証券に関する告知義務）

第四十条の五 金融商品取引業者等は、開示が行われている場合に該当しない特定投資家向け有価証券について、取得勧誘又は売付け勧誘等を行うことなく売付けその他の政令で定める行為を行う場合には、その相手方に対して、内閣府令で定めるところにより、当該特定投資家向け有価証券に關して開示が行われている場合に該当しないことその他の内閣府令で定める事項を告知しなければならない。

2 金融商品取引業者等は、特定投資家等（第二条第三十一項第一号から第三号までに掲げる者を除く。）から特定投資家向け有価証券取引契約（特定投資家向け有価証券に係る同条第八項第一号から第四号まで又は第十号に掲げる行為を行うことを内容とする契約（同号に掲げる行為による特定投資家向け有価証券の売買（当該行為を行う金融商品取引業者による媒介、取次ぎ又は代理によるものに限る。）を行うことを内容とする契約）その他の契約の内容又は相手方の特性を勘案して内閣府令で定めるものを除く。）をいう。以下この項において同じ。）の申込みを初めて受けた場合には、当該申込みに係る特定投資家向け有価証券取引契約を締結するまでに、当該特定投資家等に対し、次に掲げる事項を告知し、かつ、当該事項を記載した書面を交付しなければならない。  
一 特定投資家向け有価証券に關する情報提供の内容及び取引の特質その他の特定投資家向け有価証券に關し投資者が認識すべき重要な事項として内閣府令で定める事項  
二 特定投資家向け有価証券の取引を行うことがその知識、経験及び財産の状況に照らして適當ではない者が特定投資家向け有価証券の取引を行う場合には、当該者の保護に欠けることとなるおそれがある旨  
三 第三十四条の二第四項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。

（権利者に対する義務）

第四十二条 金融商品取引業者等は、権利者（次の各号に掲げる業務の区分に応じ当該各号に定める者をいう。以下この款において同じ。）のため忠実に投資運用業を行わなければならない。  
一 第二条第八項第十二号に掲げる行為を行う業務 同号イ又はロに掲げる契約の相手方  
二 第二条第八項第十四号に掲げる行為を行う業務 同号に規定する有価証券に表示される権利その他の政令で定める権利を有する者  
三 第二条第八項第十五号に掲げる行為を行う業務 同号イから八までに掲げる権利その他同号に規定する政令で定める権利を有する者  
2 (略)

（運用報告書の交付）

第四十二条の七 金融商品取引業者等は、運用財産について、内閣府令で定めるところにより、定期に運用報告書を作成し、当該運用財産に係る知れている権利者に交付しなければならない。ただし、運用報告書を権利者に交付しなくても権利者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、こ

の限りでない。

2 第三十四条の二第四項の規定は、前項の規定による運用報告書の交付について準用する。

3 金融商品取引業者等は、その行う投資運用業（第二条第八項第十五号に掲げる行為を行う業務に限る。）に関して、第一項の運用報告書を作成したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に届け出なければならぬ。ただし、一の運用財産の権利者の数が政令で定める数以下である場合その他投資者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

(分別管理)

第四十三条の二 (略)

2 金融商品取引業者等は、次に掲げる金銭又は有価証券について、当該金融商品取引業者等が金融商品取引業（登録金融機関業務を含む。以下この項において同じ。）を廃止した場合その他金融商品取引業を行わないこととなつた場合に顧客に返還すべき額として内閣府令で定めるところにより算定したものに相当する金銭を、自己の固有財産と分別して管理し、内閣府令で定めるところにより、当該金融商品取引業者等が金融商品取引業を廃止した場合その他金融商品取引業を行わないこととなつた場合に顧客に返還すべき額に相当する金銭を管理することを目的として、国内において、信託会社等に信託をしなければならぬ。

一 第一百九十九条の規定により金融商品取引業者等が顧客から預託を受けた金銭（有価証券関連デリバティブ取引に関して預託を受けたものに限る。）又は第一百六十一条の二の規定により金融商品取引業者が顧客から預託を受けた金銭

二 対象有価証券関連取引に関し、顧客の計算に属する金銭又は金融商品取引業者等が顧客から預託を受けた金銭（前号に掲げる金銭を除く。）

三 前項各号に掲げる有価証券のうち、第四十三条の四第一項の規定により担保に供されたもの

3 (略)

(親法人等又は子法人等が関与する行為の制限)

第四十四条の三 金融商品取引業者又はその役員若しくは使用人は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

一 通常の取引の条件と異なる条件であつて取引の公正を害するおそれのある条件で、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

二 当該金融商品取引業者との間で第二条第八項各号に掲げる行為に関する契約を締結することを条件としてその親法人等又は子法人等がその顧客に対して信用を供与していることを知りながら、当該顧客との間で当該契約を締結すること。

三 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資助言業務に関して取引の方針、取引の額若しくは市場の状況に照らして必要な取引を行うことを内容とした助言を行い、又はその行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為であつて投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

2 登録金融機関又はその役員若しくは使用人は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

一 通常の取引の条件と異なる条件であつて取引の公正を害するおそれのある条件で、当該登録金融機関の親法人等又は子法人等と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

二 その親法人等又は子法人等との間で第二条第八項各号に掲げる行為に関する契約を締結することを条件として当該登録金融機関がその顧客に対して信用を供与しながら、当該顧客との間で第三条第二項第四号口に掲げる行為をすること。

三 当該登録金融機関の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資助言業務に関して取引の方針、取引の額若しくは市場の状況に照らして必要な取引を行うことを内容とした助言を行い、又はその行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、当該登録金融機関の親法人等又は子法人等が関与する行為であつて投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は登録金融機関業務の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

第四十五条 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める者が特定投資家である場合には、適用しない。ただし、公益又は特定投資家の保護のため支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定める場合は、この限りでない。

一 第三十七条、第三十八条第四号から第六号まで及び第四十条第一号 金融商品取引業者等が行う金融商品取引契約の締結の勧誘の相手方

二 第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四 金融商品取引業者等が申込みを受け、又は締結した金融商品取引契約

の相手方  
三 第四十一条の四及び第四十一条の五 金融商品取引業者等が締結した投資顧問契約の相手方  
四 第四十二条の五から第四十二条の七まで 金融商品取引業者等が締結した投資一任契約の相手方

(資産の国内保有)  
第四十九条の五 金融商品取引業者は、内閣府令で定めるところにより、金融商品取引責任準備金の額、損失準備金の額及びそのすべての営業所又は事務所の計算に属する負債のうち政令で定めるものの額を合計した金額に相当する資産を、国内において保有しなければならない。

(廃業等の届出等)  
第五十条の二 (略)

2) 5 (略)  
6 金融商品取引業者等は、金融商品取引業等(投資助言・代理業を除く。第八項及び第五十六条第一項において同じ。)の廃止をし、合併(当該金融商品取引業者等が合併により消滅する場合の当該合併に限る。)をし、合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散をし、分割による事業の全部若しくは一部の承継をさせ、又は事業の全部若しくは一部の譲渡をしようとするときは、その日の三十日前までに、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、すべての営業所又は事務所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。  
7) 10 (略)

(金融商品取引業者に対する監督上の処分)  
第五十二条 内閣総理大臣は、金融商品取引業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該金融商品取引業者の第二十九条の登録を取り消し、第三十条第一項の認可を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二十九条の四第一項第一号、第二号又は第三号に該当することとなつたとき。

二 第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業又は投資運用業を行う金融商品取引業者が、第二十九条の四第一項第四号に該当することとなつたとき。

三 第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う金融商品取引業者が、第二十九条の四第一項第五号又は第六号に該当することとなつたとき。

四 不正の手段により第二十九条の登録を受けたとき。

五 金融商品取引業又はこれに付随する業務に關し法令(第四十六条の六第二項を除く。)又は法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したとき。

六 業務又は財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがあるとき。

七 投資助言・代理業又は投資運用業の運営に關し、投資者の利益を害する事実があるとき。

八 金融商品取引業に關し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき。

九 第三十条第一項の認可に付した条件に違反したとき。  
十 第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者が第三十条の四第一号から第三号まで又は第五号に掲げる基準に適合しないこととなつたとき。  
2) 5 (略)

(業務の不開始又は休止に基づく登録の取消し)  
第五十四条 内閣総理大臣は、金融商品取引業者等が正当な理由がないのに、金融商品取引業者等を行うことができなくなつた日から三月以内に業務を開始しないとき、又は引き続き三月以上その業務を休止したときは、当該金融商品取引業者等の第二十九条又は第三十三条の二の登録を取り消すことができる。

(報告の徴取及び検査)  
第五十六条の二 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、金融商品取引業者等、これと取引をする者、当該金融商品取引業者等(登録金融機関を除く。)がその総株主等の議決権の過半数を保有する銀行等(以下この項において「子特定法人」という。)、当該金融商品取引業者等を子会社(第二十九条の四第三項に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。))とする持株会社(私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律第九条第四項第一号に規定する持株会社をいう。以下この条において同じ。))若しくは当該金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者(当該金融商品取引業者等(登録金融機関を除く。))の財産取引業者等の業務若しくは報告又は資料に關し参考となるべき報告若しくは資料(当該子特定法人にあつては、当該金融商品取引業者等(登録金融機関を除く。))の財産に關し参考となるべき報告又は資料)を命じ、又は当該職員に当該金融商品取引業者等の財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査(当該子特定法人にあつては当該金融商品取引業者等(登録金融機関を除く。))の財産に關し必要な検査に、当該金融商品取引業者等を子会社とする持株会社又は当該金融商

品取引業者等から業務の委託を受けた者にあつては当該金融商品取引業者等の業務又は財産に關し必要な検査に限る。( )をさせることができる。

2 } 4 (略)

(資産の国内保有)

第五十六条の三 第四十九条の五に定めるもののほか、内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認める場合には、金融商品取引業者に對し、その資産のうち政令で定める部分を国内において保有することを命ずることができる。

(報告の徴取及び検査)

第五十七条の十 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、特別金融商品取引業者の子会社等に対し当該特別金融商品取引業者の財産に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該子会社等の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査(当該特別金融商品取引業者の財務及び親会社等(他の会社等(会社、組合その他これらに準ずる事業体をいい、外国におけるこれらに相当するものを含む。以下この項において「子会社等」とは、親会社等(他の会社等(会社、組合その他これらに準ずる事業体をいい、以下この項において「子会社等」として内閣府令で定めるものをいう。))によりその意思決定機關を支配されている他の会社等をいう。この場合において、親会社等及び子会社等又は子会社等が他の会社等の意思決定機關を支配している場合における当該他の会社等は、その親会社等の子会社等とみなす。

(指定等)

第五十七条の十二 内閣総理大臣は、特別金融商品取引業者の親会社(第五十七条の二第八項に規定する親会社をいう。以下この節において同じ。)又はその子法人等が次に掲げる要件のいずれかに該当する場合において、当該親会社及びその子法人等の業務の健全かつ適切な運営を確保することが公益又は投資者保護のため特に必要であると認められるときは、当該親会社をこの款の規定の適用を受ける者として指定するものとする。

一 当該親会社が当該特別金融商品取引業者の経営管理を事業として行つていないこと。  
二 当該親会社又はその子法人等が当該特別金融商品取引業者の業務の健全かつ適切な運営に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるものを行つていないこと。

2 (略)

3 2 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、書面により、その旨並びに当該指定に係る特別金融商品取引業者(以下「対象特別金融商品取引業者」という。)の商号及び当該指定を受けた者(以下「指定親会社」という。)が最終指定親会社(指定親会社であつて、その親会社のうちに当該指定親会社と同一の対象特別金融商品取引業者に係る指定親会社である会社がないものをいう。以下この款において同じ。)であるか否かの別を当該指定親会社に通知しなければならない。これらの事項に変更があつたときも、同様とする。

4 } 6 (略)

(引受業務の一部の許可)

第五十九条 外国証券業者は、第二十九条及び前条の規定にかかわらず、内閣総理大臣の許可を受けて、その行う有価証券の引受けの業務のうち、元引受契約(第二十一条第四項に規定する元引受契約をいう。次条第一項第六号へにおいて同じ。)への参加その他の行為で政令で定めるものを国内において行うこと(以下この節において「引受業務」という。)ができる。

2 内閣総理大臣は、前項の許可に条件を付することができる。

3 前項の条件は、公益又は投資者保護のため必要な最小限度のものでなければならない。

4 内閣総理大臣は、第二項の規定により条件を付するときは、書面により、その旨を許可申請者に通知しなければならない。

(適格機関投資家等特例業務)

第六十三条 (略)

2 } 7 (略)

8 内閣総理大臣は、第一項第二号に掲げる行為に係る業務を行う特例業務届出者の業務に係る状況を確認するため特に必要があるとき、その必要の限度において、当該職員に当該特例業務届出者又は当該特例業務届出者から業務の委託を受けた者の営業所、事務所その他の施設に立ち入らせ、第二項の届出に關して質問させ、又は当該特例業務届出者の書類その他の物件の検査(同項の届出に關し必要なものに限る。)をさせることができる。

(登録の拒否)  
第六十四条の二 内閣総理大臣は、登録の申請に係る外務員が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 第二十九条の四第一項第二号イからトまでに掲げる者

二 第六十四条の五第一項の規定により外務員の登録を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者

三 登録申請者以外の金融商品取引業者等又は金融商品仲介業者に所属する外務員として登録されている者

四 第六十六条の規定により登録されている者

2・3 (略)

(登録の申請)  
第六十六条の二 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名

二 法人であるときは、その役員の名又は名称

三 金融商品仲介業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地

四 委託を受ける金融商品取引業者(第一種金融商品取引業又は投資運用業(第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。第六十六条の十四第一号八において同じ。))を行う者に限る。又は登録金融機関(以下この章及び第四章において「所属金融商品取引業者等」という。)の商号又は名称

五 他に事業を行っているときは、その事業の種類

六 その他内閣府令で定める事項

2・3 (略)

(売買高、価格等の通知等)

第六十七条の十九 認可協会は、前条の規定による報告に基づき、その開設する店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の売買、取扱有価証券の売買及び上場株券等の取引所金融商品市場外での売買(協会員が自己の計算において行うもの並びに協会員が媒介、取次ぎ及び代理を行うものに限る。次条において同じ。))について、内閣府令で定めるところにより、銘柄別に毎日の売買高、最高、最低及び最終の価格その他の事項をその協会員に通知し、公表しなければならない。

(目的)

第七十九条の二十一 投資者保護基金(以下この章及び附則において「基金」という。)は、第七十九条の五十六第一項の規定による一般顧客に対する支払その他の業務を行うことにより投資者の保護を図り、もつて証券取引又は商品関連市場デリバティブ取引に対する信頼性を維持することを目的とする。

(会員金融商品取引所の取引参加者)

第六十二条 (略)

2 (略)

3 第九十四条及び第九十五条の規定は、前二項の規定により取引資格を与えられた者について準用する。この場合において、第九十四条中「金融商品会員制法人」とあるのは「会員金融商品取引所」と、「脱退する」とあるのは「取引資格を喪失する」と、第九十五条中「次に掲げる事由」とあるのは「(第九十五条)に規定する商品取引参加者にあつては、第一号に掲げる事由を除く。」と、「脱退する」とあるのは「取引資格を喪失する」と、同条第一号中「金融商品取引業者等」とあるのは「(第九十二条第一項各号に掲げる者」と、同条第三号中「除名」とあるのは「取引資格の取消し」と読み替えるものとする。

(株式会社金融商品取引所の取引参加者)

第六十三条 (略)

2 (略)

3 第九十四条及び第九十五条の規定は、前二項の規定により取引資格を与えられた者について準用する。この場合において、第九十四条中「定款」とあるのは「業務規程」と、「金融商品会員制法人」とあるのは「株式会社金融商品取引所」と、「脱退する」とあるのは「(第九十五条)に規定する商品取引参加者にあつては、第一号に掲げる事由を除く。」と、「脱退する」とあるのは「取引資格を喪失する」と、同条第一号中「金融商品取引業者等」とあるのは「(第九十三条第一項各号に掲げる者」と、同条第三号中「除名」とあるのは

「取引資格の取消し」と読み替えるものとする。

(総取引高、価格等の通知等)  
第百三十条 金融商品取引所は、内閣府令で定めるところにより、その開設する取引所金融商品市場における毎日の総取引高、その上場する金融商品等の銘柄別の毎日の最高、最低及び最終の価格、約定数値及び対価の額その他の事項をその会員等に通知し、公表しなければならない。

(風説の流布、偽計、暴行又は脅迫の禁止)  
第百五十八条 何人も、有価証券の募集、売出し若しくは売買その他の取引若しくはデリバティブ取引等のため、又は有価証券等(有価証券若しくはオプション又はデリバティブ取引に係る金融商品(有価証券を除く。))若しくは金融指標をいう。第百六十八条第一項、第百七十三条第一項及び第百九十七条第二項において同じ。)の相場の変動を図る目的をもつて、風説を流布し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をしてはならない。

(上場会社等の役員等による特定有価証券等の売買等の報告の提出)  
第百六十三条 (略)

2 前項に規定する役員又は主要株主が、当該上場会社等の特定有価証券等に係る買付け等又は売付け等を金融商品取引業者等又は取引所取引許可業者を委託等をして行った場合においては、同項に規定する報告書は、当該金融商品取引業者等又は取引所取引許可業者を経由して提出するものとする。当該買付け等又は売付け等の相手方が金融商品取引業者等又は取引所取引許可業者であるときも、同様とする。

(上場会社等の役員等の短期売買利益の返還)  
第百六十四条 上場会社等の役員又は主要株主がその職務又は地位により取得した秘密を不当に利用することを防止するため、その者が当該上場会社等の特定有

価証券等については、自己の計算においてそれに係る買付け等をした後六月以内に売付け等をし、又は売付け等をした後六月以内に買付け等をして利益を得た場合においては、当該上場会社等は、その利益を上場会社等に提供すべきことを請求することができる。

2 (略)  
3 前二項の規定により上場会社等の役員又は主要株主に対して請求する権利は、利益の取得があつた日から二年間行わないときは、消滅する。

3 内閣総理大臣は、前条の報告書の記載に基づき、上場会社等の役員又は主要株主が第一項の利益を得ていると認める場合において、報告書のうち当該利益に係る部分(以下この条において「利益関係書類」という。)の写しを当該役員又は主要株主に送付し、当該役員又は主要株主から、当該利益関係書類に關し次に定める期間内に同項の申立てがないときは、当該利益関係書類の写しを当該上場会社等に送付するものとする。ただし、内閣総理大臣が、当該利益関係書類の写しを当該役員若しくは主要株主又は当該上場会社等に送付する前において、第一項の利益が当該上場会社等に提供されたことを知つた場合は、この限りでない。

5 前項本文の規定により上場会社等の役員又は主要株主に利益関係書類の写しが送付された場合において、当該役員又は主要株主は、当該利益関係書類の写しに記載された内容の売買等を行つていないと認めるときは、当該利益関係書類の写しを受領した日から起算して二十日以内に、内閣総理大臣に、その旨の申立てをすることができる。

6 前項の規定により、当該役員又は主要株主から当該利益関係書類の写しに記載された内容の売買等を行つていない旨の申立てがあつた場合には、第四項本文の規定の適用については、当該申立てに係る部分は、内閣総理大臣に対する前条第一項の規定による報告書に記載がなかつたものとみなす。

7 内閣総理大臣は、第四項の規定に基づき上場会社等に利益関係書類の写しを送付した場合には、当該利益関係書類の写しを当該送付の日より起算して三十日を経過した日から第三項に規定する請求権が消滅する日まで(請求権が消滅する日)前において内閣総理大臣が第一項の利益が当該上場会社等に提供されたことを知つた場合には、当該知つた日まで(公衆の縦覧に供するものとする。ただし、内閣総理大臣が、当該利益関係書類の写しを公衆の縦覧に供する前において、第一項の利益が当該上場会社等に提供されたことを知つた場合は、この限りでない。)

8 前各項の規定は、主要株主が買付け等をし、又は売付け等をした場合は、この限りでない。  
9 第四項において、内閣総理大臣が上場会社等の役員又は主要株主が第一項の利益を得ていると認める場合における当該利益の算定の方法については、内閣府令で定める。

(上場会社等の役員等の禁止行為)  
第百六十五条 上場会社等の役員又は主要株主は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 当該上場会社等の特定有価証券等の売付けその他の取引で政令で定めるもの(以下この条及び次条第十五項において「特定取引」という。)であつて、当該特定取引に係る特定有価証券の額(特定有価証券の売付けについてはその売付けに係る特定有価証券の額を、その他の取引については内閣府令で定める額

をいう。)が、その者が有する当該上場会社等の同種の特定有価証券の額として内閣府令で定める額を超えるものを  
二 当該上場会社等の特定有価証券等に係る売付け等(特定取引を除く。)であつて、その売付け等において授受される金銭の額を算出する基礎となる特定有  
価証券の数量として内閣府令で定める数量が、その者が有する当該上場会社等の同種の特定有価証券の数量として内閣府令で定める数量を超えるもの

(特定組合等の財産に属する特定有価証券等の取扱い)

第百六十五条の二 組合等(民法第六百六十七條第一項に規定する組合契約によつて成立する組合、投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合)以下この条において「有限責任事業組合」という。若しくは有限責任事業組合契約に関する法律第二条に規定する有限責任事業組合(以下この条において「有限責任事業組合」という)又はこれらの組合に類似する団体で政令で定めるものをいう。以下この条において「特定組合等」という。当該組合等の財産に属する株式に係る議決権が上場会社等の議決権に占める割合が百分の十以上であるもの(以下この条において「特定組合等」という)に於ては、当該特定組合等の組合員(これに類するものとして内閣府令で定める者を含む。以下この条において「組合員」という)が当該特定組合等の財産に於て当該上場会社等の特定有価証券等に係る買付け等又は売付け等をした場合(当該特定組合等の組合員の全員が委託者又は受益者である信託の受託者が買付け等又は売付け等を執行した組合員(これに準ずるものとして内閣府令で定める組合員を含む。以下この条において「組合員」という)は、内閣府令で定めるところにより、その売買等に関する報告書を売買等があつた日の属する月の翌月十五日までに、内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、買付け等又は売付け等の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定める場合は、この限りでない。

2 前項に規定する特定組合等の組合員が、当該特定組合等の財産に於て当該上場会社等の特定有価証券等に係る買付け等又は売付け等を金融商品取引業者等又は取引所取引許可業者を経由して提出するもとのとする。当該買付け等又は売付け等の相手方が金融商品取引業者等又は取引所取引許可業者であるときも、同様とする。  
3 特定組合等の組合員がその地位又は売付け等の取得した秘密を不当に利用することを防止するため、当該特定組合等の財産に於て当該特定組合等の特定有価証券等について、それに係る買付け等をした後六月以内に売付け等をし、又は売付け等をした後六月以内に買付け等をして当該特定組合等の財産について利益を生じた場合においては、当該上場会社等は、当該特定組合等の組合員に対し、当該特定組合等の財産をもつてその利益を当該上場会社等に提供すべきことを請求することができる。

4 当該上場会社等が前項の規定により請求した場合においては、当該特定組合等の財産をもつて当該特定組合等の当該請求に係る債務その他の債務を完済することができなかつたときに限り、当該上場会社等は、同項の利益を生じた時における当該特定組合等の各組合員(投資事業有限責任組合の有限責任組合員及び有限責任事業組合の組合員並びにこれらに類する者として内閣府令で定める者を除く。)に対し、当該特定組合等の債務について当該各組合員が負う責任に依つて、当該利益(同項の規定により提供された利益の額を控除した額に限る。)を当該上場会社等に提供すべきことを請求することができる。

5 前項の規定は、第三項の利益を生じた時における当該特定組合等の組合員が当該特定組合等の財産が存在し、かつ、その財産に対する強制執行が容易であることを証明したときは、適用しない。

6 前項の規定は、第三項の利益を生じた時における当該特定組合等の組合員が当該特定組合等の財産が存在し、かつ、その財産に対する強制執行が容易であることを証明したときは、適用しない。

7 当該上場会社等の株主(保険契約者である社員又は出資者を含む。)以下この項において同じ。)が上場会社等に対し第三項から第五項までの規定による請求を行うべき旨を要求した日の後六十日以内に上場会社等がこれらの規定による請求を行わない場合は、当該株主は、上場会社等に代位して、その請求を行うことができる。

8 第三項から第五項まで又は前項の規定により利益の返還を請求する権利は、当該特定組合等の財産について利益が生じた日から二年間行わないときは、消滅する。

9 内閣総理大臣は、第一項の報告書の記載に基づき、当該特定組合等の財産について第三項の利益が生じていると認める場合において、報告書のうち当該利益に係る部分(以下この条において「組合利益関係書類」という。)の写しを、報告書提出組合員(第一項の規定により報告書(直近の買付け等又は売付け等に  
係るものに限る。)を提出した組合員をいう。)に送付し、当該報告書提出組合員から、当該組合利益関係書類に關し次項に定める期間内に同項の申立てがな  
いとときは、当該組合利益関係書類の写しを当該上場会社等に送付するものとする。ただし、内閣総理大臣が、当該組合利益関係書類の写しを当該報告書提出組  
合員又は当該上場会社等に送付する前に、第三項の利益が当該上場会社等に提供されたことを知つた場合は、この限りでない。  
10 前項本文の規定により当該報告書提出組合員に組合利益関係書類の写しが送付された場合において、当該報告書提出組合員は、当該組合利益関係書類の写し  
に記載された内容の売買等を行つていないと認めるときは、当該組合利益関係書類の写しを受領した日から起算して二十日以内に、内閣総理大臣に、その旨の  
申立てをすることができ。

11 前項の規定により、当該報告書提出組合員から当該組合利益関係書類の写しに記載された内容の売買等を行つていない旨の申立てがあつた場合には、第九項  
本文の規定の適用については、当該申立てに係る部分は、内閣総理大臣に対する第一項の規定による報告書に記載がなかつたものとみなす。  
12 内閣総理大臣は、第九項の規定に基づき上場会社等に組合利益関係書類の写しを送付した場合においては、当該組合利益関係書類の写しを当該送付の日より起算し  
て三十日を経過した日から第八項に規定する請求権が消滅する日まで(請求権が消滅する日以前において内閣総理大臣が第三項の利益が当該上場会社等に提供さ

れたことを知つた場合には、当該知つた日まで（公衆の縦覧に供するものとする。ただし、内閣総理大臣が、当該組合利益関係書類の写しを公衆の縦覧に供する前において第三項の利益が当該上場会社等に提供されたことを知つた場合は、この限りでない。内閣総理大臣が、当該組合利益関係書類の写しを公衆の縦覧に供する第三項から前項までの規定は、特定組合等の財産に關して買付け等をし、又は売付け等をした時期において当該特定組合等が特定組合等でない場合及び特定組合等の財産に關して行われる買付け等又は売付け等の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定める場合においては、適用しない。内閣府令で定める。）内閣総理大臣が当該特定組合等の財産について第三項の利益が生じていると認める場合における当該利益の算定の方法については、内閣府令で定める。

14 特定組合等の組合員は、当該特定組合等の財産に關して次に掲げる行為をしてはならない。

15 一 特定取引であつて、当該特定取引に係る特定有価証券の額（特定有価証券の売付けについてはその売付けに係る特定有価証券の額を、その他の取引については内閣府令で定める額をいう。）が、その者が有する当該上場会社等の同種の特定有価証券の額として内閣府令で定める額を超えるもの

16 二 当該上場会社等の特定有価証券等に係る売付け等（特定取引を除く。）であつて、その売付け等において授受される金銭の額を算出する基礎となる特定有価証券の数量として内閣府令で定める数量が、その者が有する当該上場会社等の同種の特定有価証券の数量として内閣府令で定める数量を超えるもの

前三条の規定は、組合等の財産として上場会社等の株式を所有することにより当該上場会社等の主要株主に該当することとなる主要株主については、適用しない。

（会社関係者の禁止行為）

第六十六条 次の各号に掲げる者（以下この条において「会社関係者」という。）であつて、上場会社等に係る業務等に関する重要事実（当該上場会社等の子会社に係る会社関係者（当該上場会社等に係る会社関係者に該当する者を除く。）については、当該子会社の業務等に関する重要事実であつて、次項第五号から第八号までに規定するものに限る。以下同じ。）を当該各号に定めることにより知つたものは、当該業務等に関する重要事実の公表がされた後でなければ、当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買その他の有償の譲渡若しくは譲受け、合併若しくは分割による承継（合併又は分割により承継させ、又は承継すること）をいう。）又はデリバティブ取引（以下この条において「売買等」という。）をしてはならない。当該上場会社等に係る業務等に関する重要事実を次の各号に定めるところにより知つた会社関係者であつて、当該各号に掲げる会社関係者でなくなつた後一年以内のものについても、同様とする。

一 当該上場会社等（当該上場会社等の親会社及び子会社を含む。以下この項において同じ。）の役員（会計参与が法人であるときは、その社員）、代理人、使用人その他の従業者（以下この条及び次条において「役員等」という。）の者の職務に關し知つたとき。

二 当該上場会社等の会社法第四百三十三条第一項に定める権利を有する株主若しくは優先出資者に規定する普通出資者のうちこれに類する権利を有するものとして内閣府令で定める者又は同条第三項に定める権利を有する社員（これらの株主、普通出資者又は社員が法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条及び次条において同じ。）であるときはその役員等を、これらの株主、普通出資者又は社員が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。）当該権利の行使に關し知つたとき。

三 当該上場会社等に対する法令に基つて権限を有する者 当該権限の行使に關し知つたとき。

四 当該上場会社等と契約を締結している者又は締結の交渉をしていようとする者（その者が法人であるときはその役員等を、その者が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。）であつて、当該上場会社等の役員等以外のもの 当該契約の締結若しくはその交渉又は履行に關し知つたとき。

五 第二号又は前号に掲げる者であつて法人であるものの役員等（その者が役員等である当該法人の他の役員等が、それぞれ第二号又は前号に定めるところにより当該上場会社等に係る業務等に関する重要事実を知つた場合におけるその者に限る。）の者の職務に關し知つたとき。

六 前項に規定する業務等に関する重要事実とは、次に掲げる事実（第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当するものを除く。）をいう。

一 当該上場会社等の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと又は当該機関が当該決定（公表がされたものに限る。）に係る事項を行わないことを決定したこと。

イ 会社法第九十九条第一項に規定する株式会社株式の発行する株式若しくはその処分する自己株式を引き受ける者（協同組織金融機関が発行する優先出資を引き受ける者を含む。）又は同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集

ロ 資本金の額の減少

ハ 資本準備金又は利益準備金の額の減少

ニ 会社法第五十六条第一項（同法第六十二条及び第六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定（当該上場会社等が外国会社である場合に限る。以下この条において同じ。）による自己の株式の取得

ホ 株式無償割当て又は新株予約権無償割当て

ヘ 株式（優先出資法に規定する優先出資を含む。）の分割

ト 剰余金の配当

チ 株式交換

- 株式移転
- 合併
- ニ 株式移転
- 三 株式移転
- 四 株式移転
- 五 株式移転
- 六 株式移転
- 七 株式移転
- 八 株式移転
- 九 株式移転
- 十 株式移転
- 十一 株式移転
- 十二 株式移転
- 十三 株式移転
- 十四 株式移転
- 十五 株式移転
- 十六 株式移転
- 十七 株式移転
- 十八 株式移転
- 十九 株式移転
- 二十 株式移転
- 二十一 株式移転
- 二十二 株式移転
- 二十三 株式移転
- 二十四 株式移転
- 二十五 株式移転
- 二十六 株式移転
- 二十七 株式移転
- 二十八 株式移転
- 二十九 株式移転
- 三十 株式移転
- 三十一 株式移転
- 三十二 株式移転
- 三十三 株式移転
- 三十四 株式移転
- 三十五 株式移転
- 三十六 株式移転
- 三十七 株式移転
- 三十八 株式移転
- 三十九 株式移転
- 四十 株式移転
- 四十一 株式移転
- 四十二 株式移転
- 四十三 株式移転
- 四十四 株式移転
- 四十五 株式移転
- 四十六 株式移転
- 四十七 株式移転
- 四十八 株式移転
- 四十九 株式移転
- 五十 株式移転
- 五十一 株式移転
- 五十二 株式移転
- 五十三 株式移転
- 五十四 株式移転
- 五十五 株式移転
- 五十六 株式移転
- 五十七 株式移転
- 五十八 株式移転
- 五十九 株式移転
- 六十 株式移転
- 六十一 株式移転
- 六十二 株式移転
- 六十三 株式移転
- 六十四 株式移転
- 六十五 株式移転
- 六十六 株式移転
- 六十七 株式移転
- 六十八 株式移転
- 六十九 株式移転
- 七十 株式移転
- 七十一 株式移転
- 七十二 株式移転
- 七十三 株式移転
- 七十四 株式移転
- 七十五 株式移転
- 七十六 株式移転
- 七十七 株式移転
- 七十八 株式移転
- 七十九 株式移転
- 八十 株式移転
- 八十一 株式移転
- 八十二 株式移転
- 八十三 株式移転
- 八十四 株式移転
- 八十五 株式移転
- 八十六 株式移転
- 八十七 株式移転
- 八十八 株式移転
- 八十九 株式移転
- 九十 株式移転
- 九十一 株式移転
- 九十二 株式移転
- 九十三 株式移転
- 九十四 株式移転
- 九十五 株式移転
- 九十六 株式移転
- 九十七 株式移転
- 九十八 株式移転
- 九十九 株式移転
- 百 株式移転

第五百五十九条第三項の政令で定めるところにより売買等をする場合

七 (略)

六 第一項又は第三項の規定に該当する者の間において、売買等を取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場によらないでする場合(当該売買等をする者の双方において、当該売買等に係る特定有価証券等について、更に第一項又は第三項の規定に違反して売買等が行われることとなることを知っている場合を除く。)

五 合併、分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡若しくは譲受け(以下この項及び次条第五項において「合併等」という。)により特定有価証券等を承継させ、又は承継する場合であつて、当該特定有価証券等の帳簿価額の当該合併等により承継される資産の帳簿価額の合計額に占める割合が特に低い割合として内閣府令で定める割合未満であるとき。

四 合併等の契約(新設分割にあつては、新設分割計画)の内容の決定についての取締役会の決議が上場会社等に係る第一項に規定する業務等に関する重要事実を知る前にされた場合において、当該決議に基づいて当該合併等により当該上場会社等の特定有価証券等を承継させ、又は承継するとき。

三 新設分割(他の会社と共同して、当該決議に基づくものを除く。)により新設分割設立会社(会社法第七百六十三条に規定する新設分割設立会社をいう。次条第五項第十号において同じ。)

二 合併等又は株式交換に際して当該合併等又は株式交換の当事者である上場会社等が有する当該上場会社等の特定有価証券等を交付し、又は当該特定有価証券等の交付を受ける場合。

十一 上場会社等に係る第一項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に締結された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等の計画の実行として売買等は上場会社等に係る同項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に決定された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等の計画の実行として売買等をする場合その他これに準ずる特別の事情に基づく売買等であることが明らかでない場合(内閣府令で定める場合に限る。)

十二 上場会社等に係る同項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に決定された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等の計画の実行として売買等をする場合その他これに準ずる特別の事情に基づく売買等であることが明らかでない場合(内閣府令で定める場合に限る。)

第十号において同じ。)

第九号において同じ。)

第八号において同じ。)

第七号において同じ。)

第六号において同じ。)

第五号において同じ。)

第四号において同じ。)

第三号において同じ。)

第二号において同じ。)

第一号において同じ。)

二百六十七条 次各号に掲げる者(以下この条において「公開買付者等関係者」という。)であつて、第二十七條の二第一項に規定する株券等で金融商品取引所に上場されているもの、店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの(以下この条において「上場株券等」という。)

一 公開買付者(以下この条において「公開買付け」という。)

二 公開買付者等(以下この条において「公開買付け等」という。)

三 公開買付者等(以下この条において「公開買付け等」という。)

四 公開買付者等(以下この条において「公開買付け等」という。)

五 公開買付者等(以下この条において「公開買付け等」という。)

- 3 公開買付者等関係者（第一項後段に規定する者を含む。以下この項において同じ。）から当該公開買付者等関係者が第一項各号に定めるところにより知つた同項に規定する公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実（以下この条において「公開買付け等事実」という。）の伝達を受けた者（他の役員等であつて、その者の職務に關し当該公開買付け等事実を知つたものを除く。）又は職務上当該伝達を受けた者が所属する法人の他の役員等であつて、その者の職務に關し当該公開買付け等事実を知つたものは、当該公開買付け等事実の公表がされた後でなければ、同項に規定する公開買付け等の実施に關する事実に関する事項に關する事実に係る場合に於ては当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等をしてはならず、同項に規定する公開買付け等の中止に關する事実に係る場合に於ては当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等をしてはならない。
  - 4 第一項から前項までにおける公表がされたとは、公開買付け等事実について、当該公開買付者等により多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたこと、第二十七条の三第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告若しくは第二十七条の十一第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告若しくは公表がされたこと又は第二十七条の十四第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により第二十七条の十四第一項の公開買付届出書若しくは公開買付届出書が公衆の縦覧に供されたことをいう。
  - 5 第一項及び第三項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。
    - 一 会社法第二百二条第一項第一号に規定する権利を有する者が当該権利を行使することにより株券を取得する場合
    - 二 新株予約権を有する者が当該新株予約権を行使することにより株券を取得する場合
    - 三 株券等に係るオプションを取得している者が当該オプションを行使することにより株券等に係る買付け等又は売付け等をする場合
    - 四 会社法第六十六条第一項、第四百六十九條第一項、第七百八十五條第一項、第七百九十七條第一項若しくは第八百六條第一項の規定による株式の買取りの請求又は法令上の義務に基づき株式等に係る買付け等又は売付け等をする場合
    - 五 公開買付者等の要請（当該公開買付者等が会社である場合には、その取締役会が決定したもの（委員会設置会社にあつては、執行役の決定したものを含む。）に限る。）に基づいて当該公開買付け等に係る上場等株券等（上場等株券等の売買に係るオプションを含む。）の買付け等を決定した要請を含む。）に基づいて当該公開買付け等に係る上場等株券等の発行者である会社の取締役会が決定した要請（委員会設置会社にあつては、執行役の決定した要請を含む。）に基づいて当該公開買付け等に係る上場等株券等の売買に係るオプションを含む。）の買付け等をする場合
    - 六 第五十九條第三項の政令で定めるところにより株券等に係る買付け等又は売付け等をする場合
    - 七 第一項に規定する公開買付け等の実施に關する事実を知つた者が当該公開買付け等の実施に關する事実を知つている者から買付け等を取引所金融商品市場若しくは店頭売買有価証券市場によらないで買付け等をする場合又は同項に規定する公開買付け等の中止に關する事実を知つた者が当該公開買付け等の中止に關する事実を知つている者に売付け等を取引所金融商品市場若しくは店頭売買有価証券市場によらないで買付け等をする場合（当該売付け等に係る者の双方において、当該売付け等に係る株券等について、更に同項又は第三項の規定に違反して売付け等が行われることとなることを知つている場合を除く。）
    - 八 合併等により株券等を承継し、又は承継させる場合であつて、当該株券等の帳簿価額の当該合併等により承継される資産の帳簿価額の合計額に占める割合が特に低い割合として内閣府令で定める割合未満であるとき。
    - 九 合併等の契約（新設分割にあつては、新設分割計画）の内容の決定についての取締役会の決議が公開買付者等の公開買付け等事実を知る前にされた場合に於いて、当該決議に基づいて当該合併等により当該公開買付け等に係る株券等を承継し、又は承継させるとき。
    - 十 新設分割（他の会社と共同して当該合併等を除く。）により新設分割設立会社に株券等を承継させる場合
    - 十一 合併等又は株式交換に際して当該合併等又は株式交換の当事者であつて公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者である会社が有する当該会社の株券等の交付を受け、又は当該株券等を交付する場合
    - 十二 該会社等の公開買付け等事実を知る前に締結された当該公開買付け等に係る買付け等若しくは売付け等に関する契約の履行又は公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に決定された当該公開買付け等に係る買付け等若しくは売付け等の計画の実行として買付け等又は売付け等をする場合（内閣府令で定める場合に限る。）
- （課徴金に関する調査のための処分）
- 第一百七十七条 内閣総理大臣は、第一百七十二条の十二第一項、第一百七十三条第一項、第一百七十四条第一項、第一百七十四条の二第一項、第一百七十四条の三第一項又は第一百七十五条第一項（同条第九項において準用する場合を含む。）若しくは第二項の規定による課徴金に係る事件について必要な調査をするため、当該職員に、次に掲げる処分をさせることができる。
- 一 事件関係人若しくは参考人に出頭を求め、質問をし、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。
  - 二 事件関係人の営業所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査すること。







八 第二十七条の八第二項から第四項まで（これらの規定を第二十七条の二十二の第二項において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書又は第二十七項の十三第三項及び第二十七項の二十二の第二項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しない者

九 第二十七項の九第二項又は第二十七項（これらの規定を第二十七項の二十二の第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して公開買付説明書又は訂正した公開買付説明書を交付しなかつた者

十 第二十七条の十第一項の規定による意見表明報告書又は同条第十一項の規定による対質問回答報告書を提出しない者

十一 第二十七条の十第九項（同条第十項において準用する場合を含む。）若しくは同条第十三項（同条第十四項において準用する場合を含む。）又は第二十七項の二十七（第二十七項の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの送付に当たり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして送付した者

十二 第二十七条の二十九第一項において準用する第九項第一項又は第十項第一項の規定による訂正報告書を提出しない者

十三 第二十七条の二十九第一項において準用する第九項第一項又は第十項第一項の規定による訂正特定証券情報提供若しくは公表をしない者又は当該訂正特定証券情報につき同条第十五項の規定（訂正特定証券情報に係る部分に限る。）に違反した者

十二の三（略）

二十 第六十八條の規定に違反した者

二十一 第六十七條又は第六十七條の二の規定に違反して、表示をした者

第二百三條（略）

3 第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第二百五條 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四條第四項、同條第六項（第二十三條の八第四項において準用する場合を含む。）第十三條第四項若しくは第十五項（これらの規定を第二十三條の第十二項（第二十七條の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二十七條において準用する第十五條第二項から第四項まで、第二十三條第二項（第二十三條の十二第二項）において準用し、及びこれらの規定を第二十七條において準用する場合を含む。）において準用する第十五條第二項から第四項まで、第二十三條第二項（第二十三條の十二第二項）又は第二十四條の二第二項（第二十七條において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第二十七條の十第八項において準用する第二十七條の八第二項から第四項までの規定又は第二十七條の十二第二項において準用する第二十七條の八第二項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しない者

三 第二十七條の十第九項（同条第十項において準用する場合を含む。）若しくは同条第十三項（同条第十四項において準用する場合を含む。）又は第二十七條の二十七（第二十七條の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しを送付しない者

四 第二十七條の十五第二項（第二十七條の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

五 第二十六條（第二十七條において準用する場合を含む。）第二十七條の二十二の二第二項（第二十七條の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第二十七條の三十、第二十七條の三十五又は第六十九條の二第六項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

六 第二十六條（第二十七條において準用する場合を含む。）、第二十七條の二十二の二第二項（第二十七條の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第二十七條の三十第一項、第二十七條の三十五又は第七十七條第二号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

六の二（略）

十四 第四十二條の七第一項の規定に違反して、報告書を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない報告書若しくは虚偽の記載をした報告書を交付した者又は同条第二項において準用する第三十四條の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

十五（略）

十九 第六十三條若しくは第六十五條の二第一項若しくは第二項の規定に違反して報告書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした報告書を提出し、又は第六十四條第五項若しくは第六十五條の二第十項の規定による申立てにおいて虚偽の申立てをした者

二十 第六十五條、第六十六條の二第十五項又は第六十九條の規定に違反した者

第二百七條 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第二百八条(略)
  - 二 第二百九十条(第四号の二及び第五号を除く。)又は第二百九十一条(五) 三億円以下の罰金刑
  - 三 第二百九十二条(第八号、第九号、第十二号、第十三号及び第十五号を除く。)又は第二百九十三条 二億円以下の罰金刑
  - 四 (略)
  - 五 第二百九十八条(第四号の二、第九号、第十二号、第十三号若しくは第十五号、第二十条第二号の三、第二十七号、第三十八号の二若しくは第十九号、第二百一十一条(第一号、第二号、第四号、第六号及び第九号から第十一号までを除く。)、第二百五条から第二十五条の二の二)まで、第二百五条の二の三(第十三号及び第十四号を除く。)又は前条(第五号を除く。)、各本条の罰金刑
  - 六 前項の規定により第二百九十七条又は第二百九十九条の二(第十一号及び第十二号を除く。)の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。
  - 3 (略)
- 第二百八条 有価証券の発行者、金融商品取引業者等、金融商品取引業者の特定主要株主、指定親会社若しくは金融商品取引業者の代表者若しくは役員、金融商品取引業者、金融商品取引業者の特定主要株主若しくは金融商品取引業者、外国法人である金融商品取引業者、第五十九条の規定により許可を受けた者若しくは取引所取引許可業者の国内における代表者、信用格付業者の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)、外国人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)、である信用格付業者の国内における代表者、認可金融商品取引業協会若しくは第八十一条に規定する認定金融商品取引業協会の役員(仮理事を含む。)、若しくは清算人、金融商品取引所若しくは第八十五条第一項に規定する自主規制法人の役員(仮理事、投資者保護基金の役員(仮理事及び仮執行役を含む。))、若しくは清算人、外国金融商品取引所の代表者若しくは役員、第五十六条の三の十八第一項に規定する指定紛争解決機関の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)、証券金融会社若しくは管理人の代表者若しくは役員、第五十六条の三の十八第一項に規定する指定紛争解決機関の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。))又は次の場合においては、三十万円以下の過料に処する。
- 一 第四十五条第五項(第二十三条の八第四項において準用する場合を含む。)、第四十四条の四(第五十九条の六において準用する場合を含む。)、第七十九条の二十六第二項、第七十九条の七十三、第九十条第一項若しくは第四項又は第六十一条の二第一項の規定に違反したとき。
  - 二 第二十四条の四の二第一項(同条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。))及び第四項において準用し、並びにこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。)
  - 三 第九十一条第一項若しくは第十項の規定による訂正確認書を提出しなかつたとき。
  - 四 第三十一条の二第四項の規定による命令に違反して供託しなかつたとき。
  - 五 第三十一条の四第一項若しくは第二項、第六十四条の七第五項(第六十六条の二五において準用する場合を含む。)、第六十七條の八第三項後段、第六十七條の九第六項、第七十七條の六第三項、第五十二条、第五十一条の二、第五十三条第一項、第五十七條の九、第五十七條の二一第一項若しくは第三十二條の二第二項、第五十一条、第五十一条の二、第五十三条第一項、第五十七條の九、第五十七條の二一第一項若しくは第三十二條の二第二項、第六十条の八第一項、第六十六条の二一第一項、第六十七條の九、第六十七條の二一第一項、第五十七條の二一第一項若しくは第六十五條の二の二の十三、第六百五十六條の三十三第一項又は第六百五十六條の八十一の規定による命令(第五十七條の六第一項、第六十条の八第一項及び第六十六条の二の二の第一項の命令)において、業務の停止の処分を除く。)に違反したとき。
  - 六 第六十一条の二第四項又は第五項の規定に違反して、書面の交付をしなかつたとき。
  - 七 第四十九条の五、第四十八条の三又は第四十九条の四の規定に違反して、準備金を積み立てず、又はこれを使用したとき。
  - 八 第四十九條の五の規定又は第五十六條の三の三の三の規定による命令に違反して資産を国内において保有していないとき。
  - 九 第六十七條の十八又は第六十八條の四又は第六百三十條の規定に違反して通知し、又は公表することを怠つたとき。
  - 十 第六十七條の十九、第七十八條の五、第七十九條の五、第七十九條の四十一第三項、第七十九條の五十三第二項又は第六百三十一條第一項の規定に違反して報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。
  - 十一 第六十八條第六項、第七十八條の二第二項又は第六百五十六條の五十三の規定による名簿を公衆の縦覧に供することを怠つたとき。
  - 十二 第四十一條の規定により内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。
  - 十三 第七十九條の三十四第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
  - 十四 第七十九條の四十九第四項の規定による業務以外の業務を行つたとき。
  - 十五 第七十九條の七十一第一項若しくは第二項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。
  - 十六 第七十九條の七十一第一項若しくは第二項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

十七 第七十九條の七十一の規定に違反して経理をしたとき。  
十八 第七十九條の八十第一項の規定に違反して、投資者保護基金の残余財産を処分したとき。  
十九 金融商品取引法第八十條の六に違反して、投資者の総会に対し虚偽の申述をし、又は事実を隠蔽したとき。  
二十 第八十八條の十一(第百二條の六)において準用する場合を含む。、第百一十一條の五第一項、第百二十九條の三第一項、第百二十九條の四第一項若しくは第八十八條の六(第百二十九條の五)において準用する場合を含む。、第百二十九條の七第一項、第百二十九條の十三第二項、第百二十九條の十四第一項又は第百二十九條の二十一第二項の規定に違反してこれらの規定に定める書類若しくは書面若しくは電磁的記録を備え置かなかつたとき、又はこれに不正の記載若しくは記録をしたとき。  
二十一 第百二條の十二第一項若しくは第二項(これらの規定を第百二條の三十六において準用する場合を含む。)、第百二條の十四第一項(第百二條の三十六において準用する場合を含む。)、第百二十九條の三第九項、第百二十九條の十第一項、第百二十九條の十二第二項(第百二十九條の十九において準用する場合を含む。)、第百二十九條の十六第一項又はこの法律において準用する会社法の規定に違反して公告若しくは通知をすることを怠り、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。  
二十二 第百二條の七第二項又は第百二條の十四第一項(これらの規定を第百二條の三十六において準用する場合を含む。、)の規定に違反して破産手続開始の申立てをすることを怠つたとき。  
二十三 第百二條の十七第一項において準用する会社法第六百六十四條の規定に違反して金融商品取引法の規定に違反して金融商品取引法の規定に違反して破産手続開始の申立てをすることを怠つたとき。  
二十四 第百二條の二の規定に違反して組織変更の手続をしたとき。  
二十五 第百二條の三第二項、第百二十九條の五第二項、第百二十九條の三第二項、第百二十九條の四第九項、第百二十九條の五第二項、第百二十九條の六第五項、第百二十九條の七第二項、第百二十九條の十三第三項、第百二十九條の十四第二項又は第百二十九條の二十一第三項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書面若しくは電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。  
二十六 第百二十九條の四(第百二十九條の三第五項、第百二十九條の四第四項及び第百二十九條の五第五項)において準用する場合を含む。、又は第百二十九條の十二(第百二十九條の十九)において準用する場合を含む。、又は第百二十九條の二十六の二、第百五十六條の六第六項の規定による公表を怠り、又は虚偽の公表をしたとき。  
二十六の三 第百五十六條の六十九の規定に違反して、内閣総理大臣の認可を受けずに、法人の代表者となり、若しくは常務に従事し、又は事業を営んだとき。  
二十七 この法律に定める登記(第百二條の二十第一項の規定によるものを除く。、)をすることを怠つたとき。

水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)(抄)

(事業の種類)

第十一條 漁業協同組合(以下この章及び第四章において「組合」という。)は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 組合員の貯金又は定期積金の受入れ

二 組合員の共済に関する事業

三 組合員の共済に関する事業

四 組合員の共済に関する事業

五 組合員の共済に関する事業

六 組合員の共済に関する事業

七 組合員の共済に関する事業

八 組合員の共済に関する事業

九 組合員の共済に関する事業

十 組合員の共済に関する事業

十一 組合員の共済に関する事業

十二 組合員の共済に関する事業

十三 組合員の共済に関する事業

十四 組合員の共済に関する事業

十五 組合員の共済に関する事業

十六 組合員の共済に関する事業

十七 組合員の共済に関する事業

十八 組合員の共済に関する事業

(信用事業に係る経営の健全性の確保)  
第十一條の六(略)



(子会社の範囲等)  
第十七条の十四 第十一項第四号又は第十一項の事業を行う組合は、次に掲げる業務を専ら営む国内の会社(第一号に掲げる業務を営む会社のうち、信用

事業に従属する業務を専ら営むものにあつては主として当該組合その他これに類する者として主務省令で定めるもの)の行う事業又は営む業務のために、その他  
の会社にあつては主として当該組合の行う事業のためにその業務を営んでいるものに限る。第三項において「子会社対象会社」という。を除去、特定事業に  
相当する事業を行い、又は特定事業に相当する事業に従属し、付随し、若しくは関連する業務を営む会社を子会社としてはならない。

一 組合の行う特定事業に従属する業務として主務省令で定めるもの(第四項及び次条第一項において「従属業務」という。)  
二 次項第一号に掲げる組合にあつては第十一項第一号の事業に、次項第二号に掲げる組合にあつては同条第一項第三号又は第四  
号の事業に、次項第三号に掲げる組合にあつては同条第一項第十一号の事業に、それぞれ付随し、又は関連する業務として主務省令(次項第三号に掲げる組  
合にあつては、農林水産省令)で定めるもの

2 (略)  
3 第一項の規定は、子会社対象会社以外の会社が、同項の組合又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の主務省令で定める事由により  
当該組合の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該組合は、その子会社となつた会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でな  
くなるよう、所要の措置を講じなければならない。

4 (略)  
(議決権の取得等の制限)

第十七条の十五 (略)  
2 前項の規定は、同項の組合又はその子会社が、担保権の実行による株式又は持分の取得その他の主務省令で定める事由により、特定事業会社である国内の会  
社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなる場合には、適用しない。ただし、当該組合又はその子会社は、合算してその基準議決  
権数を超えて取得し、又は保有することとなつた部分の議決権については、当該組合があらかじめ行政庁の承認を受けた場合を除き、その取得し、又は保有す  
ることとなつた日から一年を超えてこれを保有してはならない。

3 前項ただし書の場合において、行政庁がする同項の承認の対象には、第一項の組合又はその子会社が特定事業会社である国内の会社の議決権を合算してその  
総株主等の議決権の百分の五十を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうち当該百分の五十を超える部分の議決権は含まれないものとし、行政庁  
が当該承認をするときは、当該組合又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうちその基準議決権数を  
超える部分の議決権を速やかに処分することを条件としなければならない。

4 第一項の組合又はその子会社は、次の各号に掲げる場合には、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める日に有することとなる特定事業会社である国内の  
会社又はその子会社が、次の各号に掲げる場合に特定事業会社である国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて有すること  
となるときは、当該各号に規定する認可をしてはならない。

一 当該組合が第五十四条の二第三項の認可を受けて同条第二項に規定する信用事業の全部又は一部の譲受けをしたとき(主務省令で定める場合に限る。)  
二 その信用事業の全部又は一部の譲受けをした日

二 第六十九條第二項の認可を受けて当該組合が合併により設立されたとき(その設立された日)  
三 第六十九條第二項の認可を受けて合併をしたとき(当該組合が存続する場合に限る。)

5 行政庁は、前項各号に規定する認可をするときは、当該各号に定める日に第一項の組合又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて有することとな  
る特定事業会社である国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を、同日から五年を経過する日までに当該行政庁が定める基準に従つ  
て処分することを条件としなければならない。

6 第一項の組合又はその子会社が、特定事業会社である国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて有することとなつた場合には、その超える部  
分の議決権は、当該組合が取得し、又は保有するものとみなす。

7 第十一條の六第三項の規定は、前各項の場合において第一項の組合又はその子会社が取得し、又は保有する議決権について準用する。

(役員資格)  
第三十四條の四 次に掲げる者は、役員となることができない。  
一 法人  
二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者  
三 この法律、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)の規定に違反し、又は民事再生法第二百五十五條、

第二百五十六條、第二百五十八條から第二百六十條まで若しくは第二百六十二條の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五條、第二百六十六條、第二百六十八條から第二百七十二條まで若しくは第二百七十四條の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わる、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者

2 前項各号に掲げる者のほか、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める事業を行う組合の役員となることができない。

一（略）

二 金融商品取引法第百九十七條、第百九十七條の二第一号から第十号の三まで若しくは第十三号、第百九十八條第八号、第百九十九條、第二百條第一号から第十二号の二まで、第二十号若しくは第二十一号、第二百三條第三項又は第二百五條第一号から第六号まで、第十九号若しくは第二十号の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わる、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 第一條第一項第四号の事業

（信用事業の譲渡又は譲受け）

第五十四條の二（略）

2 第十一條第一項第四号の事業を行う組合は、總會の議決を経て、信用事業実施組合の信用事業（第九十二條第一項、第九十六條第一項又は第百條第一項において準用する第十一條の四第二項に規定する信用事業を含む。次条において同じ。）の全部又は一部を譲り受けることができる。

3 前二項に規定する信用事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けについては、政令で定めるものを除き、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4（略）

7（略）

（準備金及び繰越金）

第五十五條 組合（非出資組合であつて、第十一條第一項第五号から第七号までの事業を行わないものを除く。第七項及び次条において同じ。）は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の十分の一（第十一條第一項第四号又は第十一號の事業を行う組合にあつては、五分の一）以上を利益準備金として積み立てなければならない。

2 前項の定款で定める利益準備金の額は、出資組合にあつては、出資総額の二分の一（第十一條第一項第四号又は第十一號の事業を行う組合にあつては、出資総額）を下つてはならない。

3 出資組合は、次に掲げる金額を資本準備金として積み立てなければならない。

一 出資一口の金額の減少により減少した出資の額が、持分の払戻しとして当該出資組合の組合員に支払つた金額及び損失のてん補に充てた金額を超えるとき

二 合併によつて消滅した組合から承継した財産の価額が、当該組合から承継した債務の額及び当該組合の組合員に支払つた金額並びに合併後存続する出資組合の増加した出資の額又は合併によつて設立した出資組合の出資の額を超えるときは、その超過額

4（略）

5 第一項の利益準備金及び第三項の資本準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、これを取り崩してはならない。

6（略）

7（略）

（合併の手續）

第六十九條（略）

2 合併は行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3（略）

4（略）

（合併による権利義務の承継）

第七十二條 合併後存続する組合又は合併に因つて設立した組合は、合併に因つて消滅した組合の権利義務（当該組合がその行う事業に関し、行政庁の許可、認可その他の処分に基いて有する権利義務を含む。）を承継する。

（準用規定）

第八十六條（略）

4 2 3 (略)  
第百八十五條の二から前条までに規定するもののほか、第六十八條、第六十九條、第六十九條の三から第七十四條まで、第七十五條第一項及び第七十六條第一項並びに会社法第五百二條の規定は、組合の解散及び清算について準用する。この場合において、第六十八條第四項中「二十人(業種別組合にあつては、十五人)」とあるのは「七人」と、第七十條第二項において準用する第三十四條第十項中「理事の定数の少なくとも三分の二は」とあるのは「理事は、その全員が」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(事業の種類)  
第八十七條 漁業協同組合連合会(以下この章において「連合会」という。)は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 三 (略)  
四 所屬員の貯金又は定期積金の受入れ  
五 十六 (略)

2 3 (略)  
4 第一項第四号の事業を行う連合会は、所屬員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 六 (略)  
七 農林中央金庫その他主務大臣の定める者(外国銀行を除く。)の業務の代理又は媒介(主務大臣の定めるものに限る。)

八 十二 (略)  
五 十一 (略)

(子会社の範囲等)  
第八十七條の三 第八十七條第一項第四号の事業を行う連合会は、次に掲げる会社(国内の会社に限る。第四項において「子会社対象会社」という。)以外の会社を子会社(第九十二條第一項において準用する第十一條の六第二項に規定する子会社をいう。以下この条及び次条において同じ。)としてはならない。

一 銀行法第二條第一項に規定する銀行のうち、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により信託業務を営むもの  
二 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二條第三項に規定する資金移動業者のうち、資金移動業(同条第二項に規定する資金移動業をいう。)その他主務省令で定める業務を専ら営むもの  
三 金融商品取引法第二條第九項に規定する金融商品取引業者のうち、有価証券関連業(同法第二十八條第八項に規定する有価証券関連業をいう。次項において「証券」という。)のほか、同法第三十五條第一項第一号から第八号までに掲げる行為を行う業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの(次項において「証券専門会社」という。)

三 金融商品取引法第二條第十二項に規定する金融商品仲介業者のうち、金融商品仲介業(同法第十一項に規定する金融商品仲介業をいい、次に掲げる行為のいづれかを業として行うものに限る。以下この号において同じ。)(のほか、金融商品仲介業に付随する業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの(次項において「証券専門会社」という。))  
イ 金融商品取引法第二條第十一項第一号に掲げる行為  
ロ 金融商品取引法第二條第十七項に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介(八に掲げる行為に該当するものを除く。)

八 金融商品取引法第二十八條第八項第三号又は第五号に掲げる行為の委託の媒介  
二 金融商品取引法第二條第十一項第三号に掲げる行為  
五 信託業法第二條第二項に規定する信託会社のうち、信託業務を専ら営むもの(次項第六号において「信託専門会社」という。)  
四 従屬業務又は金融関連業務を専ら営む会社(従屬業務を営む会社にあつては主として当該連合会、その子会社(第一号及び第一号の二に掲げる会社に限る。第九項において同じ。))その他これらに類する者として主務省令で定めるもの(行う事業又は営む業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。)

イ 証券専門関連業務及び信託専門関連業務のいづれも営むもの(当該会社の議決権について、当該連合会の証券子会社等が合算して、当該連合会又はその子会社(証券子会社等及び信託子会社等を除く。))が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該連合会の信託子会社等が合算して、当該連合会又はその子会社(証券子会社等及び信託子会社等を除く。))が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの  
ロ 証券専門関連業務を営むもの(イに掲げるものを除く。)(当該会社の議決権について、当該連合会の証券子会社等が合算して、当該連合会又はその子会社(証券子会社等を除く。))が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの  
ハ 信託専門関連業務を営むもの(イに掲げるものを除く。)(当該会社の議決権について、当該連合会の信託子会社等が合算して、当該連合会又はその子会社(信託子会社等を除く。))が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ハ 信託専門関連業務を営むもの(イに掲げるものを除く。)(当該会社の議決権について、当該連合会の信託子会社等が合算して、当該連合会又はその子会社(信託子会社等を除く。))が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

六 新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として主務省令で定める会社（当該会社の議決権を、当該連合会の子会社のうち前号に掲げる会社で主務省令で定めるもの（次条第三項において「特定子会社」という。）以外の子会社又は当該連合会が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて有していないものに限る。）  
七 前各号に掲げる会社のみを子会社とする私的独占禁止法第九条第四項第一号に規定する持株会社で主務省令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を含む。）

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 (略)  
二 金融関連業務 第八十七条第一項第三号若しくは第四号の事業、有価証券関連業務又は信託業（信託業法第二条第一項に規定する信託業をいう。第四号において同じ。）に付随し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの  
三 十六 (略)

3 第十七条の十四第三項の規定は、第一項の連合会について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「第八十七条の三第一項」と、  
「子会社対象会社」とあるのは「同項に規定する子会社対象会社」と読み替えるものとする。

4 第一項の連合会は、子会社対象会社のうち、同項第一号から第五号まで又は第七号に掲げる会社（従属業務（第二項第一号に掲げる従属業務をいう。以下この項及び第九項並びに次条第一項において同じ。）又は第八十七条第一項第三号若しくは第四号の事業に付随し、若しくは関連する業務として主務省令で定めるものを専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては、主として当該連合会の行う事業のためにその業務を営んでいる会社に限る。）を除く。以下この条において「認可対象会社」という。）を子会社としようとするときは、第九十二条第三項において準用する第五十四条の二第三項又は第九十二条第五項において準用する第六十九条第二項の規定により第九十二条第三項において準用する第五十四条の二第二項に規定する信用事業の全部若しくは一部の譲受け又は合併の認可を受ける場合を除き、あらかじめ、行政庁の認可を受けなければならない。

5 (略)  
6 第四項の規定は、第一項の連合会が、その子会社として同項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（認可対象会社に限る。）に該当する子会社としようとするときに準用する。  
7 10 (略)

（議決権の取得等の制限）  
第八十七条の四 第八十七条第一項第四号の事業を行う連合会又はその子会社は、国内の会社（前条第一項第一号から第四号までに掲げる会社、従属業務又は同条第二項第二号に掲げる金融関連業務を専ら営む会社（同号に掲げる金融関連業務を営む会社であつて同条第一項第五号イから八号までに掲げる業務の区分に該当する場合は、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。）及び同条第一項第七号に掲げる会社を除く。以下この項において同じ。）の議決権については、合算して、その基準議決権数（当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。）を越える議決権を取得し、又は保有してはならない。

2 第十七条の十五第二項から第七項までの規定は、前項の連合会について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第八十七条の四第一項」と、「特定事業会社である国内の会社の議決権をその基準議決権数」とあるのは「国内の会社（同項に規定する国内の会社をいう。以下同じ。）の議決権をその基準議決権数（同項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。）」と、同条第三項及び第四項中「第一項」とあるのは「第八十七条の四第一項」と、「特定事業会社である国内の会社」とあるのは「国内の会社」と、同項第一号中「当該組合」とあるのは「当該連合会が第八十七条の三第四項の認可を受けて同項に規定する認可対象会社を子会社としたとき、又は」と、「その」とあるのは「その子会社とした日又はその」と、同条第五項及び第六項中「第八十七項」とあるのは「第八十七項の四第一項」と、「特定事業会社である国内の会社」とあるのは「国内の会社」と、同条第七項中「前各項」と読み替えるものとする。

3 第一項の場合及び前項において準用する第十七条の十五第二項から第七項までの場合において、新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として主務省令で定める会社の議決権の取得又は保有については、特定子会社は、第一項の連合会の子会社に該当しないものとみなす。

（連合会の権利義務の包括承継）  
第九十一条の二 会員が一人になつた連合会の会員たる組合、漁業生産組合又は連合会（以下この条において「組合等」という。）は、会員が一人になつた連合会の権利義務（当該連合会がその行う事業に関し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継することができる。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 当該連合会が会員に出資をさせる連合会である場合において、その会員に准会員があるとき。







一 連合会を直接又は間接に構成する者（以下この章において「所属員」と総称する。）の共済に関する事業

二 二 連合会を直接又は間接に構成する者（以下この章において「所属員」と総称する。）の共済に関する事業

三 三 連合会を直接又は間接に構成する者（以下この章において「所属員」と総称する。）の共済に関する事業

四 四 連合会を直接又は間接に構成する者（以下この章において「所属員」と総称する。）の共済に関する事業

（子会社の範囲等）  
第百条の三 連合会は、次に掲げる会社（第六項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一 保險会社

二 保險業（保險業法第二条第一項に規定する保険業をいう。）を行う外国の会社

三 少額短期保險業者（保險業法第二十一条第十八項に規定する少額短期保險業者をいう。）

四 次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社にあつては、主として当該連合会の行う事業又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいものに限る。）

イ 從屬業務

ロ 關連業務

五 新たな事業分野を開拓する会社として農林水産省令で定める会社（当該会社の議決権を、当該連合会の子会社のうち前号に掲げる会社で農林水産省令で定めるもの（次条第三項において「特定子会社」という。）以外の子会社又は当該連合会が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超過して有していないものに限る。）

六 前各号に掲げる会社のみを子会社とする私的独占禁止法第九条第四項第一号に規定する持株会社で農林水産省令で定めるもの（当該持株会社になることを

予定している会社を含む。）

二 前項に規定する「子会社」とは、連合会がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する会社をいう。この場合において、当該連合会及びその

一 若しくは二以上の子会社又は当該連合会の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社は、当該連合会の子会社とみなす。

三 三

四 四

五 五

六 六

七 七

八 八

九 九

十 十

十一 十一

十二 十二

十三 十三

十四 十四

十五 十五

十六 十六

十七 十七

十八 十八

十九 十九

二十 二十

二十一 二十一

二十二 二十二

二十三 二十三

二十四 二十四

二十五 二十五

二十六 二十六

二十七 二十七

るの「第百条の四第一項」と、同項第一号中「第五十四条の第二第三項」とあるのは「第百条の三第六項」と、「同条第二項に規定する信用事業の全部又は一部の譲受けをしたとき（主務省令で定める場合に限る。）」とあるのは「同項に規定する認可対象会社を子会社としたとき」と、「その信用事業の全部又は一部の譲受けをしたとき」とあるのは「その子会社」と、「同条第七項中「前各項」とあるのは「第百条の四第一項及び同条第二項において準用する第十七条の十五第二項から前項まで」と読み替えるものとする。

3 第一項の場合及び前項において準用する第十七条の十五第二項から第七項までの場合において、新たな事業分野を開拓する会社として農林水産省令で定める会社の議決権の取得又は保有については、特定子会社は、連合会の子会社に該当しないものとみなす。

（準用規定）  
第百条の八（略）

5 第六十八から第七十七条までの規定は、連合会の解散及び清算について準用する。この場合において、第六十八条第四項中「二十人（業種別組合にあつては、十五人）未満」とあるのは「一人」と、第六十九条第三項中「第十一条第一項第四号又は第十一号」とあるのは「第百条の二第一項第一号」と、「第七十条第二項において準用する第三十四条第十項本文及び第三十四条の二第二項本文中「准組合員以外の組合員」とあるのは「所屬員（准組合員、第十八条第五項の規定による組合員、第八十八条第三号若しくは第九号又は第九十八条第二号の規定による会員及びこれらを構成する者を除く。）」と、「第七十七条中「第三十四条の四」とあるのは「第三十四条の四（第一項第五号及び第二項第二号を除く。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（報告の徴収）

2 行政庁は、組合（漁業生産組合を除く。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、信用事業規程若しくは共済規程を守つていないかどうかを知るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該組合の子法人等（子会社その他組合がその経営を支配している法人として主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）、「信用事業受託者（特定信用事業代理業者その他信用事業に關し組合から委託を受けた者をいう。以下同じ。）」又は共済代理店に対し、当該組合の業務又は会計の状況に關し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 5 （略）

（業務又は会計状況の検査）

2 行政庁は、第十一号第一項第四号若しくは第十一号、第八十七条第一項第四号、第九十三号第一項第二号若しくは第六号の二、第九十七号第一項第二号又は第九十八号の二第一項第一号の事業を行う組合の事業の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、いつでも、当該組合の業務又は会計の状況を検査することができる。

4 6 （略）

（行政庁への届出）

第百二十六条の二 組合は、次の各号のいずれかに該当するときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を行政庁に届け出なければならない。

一 五 第八十七号第一項第四号又は第九十七号第一項第二号の事業を行う組合が第八十七条の三第一項第五号又は第六号（第百条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる会社（認可対象会社（第八十七条の三第四項（第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する認可対象会社をいう。第八号において同じ。）を除く。）を子会社としようとするとき（第九十二号第三項若しくは第九十三号第三項若しくは第九十四号第三項若しくは第九十五号第五項若しくは第百条第五項において準用する第六十九号第二項の規定による認可を受けて第九十二号第三項若しくは第百条第三項において準用する第五十四条の二第二項に規定する信用事業の全部若しくは一部の譲受け又は合併をしようとする場合を除く。）。

七 十二 （略）

（認可等の条件）  
第百二十六条の三 この法律の規定による認可、許可又は承認（次項において「認可等」という。）には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

（監督行政庁等）

第二百二十七条 この法律中「行政庁」とあるのは、第七十二条（第八十六条第四項、第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第百条の八第五項において準用する場合を含む。）及び第九十一条の二第一項（第百条第五項において準用する場合を含む。）の場合を除いては、都道府県の区域を超える区域を地区とする組合（漁業生産組合を除く。）並びに都道府県の区域を地区とする漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会及び共済水産業協同組合連合会、第九十三条第一項第二号若しくは第六号の二、第九十七条第一項第二号又は第百条の二第一項第一号の事業を行う組合の信用事業又は共済事業に関する第百二十三条第三項の規定による検査に関する事項については、都道府県知事の要請があり、かつ、主務大臣が必要があると認める場合には、主務大臣及び都道府県知事とする。

第二百三十条 次の場合には、組合の役員若しくは清算人又は特定信用事業代理業者（特定信用事業代理業者が法人であるときは、その取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、執行役、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）は、五十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一、五十二（略）  
五十三 第百二十六条の三第一項の規定により付した条件（第八十七条の三第四項（同条第六項（第百条第一項及び第百条の三第七項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）又は第百条の三第六項の規定による認可に係るものに限る。）に違反したとき。  
二、五十四（略）  
三、四（略）

#### 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）（抄）

#### （信用協同組合） 第九条の八（略）

二 信用協同組合は、前項の事業のほか、次の事業を併せ行うことができる。

一 為替取引  
二 国、地方公共団体その他営利を目的としない法人（以下この項において「国等」という。）の預金の受入れ

三（略）  
四 組合員以外の者（国等及び配偶者等を除く。）の預金又は定期積金の受入れ

五 組合員以外の者に対する資金の貸付け（手形の割引を含む。次条第一項第二号において同じ。）  
六 債務の保証又は手形の引受け（組合員のためにするものその他の内閣府令で定めるものに限る。）

七 有価証券（第十号に規定する証券をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第十号の二及び第十一号において同じ。）の売買（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引（投資の目的をもつてするもの又は書面取次ぎ行為に限る。）

八 有価証券の貸付け（組合員のためにするものその他の内閣府令で定めるものに限る。）  
九 国債、地方債若しくは政府保証債（以下この号において「国債等」という。）の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い

十 金銭債権（譲渡性預金証書その他の内閣府令で定める証券をもつて表示されるものを含む。）の取得又は譲渡  
十一 指名金銭債権を信託する特定社債（特定短期社債を除き、資産流動化計画において当該特定社債の発行により得られる金銭をもつて指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限る。）その他これに準ずる有価証券として内閣府令で定めるもの（以下この号において「特定社債等」という。）の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い

十二 有価証券の私募の取扱い  
十三 信用協同組合、次条第一項第一号の事業を行う協同組合連合会、株式会社日本政策金融公庫その他内閣総理大臣の定める者（外国の法令に準拠して外国において銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項（定義等）に規定する銀行業を営む者（同法第四条第五項（営業の免許）に規定する銀行等を除く。）を除く。）の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る。）

十四 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り

十四の二 振替業

十五の二 デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。次号において同じ。）であつて内閣府令で定めるもの（第十号に掲げる

十六の二 デリバティブ取引（内閣府令で定めるものに限る。）の媒介、取次ぎ又は代理

十七の二 金利、通貨の価格、商品の価格、算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第十七号）第二条第六項（定義）に規定する算定割

十八の二 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理（第十六号に掲げる事業に該当するもの及び内閣府令で定めるものを除く。）

十九の二 有価証券関連デリバティブ取引（当該有価証券関連デリバティブ取引に係る有価証券が第十号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該

二十の二 有価証券関連店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理

二十一の二 機械類その他の物件を使用させる契約であつて次に掲げる要件の全てを満たすものに基づき、当該物件を使用させる事業（組合員又はこれに準ずる者

二十二の二 契約の対象とする物件（以下この号において「リース物件」という。）を使用させる期間（以下この号において「使用期間」という。）の中途において

二十三の二 使用期間が満了した後、リース物件の所有権又はリース物件の使用及び収益を目的とする権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

二十四の二 前号に掲げる事業の代理又は媒介

二十五の二 前各号の事業に附帯する事業

二十六の二 前各号の事業に附帯する事業

二十七の二 前各号の事業に附帯する事業

二十八の二 前各号の事業に附帯する事業

二十九の二 前各号の事業に附帯する事業

三十の二 前各号の事業に附帯する事業

三十一の二 前各号の事業に附帯する事業

三十二の二 前各号の事業に附帯する事業

三十三の二 前各号の事業に附帯する事業

三十四の二 前各号の事業に附帯する事業

三十五の二 前各号の事業に附帯する事業

三十六の二 前各号の事業に附帯する事業

三十七の二 前各号の事業に附帯する事業

三十八の二 前各号の事業に附帯する事業

三十九の二 前各号の事業に附帯する事業

四十の二 前各号の事業に附帯する事業

四十一の二 前各号の事業に附帯する事業

四十二の二 前各号の事業に附帯する事業

四十三の二 前各号の事業に附帯する事業

四十四の二 前各号の事業に附帯する事業

四十五の二 前各号の事業に附帯する事業

四十六の二 前各号の事業に附帯する事業

四十七の二 前各号の事業に附帯する事業

(創立総会)  
第二十七条 (略)

8 創立総会については、第十一条の規定を、創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七條、第八百三十八條並びに第八百四十六條(株主總會の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え)の規定(第三十六條の第三第四項に規定する組合であつて、その監事の監査の範圍を會計に關するものに限定する旨を定款で定めた組合(以下「監査権限定組合」という。))にあつては、監査役に係る部分を除く。)を準用する。

(設立の無効の訴え)  
第三十二条 組合の設立の無効の訴えについては、会社法第八百二十八條第一項(第一号に係る部分に限る。)、及び第二項(第一号に係る部分に限る。)、第八百三十四條(第一号に係る部分に限る。)、第八百三十五條第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七條から第八百三十九條まで並びに第八百四十六條(設立の無効の訴え)の規定(監査権限定組合にあつては、監査役に係る部分を除く。)を準用する。

(役員)  
第三十五条 (略)

2 (略)  
3 役員は、定款の定めるところにより、總會において選挙する。ただし、設立当時の役員は、創立總會において選挙する。  
4 (略)

(役員の変更)  
第四十二条 組合員は、総組合員の五分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の連署をもつて、役員の変更を請求することができるものとし、その請求につき總會において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失う。  
2 } 8 (略)

(總會招集の手續)  
第四十九条 總會の招集は、会日の十日(これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間)前までに、會議の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従つてしなければならない。

2 總會の招集は、この法律に別段の定めがある場合を除き、理事会が決定する。  
3 第一項の規定にかかわらず、總會は、組合員の全員の同意があるときは、招集の手續を経ることなく開催することができる。

(通知又は催告)  
第五十条 組合の組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載し、又は記録したその者の住所(その者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を組合に通知した場合にあつては、その場所又は連絡先)にあてて発すれば足りる。  
2 (略)

(特別の議決)  
第五十三条 次の事項は、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

- 一 定款の変更
- 二 組合の解散又は合併
- 三 組合員の除名
- 四 事業の全部の譲渡
- 五 組合員の出資口数に係る限度の特例
- 六 第三十八條の第二第五項の規定による責任の免除

(總會の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え)

第五十四条 総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条（第十六号及び第七号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七條、第八百三十八條並びに第八百四十六條（株主総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え）の規定（監査権限定組合にあつては、監査役に係る部分を除く。）を準用する。

（出資一口の金額の減少の無効の訴え）  
第五十七条 組合の出資一口の金額の減少の無効の訴えについては、会社法第八百二十八條第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第二項（第五号に係る部分に限る。）、第八百三十四條（第五号に係る部分に限る。）、第八百三十五條第一項、第八百三十六條から第八百三十九條まで並びに第八百四十六條の規定（監査権限定組合にあつては、監査役に係る部分を除く。）を準用する。

（信用協同組合等の事業等の譲渡又は譲受け）  
第五十七条の三 信用協同組合又は第九條の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会（以下この条において「信用協同組合等」という。）は、総会の議決を経て、その事業の全部又は一部を銀行、他の信用協同組合等、信用金庫又は労働金庫（信用金庫又は労働金庫をもつて組織する連合会を含む。）次項において同じ。）に譲り渡すことができる。

2 信用協同組合等は、総会の議決を経て、銀行の事業の一部又は他の信用協同組合等、信用金庫若しくは労働金庫の事業の全部若しくは一部を譲り受けすることができる。この場合において、その対価が最終の貸借対照表により当該信用協同組合等に現存する純資産額の五分の一を超えない場合は、総会の議決を要しない。  
3 信用協同組合等が前項後段の規定により総会の議決を経ないで事業の全部又は一部の譲受けをする場合において、信用協同組合等の総組合員又は総会員の六分の一以上の組合員又は会員が次項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に事業の全部又は一部の譲受けに反対する旨を信用協同組合等に対し通知したときは、事業の全部又は一部の譲受けをする日の前日までに、総会の決議によつて、当該事業の全部又は一部の譲受けに係る契約の承認を受けなければならない。

4 5 （略）  
6 7 第一項及び第二項の事業の全部の譲渡又は譲受けについては、第五十七条の規定を準用する。  
7 （略）

（準備金及び繰越金）  
第五十八条 組合は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の十分の一（共済事業を行う組合にあつては、五分の一）以上を準備金として積み立てなければならない。

2 前項の定款で定める準備金の額は、出資総額の二分の一（共済事業を行う組合にあつては、出資総額）を下つてはならない。  
3 第一項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取りくずしてはならない。  
4 7 （略）

（吸収合併存続組合の手續）  
第六十三条の五 （略）

2 （略）  
3 吸収合併存続組合は、効力発生日の前日までに、総会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。ただし、吸収合併消滅組合の総組合員の数が吸収合併存続組合の総組合員の数の五分の一を超えない場合であつて、かつ、吸収合併消滅組合の最終の貸借対照表により現存する総資産額が吸収合併存続組合の最終の貸借対照表により現存する総資産額の五分の一を超えない場合の合併については、この限りでない。  
4 吸収合併存続組合が前項ただし書の規定により総会の決議を経ないで合併をする場合において、吸収合併存続組合の総組合員の六分の一以上の組合員が次項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に合併に反対する旨を吸収合併存続組合に対し通知したときは、効力発生日の前日までに、総会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。  
5 吸収合併存続組合が第三項ただし書の規定により総会の決議を経ないで合併をする場合には、吸収合併存続組合は、効力発生日の二十日前までに、合併をする旨並びに吸収合併消滅組合の名称及び住所を公告し、又は組合員に通知しなければならない。  
6 9 （略）

（合併の無効の訴え）  
第六十七条 組合の合併の無効の訴えについては、会社法第八百二十八條第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る

部分に限る。)、第八百三十四条(第七号及び第八号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六條から第八百三十九條まで、第八百四十三條(第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。)、並びに第八百四十六條(合併の無効の訴え)の規定(監査権限定組合にあつては、監査役に係る部分を除く。)、を、この条において準用する同法第八百四十三條第四項の申立てについては、同法第八百六十八條第五項、第八百七十條第二項(第五号に係る部分に限る。)、第八百七十五條及び第八百七十六條(非訟)の規定を準用する。

(創立總會)  
第八十二條 (略)

4 創立總會の決議については、第二十七條第二項から第五項まで及び第七十七條の規定を、創立總會の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては、会社法第八百三十條、第八百三十一條、第八百三十四條(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)、第八百三十五條第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七條、第八百三十八條並びに第八百四十六條(株主總會の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え)の規定(これらの規定中監査役に係る部分を除く。))を準用する。

(總會)  
第八十二條の十 (略)

4 總會については、第四十七條第二項から第四項まで、第四十八條から第五十條まで、第五十一條第一項及び第二項、第五十二條、第五十三條の三並びに第五十三條の四の規定を、總會の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては、会社法第八百三十條、第八百三十一條、第八百三十四條(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)、第八百三十五條第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七條、第八百三十八條並びに第八百四十六條(株主總會の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え)の規定(これらの規定中監査役に係る部分を除く。))を準用する。この場合において、第四十七條第二項及び第四項中「理事会」とあり、及び第四十八條中「理事」とあるのは、「会長」と読み替へるものとする。

協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号)(抄)

(内閣総理大臣の認可)  
第三條 信用協同組合等は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

一 中小企業等協同組合法第九條の八第二項第一号に掲げる事業(同法第九條の九第六項の規定により行う同号に掲げる事業を含む。))を行おうとするとき。  
二 中小企業等協同組合法第九條の九第六項の規定により同法第九條の八第二項第四号又は第五号に掲げる事業を行おうとするとき。  
三 業務の種類又は方法を変更しようとするとき(内閣府令で定める場合に該当するときは除く。))。

(信用協同組合の子会社の範囲等)  
第四條の二 信用協同組合は、次に掲げる会社(国内の会社に限る。以下この条において「子会社対象会社」という。))以外の会社を子会社としてはならない。

一 次に掲げる業務を専ら営む会社(イに掲げる業務を営む会社にあつては、主として当該信用協同組合その他これに類する者として内閣府令で定めるもの)を行う事業のためにその業務を営んでいる会社に限る。)  
イ 信用協同組合の行う事業に従属する業務として内閣府令で定めるもの(第八項において「従属業務」という。)  
ロ 中小企業等協同組合法第九條の八第一項第一号から第三号までに掲げる事業に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの  
二・三 (略)

2 (略)  
3 信用協同組合は、子会社対象会社のうち、第一項第三号に掲げる会社(以下この条において「認可対象会社」という。))を子会社としようとするときは、中小企業等協同組合法第五十七條の三第五項若しくは第六十六條第一項又は金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)第五條第一項(認可)の規定により事業の譲受け又は合併の認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

4 (略)  
5 第三項の規定は、信用協同組合が、その子会社としている第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(認可対象会社に限る。))に該当する子会社としようとするときについて準用する。

(信用協同組合等による議決権の取得等の制限)

第四条の三 (略)

2 前項の規定は、信用協同組合又はその子会社が、担保権の実行による株式又は持分の取得その他の内閣府令で定める事由により、国内の会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなる場合には、適用しない。ただし、当該信用協同組合又はその子会社は、合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた日から一年を超えてこれを保有してはならない。当該信用協同組合があらかじめ内閣総理大臣の承認を受けた場合を除き、その取得し、又は保有することとなつた日から一年を超えてこれを保有してはならない。

3 前項ただし書の場合において、内閣総理大臣がする同項の承認の対象には、信用協同組合又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうち当該百分の五十を超える部分の議決権は含まれないものとし、内閣総理大臣が当該承認をするときは、信用協同組合又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を速やかに処分することを条件としなければならない。

4 信用協同組合又はその子会社は、次の各号に掲げる場合には、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める日に保有することとなる国内の会社の議決権がその基準議決権数を超える場合であつても、同日以後、当該議決権をその基準議決権数を超えて保有することができる。ただし、内閣総理大臣は、信用協同組合又はその子会社が、次の各号に掲げる場合に国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて保有することとなるときは、当該各号に規定する認可をしてはならない。

一 当該信用協同組合が中小企業等協同組合法第五十七条の三第五項の認可を受けて事業の譲受けをしたとき(内閣府令で定める場合に限る。)。その事業の譲受けをした日

二 中小企業等協同組合法第六十六条第一項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第五条第一項(認可)の認可を受けて当該信用協同組合が合併により設立されたとき。その設立された日

三 当該信用協同組合が中小企業等協同組合法第六十六条第一項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第五条第一項(認可)の認可を受けて合併をしたとき(当該信用協同組合が存続する場合に限る。)。その合併をした日

5 内閣総理大臣は、前項各号に規定する認可をするときは、当該各号に定める日に信用協同組合又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を、同日から五年を経過する日までに内閣総理大臣が定める基準に従つて処分することを条件としなければならない。

6 信用協同組合又はその子会社が、国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなつた場合には、その超える部分の議決権は、当該信用協同組合が取得し、又は保有するものとみなす。

7・8 (略)

(信用協同組合連合会の子会社の範囲等)

第四条の四 信用協同組合連合会は、次に掲げる会社(国内の会社に限る。第三項において「子会社対象会社」という。)(以下の会社を子会社としてはならない。)

一 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第三項(定義)に規定する資金移動業者のうち、資金移動業(同条第二項に規定する資金移動業をいう。)(その他内閣府令で定める業務を専ら営むもの)

二 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第九項(定義)に規定する金融商品取引業者のうち、有価証券関連業(同法第二十八条第八項(定義)に規定する有価証券関連業をいう。以下同じ。)(のほか、同法第三十五条第一項第一号から第八号まで(第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲)に掲げる行為を行う業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの(以下「証券専門会社」という。))

三 金融商品取引法第十二項(定義)に規定する金融商品仲介業者のうち、金融商品仲介業(同条第十一項(定義)に規定する金融商品仲介業をいい、次に掲げる行為のいづれかを業として行うものに限る。以下この号において同じ。)(のほか、金融商品仲介業に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの(以下「証券仲介専門会社」という。))

イ 金融商品取引法第二十一条第一号(定義)に掲げる行為

ロ 金融商品取引法第二十七条(定義)に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三号ロ(定義)に規定する外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介(八に掲げる行為に該当するものを除く。)

ハ 金融商品取引法第二十八項第三号又は第五号(定義)に掲げる行為の委託の媒介

四 保険業法(平成七年法律第五号)第二条第二項(定義)に規定する保険会社(以下「保険会社」という。)

四の二 保険業法第二条第十八項(定義)に規定する少額短期保険業者(次項第七号において「少額短期保険業者」という。)

五 信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第二条第二項(定義)に規定する信託会社のうち、信託業務を専ら営む会社(以下「信託専門会社」という。)

六 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社(従属業務を営む会社にあつては主として当該信用協同組合連合会、その子会社(第一号及び第一号の二に掲げる会社に限る。第六項において同じ。))その他これらに類する者として内閣府令で定めるものの営む業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。)

イ 証券専門関連業務、保険専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの。当該会社の議決権について、当該信用協同組合連合会の証券子会社等が合算して、当該信用協同組合連合会又はその子会社(証券子会社等、保険子会社等及び信託子会社等)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超過して保有し、かつ、当該信用協同組合連合会の保険子会社等が合算して、当該信用協同組合連合会又はその子会社(証券子会社等、保険子会社等及び信託子会社等)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超過して保有し、かつ、当該信用協同組合連合会の信託子会社等が合算して、当該信用協同組合連合会又はその子会社(証券子会社等、保険子会社等及び信託子会社等)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超過して保有しているもの。

ロ 証券専門関連業務及び保険専門関連業務のいずれも営むもの(イに掲げるものを除く。)

子会社等が合算して、当該信用協同組合連合会又はその子会社(証券子会社等及び保険子会社等)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超過して保有し、かつ、当該信用協同組合連合会の保険子会社等が合算して、当該信用協同組合連合会又はその子会社(証券子会社等及び保険子会社等)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超過して保有しているもの。

ハ 証券専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの(イに掲げるものを除く。)

子会社等が合算して、当該信用協同組合連合会又はその子会社(証券子会社等及び信託子会社等)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超過して保有し、かつ、当該信用協同組合連合会の信託子会社等が合算して、当該信用協同組合連合会又はその子会社(証券子会社等及び信託子会社等)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超過して保有しているもの。

二 保険専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの(イに掲げるものを除く。)

子会社等が合算して、当該信用協同組合連合会又はその子会社(保険子会社等及び信託子会社等)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超過して保有し、かつ、当該信用協同組合連合会の信託子会社等が合算して、当該信用協同組合連合会又はその子会社(保険子会社等及び信託子会社等)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超過して保有しているもの。

ホ 証券専門関連業務を営むもの(イ、ロ及びハに掲げるものを除く。)

当該会社の議決権について、当該信用協同組合連合会の証券子会社等が合算して、当該信用協同組合連合会又はその子会社(証券子会社等)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超過して保有しているもの。

ヘ 保険専門関連業務を営むもの(イ、ロ及びハに掲げるものを除く。)

当該会社の議決権について、当該信用協同組合連合会の保険子会社等が合算して、当該信用協同組合連合会又はその子会社(保険子会社等)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超過して保有しているもの。

ト 信託専門関連業務を営むもの(イ、ハ及びロに掲げるものを除く。)

当該会社の議決権について、当該信用協同組合連合会の信託子会社等が合算して、当該信用協同組合連合会又はその子会社(信託子会社等)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超過して保有しているもの。

八七 (略)

前各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社で内閣府令で定めるもの(当該持株会社になることを予定している会社を含む。)

三 信用協同組合連合会は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第六号まで又は第八号に掲げる会社(従属業務(前項第一号に掲げる従属業務をいう。以下この項及び第六項において同じ。))又は中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号若しくは第二号に掲げる事業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社(従属業務を営む会社にあつては、主として当該信用協同組合連合会が行う事業のためにその業務を営んでいる会社に限る。次項において「認可対象会社」という。)を子会社として、同法第五十七条の三第五項又は第六十六条第一項の規定により事業の譲受け又は合併の認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。

四 前項の規定は、信用協同組合連合会が、その子会社として第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(認可対象会社に限る。)に該当する子会社としてしようとするときについて準用する。

五 } (略)

七 (略)

(特定信用協同組合等の監査)

第五條の八 (略)

三 特定信用協同組合等(第一項に規定する信用協同組合及び信用協同組合連合会並びに前項の規定により会計監査人を置く信用協同組合をいう。以下この条において同じ。))は、前条第一項の計算書類及びその附属明細書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。





第六條 (受益証券)  
(略)

第六條 (略)

7 信託法(平成十八年法律第八〇号)第八章(第八十五條、第八十七條、第九十二條、第九十五條第二項、第二百二條第四項、第二百六條、第二百七條、第二百九條、第二百十條、第二百十二條、第二百十四條及第二百十五條を除く。)の規定は、委託者指図型投資信託について準用する。この場合において、これらの規定中「法律省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第八十六條、第八十八條、第八十九條第一項、第三項及び第四項、第九十條第一項から第三項まで、第九十三條、第九十七條第一項から第三項まで、第九十八條第一項、第二百一條第一項、第二百二條第一項から第三項まで、第二百四條、第二百五條並びに第二百八條第一項から第四項まで及び第六項中「委託者」とあるのは「委託者」と、同法第九十九條及び第九十條第五項中「官報に公告しなければ」とあるのは「公告しなければ」と、同法第九十條第二項中「委託者」とあるのは「委託者」と、同法第九十一條第一項及び第三項並びに第二百三條第一項中「受託者」とあるのは「委託者又は受託者」と、同法第九十二條の定めのある受益権を除く。同法第四項中「受託者」とあるのは「委託者又は受託者」と、同法第九十四條中「受益証券発行信託の受益権(第八十五條第二項の定めのある受益権を除く。)」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(運用報告書の交付等)

第十四條 投資信託委託会社は、その運用の指図を行う投資信託財産について、内閣府令で定めるところにより、当該投資信託財産の計算期間の末日(内閣府令で定める投資信託財産にあつては、内閣府令で定める期日。第二号において「作成期日」という。)ごとに、運用報告書を作成し、当該投資信託財産に係る知

一 受益証券の取得の申込みの勧誘が適格機関投資家私募の方法により行われたものであつて、投資信託約款において運用報告書を交付しない旨を定めている場合

二 受益者の同居者が確実に当該運用報告書の交付を受けると見込まれる場合であつて、かつ、当該受益者が当該運用報告書の交付を受けないことについてその作成期日までに同意している場合(当該作成期日までに当該受益者から当該運用報告書の交付の請求があつた場合を除く。)

三 前二号に掲げる場合のほか、運用報告書を受託者に交付しなくても受益者の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定める場合

2 第五條第二項の規定は、前項の規定による運用報告書の交付について準用する。この場合において、同條第二項中「受益証券を取得しようとする者」とあるのは、「知れている受益者」と読み替えるものとする。

3 投資信託委託会社は、第一項の運用報告書を作成したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

4 金融商品取引法第四十二條の七の規定は、投資信託委託会社がその運用の指図を行う投資信託財産については、適用しない。

(投資信託約款の変更内容等の届出)  
第十六條 投資信託委託会社は、次に掲げる場合には、あらかじめ、その旨及びその内容を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 委託者指図型投資信託の併合(受託者を同一とする二以上の委託者指図型投資信託の信託財産を一の新たな委託者指図型投資信託の信託財産とすることをいう。次條第一項第二号において同じ。)

二 委託者指図型投資信託の併合(受託者を同一とする二以上の委託者指図型投資信託の信託財産を一の新たな委託者指図型投資信託の信託財産とすることをいう。次條第一項第二号において同じ。)

2 (略)

(委託者指図型投資信託に関する規定の準用)  
第五十四條 第五條、第九條、第十一條、第十三條、第十四條及び第十六條から第十八條までの規定は信託会社等の行う委託者非指図型投資信託に係る業務について、第二十六條の規定は委託者非指図型投資信託について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「運用の指図」とあるのは「運用」と、

第九條中「取得することを当該投資信託財産の受託者である信託会社等(以下「受託会社」という。))に指図してはならない」とあるのは「取得してはならない」と、第十三條第一項第二号中「他の投資信託財産(当該投資信託委託会社が資産運用会社である場合にあつては、資産の運用を行う投資法人を含む。次号において同じ。)」とあり、及び同項第三号中「他の投資信託財産」とあるのは「他の信託財産」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令

で定める。

2 信託業法第二十五条から第二十七条まで、第二十九条第三項及び第二十九条の二の規定は、投資信託契約については、適用しない。

(外国投資信託の信託約款の変更等の届出等)  
第五十九条 第五条、第十四条、第十六条、第十七条第一項(第一号及び第三号を除く。)、及び第二項から第五項まで並びに第二十五条の規定は外国投資信託(前条第一項の規定による届出がされたものに限る。以下この条において同じ。)(の受益証券の発行者について、第十九条及び第二十条第一項の規定は委託者指図型投資信託に類する外国投資信託の受益証券の発行者について、それぞれ準用する。この場合において、第十七条第一項(第一号及び第三号を除く。)(中「定め、書面による決議を行わなければならない」とあるのは「定めなければならない」と、同条第二項及び第五項中「書面による決議」とあり、及び「当該決議」とあるのは「重大な約款の変更等」と、第二十条第一項中「第十七条及び第十八条」とあるのは「第十七条第一項(第一号及び第三号を除く。)」及び第二項から第五項まで」と、第二十五条第二項中「第二号及び第三号を除く」とあるのは「第一号に係る部分に限る」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(投資主名簿等)  
第七十七条の三 投資法人は、投資主名簿を作成し、これに次に掲げる事項及び発行済投資口の総口数を記載し、又は記録しなければならない。

- 一 投資主の氏名又は名称及び住所
- 二 前号の投資主の有する投資口の口数
- 三 第一号の投資主が投資口を取得した日
- 四 第二号の投資口(投資証券が発行されているものに限る。)(に係る投資証券の番号)
- 2 } 5 (略)

(自己の投資口の取得及び質受けの禁止)  
第八十条 投資法人は、当該投資法人の投資口を取得し、又は質権の目的として受けることができない。ただし、次に掲げる場合において当該投資口を取得する

- 一 合併後消滅する投資法人から当該投資口を承継する場合
- 二 この法律の規定により当該投資口の買取りをする場合
- 三 (略)
- 2 (略)
- 3 前項の処分の方法は、内閣府令で定める。

(募集投資口の募集事項の決定等)

第八十二条 投資法人がその発行する投資口を引き受ける者の募集をしようとするときは、執行役員は、その都度、募集投資口(当該募集に応じて当該投資口の引受けの申込みをした者に対して割り当てる投資口をいう。以下この節において同じ。)(について次に掲げる事項を定め、役員会の承認を受けなければならない。

- 一 募集投資口の口数
- 二 募集投資口の払込金額(募集投資一口と引換えに払い込む金額の額をいう。以下この条において同じ。)(又はその算定方法
- 三 募集投資口と引換えにする金銭の払込みの期日又はその期間
- 2 } 7 (略)

(執行役員の任期)  
第九十九条 執行役員の任期は、二年を超えない。

- 2 (監督役員の任期)  
第一百一条 監督役員の任期は、四年とする。ただし、規約又は投資主総会の決議によつて、その任期を短縮することを妨げない。
- 2 (略)

(業務の執行に関する検査役の選任)  
第一百十条 投資法人の業務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを疑うに足りる事由があるときは、発行済投資口の

百分の三（これを下回る割合を規約で定めた場合に於ては、その割合）以上の口数の投資口を有する投資主は、当該投資法人の業務及び財産の状況を調査させるため、内閣総理大臣に対し、検査役の選任の申立てをすることができる。

2 (略)

(会計帳簿の閲覧等の請求)  
第二百二十八条の三 投資主は、投資法人の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求  
二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

2 会社法第四百三十三条第二項（第三号を除く。）の規定は前項の請求について、同条第三項及び第四項の規定は親法人の投資主について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣」と、同条第三項中「第一項各号」とあるのは「投資法人法第二百二十八条の三第一項各号」と、同条第四項中「第二項各号」とあるのは「第二項第一号、第二号、第四号又は第五号」と読み替えるものとする。

(計算書類等の作成等)  
第二百二十九条 (略)

2 投資法人は、内閣府令で定めるところにより、各営業期間（ある決算期の直前の決算期の翌日（これに当たるときは、投資法人の成立の日）から当該決算期までの期間をいう。第二百三十二条第一項及び第二百三十二条において同じ。）に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書その他投資法人の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

3・4 (略)

(計算書類等の承認等)  
第二百三十一条 (略)

2 前項の規定により提出され、又は提供された計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書は、役員会の承認を受けなければならない。

3・5 (略)

(出資剰余金)  
第二百三十五条 投資法人は、投資口の払戻しによつて減少した出資総額等の合計額が投資口の払戻しに要した金額を超える場合には、その超過額を出資剰余金として積み立てなければならない。

2 合併に際して出資剰余金として積み立てるべき額については、内閣府令で定める。

(金銭の分配)  
第二百三十七条 投資法人は、その投資主に対し、第二百三十一条第二項の承認を受けた金銭の分配に係る計算書に基づき、利益を超えて金銭の分配をすることができる。ただし、貸借対照表上の純資産額から基準純資産額を控除して得た額を超えることはできない。

2・5 (略)

(金銭の分配に関する責任)  
第二百三十八条 前条第一項ただし書の規定に違反して投資法人が金銭の分配をした場合には、当該金銭の分配により金銭の交付を受けた者及び次に掲げる者は、当該投資法人に対し、連帯して、当該金銭の交付を受けた者が交付を受けた金銭の額に相当する金銭を支払う義務を負う。

一 当該金銭の分配に関する職務を行った業務執行者（執行役員その他当該執行役員の行う業務の執行に職務上関与した者として内閣府令で定めるもの）

二 第二百三十一条第二項の役員会に議案を提案した執行役員として内閣府令で定めるもの

3 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる者は、その職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、同項の義務を負わない。

額を控除して得た額を限度として当該義務を免除することについて総投資主の同意がある場合は、この限りでない。

(投資主に対する求償権の制限等)

第百三十九条 前条第一項に規定する場合において、投資法人が金銭の分配により投資主に対して交付した金銭の総額が当該金銭の分配がその効力を生じた日ににおける貸借対照表上の純資産額から基準純資産額を控除して得た額を超えることにつき善意の投資主は、当該投資主が交付を受けた金銭について、同項の金銭を支払った同項各号に掲げる者からの求償の請求に応ずる義務を負わない。

2 前条第一項に規定する場合には、投資法人の債権者は、同項の規定により義務を負う投資主に対し、その交付を受けた金銭の額（当該額が当該債権者の投資法人に対して有する債権額を超える場合にあつては、当該債権額）に相当する金銭を支払わせることができる。

(投資口の払戻しに係る規約の変更)

第百四十一条 規約を変更して投資口の払戻しの請求に応じないこととする場合には、前条の投資主総会に先立つて当該規約の変更に対抗する旨を投資法人に対して通知し、かつ、当該投資主総会において当該規約の変更に対抗した投資主は、投資法人に対し、自己の有する投資口を公正な価格で買い取することを請求することができる。

2・3 (略)

(吸収合併の効力の発生等)

第百四十七条の二 吸収合併存続法人は、効力発生日に、吸収合併消滅法人の権利義務を承継する。

2 吸収合併消滅法人の吸収合併による解散は、吸収合併の登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

3 吸収合併消滅法人の投資主は、効力発生日に、前条第一項第三号に掲げる事項についての定めに従い、同項第二号の投資口の投資主となる。

4 (略)

(反対投資主の投資口買取請求)

第百四十九条の三 吸収合併をする場合には、前条第一項の投資主総会に先立つて当該吸収合併に反対する旨を吸収合併消滅法人に対し通知し、かつ、当該投資主総会において当該吸収合併に反対した投資主は、当該吸収合併消滅法人に対し、自己の有する投資口を公正な価格で買い取することを請求することができる。

2・4 (略)

(反対投資主の投資口買取請求)

第百四十九条の八 吸収合併をする場合には、前条第一項の投資主総会に先立つて当該吸収合併に反対する旨を吸収合併存続法人に対し通知し、かつ、当該投資主総会において当該吸収合併に反対した投資主は、当該吸収合併存続法人に対し、自己の有する投資口を公正な価格で買い取することを請求することができる。

2・4 (略)

(新設合併契約の承認)

第百四十九条の十二 新設合併消滅法人は、投資主総会の決議によつて、新設合併契約の承認を受けなければならない。

2・3 (略)

(反対投資主の投資口買取請求)

第百四十九条の十三 新設合併をする場合には、前条第一項の投資主総会に先立つて当該新設合併に反対する旨を新設合併消滅法人に対し通知し、かつ、当該投資主総会において当該新設合併に反対した投資主は、当該新設合併消滅法人に対し、自己の有する投資口を公正な価格で買い取することを請求することができる。

2・4 (略)

(資産の運用の範囲)

第百九十三条 登録投資法人は、規約に定める資産運用の対象及び方針に従い、特定資産について次に掲げる取引を行うことができる。

- 一・二 (略)
- 三 不動産の取得又は譲渡
- 四 不動産の貸借
- 五 不動産の管理の委託

六 (略)

2 (略)

(資産の運用の制限)

第九十四条 登録投資法人は、同一の法人の発行する株式を、第一号に掲げる数が第二号に掲げる数を超えることとなる場合においては、取得してはならない。

一 保有する当該株式に係る議決権の総数

二 当該株式に係る議決権の総数に内閣府令で定める率を乗じて得た数

2 (特定資産の価格等の調査)

第二十一条 資産運用会社は、資産の運用を行う投資法人について特定資産(土地若しくは建物又はこれらに関する権利若しくは資産であつて政令で定めるものに限る。)の取得又は譲渡が行われたときは、内閣府令で定めるところにより、当該特定資産に係る不動産の鑑定評価を、不動産鑑定士であつて利害関係人等(当該資産運用会社の総株主の議決権の過半数を保有していることその他の当該資産運用会社と密接な関係を有する者として政令で定める者をいう。次項及び第二十三条第二項において同じ。)でないものに行わせなければならない。ただし、当該取得又は譲渡に先立つて当該鑑定評価を行わせている場合は、この限りでない。

2 資産運用会社は、資産の運用を行う投資法人について前項に規定する特定資産(指定資産を除く。)の取得又は譲渡その他の内閣府令で定める行為が行われたときは、当該投資法人、その資産運用会社(その利害関係人等を含む。)及びその資産保管会社以外の者であつて政令で定めるものに当該特定資産の価格その他内閣府令で定める事項の調査を行わせなければならない。ただし、当該行為に先立つて当該調査を行わせている場合は、この限りでない。

第二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二十三条又は第七条の規定に違反した者

二 第二十六条第一項(第五十四条第一項において準用する場合を含む。)、第六十条第一項、第二百二十九条第一項又は第二百二十三条第一項の規定による命令に違反した者

三 第四十七条第一項又は第四十八条の規定に違反した者

四 第九十六条第一項の規定に違反して、募集等に係る事務を行った者

第二百四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条第一項、第十四条第三項(第五十四条第一項又は第五十九条において準用する場合を含む。)、第十六条(第五十四条第一項又は第五十九条において準用する場合を含む。)、第十九条(第五十九条において準用する場合を含む。)、第四十九条第一項、第五十八条第一項、第九十一条第一項、第一百九十二条第一項、第二百一十条第一項、第二百一十一条第一項又は第二百二十二条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第四条第二項若しくは第四十九条第二項の投資信託約款に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をした者

三 第五条第一項(第五十四条第一項又は第五十九条において準用する場合を含む。)、又は虚偽の記載をした書面を交付した者

四 第十三条第一項(第五十四条第一項において準用する場合を含む。)、又は第二十三条第一項若しくは第二項の規定による書面を交付せず、又は虚偽の記載をした書面を交付した者

五 第十四条第一項(第五十四条第一項又は第五十九条において準用する場合を含む。)、の規定による運用報告書を作成せず、又は虚偽の記載をした運用報告書を作成した者

六 第二十四条第三項の規定による公告をしなかつた者

七 削除

八 第六十九条第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は同条第二項若しくは第三項の規定により同条第一項の届出に添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載若しくは記録をして提出した者

九 第八十八条第一項の規定による登録申請書又は同条第二項の規定による添付書類に虚偽の記載をして提出した者

十 第九十二条の規定による営業報告書を提出せず、又は営業報告書に虚偽の記載をして提出した者

十一 第二百二十五条第一項の規定による臨時報告書に虚偽の記載をして提出した者

第二百四十八条 法人(投資法人を除く。以下この条において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第二百三十九条第二号、第二百四十条又は第二百四十一条 三億円以下の罰金刑
- 二 第二百四十二条 二億円以下の罰金刑
- 三 第二百四十三条第二号又は第二百四十五条第四号 一億円以下の罰金刑
- 四 第二百三十九条(第二号を除く。)、第二百四十三条第一号、第二百四十五条第一号から第三号まで又は前二条 各本条の罰金刑

信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)(抄)

(創立總會)  
第二十四条(略)

10 創立總會における設立時会員については第十二条の規定を、創立總會の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては会社法第八百三十条(株主總會等の決議の不存在又は無効の確認の訴え)、第八百三十一条(株主總會等の決議の取消しの訴え)、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部に限る。)(被告)、第八百三十五条第一項(訴えの管轄及び移送)、第八百三十六條第一項及び第三項(担保提供命令)、第八百三十七条(弁論等の必要の併合)、第八百三十八条(認容判決の効力が及ぶ者の範囲)並びに第八百四十六條(原告が敗訴した場合の損害賠償責任)の規定を準用する。この場合において、同法第八百三十一条第一項中「株主等(当該各号の株主總會等が創立總會又は種類創立總會である場合にあつては、株主等、設立時株主、設立時取締役又は設立時監査役)」とあるのは「会員、理事、監事又は清算人」と、「取締役、監査役又は清算人(当該決議が株主總會又は種類株主總會の決議である場合にあつては第三百四十六條第一項(第四百七十九條第四項において準用する場合を含む。))の規定により取締役、監査役又は清算人として権利義務を有する者を含み、当該決議が創立總會又は種類創立總會の決議である場合にあつては設立時取締役又は設立時監査役を含む。）」とあるのは「理事、監事又は清算人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(金庫の設立についての会社法の準用)  
第二十八条 金庫の設立の無効の訴えについては、会社法第八百二十八條第一項(第一号に係る部分に限る。)(被告)、第八百三十五条第一項(訴えの管轄及び移送)、第八百三十六條第一項及び第三項(担保提供命令)、第八百三十七條(第一号中「株主等」)並びに第八百四十六條(原告が敗訴した場合の損害賠償責任)の規定を準用する。この場合において、同法第八百二十八條第二項第一号中「株主等」(株主、取締役又は清算人(監査役設置会社にあつては株主、取締役、監査役又は清算人、委員会設置会社にあつては株主、取締役、執行役又は清算人)をいう。以下この節において同じ。))とあるのは「会員、理事、監事又は清算人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(内閣総理大臣の認可)  
第三十一条 金庫は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定める場合を除き、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

- 一 定款を変更しようとするとき。
- 二 業務の種類又は方法を変更しようとするとき。

(役員)  
第三十二条(略)

- 3 役員は、總會の決議(設立当初の役員にあつては、創立總會の決議)によつて、選任する。
- 4 8 (略)

(役員解任)  
第三十五条の八

会員は、總會員の五分の一以上の連署をもつて、役員解任を請求することができるものとし、その請求につき總會において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

- 2 前項の規定による解任の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。ただし、法令又は定款に違反したことを理由として解任を請求するときは、この限りでない。
- 3 第一項の規定による解任の請求は、解任の理由を記載した書面を金庫に提出してしなければならない。

4 第一項の規定による解任の請求があつたときは、金庫は、その請求を総会の議に付し、かつ、総会の会日の七日前までに、その請求に係る役員に対し、前項の書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならぬ。

5 第四十三條第二項及び第四十四條の規定は、前項の場合について準用する。

(特定金庫の監査)  
第三十八條の二 (略)

2 (略)

3 特定金庫 (第一項に規定する信用金庫及び信用金庫連合会並びに前項の規定により会計監査人を置く信用金庫をいう。以下この条及び第六十一條第三号において同じ。) は、前条第一項の計算書類及びその附属明細書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

4 (略)

(総会招集の手続)

第四十五條 理事 (前条の規定により会員が総会を招集する場合にあつては、当該会員。以下この条において同じ。) は、総会を招集する場合には、次に掲げる事項を定め、会日の七日前までに書面をもつて会員に対しその通知を発しなければならない。

- 一 総会の日時及び場所
- 二 総会の目的である事項
- 三 総会に出席しない会員が書面によつて議決権を行使することができることとするときは、その旨
- 四 総会に出席しない会員が電磁的方法によつて議決権を行使することができることとするときは、その旨
- 五 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項
- 2 理事は、会員の数が千人以上である場合には、前項第三号に掲げる事項を定めなければならない。
- 3 前条の規定により会員が総会を招集するときは、第一項各号に掲げる事項は、理事会の決議によつて定めなければならない。
- 4 理事は、第一項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、会員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該理事は、同項の書面による通知を発したものとみなす。
- 5 前項の電磁的方法による通知には、第一項各号に掲げる事項を記録しなければならない。
- 6 第一項及び第四項の規定にかかわらず、総会は、会員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。ただし、第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めた場合は、この限りでない。

(通知又は催告)

第四十八條 金庫の会員に対してする通知又は催告は、会員名簿に記載し、又は記録したその者の住所又は居所 (その者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を金庫に通知した場合にあつては、その場所又は連絡先) にあてて発すれば足りる。

2・3 (略)

(特別の決議)

- 一 第四十八條の三 次に掲げる事項については、総会員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による決議を必要とする。
  - 一 定款の変更
  - 二 解散又は合併
  - 三 会員の除名
  - 四 事業の全部の譲渡
  - 五 第三十九條第四項に規定する責任の免除

(総会の決議についての会社法の準用)

第四十八條の八 総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては、会社法第八百三十條 (株主總會等の決議の不存在又は無効の確認の訴え)、第八百三十一條 (株主總會等の決議の取消しの訴え)、第八百三十四條 (第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)(被告)、第八百三十五條第一項 (訴えの管轄及び移送)、第八百三十六條第一項及び第三項 (担保提供命令)、第八百三十七條 (弁論等の必要併合)、第八百三十八條 (認容判決の効力が及ぶ者の範囲)並びに第八百四十六條 (原告が取訴した場合の損害賠償責任)の規定を準用する。この場合において、同法第八百三十一條第一項中「株主等」当該各号の株主總會等が創立總會又は種類創立總會である場合にあつては、株主等、設立時株主、設立時取締役又は設立時監査役」とあるのは、会員、理事、

監事又は清算人」と、「取締役、監査役又は清算人（当該決議が株主総会又は種類株主総会の決議である場合にあっては第三百四十六条第一項（第四百七十九條第四項において準用する場合を含む。）の規定により取締役、監査役又は清算人としての権利義務を有する者を含み、当該決議が創立総会又は種類創立総会の決議である場合にあっては設立時取締役又は設立時監査役を含む。）とあるのは「理事、監事又は清算人（信用金庫法第三十五条の三（同法第六十四条において準用する場合を含む。）の規定により理事、監事又は清算人としての権利義務を有する者を含む。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

## 第五十二条（略）

2 前項の場合には、金庫は、総会において出資一口の金額の減少の決議があつた日から二週間以内に、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、預金者、定期積金の積金者その他政令で定める債権者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第二号の期間は、一月を下ることができない。

- 1 出資一口の金額を減少する旨
- 2 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨
- 3 5（略）

（出資一口の金額の減少の無効の訴え）  
第五十二条の二 金庫の出資一口の金額の減少の無効の訴えについては、会社法第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第二項（第五号に係る部分に限る。）（会社の組織に関する行為の無効の訴え）、第八百三十四条（第五号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄及び移送）、第八百三十六條から第八百三十九條まで（担保提供命令、弁論等の必要的併合、認容判決の効力が及ぶ者の範囲、無効又は取消しの判決の効力）並びに第八百四十六條（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）の規定を準用する。この場合において、同法第八百二十八条第二項第五号中「株主等」とあるのは「会員、理事、監事、清算人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（信用金庫連合会の事業）  
第五十四条 信用金庫連合会は、次に掲げる業務を行うことができる。

- 1 会員の預金の受入れ
- 2 会員に対する資金の貸付け
- 3 為替取引
- 4 信用金庫連合会は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を併せ行うことができる。
  - 1 国、地方公共団体その他官利を目的としない法人（次号において「国等」という。）の預金の受入れ
  - 2 会員以外の者（国等を除く。）の預金の受入れ
  - 3 会員以外の者に対する資金の貸付け
- 5 信用金庫連合会は、前項第二号及び第三号に掲げる業務を行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。
- 6（略）

（外国銀行代理業務に係る届出）  
第五十四条の二 信用金庫連合会は、前条第四項第七号の二に掲げる業務（以下「外国銀行代理業務」という。）を行おうとするときは、当該外国銀行代理業務の委託を受ける旨の契約の相手方である外国銀行（以下「所属外国銀行」という。）ごとに、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣に届け出なければならない。

（発行の届出）  
第五十四条の五 全国連合会は、全国連合会債を発行しようとするときは、その都度、その金額及び条件をあらかじめ内閣総理大臣に届け出なければならない。

（売出しの公告）  
第五十四条の十三 全国連合会は、売出しの方法により全国連合会債を発行しようとするときは、政令で定める事項を公告しなければならない。

（信用金庫の子会社の範囲等）  
第五十四条の二十一 信用金庫は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならな

一、次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社にあつては、主として当該信用金庫その他これに類する者として内閣府令で定めるもの）の行う業務のためにその業務に従属する会社に限る。）

イ 信用金庫の行う業務に従属する業務として内閣府令で定めるもの（第八項において「従属業務」という。）  
ロ 第五十三条第一項各号に掲げる業務を行う事業に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの

二・三（略）

2 前項の規定は、子会社対象会社以外の会社及び信用金庫又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の内閣府令で定める事由により当該信用金庫の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該信用金庫は、その子会社となつた会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

3 信用金庫は、子会社対象会社のうち、第一項第三号に掲げる会社（以下この条において「認可対象会社」という。）を子会社としようとするときは、第五十八条第六項若しくは第六十一條の六第四項又は金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第五條第一項（認可）の規定により合併又は事業の譲受けの認可を受けなければならない。また、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

4 前項の規定は、認可対象会社が、信用金庫又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の内閣府令で定める事由により当該信用金庫の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該信用金庫は、その子会社となつた認可対象会社を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、当該認可対象会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

5 第三項の規定は、信用金庫が、その子会社として第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（認可対象会社に限る。）に該当する子会社としようとするときについて準用する。

6 信用金庫は、第三項の規定により認可対象会社を子会社としようとするとき、又は前項の規定によりその子会社として第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（認可対象会社に限る。）に該当する子会社としようとするときは、その旨を定款で定めなければならない。

7 信用金庫が認可対象会社を子会社として第一項各号に掲げる会社（認可対象会社に限る。）に該当する子会社としようとするときは、その旨を定款で定めなければならない。総会に報告しなければならない。

8 （略）

第五十四条の二十二（略）

2 前項の規定は、信用金庫又はその子会社が、担保権の実行による株式又は持分の取得その他の内閣府令で定める事由により、国内の会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなる場合には、適用しない。ただし、当該信用金庫又はその子会社は、合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた日から一年を超えてこれを保有してはならない。

3 前項ただし書の場合において、内閣総理大臣がする同項の承認の対象には、信用金庫又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうち当該百分の五十を超える部分の議決権は含まれないものとし、内閣総理大臣が当該承認をするときは、信用金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を速やかに処分することを条件としなければならない。

4 信用金庫又はその子会社は、次の各号に掲げる場合には、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める日に保有することとなる国内の会社の議決権がその基準議決権数を超える場合であつても、同日以後、当該議決権をその基準議決権数を超えて保有することができる。ただし、内閣総理大臣は、信用金庫又はその子会社が、次の各号に掲げる場合に国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて保有することとなるときは、当該各号に規定する認可をしてはならない。

一 第六十一條の六第四項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第五條第一項（認可）の認可を受けて当該信用金庫が合併により設立されたとき。その設立された日

二 当該信用金庫が第六十一條の六第四項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第五條第一項（認可）の認可を受けて合併をしたとき（当該信用金庫が存続する場合に限る。）その合併をした日

三 当該信用金庫が第五十八條第六項の認可を受けて事業の譲受けをしたとき（内閣府令で定める場合に限る。）その事業の譲受けをした日

5 内閣総理大臣は、前項各号に規定する認可をするときは、当該各号に定める日に信用金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を、同日から五年を経過する日までに内閣総理大臣が定める基準に従つて処分することとを条件としなければならない。

6 信用金庫又はその子会社が、国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなつた場合には、その超える部分の議決権は、当該信

用金庫が取得し、又は保有するものとみなす。

7 (略)  
8 第三十二条第七項の規定は、前各項の場合において信用金庫又はその子会社が取得し、又は保有する議決権について準用する。

(信用金庫連合会の子会社の範囲等)  
第五十四条の二十三 信用金庫連合会は、次に掲げる会社(第三項において「子会社対象会社」という。)以外の会社を子会社としてはならない。

一 銀行法第二条第一項(定義等)に規定する銀行のうち、信託業務(金融機関の信託業務の兼営等)に関する法律第一条第一項(兼営の認可)に規定する信託業務をいう。第五号において同じ。)を営むもの

二 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第三項(定義)に規定する資金移動業者(第六号に掲げる会社に該当するものを除く。)

三 金融商品取引法(同条第二項に規定する資金移動業者をいう。)

四 金融商品取引法(同条第二項に規定する資金移動業者をいう。)

五 金融商品取引法(同条第二項に規定する資金移動業者をいう。)

六 金融商品取引法(同条第二項に規定する資金移動業者をいう。)

七 金融商品取引法(同条第二項に規定する資金移動業者をいう。)

八 金融商品取引法(同条第二項に規定する資金移動業者をいう。)

九 金融商品取引法(同条第二項に規定する資金移動業者をいう。)

十 金融商品取引法(同条第二項に規定する資金移動業者をいう。)

十一 金融商品取引法(同条第二項に規定する資金移動業者をいう。)

十二 金融商品取引法(同条第二項に規定する資金移動業者をいう。)

十三 金融商品取引法(同条第二項に規定する資金移動業者をいう。)

十四 金融商品取引法(同条第二項に規定する資金移動業者をいう。)

十五 金融商品取引法(同条第二項に規定する資金移動業者をいう。)

十六 金融商品取引法(同条第二項に規定する資金移動業者をいう。)

十七 金融商品取引法(同条第二項に規定する資金移動業者をいう。)

十八 金融商品取引法(同条第二項に規定する資金移動業者をいう。)

十九 金融商品取引法(同条第二項に規定する資金移動業者をいう。)

二十 金融商品取引法(同条第二項に規定する資金移動業者をいう。)

し、かつ、当該信用金庫連合会の信託子会社等が合算して、当該信用金庫連合会又はその子会社（保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ホ 証券専門関連業務を営むもの（イ、ロ及びハに掲げるものを除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ヘ 保険専門関連業務を営むもの（イ、ロ及びハに掲げるものを除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ト 信託専門関連業務を営むもの（イ、ロ及びハに掲げるものを除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

十一 新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社（当該会社の議決権を、当該信用金庫連合会又はその子会社として信託子会社等が合算して保有しているもの）

十二 前各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社で内閣府令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を含む。）

十三 第一項第十号又は第三項の場合において、会社が主として信用金庫連合会、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるもの又は信用金庫連合会が行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣が定める。

十四 信用金庫連合会が第五十四条第五項の規定により同項第三号に掲げる業務を行う場合における第一項第十号の規定の適用については、同号イ、ハ、ニ及びト中、当該信用金庫連合会の信託子会社等が合算して、当該信用金庫連合会又はその子会社」とあるのは、「当該信用金庫連合会又はその信託子会社等が合算して、当該信用金庫連合会の子会社」とする。

十五 第一項第十号又は第三項の場合において、会社が主として信用金庫連合会、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるもの又は信用金庫連合会が行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣が定める。

十六 信用金庫連合会又はその子会社は、国内の会社（前条第一項第一号から第五号まで、第十号及び第十二号に掲げる会社を除く。以下この項において同じ。）の議決権については、合算して、その基準議決権数（当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。）を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。

十七 第五十四条の二十四 信用金庫連合会又はその子会社は、国内の会社（前条第一項第一号から第五号まで、第十号及び第十二号に掲げる会社を除く。以下この項において同じ。）の議決権については、合算して、その基準議決権数（当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。）を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。

十八 第五十六条 金庫は、出資の総額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の百分の十に相当する金額以上の金額を準備金として積み立てなければならない。

十九 第五十八条 金庫は、総会の決議を経て、その事業の全部又は一部を銀行、他の金庫、信用協同組合又は労働金庫（信用協同組合又は労働金庫をもって組織する連合会を含む。次項において同じ。）に譲り渡すことができる。

二十 対照表により当該金庫に現存する純資産額の五分の一を超えない場合は、総会の決議を経ることを要しない。

二十一 金庫が前項ただし書の規定により譲受けをしない場合は、金庫は、事業の全部又は一部の譲受けをする日の二十日前までに、事業の全部又は一部の譲受けをする旨並びに契約の相手方の名称又は商号及び住所を公告し、又は会員に通知しなければならない。

二十二 前項に規定する場合において、金庫の総会員の六分の一以上の会員が同項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に事業の全部又は一部の譲受けに反対する旨を金庫に対し通知したときは、事業の全部又は一部の譲受けをする日の前日までに、総会の決議によつて、当該事業の全部又は一部の譲受けに係る契約の承認を受けなければならない。

二十三 第一項又は第二項の事業の譲渡又は譲受けについては、政令で定めるものを除き、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

二十四 第一項及び第二項の事業の全部の譲渡又は譲受けについては、第五十二条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

二十五 第一項及び第二項の事業の全部の譲渡又は譲受けについては、政令で定めるものを除き、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

二十六 第一項及び第二項の事業の全部の譲渡又は譲受けについては、第五十二条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

第二項及び第三項の事業の全部の譲渡又は譲受けについては、政令で定めるものを除き、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

第三項及び第四項の事業の全部の譲渡又は譲受けについては、政令で定めるものを除き、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

第六十一条の二（吸収合併消滅金庫の手続）

第六十一条の二（略）

2 3 (略)  
4 吸収合併消滅金庫については、第五十二条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。  
5 7 (略)

(吸収合併存続金庫の手続)  
第六十一条の三 (略)

2 (略)  
3 吸収合併存続金庫は、効力発生日の前日までに、總會の決議によつて、合併契約の承認を受けなければならない。ただし、吸収合併消滅金庫の總會員の数が吸収合併存続金庫の總會員の数の五分の一を超えない場合であつて、かつ、吸収合併消滅金庫の最終の貸借対照表により現存する総資産額が吸収合併存続金庫の最終の貸借対照表により現存する総資産額の五分の一を超えない場合は、この限りでない。  
4 吸収合併存続金庫が前項ただし書の規定により總會の決議を経ないで合併をする場合には、吸収合併存続金庫は、効力発生日の二十日前までに、吸収合併をする旨並びに吸収合併消滅金庫の名称及び住所を公告し、又は会員に通知しなければならない。  
5 前項に規定する場合において、吸収合併存続金庫の總會の六分の一以上の会員が同項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に合併に反対する旨を吸収合併存続金庫に対し通知したときは、効力発生日の前日までに、總會の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。  
6 吸収合併存続金庫については、第五十二条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。  
7 9 (略)

(新設合併消滅金庫の手続)  
第六十一条の四 (略)

4 新設合併消滅金庫については、第五十二条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(合併の効果)  
第六十一条の六 (略)

4 3 金庫の合併については、政令で定めるものを除き、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。  
5 (略)

(合併の無効の訴え)  
第六十一条の七 金庫の合併の無効の訴えについては会社法第八百二十八条第一項(第七号及び第八号に係る部分に限る。 )及び第二項(第七号及び第八号に係る部分に限る。 ) (会社の組織に関する行為の無効の訴え)、第八百三十四条(第七号及び第八号に係る部分に限る。 ) (被告)、第八百三十五条第一項(訴えの管轄及び移送)、第八百三十六條から第八百三十九條まで(担保提供命令、弁論等の必要的併合、認容判決の効力が及ぶ者の範囲、無効又は取消しの判決の効力)、第八百四十三條(第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。 ) (合併又は会社分割の無効判決の効力)並びに第八百四十六條(原告が敗訴した場合の損害賠償責任)の規定を、この条において準用する同法第八百四十三條第四項の申立てについては同法第八百六十八條第五項(非訟事件の管轄)、第八百七十條第二項(第五号に係る部分に限る。 ) (陳述の聴取)、第八百七十二条の二(申立書の写しの送付等)、第八百七十一条本文(原裁判の執行停止)、第八百七十五條(非訟事件手続法の規定の適用除外)及び第八百七十七條(最高裁判所規則)の規定を準用する。この場合において、同法第八百二十八條第二項第七号及び第八号中「株主等若しくは社員等」とあるのは「会員、理事、監事若しくは清算人」と、「株主等、社員等」とあるのは「会員、理事、監事、清算人」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(事業の譲渡又は譲受け)  
第六十二条 (略)

2 金庫は、總會の決議を経て、銀行、他の金庫、信用金庫又は信用協同組合の事業の全部又は一部を譲り受けることができる。ただし、その対価が、最終の貸借対照表により当該金庫に現存する純資産額の五分の一を超えない場合は、總會の決議を経ることを要しない。  
3 金庫が前項ただし書の規定により總會の決議を経ないで事業の全部又は一部の譲受けをする場合には、金庫は、事業の全部又は一部の譲受けをする日の二十日前までに、事業の全部又は一部の譲受けをする旨並びに契約相手方の名称又は商号及び住所を公告し、又は会員に通知しなければならない。

4 前項に規定する場合において、金庫の総会員の六分の一以上の会員が同項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に事業の全部又は一部の譲受けに係る契約の承認を受けなければならぬとき、事業の全部又は一部の譲受けをする日の前日までに、総会の決議によつて、当該事業の全部又は一部の譲受けに係る契約の承認を受けなければならぬ。

5 8 (略)

第六十二条の六 (略)

2 (略)

3 吸収合併消滅金庫は、効力発生日の前日までに、總會の決議によつて、合併契約の承認を受けなければならぬ。ただし、吸収合併消滅金庫の最終の貸借対照表により現存する総資産額が吸収合併消滅金庫の最終の貸借対照表により現存する総資産額を超過しない場合は、この限りでない。

4 吸収合併消滅金庫が前項ただし書の規定により總會の決議を経ないで合併をする場合には、吸収合併消滅金庫は、効力発生日の二十日前までに、吸収合併をする旨並びに吸収合併消滅金庫の名称及び住所を公告し、又は会員に通知しなければならない。

5 前項に規定する場合において、吸収合併消滅金庫の總會員の六分の一以上の会員が同項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に合併に反対する旨を吸収合併消滅金庫に対し通知したときは、効力発生日の前日までに、總會の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

6 9 (略)

(会社法等の準用)

第六十三条 金庫の解散及び清算については、第二十三条の二、第三十六条から第三十七条の二まで、第四十二条から第四十四条まで及び第四十八条の四から第四十八条の七までの規定並びに会社法第四百七十五条(第三号を除く)、第四百七十六条(清算株式会社の能力)、第四百七十八条第一項、第二項及び第四項(清算人の就任)、第四百七十九條第一項及び第二項(各号を除く)、(清算人の解任)、第四百八十一条(清算人の職務)、第四百八十三条第四項及び第五項(清算株式会社の代表)、第四百八十四条(清算株式会社に於ける破産手続の開始)、第四百八十五条(清算人の報酬)、第四百九十二条から第四百九十五条まで(財産目録等の作成等、財産目録等の提出命令、貸借対照表等の作成及び保存、貸借対照表等の監査等)、第四百九十六条第一項及び第二項(貸借対照表等の備置き及び閲覧等)、第四百九十七条から第五百三条まで(貸借対照表等の定時株主總會への提出等、貸借対照表等の提出命令、債権者に対する公告等、債務の弁済の制限、条件付債権等に係る債務の弁済前における残余財産の分配の制限、清算からの除外)、第五百七条(清算事務の終了等)、第八百六十八条第一項(非訟事件の管轄)、第八百六十九条(疎明)、(即時抗告)、第八百七十条及び第三号に係る部分に限る。)(陳述の聴取)、(不服申立ての制限)、第八百七十一条(理由の付記)、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十四條(第一号及び第三号に係る部分において、会社法第四百七十五条中「この章の定めるところにより、清算」とあるのは「清算」と、同法第四百七十九條第二項中「次に掲げる株主」とあるのは「總會員の五分の一以上の同意を得た会員」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。)

(許可)

第八十五条の二 信用金庫代理業は、内閣総理大臣の許可を受けた者でなければ、行うことができない。

2 前項に規定する信用金庫代理業とは、金庫のために次に掲げる行為のいずれかを行う事業をいう。

一 預金の又は定期積金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介

二 資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

三 為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

3 信用金庫代理業者(第一項の許可を受けて信用金庫代理業(前項に規定する信用金庫代理業をいう。以下同じ。))を行う者をいう。以下同じ。)

。以下同じ。)

の受入れ、資金の貸付け若しくは手形の割引又は為替取引を行う金庫をいう。以下同じ。)

の再委託を受ける場合でなければ、信用金庫代理業を行つてはならない。

(届出事項)

第八十七条 金庫は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 事業を開始したとき。

二 信用金庫が第五十四条の二十一第一項若しくは第二号に掲げる会社を子会社としようとするとき(第五十八条第六項若しくは第六十一条の第四項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第五十条第一項(認可)の規定による認可を受けて合併又は事業の譲受けをしようとする場合を除く。)、又は信用金庫連合会が第五十四条の二十三第一項第十号若しくは第十一号に掲げる会社(同条第三項の規定により子会社とする場合を除く。))を子会社としようとするとき(第五十八条第六項又は第六十一条の第四項の規定による認可を受けて合併又は事業の譲受けをしようとする場合を除く。)

三 その子会社が子会社でなくなつたとき(第五十八条第六項の規定による認可を受けて事業の譲渡をした場合を除く。)  
四 信用金庫の第五十四条の二十一第三項に規定する認可対象会社に該当する子会社が当該認可対象会社に該当しない子会社になつたとき、又は信用金庫の第五十四条の二十三第三項に規定する認可対象会社に該当する子会社が当該認可対象会社に該当しない子会社になつたとき。  
五 この法律の規定による認可を受けた事項を履行したとき。  
六 その他内閣府令(金融破綻処理制度及び金融危機管理に係るものについては、内閣府令・財務省令)で定める場合に該当するときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。  
2 信用金庫代理業者は、信用金庫代理業者を開始したとき、その他内閣府令で定める場合に該当するときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(認可等の条件)  
第八十七条の二 内閣総理大臣は、この法律の規定による認可又は承認(次項において「認可等」という。)に条件を付し、及びこれを変更することができる。  
(略)

(銀行法の準用)  
第八十九条 銀行法第四十四条第四項(営業の免許)、第九条(名義貸しの禁止)、第十二条の二から第十三条の三の二(第二項を除く。)、まで(預金者等に対する情報の提供等、指定紛争解決機関との契約締結義務等、無限責任社員等となることの禁止、同一人に対する信用の供与等、特定関係者との間の取引等、銀行の業務に係る禁止行為、顧客の利益の保護のための体制整備)、第十四条から第十六条まで(取締役等に対する信用の供与、経営の健全性の確保、休日及び営業時間、臨時休業等)、第十九条(同条第一項及び第二項に規定する事業年度に係る業務報告書に係る部分に限る。)(業務報告書等)、第二十一条(同条第一項から第六項までの規定にあつては、同条第一項前段及び第二項前段に規定する事業年度に係る説明書類に係る部分に限る。)(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)、第四章(第二十九條を除く。)(監督)、第三十四条から第三十六条まで(事業の譲渡等の場合の債権者の異議の催告等、譲渡の公告等)、第三十七條第一項第一号及び第三号並びに第三項(廃業及び解散等の認可)、第三十八条(廃業等の公告等)、第四十四条から第四十六条まで(清算人の任免等、清算の監督、清算手続等における内閣総理大臣の意見等)、第五十六条(第一号から第三号までに係る部分に限る。)(内閣総理大臣の告示)、第五十七條の五(財務大臣への協議)並びに第五十七條の七(財務大臣への資料提出等)の規定は、銀行に係る部分に限る。)(内閣総理大臣の告示)、第五十八條(略)  
2 }  
8 (略)

(金融商品取引法の準用)  
第八十九条の二 金融商品取引法第三章第一節第五款(第三十四条の二第六項から第八項まで(特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合)並びに第三十四條の三第五項及び第六項(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合)を除く。)(特定投資家)及び第四十五條(第三号及び第四号を除く。)(雑則)の規定は、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本について損失が生ずるおそれがある預金又は定期積金として内閣府令で定めるものをいう。)(受入れを内容とする契約をいう。以下この条において同じ。)(締結又は外国銀行代理業務に係る特定預金等契約の締結の代理若しくは媒介を内容とする契約をいう。以下この条において同じ。)(第一種金融商品取引業又は投資運用業務を行う者の業務の範囲、第二種金融商品取引業又は投資助言・代理業務の範囲、第三十五條から第三十六條の四まで(第一種金融商品取引業又は投資運用業務を行う者の業務の範囲、第二種金融商品取引業又は投資助言・代理業務の範囲)の兼業の範囲、顧客に対する誠実義務、第三十七條の三第一項第二号及び第六号並びに第三十七條の五から第三十七條の七まで(保証金の受領に係る書面の交付、書面による解除、指定紛争解決機関との契約締結義務等)、第三十八條第一号及び第二号並びに第三十八條の二(禁止行為)、第三十九條第三項ただし書及び第五項(損失補てん等の禁止)並びに第四十條の五まで(最良執行方針等、分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止、特定投資家向け有価証券の売買等の制限、特定投資家向け有価証券に関する告知義務)を除く。)(通則)の規定は、信用金庫が行う特定預金等契約の締結、外国銀行代理業務若しくは外国銀行代理業務に係る特定預金等契約の締結の代理若しくは媒介又は信用金庫代理業者が行う特定預金等契約の締結の代理若しくは媒介又はその代理若しくは媒介の業務と、締結の勧誘又は締結若しくはその代理若しくは媒介の業務と、これらに係る規定(同条第三項の規定を除く。)(中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、これらの規定(同法第三十四條の



託を受ける旨の契約の相手方である外国銀行（以下「所属外国銀行」という。）ことに、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。（略）

（長期信用銀行の子会社の範囲等）

第十三条の二 長期信用銀行は、次に掲げる会社（以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一 長期信用銀行

二 銀行（銀行法第二条第一項（定義等）に規定する銀行をいう。以下同じ。）

三 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項（定義）に規定する資金移動業者（第七号に掲げる会社に該当するものを除く。）のうち、資金移動業（同条第二項に規定する資金移動業をいう。）その他内閣府令で定める業務を専ら営むもの（第十六条の四第一項第一号の二において「資金移動専門会社」という。）

四 金融商品取引法第二条第九項（定義）に規定する金融商品取引業者のうち、有価証券関連業（同法第二十八条第八項（定義）に規定する有価証券関連業をいう。以下同じ。）のほか、同法第三十五条第一項第一号から第八号まで（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲）に掲げる行為を行う業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券専門会社」という。）

五 金融商品取引法第二条第十項（定義）に規定する金融商品仲介業者のうち、金融商品仲介業（同条第十一項（定義）に規定する金融商品仲介業をいい、次に掲げる行為のいずれかを営む業務に係るものに限る。以下この号において同じ。）のほか、金融商品仲介業に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券仲介専門会社」という。）

六 金融商品取引法第二条第十一項（定義）に掲げる行為

七 金融商品取引法第二条第十二項（定義）に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三号口（定義）に規定する外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介（八に掲げる行為に該当するものを除く。）

八 金融商品取引法第二十八条第三号又は第五号（定義）に掲げる行為の委託の媒介

九 保険業法第二条第二項（定義）に規定する保険会社（以下「保険会社」という。）

十 信託業法（平成十六年法律第五十四号）第二条第二項（定義）に規定する信託会社のうち、信託業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務をいう。第四項第八号イにおいて同じ。）を専ら営む会社（以下「信託専門会社」という。）

十一 銀行法（銀行法第二条第二項（定義等）に規定する銀行業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社

十二 有価証券関連業を営む外国の会社（前号に掲げる会社に該当するものを除く。）

十三 信託業（信託業法第二条第一項（定義）に規定する信託業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社（第七号に掲げる会社に該当するものを除く。）

十四 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては主として当該長期信用銀行、その子会社（第一号から第二号の二まで及び第七号に掲げる会社に限る。第九項において同じ。）その他これらに類する者として内閣府令で定めるものの営む業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。）

十五 証券専門関連業務、保険専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの（当該区分に定めるものにおいて決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することのできない株式について議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項（特別清算事件の管轄）の規定により議決権を有するもの）とみなされる株式を含む。以下同じ。）

十六 証券会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等及び信託子会社等）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等、信託子会社等）が合算して保有する当該長期信用銀行の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等、信託子会社等）が合算して保有する当該長期信用銀行の議決権の数を超えて保有しているもの

十七 証券専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの（イに掲げるものを除く。）

十八 証券専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの（イに掲げるものを除く。）

十九 当該長期信用銀行の証券子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等、信託子会社等）が合算して保有する当該長期信用銀行の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等、信託子会社等）が合算して保有する当該長期信用銀行の議決権の数を超えて保有しているもの

二十 当該長期信用銀行の証券子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等、信託子会社等）が合算して保有する当該長期信用銀行の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等、信託子会社等）が合算して保有する当該長期信用銀行の議決権の数を超えて保有しているもの

二十一 当該長期信用銀行の証券子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等、信託子会社等）が合算して保有する当該長期信用銀行の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等、信託子会社等）が合算して保有する当該長期信用銀行の議決権の数を超えて保有しているもの

二十二 当該長期信用銀行の証券子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等、信託子会社等）が合算して保有する当該長期信用銀行の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等、信託子会社等）が合算して保有する当該長期信用銀行の議決権の数を超えて保有しているもの

二十三 当該長期信用銀行の証券子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等、信託子会社等）が合算して保有する当該長期信用銀行の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等、信託子会社等）が合算して保有する当該長期信用銀行の議決権の数を超えて保有しているもの

二十四 当該長期信用銀行の証券子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等、信託子会社等）が合算して保有する当該長期信用銀行の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等、信託子会社等）が合算して保有する当該長期信用銀行の議決権の数を超えて保有しているもの

二十五 当該長期信用銀行の証券子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等、信託子会社等）が合算して保有する当該長期信用銀行の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等、信託子会社等）が合算して保有する当該長期信用銀行の議決権の数を超えて保有しているもの

二十六 当該長期信用銀行の証券子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等、信託子会社等）が合算して保有する当該長期信用銀行の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等、信託子会社等）が合算して保有する当該長期信用銀行の議決権の数を超えて保有しているもの

二十七 当該長期信用銀行の証券子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等、信託子会社等）が合算して保有する当該長期信用銀行の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等、信託子会社等）が合算して保有する当該長期信用銀行の議決権の数を超えて保有しているもの

二十八 当該長期信用銀行の証券子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等、信託子会社等）が合算して保有する当該長期信用銀行の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等、信託子会社等）が合算して保有する当該長期信用銀行の議決権の数を超えて保有しているもの

二十九 当該長期信用銀行の証券子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等、信託子会社等）が合算して保有する当該長期信用銀行の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等、信託子会社等）が合算して保有する当該長期信用銀行の議決権の数を超えて保有しているもの

三十 当該長期信用銀行の証券子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等、信託子会社等）が合算して保有する当該長期信用銀行の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等、信託子会社等）が合算して保有する当該長期信用銀行の議決権の数を超えて保有しているもの

三十一 当該長期信用銀行の証券子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等、信託子会社等）が合算して保有する当該長期信用銀行の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等、信託子会社等）が合算して保有する当該長期信用銀行の議決権の数を超えて保有しているもの

三十二 当該長期信用銀行の証券子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等、信託子会社等）が合算して保有する当該長期信用銀行の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等、信託子会社等）が合算して保有する当該長期信用銀行の議決権の数を超えて保有しているもの

三十三 当該長期信用銀行の証券子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等、信託子会社等）が合算して保有する当該長期信用銀行の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等、信託子会社等）が合算して保有する当該長期信用銀行の議決権の数を超えて保有しているもの

三十四 当該長期信用銀行の証券子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等、信託子会社等）が合算して保有する当該長期信用銀行の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等、信託子会社等）が合算して保有する当該長期信用銀行の議決権の数を超えて保有しているもの

三十五 当該長期信用銀行の証券子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等、信託子会社等）が合算して保有する当該長期信用銀行の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等、信託子会社等）が合算して保有する当該長期信用銀行の議決権の数を超えて保有しているもの

三十六 当該長期信用銀行の証券子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等、信託子会社等）が合算して保有する当該長期信用銀行の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等、信託子会社等）が合算して保有する当該長期信用銀行の議決権の数を超えて保有しているもの

三十七 当該長期信用銀行の証券子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等、信託子会社等）が合算して保有する当該長期信用銀行の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等、信託子会社等）が合算して保有する当該長期信用銀行の議決権の数を超えて保有しているもの

三十八 当該長期信用銀行の証券子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等、信託子会社等）が合算して保有する当該長期信用銀行の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等、信託子会社等）が合算して保有する当該長期信用銀行の議決権の数を超えて保有しているもの

三十九 当該長期信用銀行の証券子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等、信託子会社等）が合算して保有する当該長期信用銀行の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等、信託子会社等）が合算して保有する当該長期信用銀行の議決権の数を超えて保有しているもの

等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該長期信用銀行の信託子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの  
二 保険専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの（イに掲げるものを除く。） 当該会社の議決権について、当該長期信用銀行の保険子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社（保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該長期信用銀行の信託子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社（保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの  
ホ 証券専門関連業務を営むもの（イ、ロ及びハに掲げるものを除く。） 当該会社の議決権について、当該長期信用銀行の証券子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの  
ヘ 保険専門関連業務を営むもの（イ、ロ及びニに掲げるものを除く。） 当該会社の議決権について、当該長期信用銀行の保険子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社（保険子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの  
ト 信託専門関連業務を営むもの（イ、ハ及びニに掲げるものを除く。） 当該会社の議決権について、当該長期信用銀行の信託子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社（信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの  
十二（略）  
十三 前各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社（第十六条の二の四第一項に規定する持株会社をいう。以下この条において同じ。）で内閣府令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を含む。）

4 2 3  
一 第一項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。  
二 従属業務 長期信用銀行又は第一項第二号から第十号までに掲げる会社の営む業務に従属する業務として内閣府令で定めるもの  
八 信託子会社等 長期信用銀行の子会社である次に掲げる会社

イ 信託専門会社又は信託業を営む外国の会社  
ロ 信託専門会社又は信託業を営む外国の会社  
ハ 信託子会社等 長期信用銀行の子会社である次に掲げる会社  
ニ 従属業務 長期信用銀行又は第一項第二号から第十号までに掲げる会社の営む業務に従属する業務として内閣府令で定めるもの  
五 10（略）

（長期信用銀行主要株主に係る認可等）  
第十六条の二の二 次に掲げる取引若しくは行為により一の長期信用銀行の主要株主基準値（銀行法第二条第九項（定義等）に規定する主要株主基準値をいう。以下同じ。）以上の数の議決権の保有者にならうとする者又は長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者である会社その他の法人の設立をしようとする者（国等並びに第十六条の二の四第一項に規定する持株会社にならうとする会社 同項に規定する者及び長期信用銀行を子会社としようとする長期信用銀行持株会社を除く。）は、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。同項に規定する者及び長期信用銀行を子会社としようとする長期信用銀行持株会社の保有者にならうとする者による長期信用銀行の議決権の取得（担保権の実行による株式の取得その他の内閣府令で定める事由によるものを除く。）

二 当該議決権の保有者にならうとする者がその主要株主基準値以上の数の議決権を保有している会社による第四条第一項の免許の取得  
三 その他政令で定める取引又は行為  
二 前項各号に掲げる取引又は行為以外の事由により一の長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になつた者（国等並びに長期信用銀行持株会社及び第十六条の二の四第二項に規定する特定持株会社を除く。以下この条及び第二十七条において「特定主要株主」という。）は、当該事由の生じた日の属する当該長期信用銀行の事業年度の終了の日から一年を経過する日（以下この項及び第四項において「猶予期限日」という。）までに長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。ただし、当該特定主要株主が、猶予期限日後も引き続き長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

3 5  
（長期信用銀行持株会社に係る認可等）  
第十六条の二の四 次に掲げる取引若しくは行為により長期信用銀行を子会社とする持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第九条第四項第一号（持株会社）に規定する持株会社をいう。以下同じ。）にならうとする会社又は長期信用銀行を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

一 当該会社又はその子会社による長期信用銀行の議決権の取得（担保権の実行による株式の取得その他の内閣府令で定める事由によるものを除く。）  
二 当該会社の子会社による第四条第一項の免許の取得  
三 その他政令で定める取引又は行為

3 2 (略)  
4 特定持株会社は、前項の事由の生じた日の属する事業年度の終了の日から一年を経過する日（以下この項及び第五項において「猶予期限日」という。）までに長期信用銀行を子会社とする持株会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。ただし、当該特定持株会社が、猶予期限日後も引き続き長期信用銀行を子会社とする持株会社であることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

（長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等）  
第十六条の四 長期信用銀行持株会社（長期信用銀行を子会社とする持株会社であつて、第十六条の二の四第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。以下同じ。）は、長期信用銀行及び次に掲げる会社（以下この条及び次条第二項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

- 一 銀行
- 二 資金移動専門会社
- 三 証券専門会社
- 四 証券仲介専門会社
- 五 保険会社
- 六 信託専門会社
- 七 信託短期保険業者
- 八 銀行業を営む外国の会社
- 九 有価証券関連業を営む外国の会社
- 十 保険業を営む外国の会社
- 十一 信託業を営む外国の会社
- 十二 信託業を営む外国の会社

第十九条の二及び第六号に掲げる会社に限る。第六項において同じ。）その他これらに類する者として内閣府令で定めるものの営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）  
イ 長期信用銀行又は前各号に掲げる会社の営む業務に従属する業務として内閣府令で定めるもの（以下この条において「従属業務」という。）  
ロ 第十三条の二第四項第二号に掲げる金融関連業務（当該長期信用銀行持株会社が証券専門会社、証券仲介専門会社及び有価証券関連業を営む外国の会社のいづれをも子会社としていない場合にあつては同項第三号に掲げる証券専門関連業務を、当該長期信用銀行持株会社が保険会社、少額短期保険業者及び保険業を営む外国の会社のいづれをも子会社としていない場合にあつては同項第四号に掲げる信託専門関連業務を、当該長期信用銀行持株会社が信託兼営銀行、信託専門会社及び信託業を営む外国の会社のいづれをも子会社としていない場合にあつては同項第五号に掲げる信託専門関連業務をそれぞれ除くものとする。）

十一 (略)  
十二 長期信用銀行又は前各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社で内閣府令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を含む。）

3 2 (略)  
3 長期信用銀行持株会社は、子会社対象会社のうち、長期信用銀行又は第一項第一号から第十号まで若しくは第十二号に掲げる会社（従属業務又は銀行業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては、主として当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限定。）を除く。）（以下この条において「長期信用銀行等」という。）を子会社としようとするときは、第十七条において準用する銀行法第五十二条の三十五第一項から第三項までの規定により合併、会社分割又は事業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

4 前項の規定は、長期信用銀行等が、長期信用銀行持株会社又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の内閣府令で定める事由により当該長期信用銀行持株会社の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該長期信用銀行持株会社は、その子会社となつた長期信用銀行等を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、当該長期信用銀行等が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、

5 6 (略)

所要の措置を講じなければならない。

第十六条の四の二（略）

3 長期信用銀行持株会社は、第一項の規定により特例子会社対象会社を持株特定子会社としておくとするときは、あらかじめ、当該持株特定子会社が営もうとする特例子会社対象業務（前項に規定する特例子会社対象業務をいう。以下この条及び第二十七条第六号において同じ。）を定めて、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

4 第三項の規定は、長期信用銀行持株会社が、その持株特定子会社としておいている特例子会社対象会社を同項の認可に係る特例子会社対象業務以外の特例子会社対象業務を営む持株特定子会社としておくとするときに準用する。

7 第六条の五 長期信用銀行代理業の許可）  
前項に規定する長期信用銀行代理業とは、内閣総理大臣の許可を受けた者でなければ、営むことができない。

3 長期信用銀行代理業者（第一項の許可を受けて長期信用銀行代理業（前項に規定する長期信用銀行代理業をいう。以下同じ。）を営む者をいう。以下同じ。）は、所屬長期信用銀行（長期信用銀行代理業者が行う前項各号に掲げる行為により、同項各号に規定する契約において同項各号の預金若しくは定期積金の受入れ、資金の貸付け若しくは手形の割引又は為替取引を受ける場合でなければ、長期信用銀行代理業を営んでおいてはならない。）の委託を受け、又は所屬長期信用銀行の委託を受けた長期信用銀行代理業者の再委託を受ける場合でなければ、所屬長期信用銀行の許諾を得た場合でなければ、長期信用銀行代理業の再委託をしてはならない。

（銀行法の準用）  
第十七条（銀行法の規定は、同法第一条から第三条まで（目的、定義等）、第四条（営業の免許）、第五条第一項及び第二項（資本金の額）、第六条第一項及び第二項（商号）、第十条から第十二条まで（業務の範囲）、第十三条の四（金融商品取引法の準用）、第十六条の二（銀行の子会社分割の場合の債権者の合併、会社分割又は事業の譲渡若しくは譲受けの認可等）、第三十三條（合併の場合の債権者の異議の催告）、第三十三條の二（外国銀行代理業務の催告）、第三十七條第二項（廃業及び解散等の認可）、第四十三條（他業会社への転移等）、第七章（外国銀行支店）、第五十二條の二（外国銀行代理業務に係る認可等）、第五十二條の三（銀行等議決権保有に係る届出書の提出）、第五十二條の四（銀行持株会社の子会社の範囲等）、第五十二條の五（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の六（銀行持株会社の子会社の範囲等の特例）、第五十二條の七（銀行等議決権保有に係る届出書の提出）、第五十二條の八（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の九（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の十（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の十一（銀行等議決権保有に係る届出書の提出）、第五十二條の十二（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の十三（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の十四（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の十五（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の十六（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の十七（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の十八（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の十九（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の二十（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の二十一（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の二十二（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の二十三（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の二十四（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の二十五（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の二十六（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の二十七（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の二十八（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の二十九（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の三十（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の三十一（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の三十二（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の三十三（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の三十四（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の三十五（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の三十六（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の三十七（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の三十八（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の三十九（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の四十（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の四十一（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の四十二（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の四十三（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の四十四（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の四十五（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の四十六（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の四十七（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の四十八（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の四十九（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の五十（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の五十一（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の五十二（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の五十三（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の五十四（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の五十五（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の五十六（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の五十七（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の五十八（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の五十九（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の六十（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の六十一（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の六十二（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の六十三（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の六十四（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の六十五（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の六十六（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の六十七（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の六十八（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の六十九（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の七十（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の七十一（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の七十二（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の七十三（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の七十四（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の七十五（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の七十六（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の七十七（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の七十八（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の七十九（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の八十（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の八十一（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の八十二（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の八十三（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の八十四（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の八十五（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の八十六（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の八十七（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の八十八（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の八十九（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の九十（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の九十一（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の九十二（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の九十三（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の九十四（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の九十五（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の九十六（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の九十七（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の九十八（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の九十九（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二條の百（銀行主要株主に係る認可等）

（金融商品取引法の準用）





十九 銀行法第五十二条の三十七第一項の規定による申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者  
(略)

第二十五条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 銀行法第十三条の三(第一号に係る部分に限る。)(又は第五十二条の四十五(第一号に係る部分に限り、銀行法第五十二条の二の十において準用する場合を含む。))の規定の違反があつた場合において、顧客以外の者(長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者を含む。))の利益を図り、又は顧客に損害を与える目的で当該違反行為をした者  
二 (略)

貸付信託法(昭和二十七年法律第九十五号)(抄)

(信託約款の変更)

第五条 信託会社等は、前条の規定により承認を受けた信託約款を変更しようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した承認申請書を内閣総理大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 (略)

第六条 受託者は、前条の規定により信託約款の変更について内閣総理大臣の承認を受けた場合には、直ちに、変更の内容及び変更について異議のある受益証券の権利者は一定の期間内にその異議を述べべき旨を公告しなければならない。

2 前項の期間は、一月を下ることができない。

3 受益証券の権利者が第一項の期間内に異議を述べなかつた場合には、その変更を承諾したものとみなす。

4 第一項の期間内に異議を述べた受益証券の権利者は、受託者に対して、その変更がなかつたならば有したであろう公正な価格で当該受益証券を買い取ることが請求することができる。

5 (略)

6 受託者は、第四項の規定による請求があつた場合には、当該請求に係る受益証券をその固有財産をもつて買い取らなければならない。

(受託者による受益証券の取得)  
第十一条 受託者は、第六条第六項の規定による場合を除くほか、受益証券が発行の日から一年以上を経過している場合に限り、その固有財産をもつて時価により当該受益証券を買い取ることができる。

労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)(抄)

(議決権)

第十三条 会員は、各一箇の議決権を有する。ただし、第十一条第二項の規定による会員(以下「個人会員」という。)(は、議決権を有しない。  
2 (略)  
5 (略)

(創立總會)  
第二十四条 (略)

11 創立總會における予定会員については第十三条の規定を、創立總會の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては会社法第八百三十条(株

主總會等の決議の不存在又は無効の確認の訴え)、第八百三十一条(株主總會等の決議の取消しの訴え)、第八百三十四条(第八百三十七号に係る部分

に限る。)(被告)、第八百三十五条第一項(訴えの管轄及び移送)、第八百三十六條第一項及び第三項(担保提供命令)、第八百三十七條(弁論等の必要部分

併合)、第八百三十八條(認容判決の効力が及ぶ者の範囲)並びに第八百四十六條(原告が敗訴した場合の損害賠償責任)の規定を準用する。この場合において

て、同法第八百三十一條第一項中「株主等(当該各号の株主總會等が創立總會又は種類創立總會である場合にあっては、株主等、設立時株主、設立時取締役又はは設立時監査役)」とあるのは「会員、理事、監事又は清算人」と、「取締役、監査役又は清算人(当該決議が株主總會又は種類株主總會の決議である場合に

あつては第三百四十六條第一項（第四百七十九條第四項において準用する場合を含む。）の規定により取締役、監査役又は清算人としての権利義務を有する者を含み、当該決議が創立總會又は種類創立總會の決議である場合に於ては設立時取締役又は設立時監査役を含む。）とあるのは「理事、監事又は清算人」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替へは、政令で定める。

（金庫の設立についての会社法の準用）

第二十八條 金庫の設立の無効の訴えについては、会社法第八百二十八條第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号に係る部分に限る。）（会社の組織に関する行為の無効の訴え）、第八百三十四條（第一号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五條第一項（訴えの管轄及び移送）、第八百三十六條第一項及び第三項（担保提供命令）、第八百三十七條から第八百三十九條まで（弁論等の必要的併合、認容判決の効力が及び者の範囲、無効又は取消しの判決の効力）並びに第八百四十六條（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）の規定を準用する。この場合において、同法第八百二十八條第二項第一号中「株主等」（株主、取締役又は清算人（監査役設置会社にあつては株主、取締役、監査役又は清算人、委員会設置会社にあつては株主、取締役、執行役又は清算人）をいう。以下この節において同じ。）とあるのは「会員、理事、監事又は清算人」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替へは、政令で定める。

（役員）  
第三十二條 （略）

2 役員は、總會の決議によつて、代議員のうちから選任する。ただし、設立当初の役員は、創立總會の決議によつて、創立總會代議員のうちから選任する。  
3 役員は、總會の決議によつて、代議員のうちから選任する。ただし、設立当初の役員は、創立總會の決議によつて、創立總會代議員のうちから選任する。  
4 役員は、總會の決議によつて、代議員のうちから選任する。ただし、設立当初の役員は、創立總會の決議によつて、創立總會代議員のうちから選任する。  
5 役員は、總會の決議によつて、代議員のうちから選任する。ただし、設立当初の役員は、創立總會の決議によつて、創立總會代議員のうちから選任する。

（役員）  
第三十七條の六 役員（個人会員を除く。）は、總會（個人会員を除く。）の五分の一以上の連署をもつて、役員を請求することができるものとし、その請求につき總會において承認の決議があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失う。  
2 役員は、總會の決議によつて、代議員のうちから選任する。ただし、設立当初の役員は、創立總會の決議によつて、創立總會代議員のうちから選任する。  
3 役員は、總會の決議によつて、代議員のうちから選任する。ただし、設立当初の役員は、創立總會の決議によつて、創立總會代議員のうちから選任する。  
4 役員は、總會の決議によつて、代議員のうちから選任する。ただし、設立当初の役員は、創立總會の決議によつて、創立總會代議員のうちから選任する。  
5 役員は、總會の決議によつて、代議員のうちから選任する。ただし、設立当初の役員は、創立總會の決議によつて、創立總會代議員のうちから選任する。

（總會招集の手続）  
第四十九條 理事（前條の規定により役員が總會を招集する場合にあつては、当該役員。以下この条において同じ。）は、總會を招集する場合には、次に掲げる事項を定め、会日の十日前までに書面をもつて役員（個人会員を除く。）以下この条において同じ。）に対しその通知を發しなければならない。  
一 總會の日時及び場所  
二 總會の目的である事項  
三 前各号に掲げるもののほか、内閣府令・厚生労働省令で定める事項  
3 前條の規定により役員が總會を招集するときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（通知又は催告）  
第五十條 金庫の役員に対してする通知又は催告は、役員名簿に記載し、又は記録したその会員の当該金庫の地区内における事務所又は住所（その役員が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を金庫に通知した場合にあつては、その場所又は連絡先）にあてて發すれば足りる。ただし、個人役員に対する總會招集の通知は、定款の定めるところにより、会日の十日前までに、公告することをもつて代へることができる。

（特別の議決）  
第五十三條 次の事項については、總會（個人会員を除く。）の半数以上の代議員（臨時代議員を含む。）が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による決議を必要とする。  
一 定款の変更  
二 解散又は合併  
三 会員の除名  
四 事業の全部の譲渡  
五 第十二條第三項ただし書の規定による承諾

（特別の議決）  
第五十三條 次の事項については、總會（個人会員を除く。）の半数以上の代議員（臨時代議員を含む。）が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による決議を必要とする。  
一 定款の変更  
二 解散又は合併  
三 会員の除名  
四 事業の全部の譲渡  
五 第十二條第三項ただし書の規定による承諾

六 第四十二条第四項に規定する責任の免除

(総会の決議についての会社法の準用)  
第五十四条 総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては、会社法第八百三十条(株主総会等の決議の不存在又は無効の確認の訴え)、第八百三十一条(株主総会等の決議の取消しの訴え)、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)(被告)、第八百三十五条(第一項(訴えの管轄及び移送)、第八百三十六條第一項及び第三項(担保提供命令)、第八百三十七條(弁論等の必要併合))、第八百三十八條(認容判決の効力が及ぶ者の範囲)並びに第八百四十六條(原告が敗訴した場合の損害賠償責任)の規定を準用する。この場合において、同法第八百三十一条第一項中「株主等(当該各号の株主総会等が創立総会又は種類創立総会である場合にあっては、株主等、設立時株主、設立時取締役又は設立時監査役)」とあるのは「役員、理事、監事又は清算人」とし、取締役、監査役又は清算人(当該決議が株主総会又は種類株主総会の決議である場合にあっては、第三百四十六條第一項(第四百七十九條第四項において準用する場合を含む。))の規定により取締役、監査役又は清算人として権利義務を有する者を含む。当該決議が創立総会又は種類創立総会の決議である場合にあっては、設立時取締役又は設立時監査役を含む。とあるのは「理事、監事又は清算人(労働金庫法第三十七條(同法第六十八條において準用する場合を含む。))の規定により理事、監事又は清算人としての権利義務を有する者を含む。)」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(出資一口の金額の減少の無効の訴え)  
第五十七條の二 金庫の出資一口の金額の減少の無効の訴えについては、会社法第八百二十八條第一項(第五号に係る部分に限る。)(及び第二項(第五号に係る部分に限る。))、(会社法の組織に関する行為の無効の訴え)、第八百三十四條(第五号に係る部分に限る。)(被告)、第八百三十五條第一項(訴えの管轄及び移送)、第八百三十六條から第八百三十九條まで(担保提供命令、弁論等の必要併合、認容判決の効力が及ぶ者の範囲、無効又は取消しの判決の効力)並びに第八百四十六條(原告が敗訴した場合の損害賠償責任)の規定を準用する。この場合において、同法第八百二十八條第二項第五号中「株主等」とあるのは「役員、理事、監事、清算人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(労働金庫の子会社の範囲等)  
第五十八條の三 労働金庫は、次に掲げる会社(国内の会社に限る。以下この条において「子会社対象会社」という。)(以外の会社を子会社としてはならない。

一 次に掲げる業務を専ら営む会社(イに掲げる業務を営む会社にあつては、主として当該労働金庫その他これに類する者として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの(イ)労働金庫の行う業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。)

二 新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令・厚生労働省令で定める会社(イ)労働金庫の行う業務に從属する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの(第八項において「從属業務」という。)

三 当該会社の議決権を、当該労働金庫又はその子会社のうち前号に掲げる会社で内閣府令・厚生労働省令で定めるもの(次条第七項において「特定子会社」という。)(以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。)

四 当該会社の議決権を、当該労働金庫又はその子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて保有しているものに限る。)

五 (労働金庫等による議決権の取得等の制限)  
第五十八條の四 労働金庫又はその子会社は、国内の会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この条において同じ。議決権については、合算して、又は保有してはならない。以下この条において同じ。議決権を超過する議決権

六 前項の規定は、労働金庫又はその子会社が、担保権の実行による株式又は持分の取得その他の内閣府令・厚生労働省令で定める事由により、国内の会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなる場合には、適用しない。ただし、当該労働金庫又はその子会社は、合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた日から一年を超えてこれを保有してはならない。

七 前項ただし書の場合において、内閣総理大臣及び厚生労働大臣がする同項の承認の対象には、労働金庫又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた部分の議決権については、当該労働金庫があらかじめ内閣総理大臣及び厚生労働大臣の承認を受けた場合を除き、その取得し、又は保有することとなつた日から一年を超えてこれを保有してはならない。

八 前項ただし書の場合において、内閣総理大臣及び厚生労働大臣がする同項の承認の対象には、労働金庫又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた部分の議決権のうち当該百分の五十を超える部分の議決権は含まれないものとし、内閣総理大臣及び厚生労働大臣が当該承認をするときは、労働金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうちその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権の

九 うちその基準議決権数を超える部分の議決権を速やかに処分することを条件としなければならぬ。

十 労働金庫又はその子会社は、次の各号に掲げる場合には、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める日に保有することとなる国内の会社の議決権がその

十一 第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める日に保有することとなる国内の会社の議決権がその

十二 第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める日に保有することとなる国内の会社の議決権がその

十三 第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める日に保有することとなる国内の会社の議決権がその

十四 第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める日に保有することとなる国内の会社の議決権がその

基準議決権数を超える場合であつても、同日以後、当該議決権をその基準議決権数を超えて保有することができる。ただし、内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、労働金庫又はその子会社若しくは、次の各号に掲げる場合に国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて保有することとなるときは、当該各号に規定する認可をしなければならない。

一 第六十四条第四項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第五条第一項（認可）の認可を受けて当該労働金庫が合併により設立されたとき。その設立された日

二 当該労働金庫が第六十四条第四項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第五条第一項（認可）の認可を受けて合併をしたとき（当該労働金庫が存続する場合に限る。）その合併をした日

三 当該労働金庫が第六十二条第六項の認可を受けて事業の譲受けをしたとき（内閣府令・厚生労働省令で定める場合に限る。）その事業の譲受けをした日

5 内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、前項各号に規定する認可をするときは、当該各号に定める日に労働金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を、同日から五年を経過する日までに内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める基準に従つて処分することを条件としなければならない。

6 労働金庫又はその子会社が、国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなつた場合には、その超える部分の議決権は、当該労働金庫が取得し、又は保有するものとみなす。

7 (略)

8 第三十二条第六項の規定は、前各項の場合において労働金庫又はその子会社が取得し、又は保有する議決権について準用する。

(労働金庫連合会の子会社の範囲等)

第五十八条の五 労働金庫連合会は、次に掲げる会社（国内の会社に限定する。第三項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一 銀行法第二十一条第一項（定義等）に規定する銀行のうち、信託業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務をいう。第五号において同じ。）を営むもの

二 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項（定義）に規定する資金移動業者のうち、資金移動業（同条第二項に規定する資金移動業をいう。）その他内閣府令・厚生労働省令で定める業務を専ら営むもの

三 金融商品取引法第二十九条第九項（定義）に規定する金融商品取引業者のうち、有価証券関連業（同法第二十八条第八項（定義）に規定する有価証券関連業をいう。以下同じ。）のほか、同法第三十五条第一項第一号から第八号まで（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲）に掲げる行為を行う業務その他の内閣府令・厚生労働省令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券専門会社」という。）

四 金融商品取引法第二十一条第一項（定義）に規定する金融商品仲介業者のうち、金融商品仲介業（同条第十一項（定義）に規定する金融商品仲介業をいい、次に掲げる行為のいずれかを業として行うものに限る。以下この号において同じ。）のほか、金融商品仲介業に付随する業務その他の内閣府令・厚生労働省令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券仲介専門会社」という。）

五 金融商品取引法第二十一条第一項（定義）に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三号ロ（定義）に規定する外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介（八に掲げる行為に該当するものを除く。）

六 金融商品取引法第二十八条第八項第三号又は第五号（定義）に掲げる行為の委託の媒介

七 金融商品取引法第二十一条第一項第三号（定義）に掲げる行為

八 保険業法第二十一条（定義）に規定する保険会社（以下「保険会社」という。）

九 信託業法第二十一条（定義）に規定する信託会社のうち、信託業務を専ら営む会社（以下「信託専門会社」という。）

十 信託業法第二十一条（定義）に規定する信託会社のうち、信託業務を専ら営む会社（以下「信託専門会社」という。）

十一 信託業法第二十一条（定義）に規定する信託会社のうち、信託業務を専ら営む会社（以下「信託専門会社」という。）

十二 信託業法第二十一条（定義）に規定する信託会社のうち、信託業務を専ら営む会社（以下「信託専門会社」という。）

十三 信託業法第二十一条（定義）に規定する信託会社のうち、信託業務を専ら営む会社（以下「信託専門会社」という。）

十四 信託業法第二十一条（定義）に規定する信託会社のうち、信託業務を専ら営む会社（以下「信託専門会社」という。）

十五 信託業法第二十一条（定義）に規定する信託会社のうち、信託業務を専ら営む会社（以下「信託専門会社」という。）

十六 信託業法第二十一条（定義）に規定する信託会社のうち、信託業務を専ら営む会社（以下「信託専門会社」という。）

社等が合算して、当該労働金庫連合会又はその子会社（証券子会社等及び保険子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該労働金庫連合会の保険子会社等が合算して、当該労働金庫連合会又はその子会社（証券子会社等及び保険子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの  
ハ 証券専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの（イに掲げるものを除く。） 当該会社の議決権について、当該労働金庫連合会の証券子会社等が合算して、当該労働金庫連合会又はその子会社（証券子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該労働金庫連合会の信託子会社等が合算して、当該労働金庫連合会又はその子会社（証券子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの  
ニ 保険専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの（イに掲げるものを除く。） 当該会社の議決権について、当該労働金庫連合会の保険子会社等が合算して、当該労働金庫連合会又はその子会社（保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該労働金庫連合会の信託子会社等が合算して、当該労働金庫連合会又はその子会社（保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの  
ホ 証券専門関連業務の数を超えて保有しているもの（イ、ロ及びハに掲げるものを除く。） 当該会社の議決権について、当該労働金庫連合会の証券子会社等が合算して、当該労働金庫連合会又はその子会社（証券子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの  
ヘ 保険専門関連業務を営むもの（イ、ロ及びハに掲げるものを除く。） 当該会社の議決権について、当該労働金庫連合会の保険子会社等が合算して、当該労働金庫連合会又はその子会社（保険子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの  
ト 信託専門関連業務を営むもの（イ、ロ及びハに掲げるものを除く。） 当該会社の議決権について、当該労働金庫連合会の信託子会社等が合算して、当該労働金庫連合会又はその子会社（信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの  
七・八 (略)

3 労働金庫連合会は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第六号まで又は第八号に掲げる会社（従属業務（前項第一号に掲げる従属業務をいう。以下この項及び第六項において同じ。）又は第五十八条第一項各号に掲げる業務を行う事業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるものを専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては、主として当該労働金庫連合会の行う業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）を除く。次項において「認可対象会社」という。）を子会社としようとするときは、第六十二条第六項又は第六十四条第四項の規定により合併又は事業の譲受けの認可を受けなければならない場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を受けなければならない。  
4 (略)  
7 (略)

(法定準備金)  
第六十条 金庫は、出資の総額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の百分の十に相当する金額以上の金額を準備金として積み立てなければならない。  
2 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取りくずしてはならない。

(事業の譲渡又は譲受け)  
第六十二条 金庫は、總會の決議を経て、その事業の全部又は一部を銀行、他の金庫、信用金庫又は信用協同組合（信用金庫又は信用協同組合をもつて組織する連合会を含む。次項において同じ。）に譲り渡すことができる。  
2 金庫は、總會の決議を経て、銀行、他の金庫、信用金庫又は信用協同組合の事業の全部又は一部を譲り受けることができる。ただし、その対価が、最終の貸借対照表により当該金庫に現存する純資産額の五分の一を超えない場合は、總會の決議を経ることを要しない。  
3 金庫が前項ただし書の規定により總會の決議を経ないで事業の全部又は一部の譲受けをする場合には、金庫は、事業の全部又は一部の譲受けをする日の二十日前までに、事業の全部又は一部の譲受けの旨並びに契約相手方の名称又は商号及び住所を公告し、又は会員に通知しなければならない。  
4 前項に規定する場合において、金庫の總會員の六分の一以上の会員が同項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に事業の全部又は一部の譲受けに反対する旨を金庫に対し通知したときは、事業の全部又は一部の譲受けをする日の前日までに、總會の決議によつて、当該事業の全部又は一部の譲受けに係る契約の承認を受けなければならない。

5 (略)  
6 第一項又は第二項の事業の譲渡又は譲受けについては、政令で定めるものを除き、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を受けなければならない。  
7 第一項及び第二項の事業の全部の譲渡又は譲受けについては、第五十七条の二の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。  
8 (略)

第六十二条の六（略）  
（吸収合併存続金庫の手続）

- 3 吸収合併存続金庫は、効力発生日の前日までに、總會の決議によつて、合併契約の承認を受けなければならない。ただし、吸収合併消滅金庫の總會員の数が吸収合併存続金庫の總會員の数の五分の一を超えない場合であつて、かつ、吸収合併消滅金庫の最後の貸借対照表により現存する総資産額が吸収合併存続金庫の最後の貸借対照表により現存する総資産額の五分の一を超えない場合は、この限りでない。
- 4 吸収合併存続金庫が前項ただし書の規定により總會の決議を経ないで合併をする場合には、吸収合併存続金庫は、効力発生日の二十日前までに、吸収合併をする旨並びに吸収合併消滅金庫の名称及び住所を公告し、又は会員に通知しなければならない。
- 5 前項に規定する場合において、吸収合併存続金庫の總會員の六分の一以上の会員が同項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に合併に反対する旨を吸収合併存続金庫に対し通知したときは、効力発生日の前日までに、總會の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。
- 6 } 9（略）

第六十四条（略）  
（合併の効果）

2. 3（略）
- 4 金庫の合併については、政令で定めるものを除き、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 5（略）

（合併の無効の訴え）  
第六十五条 金庫の合併の無効の訴えについては会社法第八十二条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄及び移送）、第八百三十六條から第八百三十九條まで（担保提供命令、弁論等の必要的併合、認容判決の効力が及ぶ者の範囲、無効又は取消しの判決の効力）、第八百四十三條（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）（合併又は会社分割の無効判決の効力）並びに第八百四十六條（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）の規定を、この条において準用する同法第八百四十三條第四項の申立てについては同法第八百六十八條第五項（非訟事件の管轄）、第八百七十條第二項（第五号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一條（申立書の写しの送付等）、第八百七十三條（原裁判の執行停止）、第八百七十五條（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六條（最高裁判所規則）の規定を準用する。この場合において、同法第八百二十八條第二項第七号及び第八号中「株主等若しくは社員等」とあるのは「会員、理事、監事、清算人」と、「株主等、社員等」とあるのは「会員、理事、監事、清算人」と読み替へるものとすは、必要技術的読替へは、政令で定める。

（許可）  
第八十九条の三 労働金庫代理業は、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の許可を受けなければ、行うことができない。

- 2 前項に規定する労働金庫代理業とは、金庫のために次に掲げる行為のいづれかを行う事業をいう。
  - 一 預金又は定期積金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介
  - 二 資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介
  - 三 為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介
- 3 労働金庫代理業者（第一項の許可を受けて労働金庫代理業（前項に規定する労働金庫代理業をいう。以下同じ。）を行う者をいう。以下同じ。）は、所属労働金庫（労働金庫代理業者が行う前項各号に掲げる行為により、同項各号に規定する契約において同項各号の預金若しくは定期積金の受入れ、資金の貸付け若しくは手形の割引又は為替取引を行う金庫をいう。以下同じ。）の委託を受け、又は所属労働金庫の委託を受けた労働金庫代理業者の再委託を受ける場合でなければ、労働金庫代理業を行つてはならない。

（銀行法の準用）  
第九十四条 銀行法第四條第四項（営業の免許）、第九條（名義貸しの禁止）、第十二條の二から第十三條の三の二（第二項を除く。）まで（預金者等に対する情報の提供等、指定紛争解決機関との契約締結義務等、無限責任社員等となることの禁止、同一人に対する信用の供与等、特定関係者との間の取引等、銀行の業務に係る禁止行為、顧客の利益の保護のための体制整備）、第十四條から第十六條まで（取締役等に対する信用の供与、経営の健全性の確保、休日及び営業時間、臨時休業等）、第十九條（同条第一項及び第二項に規定する事業年度に係る業務報告書に係る部分に限る。）（業務報告書等）、第二十一條（同条第一



必要な技術的読替えは、政令で定める。

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）（抄）

（年金給付等積立金の運用）  
第百三十六条の三（略）

- 2・3 基金は、第一項第五号に掲げる方法により運用する場合には、政令で定めるところにより、年金給付等積立金の管理及び運用の体制を整備しなければならない。
- 4 基金は、第一項第五号に掲げる方法により運用する場合には、政令で定めるところにより、年金給付等積立金の管理及び運用の体制を整備しなければならない。
- 5 （略）

（届出）  
第百七十六条（略）

2 基金及び連合会は、年金給付等積立金について、第百三十六条の三第一項第五号イからハまでに掲げる方法により、それぞれ始めて運用するときは、厚生労働省令の定めるところにより、同条第四項（第百六十四条第三項において準用する場合を含む。）に規定する年金給付等積立金の管理及び運用の体制について厚生労働大臣に届け出なければならない。当該体制に変更を生じたときも、同様とする。

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）（抄）

（預り金の禁止）

2 前項の「預り金」とは、不特定かつ多数の者からの金銭の受入れであつて、次に掲げるものをいう。

- 一 預金、貯金又は定期積金の受入れ
- 二 社債、借入金その他いかなる名義をもつてするかを問わず、前号に掲げるものと同様の経済的性質を有するもの

商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）（抄）

（新株予約権の行使による変更の登記）  
第五十七条 新株予約権の行使による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

- 一 新株予約権の行使があつたことを証する書面
- 二 金銭を新株予約権の行使に際してする出資の目的とするときは、会社法第二百八十一条第一項の規定による払込みがあつたことを証する書面
- 三・四 （略）

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）（抄）

（内国法人に係る所得税の課税標準）  
第七十四条 内国法人に対して課する所得税の課税標準は、その内国法人が国内において支払を受けるべき次に掲げるものの額（第十号に掲げる賞金について

は、その額から政令で定める金額を控除した残額）とする。

一・二 （略）

三 定期積金に係る契約に基づく給付補填金（当該契約に基づく給付金のうちその給付を受ける金銭の額から当該契約に基づき払い込んだ掛金の額の合計額を控除した残額に相当する部分をいう。）

四 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第四項（定義等）の契約に基づく給付補填金（当該契約に基づく給付金のうちその給付を受ける金銭の額が



場合は、この限りでない。

- 5 第二項及び第三項（第三号を除く。）の規定は、前項の種類株主総会について準用する。
- 6 普通銀行と信用金庫との合併により信用金庫が存続する場合又は信用金庫を設立する場合において、消滅銀行の株主のうち、当該信用金庫の会員となる資格を有しないもの（以下「特定株主」という。）があるときは、当該特定株主を構成員とする株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。
- 7 （略）

（吸収合併契約の承認等）

- 2 第二十九条 吸収合併存続銀行（前条第一項の吸収合併に係るものに限る。以下この款において同じ。）は、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

2・3 （略）

- 4 第一項の株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（三分の一以上の割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもつて行わなければならない。この場合においては、当該決議の要件に加えて、一定の数以上の株主の賛成を要する旨その他の要件を定款で定めるところを妨げない。

- 5 前項の規定は、第三項の種類株主総会について準用する。

（吸収合併契約の承認を要しない場合等）

- 第三十条 前条第一項及び第二項の規定は、第一号に掲げる額の第二号に掲げる額に対する割合が五分の一（これを下回る割合を吸収合併存続銀行の定款で定めた場合にあつては、その割合）を超えない場合には、適用しない。ただし、吸収合併消滅協同組織金融機関の会員等に対して交付する株式等の全部又は一部が吸収合併存続銀行の譲渡制限株式会社である場合であつて、吸収合併存続銀行が公開会社でないときは、この限りでない。

一 次に掲げる額の合計額

イ 吸収合併消滅協同組織金融機関の会員等に対して交付する吸収合併存続銀行の株式の数に一株当たり純資産額（一株当たりの純資産額として内閣府令で定める方法により算定される額をいう。）を乗じて得た額

ロ 吸収合併消滅協同組織金融機関の会員等に対して交付する金銭の額の合計額

- 2 前項本文に規定する場合において、内閣府令で定める数の株式（前条第一項の株主総会において議決権を行使することができるものに限る。）を有する株主が次条において準用する第二十三条第一項の規定による通知又は次条において準用する第二十三条第二項の公告の日から二週間以内に吸収合併に反対する旨を吸収合併存続銀行に対し通知したときは、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

（合併契約の承認）

- 第三十五条 消滅協同組織金融機関は、効力発生日等の前日までに、総会の決議によつて、前条第一項の合併契約の承認を受けなければならない。

- 2 前項の総会の決議は、総会員等の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。
- 3 } 5 （略）

（吸収合併契約の承認を要しない場合等）

- 第四十二条 前条の規定は、消滅金融機関の株主又は総会員等（労働金庫にあつては、個人会員（労働金庫法第十三条第一項に規定する個人会員をいう。以下同じ。）を除く。以下この条において同じ。）の数が吸収合併存続協同組織金融機関の総会員の数の五分の一を超えない場合であつて、かつ、消滅金融機関の最終の貸借対照表により現存する総資産額が吸収合併存続協同組織金融機関の最終の貸借対照表により現存する総資産額の五分の一を超えない場合には、適用しない。

- 2 吸収合併存続協同組織金融機関の総会員等の六分の一以上の会員等（労働金庫にあつては、個人会員を除く。）が次条において準用する第三十六条第一項の規定による通知又は次条において準用する第三十六条第二項の公告の日から二週間以内に当該吸収合併に反対する旨を吸収合併存続協同組織金融機関に対し通知したときは、効力発生日の前日までに、総会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

第二(定義)

二 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定する銀行(以下「銀行」という。)

三 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第二条に規定する長期信用銀行(以下「長期信用銀行」という。)

四 信用協同組合

五 労働金庫

六 信用金庫連合会

七 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会(以下「信用協同組合連合会」という。)

八 労働金庫連合会

九 株式会社商工組合中央金庫

一〇 株式会社商工組合中央金庫

一一 株式会社商工組合中央金庫

一二 株式会社商工組合中央金庫

一三 株式会社商工組合中央金庫

一四 株式会社商工組合中央金庫

一五 株式会社商工組合中央金庫

一六 株式会社商工組合中央金庫

一七 株式会社商工組合中央金庫

一八 株式会社商工組合中央金庫

一九 株式会社商工組合中央金庫

二〇 株式会社商工組合中央金庫

二一 株式会社商工組合中央金庫

二二 株式会社商工組合中央金庫

この法律において「金融機関」とは、次に掲げる者(この法律の施行地外に本店を有するものを除く。)をいう。

一 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定する銀行(以下「銀行」という。)

二 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第二条に規定する長期信用銀行(以下「長期信用銀行」という。)

三 信用協同組合

四 労働金庫

五 信用金庫連合会

六 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会(以下「信用協同組合連合会」という。)

七 労働金庫連合会

八 株式会社商工組合中央金庫

九 株式会社商工組合中央金庫

一〇 株式会社商工組合中央金庫

一一 株式会社商工組合中央金庫

一二 株式会社商工組合中央金庫

一三 株式会社商工組合中央金庫

一四 株式会社商工組合中央金庫

一五 株式会社商工組合中央金庫

一六 株式会社商工組合中央金庫

一七 株式会社商工組合中央金庫

一八 株式会社商工組合中央金庫

一九 株式会社商工組合中央金庫

二〇 株式会社商工組合中央金庫

二一 株式会社商工組合中央金庫

(定義)

この法律において「金融機関」とは、次に掲げる者(この法律の施行地外に本店を有するものを除く。)をいう。

一 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定する銀行(以下「銀行」という。)

二 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第二条に規定する長期信用銀行(以下「長期信用銀行」という。)

三 信用協同組合

四 労働金庫

五 信用金庫連合会

六 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会(以下「信用協同組合連合会」という。)

七 労働金庫連合会

八 株式会社商工組合中央金庫

九 株式会社商工組合中央金庫

一〇 株式会社商工組合中央金庫

一一 株式会社商工組合中央金庫

一二 株式会社商工組合中央金庫

一三 株式会社商工組合中央金庫

一四 株式会社商工組合中央金庫

一五 株式会社商工組合中央金庫

一六 株式会社商工組合中央金庫

一七 株式会社商工組合中央金庫

一八 株式会社商工組合中央金庫

一九 株式会社商工組合中央金庫

二〇 株式会社商工組合中央金庫

(役員解任)

第二十九条 内閣総理大臣は、役員が前条の規定に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 内閣総理大臣は、役員が第十九条各号の一に該当するに至つたとき、その他役員たるに適ししないと認めるときは、その役員を解任することができる。

(役員兼職禁止)

第三十条 役員(監事を除く。)は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(業務の範囲)

第三十四条 機構は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 次章第二節の規定による保険料の収納
- 二 次章第三節の規定による保険金及び仮払金の支払
- 三 次章第四節の規定による資金援助その他同節の規定による業務
- 四 第六十九条の三の規定による資金の貸付け
- 五 第四十條の規定による預金等債権の買取り
- 六 第七十八條第二項の規定による金融整理管財人又は金融整理管財人代理の業務
- 七 第六章の規定による承継銀行の経営管理その他同章の規定による業務
- 八 第七章の二の規定による株式等の引受け等その他同章の規定による業務
- 九 第七十條の規定による株式等の引受け等その他同章の規定による業務
- 十 第七十條又は第七十八條において準用する第六十九條の三の規定による資金の貸付け及び第七十條の規定による資産の買取り
- 十一 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)第四章第四節、第五章第二節及び第六章第二節の規定による預金者表の提出その他これらの規定による業務
- 十二 前各号に掲げる業務に附帯する業務

(借入金及び預金保険機構債)

第四十二条 機構は、第四十條の二第一号に掲げる業務を行うため必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融機関その他の者(日本銀行を除く。)から資金の借入れ(借換えを含む。)をし、又は預金保険機構債(以下「機構債」という。)の発行(機構債の借換えのための発行を含む。)をすることができる。この場合において、機構は、機構債の債券を発行することができる。

2 } 9 (略)

(余裕金の運用)

第四十三条 機構は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債その他内閣総理大臣及び財務大臣の指定する有価証券の保有
- 二 内閣総理大臣及び財務大臣の指定する金融機関への預金
- 三 その他内閣府令・財務省令で定める方法

(内閣府令・財務省令への委任)

第四十四条 この法律に規定するもののほか、機構の財務及び会計に關し必要な事項は、内閣府令・財務省令で定める。

(監督)

第四十五条 (略)

2 内閣総理大臣及び財務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に關して監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第四十六条 内閣総理大臣及び財務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対しその業務に關し報告をさせ、又はその職員に機構の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2・3 (略)

(保険料の納付)  
第五十条 金融機関は、事業年度ごとに、当該事業年度の開始後三月以内に、機構に対し、内閣府令・財務省令で定める書類を提出して、保険料を納付しなければならない。ただし、当該保険料の額の二分の一に相当する金額については、当該事業年度開始の日以後六月を経過した日から三月以内に納付することができる。

2 機構は、次の各号に掲げる場合には、前項の規定にかかわらず、定款で定めるところにより、当該各号に定める金融機関の保険料を免除することができる。  
一 五 (略)

(一般預金等に係る保険料の額)  
第五十一条 (略)

2 保険料率は、保険金の支払、資金援助その他の機構の業務(第四十条の二第二号に掲げる業務を除く。)に要する費用(決済用預金に係るものを除く。)の予想額に照らし、長期的に機構の財政が均衡するように、かつ、特定の金融機関に対し差別的取扱い(金融機関の経営の健全性に於てするものを除く。)をしないように定めなければならない。

3 5 (略)

(延滞金)  
第五十二条

金融機関は、保険料をその納期限までに納付しない場合には、機構に対し、延滞金を納付しなければならない。  
2 延滞金の額は、未納の保険料の額に納期限の翌日からその納付の日までの日数に応じ年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。

(一般預金等に係る保険金の額等)  
第五十四条

一般預金等(他人の名義をもつて有するものその他の政令で定める一般預金等を除く。以下「支払対象一般預金等」という。)に係る保険金の額は、一の保険事故が発生した金融機関の各預金者等につき、その発生した日において現にその者が当該金融機関に対して有する支払対象一般預金等に係る債権(その者が前条第一項の請求をした時において現に有するものに限るものとし、同条第四項の仮払金(支払対象一般預金等に係るものに限る。以下この条において同じ。))の支払又は第二百二十七条において準用する第六十九条の三第一項の貸付けに係る支払対象一般預金等の払戻しにより現に有しないこととなつたものを含む。次項において同じ。)のうち元本の額(支払対象一般預金等のうち第二条第二項第五号に掲げるものにあつては、当該金銭の額。以下同じ。)及び利息等(当該元本以外の部分であつて利息その他の政令で定めるものをいう。以下同じ。)の額の合算額(その合算額が同一人については二以上ある場合には、その合計額)に相当する金額とする。

2 支払対象一般預金等に係る保険金の額は、前項の元本の額(その額が同一人について二以上あるときは、その合計額)が政令で定める金額(以下「保険基準額」という。)を超えるときは、保険基準額及び保険基準額に対応する元本に係る利息等の額を合算した額とする。この場合において、元本の額が同一人について二以上あるときは、保険基準額に対応する元本は、次の各号に定めるところにより保険基準額に達するまで当該各号に規定する元本の額を合計した場合の当該元本とする。

一 支払対象一般預金等に係る債権のうち担保権の目的となつていないものと担保権の目的となつていないものがあるときは、担保権の目的となつていないものに係る元本を先とする。

二 支払対象一般預金等に係る債権で担保権の目的となつていないものが同一人について二以上あるときは、その弁済期の早いものに係る元本を先とする。

三 前号の場合において、支払対象一般預金等に係る債権で弁済期の同じものが同一人について二以上あるときは、その金利(利率その他これに準ずるもの)で政令で定めるものをいう。次号において同じ。)の低いものに係る元本を先とする。

四 前号の場合において、支払対象一般預金等に係る債権で金利の同じものが同一人について二以上あるときは、機構が指定するものに係る元本を先とする。

五 支払対象一般預金等に係る債権で担保権の目的となつていないものが同一人について二以上あるときは、機構が指定するものに係る元本を先とする。

3 保険事故に係る預金者等が当該保険事故について前条第四項の仮払金の支払を受けている場合又は第二百二十七条において準用する第六十九条の三第一項の貸付けに係る支払対象一般預金等の払戻しを受けている場合におけるその者の支払対象一般預金等に係る保険金の額は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定による金額につき政令で定めるところにより当該仮払金の支払及び第二百二十七条において準用する第六十九条の三第一項の貸付けに係る支払対象一般預金等の払戻しを受けた額(次項の規定により機構に払い戻されるべき額を除く。)を控除した金額に相当する金額とする。

4 (略)

(決済用預金に係る保険金の額)

第五十四条の二 決済用預金（他人の名義をもつて有するものその他の政令で定める決済用預金を除く。以下「支払対象決済用預金」という。）に係る保険金の額は、一の保険事故が発生した金融機関の各預金者につき、その発生した日において現にその者が当該金融機関に対して有する支払対象決済用預金に係る債権（その者が第五十三条第一項の請求をした時に現に有するものとし、同条第四項の仮払金（支払対象決済用預金に係るものに限る。次項において同じ。）の支払又は第六十九条の三第一項（第二百二十七条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の貸付けに係る支払対象決済用預金の払戻しにより現に有しないこととなつたものを含む。）のうち元本の額（その額が同一人について二以上あるときは、その合計額）に相当する金額とする。

2 前条第三項の規定は、その有する支払対象決済用預金に關し保険事故に係る預金者が当該保険事故について第五十三条第四項の仮払金の支払を受けている場合又は第六十九条の三第一項の貸付けに係る支払対象決済用預金の払戻しを受けている場合について準用する。この場合において、前条第三項中「前二項の規定にかかわらず、これらの規定」とあるのは、「第五十四条の二第一項の規定にかかわらず、当該規定」と読み替えるものとする。

（保険事故の通知）  
第五十五条 金融機関は、当該金融機関に係る保険事故が発生したときは、直ちに、その旨を機構に通知しなければならない。

2 内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣又は経済産業大臣は、次に掲げる場合には、直ちに、その旨を機構に通知しなければならない。

1 一の監督に係る金融機関の営業免許の取消し又は解散の決議に係る認可をしたとき。  
2 一の監督に係る金融機関の第一種保険事故の発生を知つたとき。

3 } 5  
（略）

（資金援助の申込み）

第五十九条 合併等を行う金融機関で破綻金融機関でない者（以下「救済金融機関」という。）又は合併等を行う銀行持株会社等（以下「救済銀行持株会社等」という。）は、機構が、合併等を援助するため、次に掲げる措置（第六号に掲げる措置にあつては、第二条第五項第五号に掲げる会社に対して行うものを除く。以下「資金援助」という。）を行うことを、機構に申し込むことができる。

一 金銭の贈与  
二 資金の貸付け又は預入れ  
三 資産の買取り  
四 債務の保証  
五 債務の引受け  
六 優先株式等の引受け等

七 損害担保

2 前項の「合併等」とは、次に掲げるものをいう。

一 三の（略）

二 三の二 付保預金移転  
三の二 （略）

四 （略）

4 3 第一項第三号に掲げる資産の買取りは、合併等（第二項に規定する合併等をいう。以下同じ。）に係る破綻金融機関の資産又は次の各号に掲げる合併等の区分に応じ当該各号に定める資産について行うものとし、第一項の規定による申込みに係る破綻金融機関の資産の買取りが含まれて

いるときは、当該合併等に係る救済金融機関又は救済銀行持株会社等は、当該破綻金融機関と連名で、機構が当該資産の買取りを行うことを機構に申し込むものとする。

一・二 （略）

三 第二項第三号に掲げる事業譲渡等同号の他の金融機関の資産で当該事業譲渡等により譲り受けたもの  
四 第二項第四号に掲げる株式の取得当該株式の取得をされた金融機関の資産

5 第一項第七号に掲げる損害担保は、前項各号に掲げる合併等の区分に応じ当該各号に定める資産である貸付債権について行うものとする。

6 第一項又は第四項の規定による申込みを行った金融機関及び銀行持株会社等は、速やかに、その旨を内閣総理大臣（労働金庫又は労働金庫連合会にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。）に報告しなければならない。

7 機構は、第一項又は第四項の規定による申込みを受けたときは、速やかに、その旨を財務大臣に報告しなければならない。ただし、当該申込みを行った金融

機関が株式会社商工組合中央金庫である場合は、この限りでない。

第六十条 (略)

- 2 前項の規定による申込みを行った金融機関は、速やかに、その旨を内閣総理大臣（労働金庫又は労働金庫連合会にあつては、内閣総理大臣及び厚生労働大臣）に報告しなければならない。
- 3 機関は、第一項の規定による申込みを受けたときは、速やかに、その旨を財務大臣に報告しなければならない。

(適格性の認定)  
第六十一条 (略)

- 2・3 (略)
- 4 内閣総理大臣は、労働金庫又は労働金庫連合会に対し第一項の認定を行うときは厚生労働大臣の同意を、株式会社商工組合中央金庫に対し同項の認定を行うときは財務大臣及び経済産業大臣の同意を、それぞれ得なければならない。

- 5 (略)
- 6 内閣総理大臣は、第一項の認定を行ったときは、その旨を機関に通知しなければならない。
- 7 機関は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を財務大臣に報告しなければならない。
- 8 (略)

(合併等のあつせん)  
第六十二条 (略)

- 2 前項のあつせんを受けた同項の他の金融機関又は銀行持株会社等は、前条第一項の規定にかかわらず、第五十九条第一項又は第五十九条の二第一項の規定による申込みを行うことができる。

- 3 第六十条第一項に規定する内閣総理大臣の指定する金融機関で、第一項のあつせんを受けた同項の他の金融機関又は銀行持株会社等に対し当該あつせんに係る合併等を援助するため同条第一項に規定する資金の貸付けその他の政令で定める行為を行うものは、前条第一項の規定にかかわらず、第六十条第一項の規定による申込みを行うことができる。

- 4 前条第四項から第七項までの規定は、第一項のあつせんを行う場合について準用する。
- 5 (略)
- 6 内閣総理大臣は、機関に対し、第一項のあつせん又は前項の準備行為の実施に関し、必要な協力を求めることができる。

(資金援助)  
第六十四条 (略)

- 2 第六十四条 機関は、第五十九条第一項若しくは第四項、第五十九条の二第一項又は第六十条第一項の規定による申込みがあつたときは、遅滞なく、委員会の議決を経て、当該申込みに係る資金援助を行うかどうかを決定しなければならない。

- 3 2 (略)
- 3 機関は、第一項の規定による決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を内閣総理大臣及び財務大臣（当該決定が労働金庫又は労働金庫連合会を当事者とする合併等に係るもの）に報告しなければならない。

- 4 3 (略)
- 4 機関は、第一項の規定による資金援助を行う旨の決定をしたときは、当該資金援助の申込みに係る金融機関又は銀行持株会社等との間で当該資金援助に関する契約を締結するものとする。

- 5 4 (略)
- 5 前項の契約に係る資金援助のうちに損害担保が含まれているときは、当該契約に係る金融機関又は銀行持株会社等は、当該契約において、当該損害担保に係る貸付債権について利益が生じたときは当該利益の額の一部を機関に納付し、又は当該合併等により当該貸付債権を有することとなる者をして機関に納付させるための措置を講ずる旨を約するものとする。

(優先株式等の引受け等に係る資金援助)  
第六十四条の二 第五十九条第一項の規定による申込みが優先株式等の引受け等に係るものであるときは、当該申込みに係る救済金融機関又は救済銀行持株会社等（第二条第五項第五号に掲げる会社を除く。以下この条において同じ。）は、第五十九条第一項の規定による申込みと同時に、機関に対し、財務内容の健全性の確保等のための方策として政令で定める方策を定めた計画を提出しなければならない。

2 委員会は、前条第一項の規定により行う議決が優先株式等の引受け等の申込みに係るものであるときは、当該優先株式等の引受け等が当該申込みに係る救済金融機関又は救済銀行持株会社等の自己資本の充実の状況に照らし当該合併等の円滑な実施のために必要な範囲を超えないことその他の内閣総理大臣及び財務大臣並びに厚生労働大臣及び経済産業大臣が定めて公表する基準に適合するものである場合に限り、当該優先株式等の引受け等を行う旨の決議をすることができ。

3 機構は、第五十九条第一項の規定による申込みが優先株式等の引受け等に係るものである場合において、当該資金援助を行う旨の決定をしようとするときは、前項の決議を経た後、あらかじめ、内閣総理大臣及び財務大臣（当該申込みをした者が労働金庫又は労働金庫連合会である場合には内閣総理大臣及び財務大臣並びに厚生労働大臣とし、当該申込みをした者が株式会社商工組合中央金庫である場合には内閣総理大臣及び財務大臣並びに経済産業大臣とする。）の承認を受けなければならない。

4 前項の「取得優先株式等」とは、次に掲げるものをいう。

6 機構が「前条第一項の決定に基づいて優先株式等の引受け等により取得した優先株式等（次に掲げるものを含む。）その他の政令で定める株式等

一 機構が優先株式等が優先株式である場合にあっては、次に掲げる株式

イ 当該優先株式が他の種類の株式への転換（当該優先株式がその発行会社に取得され、その引換えに他の種類の株式が交付されることをいう。以下この項において同じ。）の請求が可能とされるものである場合にあっては、その請求により転換された他の種類の株式

(1) 当該優先株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあっては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

(2) 当該優先株式又は(1)若しくは(2)に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

(3) 当該優先株式等が劣後特約付社債である場合にあっては、当該劣後特約付社債に新株予約権が付されているときにその行使により交付された株式及びこれらについて分割され又は併合された株式

ハ 当該優先株式等が優先出資である場合にあっては、当該優先出資について分割された優先出資

ニ 機構が前条第一項の決定により優先株式等の引受け等を行った金融機関又は銀行持株会社等が行う株式交換又は株式移転により当該金融機関又は銀行持株会社等の株式交換完全親株式会社（会社法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全親株式会社をいう。以下同じ。）又は株式移転設立完全親会社（同法第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社をいう。以下同じ。）となつた会社から機構が割当てを受けた優先株式（次に掲げるものを含む。）その他の政令で定める株式等

イ 当該優先株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあっては、その請求により転換された他の種類の株式

ロ 当該優先株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあっては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

ハ 当該優先株式又はイ若しくはロに掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

第六十五条 第六十一条第一項の認定又は第六十二条第一項のあつせん（以下「適格性の認定等」という。）を受けた金融機関又は銀行持株会社等は、当該適格性の認定等に係る合併等の契約を締結したときは、直ちに、内閣総理大臣（労働金庫又は労働金庫連合会にあっては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式

会社商工組合中央金庫にあっては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。）に、その旨を報告し、かつ、当該合併等の契約書（機構と第六十四条第四項の契約を締結した金融機関又は銀行持株会社等にあっては、当該合併等の契約書及び同項の契約の内容を記載した書面）を提出しなければならない。

（株主総会等の決議の報告等）

第六十六条 （略）

4 機構は、第一項又は前項の規定による通知を受けたときは、直ちに、その旨を財務大臣に報告しなければならない。ただし、当該通知を行った金融機関が株式会社商工組合中央金庫である場合は、この限りでない。

（財務大臣への協議）

第六十八条 内閣総理大臣は、その行おうとする適格性の認定等に係る合併等のために機構による資金援助が行われたならば、機構の財務の状況が著しく悪化し信用秩序の維持に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、信用秩序の維持を図るために必要な措置に関し、財務大臣に協議しなければならない。

（資金援助に係る株式交換等の承認）

第六十八条の二 第六十四条第一項の決定に基づいて機構が優先株式等の引受け等を行った救済金融機関又は救済銀行持株会社等（この項の承認を受けた場合に

おける次項に規定する会社及び次条第一項の承認を受けた場合における同条第四項に規定する承継金融機関等を含む。次条において同じ。）であつて、機構が現に保有する取得優先株式等である株式の発行者であるもの（以下この条において「発行救済金融機関等」という。）は、株式交換（当該発行救済金融機関等が株式交換完全子会社（会社法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社をいう。第八十条の二第一項において同じ。）となるものに限る。）又は株式移転（以下この条において「株式交換等」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、機構の承認を受けなければならない。）となるものに限る。に設立されるものを含み、銀行持株会社等にあつては、第二項第五項第一号又は第三号に掲げるものに限る。）であることその他の内閣総理大臣及び財務大臣が定めて公表する基準に適合するものである場合に限り、前項の承認をするものとする。

3 機構は、第一項の承認をしよつとするとときは、あらかじめ、内閣総理大臣及び財務大臣の承認を受けなければならない。

4 発行救済金融機関等が第一項の承認を受けて株式交換等を行つたときは、当該株式交換等により当該発行救済金融機関等の株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となつた会社は、機構に對し、財務内容の健全性の確保等のための方策として政令で定める方策を定めた計画を提出しなければならない。

5 (略)

5 (略)

(資金援助に係る組織再編成の承認)

第六十八条の三 第六十四条第一項の規定に基づいて機構が優先株式等の引受け等を行つた救済金融機関又は救済銀行持株会社等であつて、機構が現に保有する取得優先株式等（第六十四条の二第六項に規定する取得優先株式等をいう。以下この項及び次条第四項において同じ。）又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者であるもの（以下この条において「資金援助対象金融機関等」という。）は、組織再編成（合併、会社分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡であつて、当該合併、会社分割又は事業の譲渡の後において取得優先株式等の発行者又は取得貸付債権に係る債務者となる法人が当該資金援助対象金融機関等以外の法人（新たに設立されるものを含む。）であるものを含む。）で行おうとするときは、あらかじめ、機構の承認を受けなければならない。）であることその他の内閣総理大臣及び財務大臣並びに厚生労働大臣及び経済産業大臣が定めて公表する基準に適合するものである場合に限り、前項の承認をするものとする。

3 機構は、第一項の承認をしよつとするとときは、あらかじめ、内閣総理大臣及び財務大臣（当該資金援助対象金融機関等が労働金庫又は労働金庫連合会である場合に於ては内閣総理大臣及び財務大臣並びに厚生労働大臣とし、当該資金援助対象金融機関等が株式会社商工組合中央金庫である場合に於ては内閣総理大臣及び財務大臣並びに経済産業大臣とする。）の承認を受けなければならない。

4 資金援助対象金融機関等が第一項の承認を受けて組織再編成を行つた場合において、当該組織再編成に係る承継金融機関等（同項に規定する資金援助対象金融機関等以外の法人をいう。）があるときは、当該承継金融機関等は、機構に對し、財務内容の健全性の確保等のための方策として政令で定める方策を定めた計画を提出しなければならない。

5 (略)

(決済債務の弁済のための資金の貸付け)

第六十九条の三 機構は、次に掲げる者から決済債務の弁済（第五十四条の二第一項の規定及び同条第二項において準用する第五十四条第三項の規定により計算した保険金の額に対応する支払対象決済用預金又は特定決済債務につき行うものに限る。）のために必要とする資金の貸付けの申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、委員会の議決を経て、当該決済債務に係る第五十四条の二第一項の規定及び同条第二項において準用する第五十四条第三項の規定により計算した保険金の額の合計額に達するまでを限り、当該申込みに係る貸付けを行う旨の決定をすることができる。

一 第七十四条第一項又は第二項の規定により管理を命ずる処分を受けた金融機関

二 破産手続開始の決定を受けた者（当該破産手続開始の決定を受ける前において金融機関であつた者に限る。）

三 破産法第九十一条第一項の規定による保全管理人による管理を命ずる処分を受けた破綻金融機関

四 更生手続開始の決定を受けた破綻金融機関

五 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第三十条第一項又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第二十二條第一項の規定による保全管理人による管理を命ずる処分を受けた破綻金融機関

六 民事再生法第六十四条第一項の規定による管財人による管理を命ずる処分を受けた破綻金融機関

七 民事再生法第七十九条第一項の規定による保全管理人による管理を命ずる処分を受けた破綻金融機関

八 特別清算開始の命令を受けた者（当該命令に係る解散をする前において金融機関であつた者に限る。）  
二 第六十四条第三項の規定は前項の規定による決定をしたときについて、同条第四項の規定は前項の規定により貸付けを行う旨の決定をしたときについて、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「を当事者とする合併等に係る」とあるのは、「に係る」と読み替えるものとする。  
三 第一項の規定により次の各号に掲げる者に対してされた貸付けは、当該金融機関に係る破産手続、更生手続、再生手続又は特別清算手続における機構以外の債権者との関係においては、当該各号に定める決定より前にされたものとみなす。

一 第一項第二号に掲げる者 当該破産手続開始の決定  
二・三（略）  
四 第一項第八号に掲げる者 当該特別清算開始の命令  
五 第一項の決定に基づく資金の貸付けに要すると見込まれる費用は、第六十四条第二項の適用については、同項の資金援助に要すると見込まれる費用とみなす。  
六 第一項第二号又は第八号に掲げる者は、同項の貸付けに係るこの法律の適用については、金融機関とみなす。

第六十九條の四（略）  
第六十九條の四（略）

二・三（略）  
四 裁判所は、前項の許可と同時に、弁済を行う決済債務の種類、弁済の限度額及び弁済をする期間（前項の場合においては、当該期間の末日は、会社法第五百四十九條第一項の通知を行う日より前の日でなければならぬものとする。）を定めなければならない。  
五 裁判所は、前項の規定により、弁済を行う決済債務の種類、弁済の限度額及び弁済をする期間を定めるときは、あらかじめ、機構の意見を聴かなければならない。

（業務及び財産の管理を命ずる処分）  
第七十四條 内閣総理大臣（この項に規定する処分に係る金融機関が労働金庫又は労働金庫連合会である場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫である場合にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。次項、第四項（次条第二項）において準用する場合を含む。）及び第五項、同条第一項、第七十七條第二項から第四項まで、第七十九條第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第八十條、第八十四條第一項並びに第九十條において同じ。）は、金融機関がその財産をもつて債務を完済することができないと認める場合又は金融機関がその業務若しくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがあるときと認める場合若しくは金融機関が預金等の払戻しを停止した場合であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、当該金融機関の業務の運営が著しく不適切であること。

一 当該金融機関の業務の運営が著しく不適切であること。  
二 当該金融機関について、合併等が行われ、その業務の全部の廃止又は解散が行われる場合には、当該金融機関が業務を行っている地域又は分野において、資金の円滑な供給及び利用者の利便に大きな支障が生ずるおそれがあること。

三 内閣総理大臣は、金融機関からその財産をもつて債務を完済することができない事態が生ずるおそれがあるときと認める旨の申出があつた場合において、当該事態が生ずるおそれがあり、かつ、前項各号に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、当該金融機関に対し、管理を命ずる処分をすることができる。

四 金融機関は、その財産をもつて債務を完済することができないとき又はその業務若しくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがあるときは、その旨及びその理由を、文書をもつて、内閣総理大臣に申し出なければならない。

（株主の名義書換の禁止）  
第七十六條 被管理金融機関が銀行等又は株式会社商工組合中央金庫である場合において、内閣総理大臣は、必要があるときと認めるときは、株主の名義書換を禁止することができる。

二 前項の被管理金融機関が株式会社商工組合中央金庫である場合における同項の規定の適用については、同項中「内閣総理大臣」とあるのは、「内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣」とする。

（通知及び登記）  
第七十九條 内閣総理大臣は、管理を命ずる処分をしたとき又は管理を命ずる処分を取り消したときは、直ちに、被管理金融機関の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所にその旨を通知し、かつ、囑託書に当該命令書の謄本を添付して、被管理金融機関の本店又は主たる事務所の所在地の登記所に、その登記を囑託しなければならない。

（通知及び登記）  
第七十九條 内閣総理大臣は、管理を命ずる処分をしたとき又は管理を命ずる処分を取り消したときは、直ちに、被管理金融機関の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所にその旨を通知し、かつ、囑託書に当該命令書の謄本を添付して、被管理金融機関の本店又は主たる事務所の所在地の登記所に、その登記を囑託しなければならない。

（通知及び登記）  
第七十九條 内閣総理大臣は、管理を命ずる処分をしたとき又は管理を命ずる処分を取り消したときは、直ちに、被管理金融機関の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所にその旨を通知し、かつ、囑託書に当該命令書の謄本を添付して、被管理金融機関の本店又は主たる事務所の所在地の登記所に、その登記を囑託しなければならない。

（通知及び登記）  
第七十九條 内閣総理大臣は、管理を命ずる処分をしたとき又は管理を命ずる処分を取り消したときは、直ちに、被管理金融機関の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所にその旨を通知し、かつ、囑託書に当該命令書の謄本を添付して、被管理金融機関の本店又は主たる事務所の所在地の登記所に、その登記を囑託しなければならない。

2 前項の登記には、金融整理管財人の氏名又は名称及び住所をも登記しなければならない。  
3 第一項の規定は、前項に掲げる事項に変更が生じた場合について準用する。

(報告又は資料の提出)  
第八十条 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、金融整理管財人に対し、被管理金融機関の業務及び財産の状況等に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその経営に関する計画の作成及び提出その他必要な措置を命ずることができる。

(金融整理管財人等の秘密保持義務)  
第八十二条 金融整理管財人及び金融整理管財人代理(以下この条において「金融整理管財人等」という。)は、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。金融整理管財人等がその職を退いた後も、同様とする。

2 金融整理管財人等が法人であるときは、金融整理管財人等の職務に従事するその役員及び職員は、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その役員又は職員が金融整理管財人等の職務に従事しなくなつた後においても、同様とする。

(被管理金融機関の経営者等の破綻の責任を明確にするための措置)  
第八十三条 金融整理管財人は、被管理金融機関の取締役、会計参与、監査役若しくは会計監査人(被管理金融機関が委員会設置会社である場合にあつては取締役、執行役、会計参与又は会計監査人、被管理金融機関が信用金庫等である場合にあつては理事、監事又は会計監査人)又はこれらの者であつた者の職務上の義務違反に基づく民事上の責任を履行させるため、訴えの提起その他の必要な措置をとらなければならない。

2 金融整理管財人は、その職務を行うことにより犯罪があると認めるときは、告発に向けて所要の措置をとらなければならない。

(金融整理管財人と被管理金融機関との取引)  
第八十四条 金融整理管財人は、自己又は第三者のために被管理金融機関と取引をするときは、内閣総理大臣の承認を得なければならない。この場合においては、民法第八八条の規定は、適用しない。

2 前項の承認を得ないでした行為は、無効とする。ただし、善意の第三者に対抗することができない。

(株主総会等の特別決議等に関する特例)  
第八十六条 (略)

3 被管理金融機関における会社法第三百九条第四項の規定による株主総会の決議は、同項の規定にかかわらず、出席した株主の半数以上であつて出席した株主の議決権の四分の三以上に当たる多数をもつて、仮にすることができる。

4 第一項の規定により仮にした決議又は議決(以下この項及び次項において「仮決議等」という。)があつた場合においては、各株主等に対し、当該仮決議等の趣旨を通知し、当該仮決議等の日から一月以内に再度の株主総会等(第六十六条第二項に規定する株主総会等をいう。次項及び次条第六項において同じ。)を招集しなければならない。

5 前項の株主総会等において第一項に規定する多数をもつて仮決議等を承認した場合には、当該承認のあつた時に、当該仮決議等をした事項に係る決議又は議決があつたものとみなす。

6 前二項の規定は、第二項の規定により仮にした決議があつた場合について準用する。この場合において、前項中「第一項に規定する多数」とあるのは、「第二項に規定する多数」と読み替えるものとする。

7 第四項及び第五項の規定は、第三項の規定により仮にした決議があつた場合について準用する。この場合において、第五項中「第一項に規定する多数」とあるのは、「第三項に規定する多数」と読み替えるものとする。

(株主総会等の特別決議等に代わる許可)  
第八十七条 (略)

2 信用金庫等である被管理金融機関がその財産をもつて債務を完済することができない場合には、当該被管理金融機関は、信用金庫法第四十八条の三及び第五十八条第一項、中小企業等協同組合法第五十三条及び第五十七条の三第一項並びに労働金庫法第五十三条及び第六十二条第一項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、次に掲げる事項を行うことができる。

一 解散  
二 事業の譲渡

3 金融整理管財人は、会社法第三百二十九条第一項（同法第三百四十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四百三条第一項、信用金庫法第二十五条の八第一項、中小企業等協同組合法第四十二条第一項並びに労働金庫法第三十七条の六第一項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、被管理金融機関の取締役、会計参与、監査役又は会計監査人（被管理金融機関が委員会設置会社である場合にあっては取締役、執行役、会計参与又は会計監査人、被管理金融機関が信用金庫等である場合にあっては理事、監事又は会計監査人。次項において同じ。）を解任することができる。

4 前項の規定により被管理金融機関の取締役、会計参与、監査役又は会計監査人を解任しようとする場合において、解任により法律又は定款に定められた取締役、会計参与、監査役又は会計監査人の員数を欠くこととなるときは、金融整理管財人は、会社法第三百二十九条第一項及び第四百二条第二項、信用金庫法第三十二条第三項、中小企業等協同組合法第三十五条第三項並びに労働金庫法第三十二条第三項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、被管理金融機関の取締役、会計参与、監査役又は会計監査人を選任することができる。

5 (略)

6 第一項から第四項までに規定する許可（以下この条及び次条において「代替許可」という。）があつたときは、当該代替許可に係る事項について株主総会等又は取締役会の決議があつたものとみなす。

7 代替許可に係る事件は、当該被管理金融機関の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。

8 裁判所は、代替許可の決定をしたときは、その決定書を被管理金融機関に送達するとともに、その決定の要旨を公告しなければならない。

9 前項の規定によつてする公告は、官報に掲載してする。

10 代替許可の決定は、第八項の規定による被管理金融機関に対する送達がされた時から、効力を生ずる。

11 代替許可の決定に対しては、株主、会員又は組合員は、第八項の公告のあつた日から二週間の不変期間内に、即時抗告をすることができる。この場合において、当該即時抗告が解散に係る代替許可の決定に対するものであるときは、執行停止の効力を有する。

12 非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第五条、第六条、第七条第二項、第四十条、第四十一条、第五十六条第二項並びに第六十六条第一項及び第十二項の規定は、代替許可に係る事件については、適用しない。

(債権者保護手続の特例)

第八十九条 銀行等又は株式会社商工組合中央金庫である被管理金融機関が資本金の額の減少の決議をした場合においては、預金者その他政令で定める債権者に対する会社法第四百四十九条第二項の規定による催告は、することを要しない。

(管理の終了)

第九十条 金融整理管財人は、管理を命ずる処分の日から一年以内に、被管理金融機関の事業の譲渡その他の措置を講ずることにより、その管理を終えるものとする。ただし、やむを得ない事情によりこの期限内に当該管理を終えることができない場合には、内閣総理大臣の承認を得て、一年を限り、この期限を延長することができる。

(承継銀行の設立の決定)

第九十一条 内閣総理大臣は、被管理金融機関の業務承継（承継銀行が事業の譲受け等により業務を引き継ぎ、かつ、その業務を暫定的に維持継続することをいう。以下この章において同じ。）のため承継銀行を活用する必要があると認めるときは、次に掲げる決定を行うことができる。

一 機構が被管理金融機関から業務を引き継ぐため事業の譲受け等を行う承継銀行を子会社として設立する旨の決定

二 承継銀行が被管理金融機関から業務を引き継ぐため事業の譲受け等を行うべき旨の決定

3 2 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、前項の決定を取り消し、又は変更する決定を行うことができる。

(承継資産の確認)

第九十三条 第九十一条第一項又は第二項の規定による同条第二号に掲げる決定があつたときは、当該被管理金融機関の金融整理管財人は、同項の業務承継により承継銀行が引き継ぐべき当該被管理金融機関の貸付債権その他の資産を選定し、内閣総理大臣に対し、これらが承継銀行の保有する資産として適当であることを確認を求めるとする。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による求めがあつたときは、円滑な業務承継を図る観点及び承継銀行の業務の健全かつ適切な運営を図る観点から、同項の確認を行うものとする。

4 3 内閣総理大臣及び財務大臣は、前項の確認を行うための基準をあらかじめ定め、これを公表しなければならない。

前項の基準は、第二項の確認の対象となる債権に係る債務者の債務の履行状況に関する基準を含むものでなければならない。

第九十四条 (承継銀行の経営管理)

第九十一条第一項又は第二項の規定による同条第一項第二号に掲げる決定があつたときは、当該決定の対象とされた被管理金融機関から業務を引き継ぐため事業の譲受け等を行うこと。

二 前条第二項の規定により承継銀行が保有する資産として適当であることの確認がされた資産を引き継ぐこと。  
三 預金等の受払事務、資金の貸付けその他の業務の実施に際しては、次項に規定する指針に従うこと。  
二 機構は、承継銀行の預金等の受払事務、資金の貸付けその他の業務についての指針を次に定めるところにより作成し、内閣総理大臣の承認を受けた後、公表しなければならない。

一 当該指針は、預金等の受払事務、資金の貸付けその他の業務の暫定的な維持継続を図るといふ承継銀行の目的を踏まえ、前条第三項に規定する基準との整合性に配慮しつつ、承継銀行の健全かつ適切な運営を確保する観点に立つて作成されるものであること。  
二 当該指針は、承継銀行が資金の貸付けその他の業務のうち機構の指定する取引について機構の承認を受けて行うことを内容として含むものであること。  
三 機構は、承継銀行に対し、その経営に必要な指導及び助言を行うことができる。

第九十五条 (事業譲渡等の承認を要しない場合)  
第九十五条 会社法第四百六十七条第一項(第五号に係る部分に限る。)の規定は、機構が承継銀行の発行済株式の全部を所有する場合における第九十三条第二項の規定による確認がされた資産については、適用しない。

第九十六条 (経営管理の終了等)

第九十六条 機構は、承継銀行が最初に業務を引き継いだ被管理金融機関に対する管理を命ずる処分の日から二年以内に、次に掲げる措置を講ずることにより当該承継銀行の経営管理を終えるものとする。ただし、やむを得ない事情によりこの期限内に当該経営管理を終えることができない場合には、一年を限り、この期限を延長することができる。

一 当該承継銀行の合併(当該合併後存続する法人又は当該合併により設立された法人が機構の子会社でないものに限る。)  
二 当該承継銀行の事業の全部の譲渡  
三 当該承継銀行の株式の譲渡(当該譲渡により当該承継銀行が機構の子会社でなくなるものに限る。)  
四 株主総会の決議による当該承継銀行の解散

二 機構は、前項本文の規定による経営管理の終了又は同項ただし書の規定による期限の延長をしようとするときは、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。  
三 機構は、第一項の規定により承継銀行の経営管理を終了したとき又は承継銀行(承継銀行であつた銀行を含む。)の株式の譲渡その他の処分(同項第三号に掲げるものを除く。)を行つたときは、速やかに、その旨を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

第九十七条 (承継協定)

第九十七条 機構は、承継銀行と次に掲げる事項を含む協定(以下この章において「承継協定」という。)を締結するものとする。  
一 承継協定を締結した承継銀行(以下「協定承継銀行」という。)は、第九十四条第一項各号に掲げる事項を実施すること。  
二 協定承継銀行は、機構が当該協定承継銀行の資産の買取りを行うことを機構に申し込むことができること。

三 協定承継銀行は、次条第一項に規定する債務の保証の対象となる資金の借入れに関する契約の締結をしようとするときは、当該締結をしようとする契約の内容について機構の承認を受けたこと。  
二 機構は、承継協定を締結したときは、直ちに、その承継協定の内容を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

第九十八条 (資金の貸付け及び債務の保証)  
第九十八条 機構は、協定承継銀行から、協定承継銀行の業務の円滑な実施のために必要とする資金について、その資金の貸付け又は協定承継銀行によるその資金の借入れに係る債務の保証の申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、委員会の議決を経て、当該貸付け又は債務の保証を行うことができる。  
二 機構は、前項の規定により協定承継銀行との間で同項の貸付け又は債務の保証に係る契約を締結したときは、直ちに、その契約内容を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

(損失の補てん)

第九十九条 機構は、承継協定の定めによる業務の実施により協定承継銀行に生じた損失の額として政令で定めるところにより計算した金額があるときは、委員会の議決を経て、当該金額の範囲内において、当該損失の補てんを行うことができる。

(報告の徴求)  
第一百条 機構は、この章の規定による業務を行うため必要があるときは、承継銀行に対し、承継協定の実施又は財務の状況に関し報告を求めることができる。

(金融危機に対応するための措置の必要性の認定)  
第一百二条 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる金融機関について当該各号に定める措置が講ぜられなければ、我が国又は当該金融機関が業務を行っている地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずるおそれがあると認めるときは、金融危機対応会議（以下この章において「会議」という。）の議を経て、当該措置を講ずる必要がある旨の認定（以下この章において「認定」という。）を行うことができる。

一 金融機関（次号に掲げる金融機関を除く。） 当該金融機関の自己資本の充実のために当該金融機関に対する株式等の引受け等又は当該金融機関を子会社（銀行法第二十八条第八項に規定する子会社又は長期信用銀行法第十三条の二第二項に規定する子会社をいう。）以下第八八条の三までにおいて同じ。）とする銀行持株会社等（第二条第五項第一号又は第三号に掲げるものに限る。以下第八八条の三までにおいて同じ。）が発行する株式の引受け（以下この章において「第一号措置」という。）

二・三 (略)

2 内閣総理大臣は、労働金庫又は労働金庫連合会に対して認定を行おうとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣の意見を、株式会社商工組合中央金庫に対して認定を行おうとするときは、あらかじめ、経済産業大臣の意見を、それぞれ聴かなければならない。

3 6 (略)

第一百一条の二 (略)

2 機構は、前項の規定による特定回収困難債権の買取りを行う場合には、内閣総理大臣及び財務大臣があらかじめ公表する基準に従わなければならない。  
3 機構は、金融機関から特定回収困難債権の買取りに係る申込みがあつたときは、遅滞なく、委員会の議決を経て、当該申込みに係る特定回収困難債権の買取りを行うかどうかを決定しなければならない。  
4 機構は、前項の規定による決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。  
5 機構は、第三項の規定による特定回収困難債権の買取りを行う旨の決定をしたときは、当該金融機関との間で当該特定回収困難債権の買取りに関する契約を締結するものとする。

(自己資本の充実のための措置を定めた計画の提出等)  
第一百四条 (略)

2 5 (略)

6 内閣総理大臣は、前二項の規定により第一号措置に係る認定を取り消すときは、あらかじめ、財務大臣の意見を聴かなければならない。

7 (略)  
8 内閣総理大臣は、第四項又は第五項の規定により第一号措置に係る認定が取り消された場合において、当該取消しに係る金融機関がその財産をもつて債務を完済することができない事態が生ずるおそれがあるときは、第一百二条第一項の規定にかかわらず、会議の議を経て、当該金融機関に対し、第二号措置に係る認定を行うことができる。  
9 (略)

(株式等の引受け等の決定)  
第一百五条 (略)

2 (略)

3 第一項の申込みを行った金融機関又は前項の申込みを行った銀行持株会社等の子会社である第一号措置に係る金融機関（以下この章において「対象子会社」という。）は、内閣総理大臣に対し、経営の合理化のための方策、責任ある経営体制（銀行持株会社等が同項の申込みをした場合にあつては、当該銀行持株会社等の経営体制を含む。）の確立のための方策その他の政令で定める方策を定めた経営健全化計画（経営の健全化のための計画をいう。以下この章において同じ。）を提出しなければならない。この場合において、同項の申込みをする銀行持株会社等の対象子会社は、当該銀行持株会社等と連名で提出するものとする。  
4 内閣総理大臣は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、第一項又は第二項の申込みに係る第一号措置を行うべき旨の決定をするものとする。

一 機構が第一号措置により取得する株式等（次に掲げるものを含む。）又は貸付債権の処分をすることが著しく困難であると認められる場合でないこと。

イ 当該株式等が株式である場合にあつては、次に掲げる株式

(1) 当該株式が他の種類の株式への転換（当該株式がその発行会社に取得され、その引換えに他の種類の株式が交付されることをいう。以下この章において同じ。）の請求が可能とされるものである場合にあつては、その請求により転換された他の種類の株式

(2) 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあつては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

(3) 当該株式等が劣後特約付社債である場合にあつては、当該劣後特約付社債に新株予約権が付されているときにその行使により交付された株式及びこれに

ついて分割され又は併合された株式

ロ 当該株式等が優先出資である場合にあつては、当該優先出資について分割された優先出資

二 銀行持株会社等が第二項の申込みをしたときは、当該銀行持株会社等がその財産をもつて債務を完済することができない銀行持株会社等でないこと。

三 経営健全化計画の確実な履行等を通じて、当該金融機関の次に掲げる方策の実行が見込まれること。

イ 経営責任の明確化のための方策

ロ 株主責任の明確化のための方策

五 内閣総理大臣は、前項の決定を行うときは、財務大臣の同意を得なければならない。ただし、当該決定が株式会社商工組合中央金庫に係るものである場合は、この限りでない。

六 内閣総理大臣は、第一項又は第二項の決定を行ったときは、その旨を第一項の申込みをした金融機関又は第二項の申込みをした銀行持株会社等及び機構に通

知しなければならない。

七 内閣総理大臣は、第一項又は第二項の申込みに係る第一号措置を行わない旨の決定がされたときは、直ちに、第一項の申込みをした金融機関又は第二項の申

込みをした銀行持株会社等の対象子会社が受けた第一号措置に係る認定を取り消すものとする。

八 第二百二条第二項、第五項及び第六項並びに前条第六項及び第八項の規定は前項の規定による第一号措置に係る認定の取消しについて、同条第九項の規定はこ

の項において準用する同条第八項の規定による第二号措置に係る認定について、それぞれ準用する。

（資本金の額の減少を行う場合の特例）

第六条 内閣総理大臣は、前条第一項又は第二項の申込みがあつた場合（同条第一項の申込みがあつた場合にあつては、当該申込みが株式の引受けに係るもの

である場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該申込みに係る同条第四項の規定において、当該決定を受けた銀行等若しくは当該決定を受け

た銀行持株会社等若しくはその対象子会社又は当該決定を受けた株式会社商工組合中央金庫の資本金の額の減少を当該株式の引受けの条件とすることができる。

二 第八十九条の規定は、前項の規定により資本金の額の減少を当該株式の引受けの条件とする前条第四項の決定がされた場合における当該資本金の額の減少に

ついて準用する。

三 第一項の規定により資本金の額の減少を当該株式の引受けの条件とする前条第四項の決定がされた場合において、当該決定を受けた銀行等若しくは当該決定

を受けた銀行持株会社等若しくはその対象子会社又は当該決定を受けた株式会社商工組合中央金庫は、当該条件とされた資本金の額の減少についての株主総会

又は種類株主総会の決議を得たとき又は得られなかつたときは、直ちに、内閣総理大臣に、その旨を報告し、かつ、当該株主総会の議事録その他政令で定める

書面を提出し、あわせて、機構にその旨を通知しなければならない。

四 内閣総理大臣は、前項に規定する場合において、同項の条件とされた資本金の額の減少についての株主総会又は種類株主総会の決議を得られなかつたときは

、当該銀行等若しくは対象子会社又は株式会社商工組合中央金庫について第一号措置に係る認定を取り消すとともに、当該銀行等若しくは銀行持株会社等又は

株式会社商工組合中央金庫について前条第四項の決定を取り消すものとする。

五 前条第四項の決定を受ける金融機関が株式会社商工組合中央金庫である場合における第一項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「内閣総理

大臣」とあるのは、「内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣」とする。

（機構による株式等の引受け等）

第七条 機構は、第二百五条第四項の決定がされたときは、当該決定に従い、株式等の引受け等を行うものとする。

二 機構は、前項の規定に基づき株式等の引受け等を行ったときは、速やかに、その内容を内閣総理大臣及び財務大臣（当該株式等の発行者が労働金庫又は労働

金庫連合会である場合にあつては内閣総理大臣及び財務大臣並びに厚生労働大臣とし、当該株式等の発行者が株式会社商工組合中央金庫である場合にあつては

内閣総理大臣及び財務大臣並びに経済産業大臣とする。）に報告しなければならない。

三 銀行持株会社等が第二百五条第二項の申込みをした場合において、機構が、同条第四項の決定に従い、当該銀行持株会社等が発行する株式の引受けを行ったと

きは、当該銀行持株会社等は、遅滞なく、その対象子会社に対して株式等の引受け等（当該株式等の引受けの額が当該株式の引受けの額を下回らないものに限る。）を行わなければならない。

（会社が発行する株式の総数の増加の制限の特例）

第七十条の二 第五十一条又は第二項の申込みが株式又は劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。以下この条において同じ。）の引受けである場合において、内閣総理大臣（当該株式又は劣後特約付社債の発行者が株式会社商工組合中央金庫である場合には、内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣）が当該申込みに係る同条第四項の決定を行つたときは、当該申込みをした金融機関又は銀行持株会社等の発行済株式の総数、当該発行済株式に係る転換の請求による転換又は一定の事由が生じたことを原因とする転換によつて増加すべき株式の数及び既に発行された新株予約権の行使による交付によつて増加すべき株式の数に、当該引受けに係る株式の数、当該引受けに係る株式の数の増加分及び当該引受けに係る劣後特約付社債に付された新株予約権の行使による発行によつて増加すべき株式の数及び当該引受けに係る劣後特約付社債の総数の四倍を超えるときは、当該金融機関又は当該銀行持株会社等は、会社法第十三条第三項の規定にかかわらず、第五十一条の決定に従つた株式又は劣後特約付社債の引受けが行われることを条件として、引受け後株式総数の四倍に相当する数に達するまで当該金融機関又は当該銀行持株会社等が発行する株式の総数を増加させることができる。

2 前項の規定に基づき金融機関又は銀行持株会社等がその発行する株式の総数を増加させる場合における当該増加による変更の登記の申請書に関する商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第四十六条第二項の規定の適用については、同項中「その議事録」とあるのは、「その議事録及び預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五十一条第四項の決定に従つた株式又は劣後特約付社債の引受けを証する書面」とする。

（議決権制限株式の発行の特例）

第七十条の三 会社法第十五条の規定の適用については、第一号措置に係る認定に係る金融機関又は当該金融機関を対象子会社とする銀行持株会社等が第五十一条の決定に従い発行する議決権制限株式（同法第十五条に規定する議決権制限株式をいう。以下この条において同じ。）は、ないものとみなす。

2 前項の金融機関又は銀行持株会社等が第五十一条の決定に従い議決権制限株式を発行する場合には、当該議決権制限株式の発行による変更の登記においては、その旨をも登記しなければならない。

3 前項の場合における商業登記法第五十六条の規定の適用については、同条中「次の書面」とあるのは、「次の書面及び預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五十一条第四項の決定に従つた議決権制限株式の発行であることを証する書面」とする。

（優先出資の発行の特例）

第七十条の四 優先出資法第四条第二項の規定の適用については、第一号措置に係る認定に係る金融機関が第五十一条第四項の決定に従い発行する優先出資は、ないものとみなす。

2 前項の金融機関が第五十一条第四項の決定に従い優先出資を発行する場合には、当該優先出資の発行による変更の登記においては、政令で定めるところにより、その旨をも登記しなければならない。

（計画の公表等）

第八十条 内閣総理大臣は、第五十一条第四項の決定をしたときは、同条第三項の規定により提出を受けた経営健全化計画を公表するものとする。ただし、信用秩序を損なうおそれのある事項、当該経営健全化計画を提出した金融機関（当該経営健全化計画を連名で提出した銀行持株会社等及びその子会社等（銀行法第五十二条の二十五（長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。）に規定する子会社等である銀行等をいう。）を含む。以下この項において同じ。）の預金者等その他の取引者の秘密を害するおそれのある事項及び当該金融機関の業務の遂行に不当な不利益を与えるおそれのある事項については、この限りでない。

2 内閣総理大臣は、機構が取得株式等又は取得貸付債権（機構が第一号措置により取得した貸付債権をいう。以下この章において同じ。）の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間、当該第一号措置の認定に係る金融機関（第五十一条第三項の規定により経営健全化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。）に対し、同項の規定により提出を受けた経営健全化計画の履行状況につき報告を求め、これを公表することができる。

3 （略）

（第一号措置に係る株式交換等の認可）

第八十一条の二 第五十一条第四項の決定に従い機構が株式等の引受け等を行つた金融機関又は銀行持株会社等（この項の認可を受けた場合における次項第一号に規定する会社を含む。）であつて、機構が現に保有する取得株式等（前条第三項に規定する取得株式等をいう。以下この章において同じ。）である株式の発行者であるもの（以下この条及び次条において「発行金融機関等」という。）は、株式交換（当該発行金融機関等が株式交換完全子会社となるものに限る。）又は



の認可を受けた場合における第八項において準用する同条第二項第一号に規定する会社であつて、機構が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの（以下この条において「組織再編成後発行銀行持株会社等」という。）を含む。次項において同じ。）は、組織再編成を行おうとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

6 内閣総理大臣は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、前項の認可をするものとする。  
一 組織再編成の後において機構が保有する取得株式等である株式の発行者となる会社が当該発行金融機関等であること又は当該発行金融機関等に係る対象子会社等を子会社とする他の銀行持株会社等（新たに設立されるものを含む。）であること。  
二 組織再編成により当該発行金融機関等（前号に規定する他の銀行持株会社等を含む。）による当該発行金融機関等に係る対象子会社等の経営管理が阻害されないこと。

三 組織再編成により当該取得株式等である株式の処分をすることが困難になると認められる場合でないこと。  
四 その他政令で定める要件  
7 対象金融機関以外の発行金融機関等又は組織再編成後発行銀行持株会社等が第五項の認可を受けて組織再編成を行った場合において、前項第一号に規定する他の銀行持株会社等があるときは、当該発行金融機関等又は組織再編成後発行銀行持株会社等に係る対象子会社等は、その実施している経営健全化計画（第四項に規定する経営健全化計画をいう。）に代えて、当該経営健全化計画に記載された方策（当該経営健全化計画を連名で提出した銀行持株会社等の経営体制に係る部分を除く。）のほか、当該他の銀行持株会社等における責任ある経営体制の確立のための方策その他の政令で定める方策を記載した経営健全化計画を、当該他の銀行持株会社等と連名で、内閣総理大臣に提出しなければならない。

8 第八項の規定はこれら（経営健全化計画を提出した金融機関（これら（経営健全化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。）））に於いて、同条第二項の規定はこれらの経営健全化計画を提出した金融機関（これら（経営健全化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。））に於いて、前条の規定は承継金融機関であつて機構が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの又は組織再編成後発行銀行持株会社等について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中、第五項第四項の規定に従い機構が株式等の引受け等を行った金融機関又は同項の規定に従い機構が株式等の引受け等を行った銀行持株会社等の対象子会社（次条第四項の規定により提出したもの）とあるのは「対象子会社等」と、第五項第三項の規定又は次条第四項の規定又は同条第八項において準用する第八項の二第三項の規定により提出したもの」と読み替へるものとする。

（取得株式等又は取得貸付債権の処分）  
第九項 機構は、取得株式等若しくは取得貸付債権について譲渡その他の処分を行おうとするときは、内閣総理大臣及び財務大臣（当該取得株式等又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者が労働金庫又は労働金庫連合会である場合にあつては内閣総理大臣及び財務大臣並びに厚生労働大臣とし、当該取得株式等又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者が株式会社商工組合中央金庫である場合にあつては内閣総理大臣及び財務大臣並びに経済産業大臣とする。次項において同じ。）の承認を受けなければならない。  
2 機構は、前項の処分を行ったときは、速やかに、その内容を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

（管理を命ずる処分及び資金援助の特例）  
第十項 内閣総理大臣は、第十二条第一項又は第四項第八項（第五項第八項及び第六項第五項において準用する場合を含む。）の規定による第二号措置に係る認定が行われた場合には、第七十四条第一項及び第二項の規定にかかわらず、直ちに、当該認定に係る金融機関に対し、管理を命ずる処分をするものとする。

2・3 （略）  
（特別危機管理銀行の株式の取得の決定）  
第十一項 内閣総理大臣は、第三号措置に係る認定と同時に、機構が当該認定に係る銀行等の株式を取得することの決定（次項において「特別危機管理開始決定」という。）をするものとする。

2 内閣総理大臣は、特別危機管理開始決定をしたときは、その旨を機構及び当該特別危機管理開始決定を受けた銀行等（以下「特別危機管理銀行」という。）に通知するとともに、官報により、これを公告しなければならない。

（負担金の納付等）  
第十二条 前項の公告がされたときは、金融機関は、当該公告において定められた期間に含まれる各事業年度の末日までに、機構に対し、内閣府令・財務省令で定める書類を提出して、負担金を納付するものとする。

3 第一項の負担金の額は、各金融機関につき、当該負担金を納付すべき日を含む事業年度の直前の事業年度の末日における負債（内閣府令・財務省令で定められたものを除く。）の額の合計額を十二で除し、これに当該負担金を納付すべき日を含む事業年度の月数を乗じて計算した金額に、次条第二項の規定により定められた負担率を乗じて計算した金額とする。

4 (略)

(負担金に係る決定)  
第二百二十三条 (略)  
一 五 (略)  
2 3 (略)  
4 内閣総理大臣及び財務大臣は、第二項の規定により負担率及び納付期間を定めたときは、官報により、これを公告しなければならない。

(負担率等の変更)  
第二百二十四条 (略)

2 内閣総理大臣及び財務大臣は、前項の報告に係る負担金の過不足を調整するために必要な限度で、前条第二項の規定により定められた負担率及び納付期間を変更することができる。

3 前条第四項及び第五項の規定は、前項の規定により内閣総理大臣及び財務大臣が負担率及び納付期間を変更する場合について準用する。

(預金等の払戻しのための資金の貸付け)  
第二百二十七条 第六十九条の三の規定は、同条第一項各号に掲げる者から支払対象預金等の払戻し（保険金計算規定により計算した保険金の額に対応する支払対象預金等につき行うものに限る。）のために必要とする資金の貸付けの申込みを受けた場合について準用する。この場合において、同項中「当該決済債務に係る第五十四条の二第一項の規定及び同条第二項において準用する第五十四条第三項の規定」とあるのは、「当該支払対象預金等に係る保険金計算規定」と読み替えるものとする。

(資産の買取り)  
第二百二十九条 (略)

2 機構は、前項の規定による資産の買取りを行う場合には、内閣総理大臣及び財務大臣があらかじめ定めて公表する基準に従わなければならない。

3 (略)

4 前項の期間は、一月を下つてはならない。

5 8 (略)

(信託業務の承継における受託者の変更手続の特例)  
第二百三十二条 (略)  
2 新受託者（特定目的信託（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第十三項に規定する特定目的信託をいう。次条において同じ。）の新受託者を除く。以下この条において同じ。）は、前項の規定による変更が行われたときは、直ちに、当該変更に係る信託の委託者（以下この条において「移転委託者」という。）又は受益者（以下この条において「移転受益者」という。）であつて当該変更に関する一定の期間内に異議を述べべき旨を公告し、かつ、貸付信託その他の定型的信託契約に係る信託として政令で定めるもの（第五項において「定型的信託」という。）に係る移転委託者及び移転受益者以外の知れている移転委託者及び移転受益者には、各別にこれを催告しなければならない。

3 前項の期間は、一月を下つてはならない。

4 第二項の規定にかかわらず、新受託者が同項の規定による公告を、官報のほか、その定款で定めた公告の方法によりするときは、当該新受託者による同項の規定による各別の催告は、することを要しない。

5 第二項の期間内に異議を述べた貸付信託等（定型的信託であつて委託者が信託の利益の全部を享受するものとして政令で定めるものをいう。）に係る移転受益者は、新受託者に対し、第一項の規定による変更が行われなければ有したてであるう公正な価格で自己の受益権を買い取ることを請求することができる。

6 新受託者は、前項の請求があつた場合には、当該請求に係る受益権をその固有財産をもつて買い取らなければならない。この場合においては、貸付信託法（昭和二十七年法律第九十五号）第十一條の規定は適用しない。

7 信託法第七十五條第一項、第七十六條及び第七十七條の規定は第一項の規定による変更が行われた場合について、同法第三條第六項及び第七項、第四條第一項から第十項まで、第二百六十二條第一項及び第二項、第二百六十三條並びに第二百六十四條の規定は第五項の規定による自己の受益権の買取請求について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三百二十二條の二（略）

2 権利者集會が前項の承認を求め議案を否決したときは、新受託者の当該特定目的信託に係る任務は、終了する。

3 信託法第五十九條第四項本文の規定は、前項の規定により任務を終了した新受託者について準用する。

4 （略）

（根抵当権の譲渡に係る特例）

第三百三十三條 被管理金融機関が承継銀行その他の金融機関（以下この条において「承継金融機関」という。）に対する事業の譲渡により元本の確定前に根抵当権をその担保すべき債権の全部とともに譲渡しようとするときは、当該被管理金融機関及び当該承継金融機関は、次に掲げる事項について異議のある根抵当権設定者は当該被管理金融機関に対し一定の期間内に異議を述べべき旨を公告し、又はこれを催告することができる。

一 当該被管理金融機関から当該承継金融機関に当該根抵当権が譲渡されること及びその期日。

二 当該根抵当権の譲渡の後においても当該根抵当権が当該債権を担保すべきものとする。

2 前項の期間は、二週間を下つてはならない。

3 第一項の規定にかかわらず、被管理金融機関及び承継金融機関が同項の規定による公告を、官報のほか、その定款で定められた方法によりするときは、当該被管理金融機関及び承継金融機関による同項の規定による各別の催告は、することを要しない。

4 第一項の公告又は催告に係る根抵当権設定者が同項各号に掲げる事項について同項の期間内に異議を述べなかつたときは、同項第一号に掲げる事項について当該根抵当権設定者の承諾が、同項第二号に掲げる事項について当該根抵当権設定者と同項の公告又は催告に係る承継金融機関の合意が、それぞれあつたものとみなす。

5 根抵当権設定者が第一項各号に掲げる事項の一部について異議を述べたときは、同項各号に掲げる事項の全部について異議を述べたものとみなす。

6 前各項の規定は、承継銀行又は特別危険管理銀行が他の金融機関に対する事業の譲渡により元本の確定前に根抵当権をその担保すべき債権の全部とともに譲渡しようとする場合について準用する。

（課税の特例）

第三百三十五條 第七十九條の規定による登記については、登録免許税を課さない。

2 承継銀行が第九十一條第一項又は第二項の規定による同條第一項第二号に掲げる決定を受けて行う被管理金融機関の事業の譲受け等（次項において「決定に基づく譲受け等」という。）により不動産に関する権利（第九十三條第二項の規定により当該承継銀行が保有する資産として適当であることの確認がされたものに限り、登録免許税をした場合には、当該不動産に関する権利の移転の登記については、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。）の譲渡（租税特別措置法第六十二條の三第二項第一号に規定する譲渡をいう。）は、承継銀行に係る同條並びに同法第六十三條、第六十八條の六十八及び第六十八條の六十九の規定の適用については、同法第六十二條の三第二項第一号に規定する土地の譲渡等には該当しないものとする。

3 承継銀行が決定に基づく譲受け等により取得した土地又は土地の上に存する権利（第九十三條第二項の規定により当該承継銀行が保有する資産として適当であることの確認がされたものに限り、登録免許税を課さない。）の譲渡（租税特別措置法第六十二條の三第二項第一号に規定する譲渡をいう。）は、承継銀行に係る同條並びに同法第六十三條、第六十八條の六十八及び第六十八條の六十九の規定の適用については、同法第六十二條の三第二項第一号に規定する土地の譲渡等には該当しないものとする。

（金融機関の破産手続開始の通知等）

第三百三十七條の二 金融機関について破産手続開始の決定があつたときは、裁判所書記官は、その旨を内閣総理大臣（労働金庫又は労働金庫連合会にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。）に通知しなければならない。

2 金融機関の破産手続において、破産法第九十七條第一項（同法第二百九條第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二百四條第二項の規定による通知をしたとき、又は同法第二百八條第一項の規定による許可を受けたときは、破産管財人は、その旨を機構に通知しなければならない。

(権限の委任)

第三百二十九条 内閣総理大臣は、次に掲げるものを除き、この法律による権限を金融庁長官に委任する。

一 第二十六条第一項又は第二項の規定による任命

二 第二十六条第三項又は第二十九条の規定による解任

三 第三十条の規定による承認

四 その他政令で定めるもの

2 (略)

第三百四十七條

次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第四十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 (略)

第四百九条 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この条において「人格のない社団等」という。）を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に

関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 (略)

二 第四百四十五条（次に掲げる者に係る部分に限る。）、第四百四十六条又は第四百四十八条 各本条の罰金刑

2 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を適用する。

第五百二十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律により内閣総理大臣及び財務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 (略)

三 第三十四条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

四・五 (略)

六 第四十三条の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。

七 第四十五条第二項の規定による内閣総理大臣及び財務大臣の命令に違反したとき。

八 (略)

附則

(特別資産譲受人等の資産の買取り)

第六条の三 機構は、第六十四条第一項の規定による資金援助の決定（預金保険法の一部を改正する法律（平成八年法律第九十六号）の施行の日前にされたものに限る。）に係る営業譲渡等を行った破綻金融機関の資産を譲り受けた者（当該営業譲渡等に係る救済金融機関を除く。以下この条において「特定譲受人」という。）は、当該営業譲渡等に係る救済金融機関の資産（当該救済金融機関が当該営業譲渡等により当該破綻金融機関から譲り受けたものに限る。以下この項において「特別資産」という。）を譲り受けた者（以下この条において「特別譲受人」という。）又は特定譲受人若しくは特別譲受人に対して当該破綻金融機関

の資産若しくは特別資産（以下この項において「特別資産」という。）の譲受けに必要な資金の貸付けを行った者であつて当該貸付けに係る債務の弁済に代えて当該特別資産を譲り受けた者（以下この項及び第五項において「特別資産譲受人」という。）から、平成十三年三月三十一日までに当該特定譲受人が譲り受けた当該破綻金融機関の資産、当該特別譲受人が譲り受けた当該特別資産又は当該特別資産譲受人が当該債務の弁済に代えて譲り受けた当該特別資産の買取り

の申込みを受けたときは、これらの資産を買取り取ることができる。

2 機構は、前項の規定による申込みがあつたときは、遅滞なく、委員会の議決を経て、当該申込みに係る資産の買取りを行うかどうかを決定しなければなら

い。  
3. 4 (略)  
5. 機構は、第二項の規定による資産の買取りを行う旨の決定をしたときは、当該資産の買取りの申込みに係る特定譲受人、特別譲受人又は特例資産譲受人（以下「特例資産譲受人等」という。）との間で当該資産の買取りに関する契約を締結するものとする。

第七條 協定銀行に係る業務の特例

第七條 機構は、破綻金融機関等（破綻金融機関、承継銀行又は特別危機管理銀行をいう。以下同じ。）との合併により承継し、若しくは破綻金融機関等から譲り受けた事業若しくは引き受けた預金等に係る債務又は移管措置（附則第十五条の三第一項第六号に規定する移管措置をいう。次条において同じ。）により協定後勘定（附則第八条の二第二項第二号に規定する勘定をいう。以下同じ。）に移した資産及び負債の整理を行い、並びに附則第十条第一項の規定による委託を受けて買い取った資産又は同条第七項に規定する措置により協定後勘定に移した資産の管理及び処分を行うこと（以下「整理回収業務」という。）を目的の一つとする一の銀行と整理回収業務に関する協定（附則第十五条の二及び附則第十五条の五を除き、以下「協定」という。）を締結し、並びに当該協定を実施するため、次の業務を行うことができる。

一 協定を締結した銀行（以下「協定銀行」という。）に対し、協定の定めによる整理回収業務の円滑な実施に必要な資金の出資を行うこと。

二 (略)

三 協定銀行による整理回収業務の実施に必要な指導及び助言を行うこと。

四 協定銀行の協定の定めによる整理回収業務の円滑な実施を確保するとともに、第二号の二の協定銀行からの金銭の納付を的確に行わせるため、協定銀行が協定の定めにより承継し、又は取得した貸付債権その他の財産（以下「譲受債権等」という。）に係る債権のうち、その債務者の財産（当該債務者に対する当該債権の担保として第三者から提供を受けている不動産を含む。）以下この号及び次号並びに次条第一項第七号及び第八号において同じ。）が隠蔽されているおそれがあるものその他その債務者の財産の実態を説明することが特に必要であると認められるものについて、当該債務者の財産の調査を行うこと。

六 協定銀行の協定の定めによる整理回収業務の円滑な実施を確保するとともに、第二号の二の協定銀行からの金銭の納付を的確に行わせるため、譲受債権等に係る債権のうち、その債務者の財産に係る権利関係が複雑なものであるものその他その回収に特に専門的な知識を必要とするものについて、機構が必要と認める場合には、協定銀行からの委託を受けて、その取立てを行うこと。

七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 (略)

第八條 (特別協定)

特別協定は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 (略)

二 協定銀行は、特別合併後、当該特別合併前の協定銀行から承継した業務及び附則第七条第一項に規定する整理回収業務その他協定銀行が行う業務として機構が適当と認める業務に係る経理について、その他の業務に係る経理と区分し、特別の勘定を設けて整理すること。

三 (略)

第十條 (資産の買取りの委託等)

第十條 機構は、次に掲げる場合には、協定銀行に対し、機構に代わつて資産の買取りを行うことを委託することができる。

一 (略)

三 附則第六条の三第二項の規定により特例資産譲受人等の資産の買取りを行う旨の決定をする場合

二 機構は、前項の規定による委託の申出をするときは、委員会の議決を経て、同項の決定に係る資産の買取りの価格、次条に規定する損失の補填その他の当該委託に関する条件を定め、これを協定銀行に対して提示するものとする。

三 機構は、協定銀行との間で第一項の規定による資産の買取りの委託に関する契約を締結したときは、直ちに、その契約の内容を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

4 (略)

5 機構が協定銀行との間で第三項の委託（第一項第三号に掲げる場合に係るものに限る。）に関する契約を締結したときは、第一項の決定に係る特例資産譲受

人等の資産の買取りに関する契約は、附則第六条の第三第五項の規定にかかわらず、協定銀行が当該特別資産譲受人等との間で締結するものとする。

7 機構は、附則第十五条の二第三項の規定によりみなして適用される第百二十九条第三項の規定により承継協定銀行の資産の買取りを行う旨の決定をする場合には、承継協定銀行に対し、機構による当該資産の買取りに代わつて、当該資産を承継協定（附則第十五条の二第四項第四号に規定する承継協定をいう。以下この項において同じ。）から協定後勘定に移すとともに、その移した資産の額に相当する金額を協定後勘定から承継協定に繰り入れる措置を講ずることを求めることができる。

8 機構は、前項の規定により同項の措置を講ずるときは、委員会の議決を経て、同項の決定に係る資産の額に相当する金額、次条に規定する損失の補填その他の当該措置に関する条件を定め、これを承継協定銀行に対して提示するものとする。

9 機構は、承継協定銀行から、第七項の規定による同項の措置の求めに応ずる旨の通知を受けたときは、直ちに、その措置の内容を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

（損失の補てん）  
第十条の二 機構は、協定銀行に対し、協定の定めによる業務の実施により協定銀行に生じた損失の額として政令で定めるところにより計算した金額の範囲内において当該損失の補てんを行うことができる。

（資金の貸付け及び債務の保証）  
第十一条 機構は、協定銀行から、協定の定めによる事業の譲受け等により承継し、若しくは引き受ける預金等の払戻し若しくは協定の定めによる資産の買取りのために必要とする資金その他の協定の定めによる整理回収業務の円滑な実施のために必要とする資金又は特別協定の定めによる特別合併の円滑な実施のために必要とする資金について、その資金の貸付け又は協定銀行によるその資金の借入れに係る債務の保証の申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、委員会の議決を経て、当該貸付け又は債務の保証を行うことができる。

2 (略)

（承継機能協定）  
第十五条の二 (略)

2 機構は、前項の指示を受けた場合には、協定銀行と承継機能協定を締結するものとする。

3 承継機能協定は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 承継協定銀行は、機構が当該承継協定銀行の資産（第四号に規定する承継勘定に属するものに限る。）の買取りを行うことを機構に申し込むことができること。

二 機構は、承継機能協定を締結したときは、直ちに、その承継機能協定の内容を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

（経営管理の終了等）  
第十五条の三 (略)

2 機構は、前項本文の規定による経営管理の終了又は同項ただし書の規定による期限の延長をしようとするときは、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

3 機構は、第一項の規定により同項の経営管理を終了したときは、速やかに、その旨を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

4 第一項の「協定銀行株式会社」とは、承継協定銀行がその総株主の議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができる株主の有する株式）についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この項において同じ。）の百分の五十を超える議決権を有する会社をいう。

（再承継金融機関等に対する資金援助）  
第十五条の四 再承継を行う金融機関（次項第一号から第五号までに掲げるものにあつては、承継協定銀行でない者に限る。以下この条において「再承継金融機関」という。）又は再承継を行う銀行持株会社等（以下この条において「再承継銀行持株会社等」という。）は、機構が、再承継を援助するため、資金援助（第五十九条第一項第三号、第六号又は第七号に掲げるものに限る。）を行うことを、機構に申し込むことができる。

2 前項の「再承継」とは、次に掲げるものをいう。

一 承継協定銀行が被管理金融機関の業務承継に係る事業の全部（承継協定銀行の資産の一部を機構が買い取る場合にあつては、その買い取られる資産に係る部分を除く。）を他の金融機関に承継させる吸収分割

二 新設分割設立銀行と合併する金融機関が存続する合併

三 承継協定銀行が被管理金融機関の業務承継に係る事業の全部（承継協定銀行の資産の一部を機構が買い取る場合にあつては、その買い取られる資産に係る部分を除く。）を他の金融機関に譲渡するもの

四 新設分割設立銀行の株式の他の金融機関又は銀行持株会社等による取得で当該新設分割設立銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な事項として内閣総理大臣及び財務大臣が定めるものを実施するために行つもの

3 移管措置

一 前項の規定による資産の買取りは、次の各号に掲げる再承継の区分に応じ、当該各号に定める資産について行うものとする。

二 前項第一号に掲げる吸収分割 当該吸収分割により事業を承継した金融機関の資産（当該合併前に承継協定銀行の資産であつたものに限る。）

三 前項第二号に掲げる合併 当該合併により存続する金融機関の資産（当該合併前に承継協定銀行の資産であつたものに限る。）

四 前項第三号に掲げる合併 当該合併により設立される金融機関の資産（当該合併前に承継協定銀行の資産であつたものに限る。）

五 前項第四号に掲げる事業の譲渡 同号の他の金融機関の資産で当該事業の譲渡により譲り受けたもの

六 前項第五号に掲げる株式の取得 当該株式の取得をされた銀行の資産

七 前項第六号に掲げる移管措置 当該移管措置により協定後勘定に移された資産

八 前項の規定による損害担保は、前項各号に掲げる再承継の区分に応じ、当該各号に定める資産である貸付債権について行うものとする。

6 5 4 第一項の規定による再承継の区分は、前項各号に定める資産である貸付債権について行うものとする。

構の求めに應じ、その取立てを機構に委託すること。

九 困難債権協定銀行は、第七号に定めるもののほか、困難債権整理回収協定の定めによる業務の実施に支障が生じたときは、機構の指導又は助言を受けるた

め、速やかに機構に報告すること。

十 困難債権協定銀行は、その役員が困難債権整理回収協定の定めによる業務に係る職務を行うことにより犯罪があると史料するときは直ちに所要の報告を

させる体制を整備するものとし、かつ、当該報告があつたときは機構に報告するとともに告発に向けて所要の措置をとること。

附則第八号第二項及び第三項の規定は、困難債権整理回収協定の締結について準用する。この場合において、同項中「整理回収業務」とあるのは、「業務」と読み替えるものとする。

四 機構は、第一項の規定による委託の申出をするときは、委員会の議決を経て、同項の規定に係る特定回収困難債権の買取りの価格、第八項において準用する

附則第十号の二に規定する損失の補填その他の当該委託に関する条件を定め、これを困難債権協定銀行に対して提示するものとする。

五 機構は、困難債権協定銀行との間で第一項の規定による特定回収困難債権の買取りの委託に関する契約を締結したときは、直ちに、その契約の内容を内閣総

理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

六 機構が困難債権協定銀行との間で第二項第一号の委託に関する契約を締結したときは、第一項の規定に係る金融機関の特定回収困難債権の買取りに関する契

約は、第一百一条の二第五項の規定にかかわらず、困難債権協定銀行が当該金融機関との間で締結するものとする。

七 (略)

八 附則第十号の二から第十五条までの規定は、困難債権協定銀行が困難債権整理回収協定に従い困難債権整理回収協定の定めによる業務を行う場合について準

用する場合において、附則第十一号第一項中「事業の譲受け等により承継し、若しくは引き受ける預金等の払戻し若しくは協定の定めによる資産の買取

りのために必要とする資金その他の協定の定めによる整理回収業務の円滑な実施のために必要とする資金又は特別協定の定めによる特別合併の円滑な実施のため

に必要な資金」とあるのは、「特定回収困難債権の買取りのために必要とする資金その他の困難債権整理回収協定の定めによる業務の円滑な実施のため

必要とする資金」とあり、附則第十三号及び附則第十四号中「附則第七号第一項」とあるのは「附則第十五条の五第七項において読み替えて準用する附則第七号第

一項」とあり、附則第十四号の二第二項各号及び附則第十四号中「附則第七号第一項」とあるのは「附則第十五条の五第七項において読み替えて準用する附則第七号第

一項」とあり、附則第十五号の五第七項において読み替えて準用する附則第七号第一項第五号に掲げる業務（以下この条において「特定業務」という。）とあるのは「附

則第十五条の五第七項において読み替えて準用する附則第七号第一項第五号に掲げる業務」とあり、同項第一号中「特定業務に係る債務者」とあるのは「債務者（

附則第十五条の五第七項において読み替えて準用する附則第七号第一項第五号に掲げる債務者）」とあり、同項第二号から第

四号までの規定中「特定業務に係る債務者」とあるのは「債務者」とあり、同条第二項中「特定業務」とあるのは「附則第十五条の五第七項において読み替えて

準用する附則第七号第一項第五号に掲げる業務」とあり、「特定業務に係る譲受債権等に係る債権又は特定債権」とあるのは「当該業務に係る困難債権整理回収

協定の定めにより金融機関から買い取つた特定回収困難債権」とあり、附則第十五条中「附則第七号第一項第六号に掲げる業務」とあるのは「附則第十五条の五第

七項において読み替えて準用する附則第七号第一項第六号に掲げる業務」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）（抄）

(定義)

第二条 (略)

4 (略)

5 この法律において「経営困難農水産業協同組合」とは、業務若しくは財産の状況に照らし貯金等の払戻し（貯金等に係る債務の弁済をいう。以下同じ。）を停止するおそれがあるか、又は貯金等の払戻しを停止した農水産業協同組合（第一項第一号、第三号及び第五号に掲げる者にあつては、主として信用事業に係る業務に起因して経営が困難になつたことによりこれらの事態に至つたものに限る。）をいう。

6 (略)

第六十二条 農水産業協同組合連合会（経営困難農水産業協同組合でないものに限る。）又は農林中央金庫（以下「農水産業協同組合連合会等」という。）が、農水産業協同組合に係る相互援助取決めににより合併等又は信用事業再建措置（経営困難農水産業協同組合が信用事業に係る業務の健全かつ適切な運営を回復するために行う主務省令で定める措置をいう。以下同じ。）について資金の貸付けその他の援助を行う場合において、当該農水産業協同組合連合会等は、機構が当該援助について資金援助（第六十一条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げるものに限る。）を行うことを、機構に申し込むことができる。

2 前項の農水産業協同組合に係る相互援助取決めとは、次の各号のいずれかに掲げるものをいう。（一）農水産業協同組合の相互扶助に資することを目的として、全国の区域を対象に農水産業協同組合が行う取決めであつて、農業協同組合、漁業協同組合又は水産加工工業協同組合が当該目的のため農水産業協同組合連合会等に預け入れた貯金その他の資金

を原資として、農水産業協同組合連合会等が救済農水産業協同組合又は合併により設立される農水産業協同組合、漁業協同組合又は水産加工業協同組合に対し資金の貸付けその他の援助（農水産業協同組合連合会等がその子会社（農水産業協同組合法第二十四条第三項に規定する子会社をいう。）又は協定債権回収会社（第七十四条第一号に規定する協定債権回収会社をいう。）次号において同じ。）に行わせる資金の買取りその他の援助を含む。）を行うことを定めるもの。

二 農水産業協同組合連合会の相互扶助に資することを目的として、全国の区域を対象に農水産業協同組合連合会及び農林中央金庫が行う取決めであつて、農水産業協同組合連合会が当該目的のため農林中央金庫に預け入れた預金その他の資金を原資として、農林中央金庫が救済農水産業協同組合、経営困難農水産業協同組合又は合併により設立される農水産業協同組合である農水産業協同組合連合会に対し資金の貸付けその他の援助（農林中央金庫がその子会社（農水産業協同組合法第二十四条第三項に規定する子会社をいう。）又は協定債権回収会社に行わせる資金の買取りその他の援助を含む。）を行うことを定めるもの（略）

三 報告又は資料の提出）

第二百十六条（略）  
二 主務大臣又は都道府県知事は、この法律の円滑な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、農水産業協同組合の子会社（当該農水産業協同組合が農業協同組合又は農業協同組合連合会である場合には農業協同組合法第十一条の二第二項に、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会である場合には水産業協同組合法第十一条の六第二項（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第九十九条第一項において準用する場合を含む。）に、農林中央金庫である場合には農林中央金庫法第二十四条第三項に、それぞれ規定する子会社（子会社とみなされる会社を含む。）をいう。次項及び次条において同じ。）又は農水産業協同組合から業務の委託を受けた者に対し、当該農水産業協同組合の業務又は財産の状況に参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる（略）

特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）（抄）

（禁止行為）

第六条 販売業者又は役務提供者は、訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、又は訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくはその性能若しくは品質又は権利若しくは役務の種類及びこれらの内容その他これらに類するものとして主務省令で定める事項（商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払の時期及び方法）  
一 商品の種類及びその性能若しくは品質又は権利若しくは役務の種類及びこれらの内容その他これらに類するものとして主務省令で定める事項  
二 商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払の時期及び方法  
三 商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期  
四 当該売買契約若しくは当該役務提供契約の申込みの撤回又は当該役務提供契約の解除に関する事項（第九条第一項から第七項までの規定に関する事項（第二十六条第三項又は第四項の規定の適用がある場合にあつては、同条第三項又は第四項の規定に関する事項を含む。）を含む。）  
五 顧客が当該売買契約又は当該役務提供契約の締結を必要とする事情に関する事項  
六 顧客が当該売買契約又は当該役務提供契約に関する事項であつて、顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの  
七 販売業者又は役務提供者は、訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、前項第一号から第五号までに掲げる事項につき、故意に事実を告げない行為をしてはならない。  
三 販売業者又は役務提供者は、訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約を締結させ、又は訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、人を威迫して困惑させてはならない。  
四 販売業者又は役務提供者は、訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに営業所等以外の場所において呼び止めて同行させることその他政令で定める方法により誘引した者に対し、公衆の出入りする場所以外の場所において、当該売買契約又は当該役務提供契約の締結について勧誘をしてはならない。

第七十条 第六条第一項から第三項まで、第二十一条、第三十四条第一項から第三項まで、第四十四条、第五十二条第一項若しくは第二項又は第五十八条の十

規定に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）

（定義等）

2 第二条 この法律において「銀行」とは、第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けて銀行業を営む者をいう。

2 この法律において「銀行業」とは、次に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。

一 預金又は定期積金の受入れと資金の貸付け又は手形の割引とを併せ行うこと。

二 為替取引を行うこと。

3 } 10

11 } 第八項又は前項の場合において、会社又は議決権の保有者が保有する議決権には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式等に係る議決

権（委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該会社若しくは当該議決権の保有者に指図を行うことができるものに限る。）その他内閣府令で定め

る議決権を含まないものとし、信託財産である株式等に係る議決権で、当該会社又は当該議決権の保有者が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使

について指図を行うことができるもの（内閣府令で定める議決権を除く。）及び社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四百七十七

第一項又は第四百八十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。

13 } 12 この法律において「銀行持株会社」とは、銀行を子会社とする持株会社であつて、第五十二条の十七第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条

第三項ただし書の認可を受けているものをいう。

14 } 15

16 } 14 この法律において「所屬銀行」とは、銀行代理業者が行う第十四項各号に掲げる行為により、同項各号に規定する契約において同項各号の預金若しくは定期

積金等の受入れ、資金の貸付け若しくは手形の割引又は為替取引を行う銀行をいう。

17 } 22

18 } 22 第三条の二 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める数の銀行の議決権の保有者とみなして、第七章の三第一節及び第二節、第八章並びに第九章の規

定を適用する。

一 法人でない団体（法人に準ずるものとして内閣府令で定めるものに限る。） 当該法人でない団体の名義をもつて保有される銀行の議決権の数

二 } 七

2 } 七

2 } 七

2 } 七

2 } 七

2 } 七

2 } 七

2 } 七

5 } 第三項の「銀行等」とは、銀行、長期信用銀行（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第二条（定義）に規定する長期信用銀行をいう。以下同

じ。）その他内閣府令で定める金融機関をいう。

2 } 5

2 } 5

2 } 5

2 } 5

3 } 銀行は、その資本金の額を減少しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

2 } 3

2 } 3

2 } 3

2 } 3

3 } 銀行は、その商号を変更しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

（営業所の設置等）

- 2 銀行は、外国において支店その他の営業所の設置、種類の変更又は廃止をしようとするときは、内閣府令で定める場合を除き、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。
- 3 銀行は、第二条第十四項各号に掲げる行為を外国において委託する旨の契約を締結しようとするときは、又は当該契約を終了しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

（業務の範囲）

第十条 銀行は、次に掲げる業務を営むことができる。

- 一 預金又は定期積金等の受入れ
- 二 為替取引
- 三 銀行は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務その他の銀行業に付随する業務を営むことができる。

一七（略）  
八 銀行その他金融業を行う者（外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者（第四条第五項に規定する銀行等を除く。以下「外国銀行」という。）を除く。）の業務（次号に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介（内閣府令で定めるものに限る。）

八の二、十三（略）  
十四 金利、通貨の価格、商品の価格、算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第一百七十七号）第二条第六項（定義）に規定する算定割当量）その他これに類似するものをいう。次条第四号において同じ。

十五、十九（略）  
三 銀行は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務その他の銀行業に付随する業務を営むことができる。

（同一人に対する信用の供与等）

第十三条 銀行の同一人（当該同一人と政令で定める特殊の関係のある者を含む。以下この条において同じ。）に対する信用の供与又は出資として政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の額は、政令で定める区分ごとに、当該銀行の自己資本の額に政令で定める率を乗じて得た額（以下この条において「信用供与等限度額」という。）を超えてはならない。ただし、信用の供与等を受けている者が合併をし、共同新設分割（二以上の株式会社又は合同会社が共同して新設分割をいう。第十六条の三第四項第四号及び第五十二條の二十二第一項において同じ。）若しくは吸収分割をし、又は事業を譲り受けたことにより銀行の同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることとなる場合その他政令で定めるやむを得ない理由がある場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2 銀行が子会社（内閣府令で定める会社を除く。）その他の当該銀行と内閣府令で定める特殊の関係のある者（以下この条において「子会社等」という。）を有する場合（自己資本の純合計額に当該銀行及び当該子会社等の同一人に対する信用の供与等の額は、政令で定める区分ごとに、合算して、当該銀行及び当該子会社等の自己資本の純合計額に政令で定める率を乗じて得た額（以下この条において「合算信用供与等限度額」という。）を超えてはならない。この場合において、前項ただし書の規定を準用する。）

3 前二項の規定は、国及び地方公共団体に対する信用の供与、政府が元本の返済及び利息の支払について保証している信用の供与その他これらに準ずるものとして政令で定める信用の供与等については、適用しない。

4 第二項の場合において、銀行及びその子会社等又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の合計額が合算信用供与等限度額を超えることとなつたときは、その超える部分の信用の供与等の額は、当該銀行の信用の供与等の額とみなす。

5 前各項に定めるもののほか、信用の供与等の額、第一項に規定する自己資本の額、信用供与等限度額、第二項に規定する自己資本の純合計額及び合算信用供与等限度額の計算方法その他第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

（金融商品取引法の準用）

第十三条の四 金融商品取引法第三章第一節第五款（第三十四条の二第六項から第八項まで（特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合）並びに第三十四条の三第五項及び第六項（特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合）を除く。）（特定投資家）、同章第二節第一款（第三十五条





(銀行等による議決権の取得等の制限)  
第十六条の三 銀行又はその子会社は、国内の会社(前条第一項第一号から第六号まで、第十一号及び第十三号に掲げる会社を除く。以下この条において同じ。)

の議決権については、合算して、その基準議決権数(当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の五を乗じて得た議決権の数をいう。以下この条において同じ。)

を超えて取得し、又は保有することとなる場合には、適用しない。ただし、当該銀行又はその子会社は、合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた部分の議決権については、当該銀行があらかじめ内閣総理大臣の承認を受けた場合を除き、その取得し、又は保有することとなつた日から一年を超えてこれを保有してはならない。

3 前項ただし書の場合において、内閣総理大臣がする同項の承認の対象には、銀行又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうち当該百分の五十を超える部分の議決権は含まれないものとし、内閣総理大臣が当該承認をするときは、銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を速やかに処分することを条件としなければならない。

4 銀行又はその子会社は、次の各号に掲げる場合には、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める日に保有することとなる国内の会社の議決権がその基準議決権数を超える場合であつても、同日以後、当該議決権をその基準議決権数を超えて保有することができる。ただし、内閣総理大臣は、銀行又はその子会社が、次の各号に掲げる場合に国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて保有することとなるときは、当該各号に規定する認可(第四号に該当する場合には、免許。次項において同じ。)をしてはならない。

一 (略)  
二 第三十条第一項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第五条第一項(認可)の認可を受けて当該銀行が合併により設立されたとき。その設立された日

三 当該銀行が第三十条第一項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第五条第一項(認可)の認可を受けて合併をしたとき(当該銀行が存続する場合に限る。)

四 第三十条第二項の認可を受けて共同新設分割により設立された会社が第四条第一項の免許を受けて当該銀行になつたとき。その免許を受けた日

五 当該銀行が第三十条第二項の認可を受けて吸収分割により事業を承継したとき(内閣府令で定める場合に限る。)

六 当該銀行が第三十条第三項の認可を受けて事業の譲受けをしたとき(内閣府令で定める場合に限る。)

七 内閣総理大臣は、前項各号に規定する認可をするときは、当該各号に定める日に銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を、同日から五年を経過する日までに内閣総理大臣が定める基準に従つて処分することを条件としなければならない。

8 銀行又はその子会社が、国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなつた場合には、その超える部分の議決権は、当該銀行が取得し、又は保有するものとみなす。

9 前各項の場合において、新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社の議決権の取得又は保有については、特定子会社は、銀行の子会社に該当しないものとみなす。

10 第二十条第一項の規定は、前各項の場合において銀行又はその子会社が取得し、又は保有する議決権について準用する。

(資本準備金及び利益準備金の額)  
第十八条 銀行は、剰余金の配当により減少する剰余金の額に五分の一を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しなければならない。

(報告又は資料の提出)  
第二十四条 内閣総理大臣は、銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、銀行(当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者を含む。)

に對し、その業務又は財産の状況に關し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該銀行の子法人等(子会社その他銀行がその経営を支配している法人として内閣府令で定めるものをいう。次項、次条第二項及び第五項並びに第四十七條第二項において同じ。)

又は当該銀行から業務の委託を受けた者(前項の銀行代理業者を除く。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。)

に對し、当該銀行の業務又は財産の状況に關し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 銀行の子法人等又は当該銀行から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

2 (立入検査)  
第二十五条 (略)

2 内閣総理大臣は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に銀行の子法人等若しくは当該銀行から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、銀行に対する質問若しくは検査に必要な事項に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前条第三項の規定は、第二項の規定による銀行の子法人等又は当該銀行から業務の委託を受けた者に対する質問及び検査について準用する。

4 (業務の停止等)  
第二十六条 (略)

2 内閣総理大臣は、銀行の業務若しくは財産又は銀行及びその子会社等の財産の状況に照らして、当該銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該銀行に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、当該銀行の経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において、期限を付して当該銀行の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、若しくは当該銀行の財産の供託その他監督上必要な措置を命ずることができる。

2 (資産の国内保有)  
第二十九条 (略)

2 内閣総理大臣は、預金者等の保護その他公益のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、政令で定めるところにより、銀行に対し、その資産のうち政令で定めるものを国内において保有することを命ずることができる。

2 (合併、会社分割又は事業の譲渡若しくは譲受けの認可等)  
第三十条 (略)

2 銀行を全部又は一部の当事者とする合併(当該合併後存続する会社又は当該合併により設立される会社が銀行であるものに限るものとし、金融機関の合併及び転換に關する法律第三条(合併)の規定による合併に該当するものを除く。以下この章において「合併」という。)は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 銀行を当事者とする会社分割は、政令で定めるものを除き、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 銀行を当事者とする事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けは、政令で定めるものを除き、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 (事業の譲渡又は譲受けの場合の債権者の異議の催告等)  
第三十四条 (略)

2 銀行を当事者とする事業の全部の譲渡又は譲受けについては株主総会の決議(会社法第四百六十八条(事業譲渡等の承認を要しない場合)の規定により同法第四百六十七条第一項(事業譲渡等の承認等)の決議によらずに事業の全部の譲受けを行う場合には、取締役会の決議又は執行役の決定)がされたときは、当該銀行は、当該決議又は決定の日から二週間以内に、当該決議又は決定の要旨及び当該事業の全部の譲渡又は譲受けに異議のある債権者は一定の期間内に異議を述べるべき旨を官報に公告し、かつ、預金者等その他政令で定める債権者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

2 (略)

3 第三十五条 銀行を当事者とする事業の一部の譲渡又は譲受けについて株主総会若しくは取締役会の決議又は執行役の決定がされたときは、当該銀行は、当該決議又は決定の日から二週間以内に、当該決議又は決定の要旨及び当該事業の一部の譲渡又は譲受けに異議のある債権者は一定の期間内に異議を述べるべき旨を官報に公告することができる。ただし、預金者等その他政令で定める債権者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

4 前項の期間は、一月を下つてはならない。

5 前条第三項から第五項までの規定は、第一項の規定によりされた公告及び催告に係る債権者の異議について準用する。

2 (会社分割又は事業の譲渡の公告等)  
第三十六条 (略)

2 銀行は、会社分割により事業の全部若しくは一部を承継させ、又は事業の全部若しくは一部を譲渡したときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

(廃業及び解散等の認可)  
第三十七条 次に掲げる事項は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

一 銀行業の廃止に係る定款の変更についての株主総会の決議

二 銀行を全部又は一部の当事者とする合併(第三十条第一項に規定する合併及び金融機関の合併及び転換に関する法律第三条(合併)の規定による合併に該当するものを除く。)

三 銀行の解散についての株主総会の決議

2・3 (略)

(廃業等の公告等)  
第三十八条 銀行は、前条第一項の認可を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、直ちに、その旨及び当該認可を受けた事項の内容を公告するとともに、当該銀行を所屬銀行とする銀行代理業者に通知し、かつ、一月を下らない期間、すべての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

(免許の失効)

第四十一条 銀行が次の各号のいずれかに該当するときは、第四条第一項の内閣総理大臣の免許は、効力を失う。

一 銀行業の全部を廃止したとき。

二 会社分割により事業の全部を承継させ、又は事業の全部を譲渡したとき。

三 解散したとき(設立、株式移転、合併(当該合併により銀行を設立するものに限る。))又は新設分割を無効とする判決が確定したときを含む。)

(外国銀行の免許等)

第四十七条 外国銀行が日本において銀行業を営もうとするときは、当該外国銀行は、内閣府令で定めるところにより、当該外国銀行の日本における銀行業の本拠となる一の支店(以下この章において「主たる外国銀行支店」という。)を定めて、第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けなければならない。

2 前項の規定により、外国銀行が第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けたときは、その主たる外国銀行支店及び当該外国銀行の日本における他の支店その他の営業所(以下この章において「従たる外国銀行支店」という。)(以下この章において「外国銀行支店」と総称する。)を一の銀行とみなし、当該外国銀行の日本における代表者を当該一の銀行とみなされた外国銀行支店の取締役とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、第四条の二、第五条、第六条、第七條の二、第四項、第八條、第十三條第二項及び第四項、第十四條第二項、第十九條第二項、第二十条第二項、第二十一条第二項、第二十二條、第二十三條、第二十四條第二項及び第三項、第三十二條から第三十三條の二まで、第三十六條(会社分割に係る部分に限る。)、第三十七條第一項第二号及び第三号、第三十九條、第四十條、第四十一條第二号(会社分割に係る部分に限る。))及び第六條、第四十三條、第四十四條、第七章の三、第五十三條第一項(第一号、第五号及び第八号を除く。)、第二項、第三項及び第五項、第五十五條第二項及び第三項、第五十六條第五号から第九号まで、第五十七條並びに第五十七條の二第二項の規定を除く。)

3・4 (略)

(外国銀行支店の公告方法)

第四十九条の二 外国銀行支店は、公告方法として、次に掲げる方法のいずれかを定めなければならない。

一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二 電子公告(会社法第二条第三十四号(定義)に規定する電子公告をいう。以下同じ。)

(略)

(外国銀行支店の清算)

第五十一条 外国銀行支店は、次の各号のいずれかに該当するときは、日本にある財産の全部について清算をしなければならない。

一 第二十七條又は第二十八條の規定により当該外国銀行支店に係る外国銀行に対する第四条第一項の内閣総理大臣の免許を取り消されたとき。

二 前項の規定により外国銀行支店が清算をする場合には、裁判所は、利害関係人若しくは内閣総理大臣の請求により又は職権をもつて、清算人を選任する。当該清算人の解任についても、同様とする。

3 会社法第四百七十六條(清算株式会社)の能力)、第二編第九章第一節第二款(清算株式会社の機関)、第四百九十二條(財産目録等の作成等)、同節第四款



融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一條第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。）とあるのは「顧客」と、「補足するため」とあるのは「補足するため」とあるのは「特定預金等契約によらないで」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、同項第二号及び第三号中「追加するため」とあるのは「追加するため」とあるのは「追加するため」と、同項第三号中「追加するため」とあるのは「追加するため」とあるのは「追加するため」と、同項第四号中「追加するため」とあるのは「追加するため」とあるのは「追加するため」と、同項第五号中「追加するため」とあるのは「追加するため」とあるのは「追加するため」と、同項第六号中「追加するため」とあるのは「追加するため」とあるのは「追加するため」と、同項第七号中「追加するため」とあるのは「追加するため」とあるのは「追加するため」と、同項第八号中「追加するため」とあるのは「追加するため」とあるのは「追加するため」と、同項第九号中「追加するため」とあるのは「追加するため」とあるのは「追加するため」と、同項第十号中「追加するため」とあるのは「追加するため」とあるのは「追加するため」と、同項第十一号中「追加するため」とあるのは「追加するため」とあるのは「追加するため」と、同項第十二号中「追加するため」とあるのは「追加するため」とあるのは「追加するため」と、同項第十三号中「追加するため」とあるのは「追加するため」とあるのは「追加するため」と、同項第十四号中「追加するため」とあるのは「追加するため」とあるのは「追加するため」と、同項第十五号中「追加するため」とあるのは「追加するため」とあるのは「追加するため」と、同項第十六号中「追加するため」とあるのは「追加するため」とあるのは「追加するため」と、同項第十七号中「追加するため」とあるのは「追加するため」とあるのは「追加するため」と、同項第十八号中「追加するため」とあるのは「追加するため」とあるのは「追加するため」と、同項第十九号中「追加するため」とあるのは「追加するため」とあるのは「追加するため」と、同項第二十号中「追加するため」とあるのは「追加するため」とあるのは「追加するため」と、同項第二十一号中「追加するため」とあるのは「追加するため」とあるのは「追加するため」と、同項第二十二号中「追加するため」とあるのは「追加するため」とあるのは「追加するため」と、同項第二十三号中「追加するため」とあるのは「追加するため」とあるのは「追加するため」と、同項第二十四号中「追加するため」とあるのは「追加するため」とあるのは「追加するため」と、同項第二十五号中「追加するため」とあるのは「追加するため」とあるのは「追加するため」と、同項第二十六号中「追加するため」とあるのは「追加するため」とあるのは「追加するため」と、同項第二十七号中「追加するため」とあるのは「追加するため」とあるのは「追加するため」と、同項第二十八号中「追加するため」とあるのは「追加するため」とあるのは「追加するため」と、同項第二十九号中「追加するため」とあるのは「追加するため」とあるのは「追加するため」と、同項第三十号中「追加するため」とあるのは「追加するため」とあるのは「追加するため」と、同項第三十一号中「追加するため」とあるのは「追加するため」とあるのは「追加するため」と、同項第三十二号中「追加するため」とあるのは「追加するため」とあるのは「追加するため」と、同項第三十三号中「追加するため」とあるのは「追加するため」とあるのは「追加するため」と、同項第三十四号中「追加するため」とあるのは「追加するため」とあるのは「追加するため」と、同項第三十五号中「追加するため」とあるのは「追加するため」とあるのは「追加するため」と、同項第三十六号中「追加するため」とあるのは「追加するため」とあるのは「追加するため」と、同項第三十七号中「追加するため」とあるのは「追加するため」とあるのは「追加するため」と、同項第三十八号中「追加するため」とあるのは「追加するため」とあるのは「追加するため」と、同項第三十九号中「追加するため」とあるのは「追加するため」とあるのは「追加するため」と、同項第四十号中「追加するため」とあるのは「追加するため」とあるのは「追加するため」と、同項第四十一号中「追加するため」とあるのは「追加するため」とあるのは「追加するため」と、同項第四十二号中「追加するため」とあるのは「追加するため」とあるのは「追加するため」と、同項第四十三号中「追加するため」とあるのは「追加するため」とあるのは「追加するため」と、同項第四十四号中「追加するため」とあるのは「追加するため」とあるのは「追加するため」と、同項第四十五号中「追加するため」とあるのは「追加するため」とあるのは「追加するため」と、同項第四十六号中「追加するため」とあるのは「追加するため」とあるのは「追加するため」と、同項第四十七号中「追加するため」とあるのは「追加するため」とあるのは「追加するため」と、同項第四十八号中「追加するため」とあるのは「追加するため」とあるのは「追加するため」と、同項第四十九号中「追加するため」とあるのは「追加するため」とあるのは「追加するため」と、同項第五十号中「追加するため」とあるのは「追加するため」とあるのは「追加するため」と、同項第五十一号中「追加するため」とあるのは「追加するため」とあるのは「追加するため」と、同項第五十二号中「追加するため」とあるのは「追加するため」とあるのは「追加するため」と、同項第五十三号中「追加するため」とあるのは「追加するため」とあるのは「追加するため」と、同項第五十四号中「追加するため」とあるのは「追加ため

第五十二条の二の六 外国銀行代理銀行は、内閣府令で定めるところにより、その所属外国銀行及びその所属外国銀行を子会社とする持株会社で外国の法令に準拠して設立された会社（以下この項において「外国銀行持株会社」という。）がその事業年度ごとに作成した書面であつて、当該所属外国銀行又は当該外国銀行持株会社の業務及び財産の状況に関する事項を記載したもの（第二十一條第一項及び第二十二條第一項に規定する事業年度に係る説明書類又はこれに類するものであつて、日本語又は英語により記載したものに限る。）を、当該所属外国銀行のために外国銀行代理業務を営む国内のすべての営業所（無人の営業所を除く。次項において同じ。）に備え置き、公衆の縦覧に供しななければならない。

2 前項に規定する書面が電磁的記録をもつて作成されているときは、外国銀行代理業務を営むすべての営業所において、当該書面の内容である情報を電磁的書面により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとることができる。この場合においては、同項に規定する書面を、同項の規定により備え置き、公衆の縦覧に供したものとみなす。

（外国銀行代理業務の健全化措置）

第五十二條の二の七 外国銀行代理銀行は、内閣府令で定めるところにより、その所属外国銀行の業務又は財産の状況に関する事項の顧客への説明その他の当該外国銀行代理銀行が営む外国銀行代理業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

（所属外国銀行に関する資料の提出等）

第五十二條の二の八 内閣総理大臣は、外国銀行代理業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があるときは、外国銀行代理銀行に対し、その所属外国銀行（当該所属外国銀行と政令で定める特殊の関係のある者を含む。）の業務又は財産の状況に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

（所属外国銀行に関する届出等）

第五十二條の二の九 外国銀行代理銀行は、その所属外国銀行（外国銀行支店に限る。）が営む外国銀行代理業務に係る所属外国銀行（当該外国銀行支店に係る外国銀行に限る。）を除く。）が次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 資本金又は出資の額を変更したとき。

二 商号又は本店の所在地を変更したとき。

三 合併をし、会社分割により事業を承継させ、若しくは承継し、又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡若しくは譲受け（当該外国銀行支店のみに係るものを除く。）をしたとき。

四 解散（合併によるものを除く。）をし、又は銀行業の廃止をしたとき。

五 銀行業に係る免許（当該免許に類する許可、登録その他の行政処分を含む。）を取り消されたとき。

六 破産手続開始の決定があつたとき。

七 その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

2 外国銀行代理銀行は、前項（第二号から第六号までに係る部分に限る。）の規定による届出をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その届出をした内容を公告するとともに、一月を下らない期間、当該届出に係る所属外国銀行に係る外国銀行代理業務を営む当該外国銀行代理銀行のすべての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

（銀行主要株主に係る認可等）

第五十二條の九 次に掲げる取引若しくは行為により一の銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になろうとする者又は銀行の主要株主基準値以上の数

の議決権の保有者である会社その他の法人の設立をしようとする者（国等並びに第五十二条の十七第一項に規定する持株会社になろうとする会社、同項に規定する者及び銀行を子会社としようとする銀行持株会社を除く。）は、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

一 当該議決権の保有者になろうとする者による銀行の議決権の取得（担保権の実行による株式の取得その他の内閣府令で定める事由によるものを除く。）

二 当該議決権の保有者になろうとする者がその主要株主基準値以上の数の議決権を保有している会社による第四条第一項の免許の取得

三 その他政令で定める取引又は行為

2 前項各号に掲げる取引又は行為以外の事由により一の銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になつた者（国等並びに銀行持株会社及び第五十二条の十七第二項に規定する特定持株会社を除く。以下この条及び第六十五条において「特定主要株主」という。）は、当該事由の生じた日の属する当該銀行の事業年度の終了の日から一年を経過する日（以下この項及び第四項において「猶予期限日」という。）までに銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。ただし、当該特定主要株主が、猶予期限日後も引き続き銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

3・4 (略)

(銀行主要株主に対する措置命令)

第五十二条の十三 内閣総理大臣は、銀行主要株主が第五十二条の十各号に掲げる基準（当該銀行主要株主に係る第五十二条の九第一項又は第二項ただし書の認可に第五十四条第一項の規定に基づく条件が付されている場合にあつては、当該条件を含む。）に適合しなくなつたときは、当該銀行主要株主に対し、措置を講ずべき期限を示して、当該基準に適合させるために必要な措置をとるべき旨の命令をすることができる。

(銀行主要株主に対する改善計画の提出の求め等)

第五十二条の十四 内閣総理大臣は、銀行主要株主（銀行の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権の保有者に限る。以下この条において同じ。）の業務又は財産の状況（銀行主要株主が会社その他の法人である場合にあつては、当該銀行主要株主の子会社その他の当該銀行主要株主と内閣府令で定める特殊の関係のある会社の財産の状況を含む。）に照らして、当該銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があるときは、その必要の限度において、当該銀行主要株主に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、当該銀行の経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において監督上必要な措置を命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、銀行主要株主に対し前項の規定による命令をした場合において、当該命令に係る措置の実施の状況に照らして必要があると認めるときは、当該銀行主要株主がその総株主の議決権の百分の五十を超える議決権の保有者である銀行に対し、その業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な措置を命ずることができる。

(銀行主要株主に係る認可の取消し等)

第五十二条の十五 内閣総理大臣は、銀行主要株主が法令若しくは法令に基づく内閣総理大臣の処分違反したとき又は公益を害する行為をしたときは、当該銀行主要株主に対し監督上必要な措置を命じ、又は当該銀行主要株主の第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消すことができる。この場合において、同条第一項の認可のうち設立に係るものは、当該認可を受けて設立された会社その他の法人である銀行主要株主に対して与えられているものとみなす。

2 (略)

(銀行持株会社に係る認可等)

第五十二条の十七 次に掲げる取引若しくは行為により銀行を子会社とする持株会社になろうとする会社又は銀行を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

一 当該会社又はその子会社による銀行の議決権の取得（担保権の実行による株式の取得その他の内閣府令で定める事由によるものを除く。）

二 当該会社の子会社による第四条第一項の免許の取得

三 その他政令で定める取引又は行為

2 (略)

3 特定持株会社は、前項の事由の生じた日の属する事業年度の終了の日から一年を経過する日（以下この項及び第五項において「猶予期限日」という。）までに銀行を子会社とする持株会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。ただし、当該特定持株会社が、猶予期限日後も引き続き銀行を子会社とする持株会社であることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

4・5 (略)

（銀行持株会社に係る同一人に対する信用の供与等）

第五十二條の二十二（略）

2 前項の規定は、国及び地方公共団体に対する信用の供与、政府が元本の返済及び利息の支払について保証している信用の供与その他これらに準ずるものとして政令で定める信用の供与等については、適用しない。

4 3 前項に定めるもののほか、信用の供与等の額、第一項に規定する自己資本の純合計額及び銀行持株会社に係る信用供与等限度額の計算方法その他これらの規定の適用に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

（銀行持株会社の子会社の範囲等）  
第五十二條の二十三 銀行持株会社は、銀行及び次に掲げる会社（以下この条及び次条第二項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社として

はならない。

一 長期信用銀行

二 資金移動専門会社

三 証券専門会社

四 証券仲介専門会社

五 保険会社

六 少額短期保険業者

七 信託専門会社

八 銀行業を営む外国の会社

九 有価証券関連業を営む外国の会社（前号に掲げる会社に該当するものを除く。）

十 保険業を営む外国の会社（第六号に掲げる会社に該当するものを除く。）

十一 信託業を営む外国の会社（第六号に掲げる会社に該当するものを除く。）

十二 次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社にあつては、主として当該銀行持株会社、その子会社（銀行並びに第一号、第一号の二及び第六号に掲げる会社に限る。）第六項において同じ。）その他これらに類する者として内閣府令で定めるものの営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）

十三 銀行又は前各号に掲げる会社の営む業務に従属する業務として内閣府令で定めるもの（以下この条において「従属業務」という。）

十四 銀行又は前各号に掲げる会社の営む業務に従属する業務として内閣府令で定めるもの（以下この条において「従属業務」という。）

十五 銀行又は前各号に掲げる会社の営む業務に従属する業務として内閣府令で定めるもの（以下この条において「従属業務」という。）

十六 銀行又は前各号に掲げる会社の営む業務に従属する業務として内閣府令で定めるもの（以下この条において「従属業務」という。）

十七 銀行又は前各号に掲げる会社の営む業務に従属する業務として内閣府令で定めるもの（以下この条において「従属業務」という。）

十八 銀行又は前各号に掲げる会社の営む業務に従属する業務として内閣府令で定めるもの（以下この条において「従属業務」という。）

十九 銀行又は前各号に掲げる会社の営む業務に従属する業務として内閣府令で定めるもの（以下この条において「従属業務」という。）

二十 銀行又は前各号に掲げる会社の営む業務に従属する業務として内閣府令で定めるもの（以下この条において「従属業務」という。）

二十一 銀行又は前各号に掲げる会社の営む業務に従属する業務として内閣府令で定めるもの（以下この条において「従属業務」という。）

二十二 銀行又は前各号に掲げる会社の営む業務に従属する業務として内閣府令で定めるもの（以下この条において「従属業務」という。）

二十三 銀行又は前各号に掲げる会社の営む業務に従属する業務として内閣府令で定めるもの（以下この条において「従属業務」という。）

- 一 特例子会社対象業務を専ら営む会社（次に掲げる会社を除く。）
  - イ 前条第一項第十号イ又はロに掲げる業務を専ら営む会社（同号イに掲げる業務（次項において「従属業務」という。）を営む会社に限る。）であつて、主として当該銀行持株会社、その子会社（銀行並びに同条第一項第一号及び第六号に掲げる会社に限る。）その他これらに類する者として内閣府令で定めるもの営む業務のためにその業務を営んでいる会社
  - ロ 前条第一項第十一号に掲げる会社
- 二 前条第一項各号（第十一号を除く。）に掲げる会社が営むことができる業務及び特例子会社対象業務を専ら営む会社（前号ロに掲げる会社を除く。）
- 2 (略)
- 3 銀行持株会社は、第一項の規定により特例子会社対象会社を特株特定子会社としようとするときは、あらかじめ、当該特株特定子会社が営もうとする特例子会社対象業務（前項に規定する特例子会社対象業務をいう。以下この条及び第六十五条第十七号において同じ。）を定めて、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。
- 4 (略)
- 5 (略)
- 6 第三項の規定は、銀行持株会社が、その特株特定子会社としてしている特例子会社対象会社を同項の認可に係る特例子会社対象業務以外の特例子会社対象業務を営む特株特定子会社としようとするときについて準用する。
- 7 (略)

- 第五十二條の二十四 銀行持株会社又はその子会社は、国内の会社（銀行、第五十二條の二十三第一項第一号から第五号まで、第十号及び第十二号に掲げる会社並びに特例子会社対象会社を除く。以下この条において同じ。）の議決権については、合算して、その基準議決権数（当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の十五を乗じて得た議決権の数をいう。以下この条において同じ。）を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。
- 2 前項の規定は、銀行持株会社又はその子会社が、担保権の実行による株式等の取得その他の内閣府令で定める事由により、国内の会社の議決権をその基準議決権を超えて取得し、又は保有することとなる場合には、適用しない。ただし、当該銀行持株会社又はその子会社は、合算してその基準議決権を超えて取得し、又は保有することとなつた部分の議決権については、当該銀行持株会社があらかじめ内閣総理大臣の承認を受けた場合を除き、その取得し、又は保有することとなつた日から一年を超えてこれを保有してはならない。
- 3 前項ただし書の場合において、内閣総理大臣がする同項の承認の対象には、銀行持株会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうち当該百分の五十を超える部分の議決権は含まれないものとし、内閣総理大臣が当該承認をするときは、銀行持株会社又はその子会社と合算してその基準議決権を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうちその基準議決権を超える部分の議決権を速やかに処分することを条件としなければならない。
- 4 銀行持株会社又はその子会社は、次の各号に掲げる場合には、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める日に保有し、又は保有することとなる国内の会社の議決権がその基準議決権を超える場合であつても、同日以後、当該議決権をその基準議決権を超えて保有することができる。ただし、内閣総理大臣は、銀行持株会社又はその子会社が、次の各号に掲げる場合に国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて保有し、又は保有することとなるときは、当該各号に規定する認可をしてはならない。
  - 一 第五十二條の十七第一項の認可を受けた会社が当該銀行持株会社になつたとき。その銀行持株会社になつた日
  - 二 第五十二條の十七第一項の認可を受けて当該銀行持株会社が設立されたとき。その設立された日
  - 三 特定持株会社が第五十二條の十七第三項ただし書の認可を受けて当該銀行持株会社になつたとき。その認可を受けた日
  - 四 (略)
  - 五 当該銀行持株会社が第五十二條の三十五第一項の認可を受けて合併をしたとき（当該銀行持株会社が存続する場合に限る。）その合併をした日
  - 六 当該銀行持株会社が第五十二條の三十五第二項の認可を受けて吸収分割により事業を承継したとき（内閣府令で定める場合に限る。）その吸収分割をした日
  - 七 当該銀行持株会社が第五十二條の三十五第三項の認可を受けて事業の譲受けをしたとき（内閣府令で定める場合に限る。）その事業の譲受けをした日
  - 八 内閣総理大臣は、前項各号に規定する認可をするときは、当該各号に定める日に銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権を超えて保有し、又は保有することとなる国内の会社の議決権のうちその基準議決権を超える部分の議決権を、同日から五年を経過する日までに内閣総理大臣が定める基準に従つて処分することを条件としなければならない。
  - 6 (略)
  - 7 前各項の場合において、新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社の議決権の取得又は保有については、特定子会社は、銀行持株会社の子会社に該当しないものとみなす。
  - 8 (略)

第五十二條の三十一 内閣総理大臣は、銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該銀行を子会社とする銀行持株会社に対し、当該銀行の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、第二十四条第一項の規定により銀行に対して報告又は資料の提出を求め、及び前項の規定により当該銀行を子会社とする銀行持株会社に対して報告又は資料の提出を求める場合において、特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該銀行持株会社の子法人等（子会社その他銀行持株会社から業務の委託を受けた者）として内閣府令で定めるものをいい、当該銀行を除く。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。又は当該銀行持株会社から業務の委託を受けた者に対し、当該銀行又は当該銀行持株会社の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 銀行持株会社の子法人等又は当該銀行持株会社から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

（銀行持株会社等に対する立入検査）

第五十二條の三十二（略）

2 内閣総理大臣は、第二十五条第一項の規定による銀行に対する立入り、質問又は検査を行い、及び前項の規定による当該銀行を子会社とする銀行持株会社に対する立入り、質問又は検査を行う場合において、特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に当該銀行持株会社の子法人等若しくは当該銀行持株会社から業務の委託を受けた者の営業所その他の施設に立ち入らせ、当該銀行若しくは当該銀行持株会社に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3・4（略）

5 前条第三項の規定は、第二項の規定による銀行持株会社の子法人等又は当該銀行持株会社から業務の委託を受けた者に対する質問及び検査について準用する。

（銀行持株会社に対する改善計画の提出の求め等）

第五十二條の三十三 内閣総理大臣は、銀行持株会社の業務又は銀行持株会社及びその子会社等の財産の状況に照らして、当該銀行持株会社の子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該銀行持株会社に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、当該銀行の経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において監督上必要な措置を命ずることができる。

2（略）

3 内閣総理大臣は、銀行持株会社に対し第一項の規定による命令をした場合において、当該命令に係る措置の実施の状況に照らして特に必要があると認めるときは、当該銀行持株会社の子会社である銀行に対し、その業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な措置を命ずることができる。

（銀行持株会社に係る認可の取消し等）

第五十二條の三十四 内閣総理大臣は、銀行持株会社が法令、定款若しくは法令に基づく内閣総理大臣の処分に違反したとき又は公益を害する行為をしたときは、当該銀行持株会社に対しその取締役、執行役、会計参与若しくは監査役の解任その他監督上必要な措置を命じ、若しくは当該銀行持株会社の第五十二條の十七第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消し、又は当該銀行持株会社の子会社である銀行に対しその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。この場合において、同条第一項の認可のうち設立に係るものは、当該認可を受けて設立された銀行持株会社に対して与えられているものとみなす。

2} 4（略）

（銀行持株会社に係る合併、会社分割又は事業の譲渡若しくは譲受けの認可）

第五十二條の三十五 銀行持株会社を全部又は一部の当事者とする合併（当該合併前に銀行持株会社であつた一の会社が当該合併後も銀行持株会社として存続するものに限る。）は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 銀行持株会社を当事者とする会社分割（当該会社分割により事業を承継させた銀行持株会社又は当該会社分割により事業を承継した銀行持株会社が、その会社分割後も引き続き銀行持株会社であるものに限る。）は、政令で定めるものを除き、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 銀行持株会社を当事者とする事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け（当該事業の譲渡又は譲受けをした銀行持株会社が、その譲渡又は譲受け後も引き続き銀行持株会社であるものに限る。）は、政令で定めるものを除き、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4（略）

(変更の届出)  
第五十二条の三十九 銀行代理業者は、第五十二条の三十七第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。  
2 (略)

(標識の掲示)  
第五十二条の四十 銀行代理業者は、銀行代理業を営む営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、内閣府令で定める様式の標識を掲示しなければならない。  
2 銀行代理業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

(名義貸しの禁止)  
第五十二条の四十一 銀行代理業者は、自己の名義をもつて、他人に銀行代理業を営ませてはならない。

(分別管理)  
第五十二条の四十三 銀行代理業者は、第二条第十四項各号に掲げる行為(以下この章において「銀行代理行為」という。)に関して顧客から金銭その他の財産の交付を受けた場合には、内閣府令で定めるところにより、自己の固有財産と分別して管理しなければならない。

(顧客に対する説明等)  
第五十二条の四十四 銀行代理業者は、銀行代理行為を行うときは、あらかじめ、顧客に対し、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一 所属銀行の商号  
二 第二条第十四項各号に規定する契約の締結を代理するか、又は媒介するかの別  
三 その他内閣府令で定める事項  
2 銀行代理業者は、第二条第十四項第一号に掲げる行為(特定預金等契約の締結の代理及び媒介を除く。)に関し、預金者等の保護に資するため、内閣府令で定めるところにより、預金又は定期積金等に係る契約の内容その他預金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない。  
3 前二項及び第五十二条の四十五の二並びに他の法律に定めるもののほか、銀行代理業者は、内閣府令で定めるところにより、その銀行代理行為に係る重要な事項の顧客への説明、その銀行代理行為に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱いその他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

(銀行代理業に係る禁止行為)  
第五十二条の四十五 銀行代理業者は、銀行代理業に関し、次に掲げる行為(特定預金等契約の締結の代理又は媒介の業務に関しては、第五号に掲げる行為を除く。)をしてはならない。

一 顧客に対し、虚偽のことを告げる行為  
二 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為  
三 顧客に対し、当該銀行代理業者又は当該銀行代理業者の子会社その他当該銀行代理業者と内閣府令で定める密接な関係を有する者(次号において「密接関係者」という。)の営む業務に係る取引を行うことを条件として、資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介をする行為(顧客の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除く。)

四 (略)  
五 前各号に掲げるもののほか、顧客の保護に欠け、又は所属銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして内閣府令で定める行為

(臨時休業等)  
第五十二条の四十七 特定銀行代理業者は、内閣府令で定める場合を除き、天災その他のやむを得ない理由によりその特定銀行代理行為に係る業務を行う営業所又は事務所において臨時に当該業務の全部又は一部を休止するときは、直ちにその旨を、理由を付して内閣総理大臣に届け出るとともに、当該営業所又は事務所店頭に掲示しなければならない。特定銀行代理業者が臨時に当該業務の全部又は一部を休止した営業所又は事務所において当該業務の全部又は一部を再開する

(所属銀行の廃業等)

第五十二条の四十八 銀行代理業者は、所属銀行から第三十八条の通知を受けたときは、その通知を受けた内容を、内閣府令で定めるところにより、一月を下らない期間、当該所属銀行に係る銀行代理業者を営むすべての営業所又は事務所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

(銀行代理業に関する帳簿書類)  
第五十二条の四十九 銀行代理業者は、内閣府令で定めるところにより、銀行代理業に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

(銀行代理業に関する報告書)  
第五十二条の五十 銀行代理業者は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、銀行代理業に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 (略)  
(業務改善命令等)  
第五十二条の五十五 内閣総理大臣は、銀行代理業者の業務又は財産の状況に照らして、当該銀行代理業者の銀行代理業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該銀行代理業者に対し、その必要の限度において、業務の内容及び方法の変更その他監督上必要な措置を命ずることができる。

(適用除外)  
第五十二条の六十一 (略)

2 (略)  
3 銀行等は、銀行代理業を営もうとするときは、第五十二条の三十七第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項第二号に掲げる書類を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(届出事項)  
第五十三条 銀行は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 営業を開始したとき。

二・三 (略)

四 資本金の額を増加しようとするとき。

五 この法律の規定による認可を受けた事項を実行したとき。

六 外国において駐在員事務所を設置しようとするとき。

七 その総株主の議決権の百分の五を超える議決権が一の株主により取得又は保有されることとなつたとき。

八 (略)

2 (略)  
3 銀行持株会社(銀行持株会社であつた会社を含む。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 (略)  
二 銀行を子会社とする持株会社でなくなつたとき(第五号の場合を除く。)

三・九 (略)

4・5 (略)

(認可等の条件)  
第五十四条 内閣総理大臣は、この法律の規定による認可又は承認(次項において「認可等」という。)に条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 (略)  
(認可の失効)  
第五十五条 銀行、銀行主要株主(第五十二条の九第一項の認可のうち設立に係るものを受けた者を含む。)(又は銀行持株会社(第五十二条の十七第一項の認可を受けた者を含む。))がこの法律の規定による認可を受けた日から六月以内に当該認可を受けた事項を実行しなかつたときは、当該認可は、効力を失う。ただし、やむを得ない理由がある場合において、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「貸金業」とは、金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。以下これらを総称して単に「貸付け」という。）で業として行うものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- 一 国又は地方公共団体が行うもの
- 二 貸付けを業として行うにつき他の法律に特別の規定のある者が行うもの
- 三 物品の売買、運送、保管又は売買の媒介を業とする者がその取引に付随して行うもの
- 四 事業者がその従業者に対して行うもの
- 五 前各号に掲げるもののほか、資金需要者等の利益を損なうおそれがないと認められる貸付けを行う者で政令で定めるものが行うもの

民事保全法（平成元年法律第九十一号）（抄）

（民事保全の機関及び保全執行裁判所）

第二条 民事保全の命令（以下「保全命令」という。）は、申立てにより、裁判所が行う。

2 民事保全の執行（以下「保全執行」という。）は、申立てにより、裁判所又は執行官が行う。

3 裁判所が行う保全執行に関してはこの法律の規定により執行処分を行うべき裁判所をもつて、執行官が行う保全執行の執行処分に関してはその執行官の所属する地方裁判所をもつて保全執行裁判所とする。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力団（略）
- 二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体を含む。
- 三 五（略）
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- 七・八（略）

協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「協同組織金融機関」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 農林中央金庫
- 二 信用協同組合及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の九第一項第一号（信用協同組合連合会）の事業を行う協同組合連合会
- 三 信用金庫及び信用金庫連合会
- 四 労働金庫及び労働金庫連合会
- 五 農業協同組合及び農業協同組合連合会（農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）第十条第一項第三号（信用事業）の事業を行うものに限る。以

（下同じ。）

六 漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第四号（信用事業）の事業を行うものに限る。以下同じ。）、漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第四号（信用事業）の事業を行うものに限る。以下同じ。）、水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第二号（信用事業）の事業を行うものに限る。以下同じ。）及び水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第一項第二号（信用事業）の事業を行うものに限る。以下同じ。）をいう。

八 この法律において「法定準備金」とは、根拠法に基づき協同組織金融機関が積み立てた準備金をいう。

（自己優先出資の消却）

第十五条 協同組織金融機関は、次に掲げる場合には、普通出資者総会の決議によつて、資本金の額を変更することなく、優先出資の消却を行うことができる。

一 第十九条第一項の規定による剰余金の配当の限度額からその事業年度の優先的配当の額を控除して得た額の全部又は一部をもつて自己の優先出資を取得して消却を行う場合

二 普通出資の増加によつて得た資金をもつて自己の優先出資を取得して消却を行う場合

二 協同組織金融機関は、優先出資の消却を行おうとするときは、行政庁の認可を受けなければならない。

三 額面金額を超える額を取得の対価として第一項第二号の優先出資の消却を行う場合には、消却後の普通出資の総額と優先出資の額面金額に消却後の発行済優先出資の総口数を乗じて得た額の合計額は、資本金の額を超えてはならない。

四 第一項の決議は、協同組織金融機関の定款の変更の決議の例による。

（略）

（資本金及び資本準備金）

第四十二条 優先出資を発行する協同組織金融機関の資本金は、第十五条第一項、次項、第四項ただし書及び第四十四条第二項に規定する場合を除くほか、その普通出資の総額及び優先出資について払い込まれた払込金額の総額の合計額とする。

二 優先出資の払込金額のうち額面金額を超える額は、払込金額の二分の一の範囲内において、資本金として計上しないことができる。

三 優先出資の払込金額のうち資本金として計上しない額は、資本準備金として計上しなければならない。

四 資本準備金は、損失のてん補に充てる場合を除くほか、その額を減少してはならない。ただし、行政庁の認可を受けて、その全部又は一部を資本金として計上する場合は、この限りでない。

（略）

（優先出資に係る資本金の額の減少）

第四十四条 優先出資を発行している協同組織金融機関が、根拠法の規定に基づき普通出資一口の金額の減少の決議をしたときは、優先出資の額面金額も、同額に減少する。

二 前項の場合には、資本金の額は、従前の資本金の額から普通出資の総額の減少額と優先出資の額面金額の減少額に発行済優先出資の総口数を乗じて得た額の合計額を控除して得た額に減少する。

三 優先出資を発行している協同組織金融機関は、前二項に定める場合のほか、資本金の額の減少を行うことはできない。

保険業法（平成七年法律第百五号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「保険業」とは、人の生存又は死亡に關し一定額の保険金を支払うことを約し保険料を收受する保険、一定の偶然的事故によつて生ずることのある損害をてん補することを約し保険料を收受する保険その他の保険で、第三条第四項各号又は第五項各号に掲げるものの引受けを行う事業（次に掲げるものを除く。）をいう。

一 他の法律に特別の規定のあるもの

二 次に掲げるもの

イ 地方公共団体がその住民を相手方として行うもの  
ロ 一の会社等（会社（外国会社を含む。以下この号において同じ。）その他の事業者（政令で定める者を除く。）をいう。）又はその役員若しくは使用人

(役員又は使用人であつた者を含む。以下この号において同じ。)が構成する団体がその役員若しくは使用人又はこれらの者の親族(政令で定める者に限る。以下この号において同じ。)を相手方として行うもの。

一 一の労働組合がその組合員(組合員であつた者を含む。)又はその親族を相手方として行うもの

二 一の会社が同一の会社の集団(一の会社及び当該会社の子会社の集団をいう。)に属する他の会社を相手方として行うもの

ホ 一の学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいう。)又はその学生が構成する団体がその学生又は生徒を相手方として行うもの

ヘ 一の地縁による団体(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条の二第一項に規定する地縁による団体であつて、同条第二項各号に掲げる要件に該当するものをいう。)がその構成員を相手方として行うもの

ト イからヘまでに掲げるものに準ずるものとして政令で定めるもの

三 政令で定める人数以下の者を相手方とするもの(政令で定めるものを除く。)

2 この法律において「保険会社」とは、第三条第一項の内閣総理大臣の免許を受けて保険業を行う者をいう。

3 (略)

4 この法律において「相互会社」とは、保険業を行うことを目的として、この法律に基づき設立された保険契約者とその社員とする社団をいう。

5 (略)

6 この法律において「外国保険会社等」とは、外国保険業者のうち第八十五条第一項の内閣総理大臣の免許を受けた者をいう。

7 (略)

8 この法律において「子会社」とは、会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその子会社とは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

11 (略)

12 この法律において「子会社」とは、会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその子会社とは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

1413 (略)

この法律において「保険主要株主」とは、保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者(他人(仮設人を含む。))の名義をもつて保有する者を含む以下同じ。であつて、第二百七十一条の十第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第二項ただし書の認可を受けているものをいう。

15 第十二項又は前項の場合において、会社又は議決権の保有者が保有する議決権には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は持分に係る議決権(委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該会社若しくは当該議決権の保有者に指図を行うことができるものに限る。)

令で定める議決権を含まないものとし、信託財産である株式又は持分に係る議決権を、当該会社又は当該議決権の保有者が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるもの(内閣府令で定める議決権を除く。)

及びその行使について指図を行うことができるもの(内閣府令で定める議決権を除く。)



第一項（第一号に係る部分に限る。）（裁判による登記の嘱託）の規定は、相互会社の社員総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する。この場合において、同法第八百三十一条第一項中「株主等（当該各号の株主総会等が創立総会又は種類創立総会である場合にあっては、株主等、設立時株主、設立時取締役又は設立時監査役）」とあるのは「相互会社の社員、取締役、監査役又は清算人（委員会設置会社である場合には、社員、取締役、執行役又は清算人）」と、「取締役、監査役又は清算人（当該決議が株主総会又は種類株主総会の決議である場合にあっては、第三百四十六条第一項（第四百七十九條第四項において準用する場合を含む。）の規定により取締役、監査役又は清算人としての権利義務を有する者を含み、当該決議が創立総会又は種類創立総会の決議である場合にあっては設立時取締役又は設立時監査役を含む。）」とあるのは「取締役、監査役又は清算人（保険業法第五十三条の十二第一項（同法第八十条の五第四項において準用する場合を含む。）の規定により取締役、監査役又は清算人としての権利義務を有する者を含む。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

#### （会社法の準用） 第四十九条（略）

2 会社法第八百三十条（株主總會等の決議の不存在又は無効の確認の訴え）、第八百三十一条（株主總會等の決議の取消しの訴え）、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄）、第八百三十六條（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）並びに第九百三十七條（弁論等の必要併合）、第八百三十八條（認容判決の効力が及ぶ者の範囲）、第八百四十六條（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）並びに第九百三十七條第一項（第一号に係る部分に限る。）（裁判による登記の嘱託）の規定は、相互会社の総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する。この場合において、同法第八百三十一条第一項中「株主等（当該各号の株主總會等が創立総会又は種類創立総会である場合にあっては、社員、取締役、設立時株主、設立時取締役又は設立時監査役）」とあるのは「相互会社の社員、取締役、監査役又は清算人（委員会設置会社において、社員、取締役、執行役又は清算人）」と、「取締役、監査役又は清算人（当該決議が株主總會又は種類株主總會の決議である場合にあっては、第三百四十六条第一項（第四百七十九條第四項において準用する場合を含む。）の規定により取締役、監査役又は清算人としての権利義務を有する者を含み、当該決議が創立総会又は種類創立総会の決議である場合にあっては設立時取締役又は設立時監査役を含む。）」とあるのは「取締役、監査役又は清算人（保険業法第五十三条の十二第一項（同法第八十条の五第四項において準用する場合を含む。）の規定により取締役、監査役又は清算人としての権利義務を有する者を含む。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

#### （選任） 第五十二条 役員（取締役、会計参与及び監査役をいう。以下この目において同じ。）及び会計監査人は、社員總會（総代会を設けているときは、総代会。以下この款において同じ。）の決議によつて選任する。

#### 2 （略）

（解任）  
第五十三条の八 相互会社の役員及び会計監査人は、いつでも、社員總會の決議によつて解任することができる。  
2 前項の規定により解任された者は、その解任について正当な理由がある場合を除き、相互会社に対し、解任によつて生じた損害の賠償を請求することができる。

#### （執行役の選任等） 第五十三条の二十六（略）

2 執行役は、取締役会の決議によつて選任する。

#### 3 （略）

#### （執行役の解任等） 第五十三条の二十七

2・3 執行役は、いつでも、取締役会の決議によつて解任することができる。

#### （基金償却積立金の取崩し） 第五十七条 相互会社は、社員總會（総代会を設けているときは、総代会）の決議により、基金償却積立金を取り崩すことができる。

2 前項の場合には、第六十二条第二項に定める決議によらなければならない。

#### 3 5 （略）

6 会社法第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第二項（第五号に係る部分に限る。）（会社の組織に関する行為の無効の訴え）、第八百三十四条（第五号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄）、第八百三十六条から第八百三十九条まで（担保提供命令、弁論等の必要の併合、認容判決の効力が及ぶ者の範囲、無効又は取消しの判決の効力）、第八百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）並びに第九百三十七條第一項（第一号二に係る部分に限る。）（裁判による登記の嘱託）の規定は、基金償却積立金の取崩しの無効の訴えについて準用する。この場合において、同法第八百二十八条第二項第五号中「株主等」とあるのは「相互会社の社員、取締役、監査役若しくは清算人（委員会設置会社にあつては、社員、取締役、執行役又は清算人）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（基金の募集）

第六十条 相互会社は、その成立後においても、社員総会（総代会を設けているときは、総代会。以下この項において同じ。）の決議により、新たに基金を募集することができる。この場合においては、相互会社は、社員総会の決議により、新たに基金を募集する基金の額を定めなければならない。

2 前項の場合には、第六十二条第二項に定める決議によらなければならない。

（基金の抛出の申込み）

第六十条の二（略）

5 会社法第八百二十八条第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第二項（第二号に係る部分に限る。）（会社の組織に関する行為の無効の訴え）、第八百三十四条（第二号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄）、第八百三十六条から第八百三十九条まで（担保提供命令）、第八百三十七條（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）並びに第九百三十七條第一項（第一号二に係る部分に限る。）（裁判による登記の嘱託）の規定は、前条第一項の基金の募集の無効の訴えについて、同法第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十二條（第二号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十三条本文（原裁判の執行停止）、第八百七十五条から第八百七十七条まで（非訟事件手続法の規定の適用除外）、最高裁判所規則（審問等の必要の併合）及び第八百七十八條第一項（裁判の効力）の規定は、この項において準用する同法第八百四十二条の規定の適用除外、それぞれ準用する。この場合において、同法第八百二十八条第二項第二号中「株主等」とあるのは「相互会社の社員、取締役、監査役又は清算人（委員会設置会社にあつては、社員、取締役、執行役又は清算人）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（募集社債に関する事項の決定）

第六十一条 相互会社は、その発行する社債（この法律の規定により相互会社が行う割当てにより発生する当該相互会社を債務者とする金銭債権であつて次に掲げる事項についての定めに従い償還されるものをいう。以下この款において同じ。）を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集社債（当該募集に應じて当該社債の引受けの申込みをした者に対して割り当てる社債をいう。以下この款において同じ。）について次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 募集社債の総額
- 二 各募集社債の金額
- 三 募集社債の利率
- 四 募集社債の償還の方法及び期限
- 五 利息支払の方法及び期限
- 六 社債を発行するとき、その旨
- 七 社債権者が第六十一条の五において準用する会社法第六百九十八条の規定による請求の全部又は一部をすることができないこととするときは、その旨
- 八 社債管理者が社債権者集会の決議によらずに第六十一条の七第四項第二号に掲げる行為をすることができるときは、その旨
- 九 各募集社債の払込金額（各募集社債と引換えに払い込む金銭の額をいう。以下この款において同じ。）若しくはその最低金額又はこれらの算定方法
- 十 募集社債と引換えにする金銭の払込みの期日
- 十一 一定の日までに募集社債の総額について割当てを受ける者を定めていない場合において、募集社債の全部を発行しないこととするときは、その旨及びその一定の日
- 十二 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

第六十二条 定款を変更するには、社員総会（総代会を設けているときは、総代会。次条において同じ。）の決議を必要とする。

2 第三十七条の三第一項及び第四十四条第一項の規定にかかわらず、前項の決議は、総社員の半数以上が出席し、その議決権の四分の三以上の多数（総代会の

場合は、総代の半数以上が出席し、その議決権の四分の三以上の多数）により行う。

第六十二条の二 相互会社は、次に掲げる行為をする場合には、当該行為がその効力を生ずる日の前日までに、社員総会の決議によって、当該行為に係る契約の承認を受けなければならない。

一 事業の全部の譲渡

二 事業の重要な一部の譲渡（当該譲渡により譲り渡す資産の帳簿価額が当該相互会社の総資産額として内閣府令で定める方法により算定される額の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）を超えないものを除く。）

三 他の会社（相互会社、外国会社その他の法人を含む。）の事業の全部の譲受け

四 当該相互会社（第二款の規定により設立したものに限り、以下この号において同じ。）の成立後二年以内におけるその成立前から存在する財産であつてその事業のために継続して使用するもの取得。ただし、イに掲げる額の口に掲げる額に対する割合が五分の一（これを下回る割合を当該相互会社の定款で定めた場合にあっては、その割合）を超えない場合を除く。

イ 当該財産の対価として交付する財産の帳簿価額の合計額

ロ 当該相互会社の純資産額として内閣府令で定める方法により算定される額

2 前項の場合には、前条第二項に定める決議によらなければならない。

（組織変更計画の承認）  
第六十九条 株式会社は、組織変更をするには、組織変更計画を作成して、株主総会の決議により、その承認を受けなければならない。

2 前項の場合には、会社法第二百九条第二項（株主総会の決議）に定める決議によらなければならない。

3 7 （略）

（組織変更無効の訴え）

第八十四条の二 （略）  
2 組織変更の無効の訴えは、効力発生日において組織変更をする株式会社の株主等（株主、取締役、監査役又は清算人（委員会設置会社にあつては、株主、取締役、執行役又は清算人）をいう。以下この節において同じ。）であつた者又は組織変更後相互会社の社員等（社員、取締役、監査役又は清算人（委員会設置会社にあつては、社員、取締役、執行役又は清算人）をいう。以下この節において同じ。）に、破産管財人若しくは組織変更について承認をしなかつた債権者に限り、提起することができる。

3 4 （略）

（組織変更計画の承認）  
第八十六条 相互会社は、前条の組織変更（以下この款において「組織変更」という。）をするには、組織変更計画を作成して、社員総会（総代会を設けているときは、総代会。以下この款において同じ。）の決議により、その承認を受けなければならない。

2 前項の場合には、第六十二条第二項に定める決議によらなければならない。

3 5 （略）

（組織変更株式交換）  
第九十六条の五 組織変更をする相互会社は、組織変更の際して、組織変更株式交換（組織変更をする相互会社が組織変更をするのと同時に組織変更後株式会社の株式の全部を他の株式会社（以下この款において「組織変更株式交換完全親会社」という。）に取得させることをいう。以下この款において同じ。）をすることができる。

2 3 （略）

（組織変更株式移転）  
第九十六条の八 組織変更をする相互会社は、組織変更の際して、組織変更株式移転（一又は二以上の組織変更をする相互会社が組織変更をするのと同時に組織変更後株式会社（次条第一項第九号に規定する場合にあっては、同号の株式会社を含む。）の発行する株式の全部を新たに設立する株式会社（以下この款において「組織変更株式移転設立完全親会社」という。）に取得させることをいう。）をすることができる。

2 第九十六条の八 組織変更をする相互会社は、組織変更の際して、組織変更株式移転（一又は二以上の組織変更をする相互会社が組織変更をするのと同時に組織変更後株式会社（次条第一項第九号に規定する場合にあっては、同号の株式会社を含む。）の発行する株式の全部を新たに設立する株式会社（以下この款において「組織変更株式移転設立完全親会社」という。）に取得させることをいう。）をすることができる。

2 第九十六条の八 組織変更をする相互会社は、組織変更の際して、組織変更株式移転（一又は二以上の組織変更をする相互会社が組織変更をするのと同時に組織変更後株式会社（次条第一項第九号に規定する場合にあっては、同号の株式会社を含む。）の発行する株式の全部を新たに設立する株式会社（以下この款において「組織変更株式移転設立完全親会社」という。）に取得させることをいう。）をすることができる。

2 第九十六条の八 組織変更をする相互会社は、組織変更の際して、組織変更株式移転（一又は二以上の組織変更をする相互会社が組織変更をするのと同時に組織変更後株式会社（次条第一項第九号に規定する場合にあっては、同号の株式会社を含む。）の発行する株式の全部を新たに設立する株式会社（以下この款において「組織変更株式移転設立完全親会社」という。）に取得させることをいう。）をすることができる。

2 第九十六条の八 組織変更をする相互会社は、組織変更の際して、組織変更株式移転（一又は二以上の組織変更をする相互会社が組織変更をするのと同時に組織変更後株式会社（次条第一項第九号に規定する場合にあっては、同号の株式会社を含む。）の発行する株式の全部を新たに設立する株式会社（以下この款において「組織変更株式移転設立完全親会社」という。）に取得させることをいう。）をすることができる。

第九十六條の十六（略）

2 組織変更の無効の訴えは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者に限り、提起することができる。

一 組織変更株式交換を伴う組織変更の場合、効力発生日において組織変更をする相互会社の社員等であつた者若しくは組織変更株式交換完全親会社の株主等であつた者又は組織変更後株式会社の株主等、破産管財人若しくは組織変更について承認をしなかつた債権者若しくは組織変更株式交換完全親会社の株主等若しくは破産管財人

二 組織変更株式移転を伴う組織変更の場合、効力発生日において組織変更をする相互会社の社員等であつた者又は組織変更後株式会社若しくは第九十六條の九第一項第九号の株式会社の株主等、破産管財人若しくは組織変更について承認をしなかつた債権者若しくは組織変更株式移転設立完全親会社の株主等若しくは破産管財人

三 前二号に掲げる場合以外の場合、効力発生日において組織変更をする相互会社の社員等であつた者又は組織変更後株式会社の株主等、破産管財人若しくは組織変更について承認をしなかつた債権者

第九十九條 保険会社は、第九十七條及び前條の規定により行う業務のほか、第九十七條の業務の遂行を妨げない限度において、金融商品取引法第三十三條第二項各号（金融機関の有価証券関連業務の禁止等）に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う業務（前條第一項の規定により行う業務を除く。）及び当該業務に付随する業務として内閣府令で定めるものを行うことができる。

2 } 7 (略)

8 信託業法第十一條（営業保証金）、第二十二條（信託業務の委託）、第二十三條（信託業務の委託に係る信託会社の責任）、第二十四條から第三十一條まで（信託の引受けに係る行為準則、金融商品取引法の準用、信託契約の内容の説明、信託契約締結時の書面交付、信託財産状況報告書の交付、信託会社の忠実義務等、信託財産に係る行為準則、重要な信託の変更等、費用等の償還又は前払の範囲等の説明、信託の公示の特例、信託財産に係る債務の相殺）、第四十二條（立入検査等）及び第四十九條（免許等の取消し等の場合の解任手続）並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六條（損失の補てん等を行う旨の信託契約の締結）の規定は、生命保険会社が第三項の規定により保険金信託業務を行う場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる信託業法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

9 (表略)

10 (略)

（保険会社の子会社の範囲等）

第一百六條 保険会社は、次に掲げる会社（以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一 } 十二 (略)

十三 新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社（当該会社の議決権を、当該保険会社又はその子会社のうち前号に掲げる会社で内閣府令で定めるもの（次條第七項において「特定子会社」という。）以外の子会社が、合算して、同條第一項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）

2 } 十四・十五 (略)

（保険会社等による議決権の取得等の制限）

第一百七條 (略)

2 前項の規定は、保険会社又はその子会社が、担保権の実行による株式又は持分の取得その他の内閣府令で定める事由により、国内の会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなる場合には、適用しない。ただし、当該保険会社又はその子会社は、合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた部分の議決権については、当該保険会社があらかじめ内閣府令で定められた場合を除き、その取得し、又は保有することとなつた日から一年を超えてこれを保有してはならない。

3 前項ただし書の場合において、内閣府令で定める同項の承認の対象には、保険会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうち当該百分の五十を超える部分の議決権は含まれないものとし、内閣府令で定める部分の議決権を速やかに処分することを条件としなければならぬ。

4 保険会社又はその子会社は、次の各号に掲げる場合には、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める日に保有することとなる国内の会社の議決権がその

- 基準議決権数を超える場合であつても、同日以後、当該議決権をその基準議決権数を超えて保有することができる。ただし、内閣総理大臣は、保険会社又はその子会社が、次の各号に掲げる場合には、国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて保有することとなるときは、当該各号に規定する認可（第三号に該当する場合には、免許。次項において同じ。）を許すはならない。
- 一 前条第七項の認可を受けて当該保険会社が子会社対象保険会社等を子会社としたとき（内閣府令で定める場合に限る。）。
  - 二 当該保険会社が第四百四十二条の認可を受けて事業の譲受けをしたとき（内閣府令で定める場合に限る。）。
  - 三 第七十三条の六第一項の認可を受けて共同新設分割（法人が他の法人と共同してする新設分割をいう。）により設立された会社が第三条第一項の免許を受けて当該保険会社になったとき。その免許を受けた日。
  - 四 当該保険会社が第七十三条の六第一項の認可を受けて吸収分割により事業を承継したとき（内閣府令で定める場合に限る。）。
  - 五 第六十七条第一項の認可を受けて当該保険会社が合併により設立されたとき。その設立された日。
  - 六 当該保険会社が第六十七條第一項の認可を受けて合併をしたとき（当該保険会社が存続する場合に限る。）。
  - 七 内閣総理大臣は、前項各号に規定する認可をするときは、当該各号に定める日に保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を、同日から五年を経過する日までに内閣総理大臣が定める基準に従つて処分することを条件としなければならない。
  - 八 保険会社又はその子会社が、国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなつた場合には、その超える部分の議決権は、当該保険会社が取得し、又は保有するものとみなす。
- 7 前各項の場合において、新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社の議決権の取得又は保有については、特定子会社は、保険会社の子会社に該当しないものとみなす。
- 8 (略)

(報告又は資料の提出)  
第二百二十八条 (略)

- 3 保険会社の子法人等又は当該保険会社から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

(立入検査)

- 1 第二百二十九条 内閣総理大臣は、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、当該職員に、保険会社の営業所、事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による立ち入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に、保険会社の子法人等若しくは当該保険会社から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、当該保険会社に対する質問若しくは検査に必要な事項に質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 3 保険会社の子法人等又は当該保険会社から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による質問及び検査を拒むことができる。

(保険契約の移転)

- 1 第二百三十五条 保険会社は、この法律の定めるところに従い、他の保険会社（外国保険会社等を含む。以下この項において同じ。）との契約により保険契約を当該他の保険会社（以下この節において「移転先会社」という。）に移転することができる。
- 2 (略)
- 3 (略)
- 4 (略)

(保険契約の移転の決議)

- 1 第二百三十六条 前条第一項の保険契約の移転をするには、移転会社及び移転先会社（外国保険会社等を除く。）において株主総会又は社員総会（総代会を設けているときは、総代会）（以下この章、次章及び第十章において「株主総会等」という。）の決議を必要とする。
- 2 前項の場合には、会社法第三百九条第二項（株主総会の決議）に定める決議又は第六十二条第二項に定める決議によらなければならない。
- 3 移転会社及び移転先会社は、第一項の決議をする場合には、会社法第二百九十九条第一項（株主総会の招集の通知）（第四十一条第一項及び第四十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知において、前条第一項の契約の要旨を示さなければならない。

(保険契約の移転に係る書類の備置き等)  
第二百三十六条の二 移転会社の取締役（委員会設置会社にあつては、執行役）は、前条第一項の株主総会等の会日の二週間前から次条第一項の規定により公告さ

れた異議を述べるべき期間の最終日まで、第二百三十五条第一項の契約に係る契約書その他の内閣府令で定める書類を各営業所又は各事務所に備え置かなければならない。  
2 (略)

(業務及び財産の管理の委託)  
第四百四十四条 保険会社は、この法律の定めるところに従い、他の保険会社(外国保険会社等(内閣府令で定めるものを除く。))を含む。以下この項において同(じ。))との契約により当該他の保険会社(以下この節において「受託会社」という。))にその業務及び財産の管理の委託をすることができる。以下この項において「委託会社」という。))及び受託会社(外国保険会社等を除く。))において株主総会等の決議を必要とする。  
3 前項の場合には、会社法第二百九条第二項(株主総会の決議)に定める決議又は第六十二条第二項に定める決議によらなければならない。  
4 (略)

(相互会社の解散の手續等)  
第五百六十六条 相互会社が解散の決議をする場合には、第六十二条第二項に定める決議によらなければならない。

(合併契約の承認)

第六十五条の三 消滅株式会社は、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によつて、合併契約の承認を受けなければならない。

2 消滅株式会社は、前項の規定による決議をする場合には、会社法第二百九条第二項(株主総会の決議)の規定による決議によらなければならない。

3 消滅株式会社は、第一項の規定による決議をする場合には、会社法第二百九条第一項(株主総会の招集の通知)の通知において、合併契約の要領を示さなければならない。

4 第二項の規定にかかわらず、消滅株式会社が公開会社(会社法第五号(定義)に規定する公開会社をいう。以下この節において同じ。))である場合に於いて、消滅株式会社の株主に対して交付する株式等の全部又は一部が譲渡制限株式であるときは、第一項の決議は、同法第二百九条第三項に定める決議によらなければならない。ただし、当該消滅株式会社が種類株式発行会社である場合は、この限りでない。

5 (略)  
6 新設合併消滅株式会社が前項の規定による決議をする場合には、会社法第二百二十四条第三項(種類株主総会の決議)の規定による決議によらなければならない。

(吸収合併契約の承認等)

第六十五条の十 吸収合併存続株式会社は、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

2 吸収合併存続株式会社が前項の規定による決議をする場合には、会社法第二百九条第二項(株主総会の決議)の規定による決議によらなければならない。

3 (略)  
5 吸収合併存続株式会社が前項の規定による決議をする場合には、会社法第二百二十四条第三項(種類株主総会の決議)の規定による決議によらなければならない。

(吸収合併契約の承認を要しない場合等)  
第六十五条の十一 前条第一項から第四項までの規定は、第一号に掲げる額の第二号に掲げる額に對する割合が五分の一(これを下回る割合を吸収合併存続株式会社の定款で定められた場合に於ては、その割合)を超えない場合には、適用しない。ただし、吸収合併消滅相互会社の社員に對して交付する株式等の全部又は一部が吸収合併存続株式会社の譲渡制限株式である場合であつて、吸収合併存続株式会社が公開会社でないときは、この限りでない。

一 次に掲げる額の合計額  
イ 吸収合併消滅相互会社の社員に對して交付する吸収合併存続株式会社の株式の数に一株当たり純資産額(会社法第四百一条第二項(株式会社による買取りの通知)に規定する一株当たり純資産額をいう。))を乗じて得た額  
ロ 吸収合併消滅相互会社の社員に對して交付する金銭の額

二 前項本文において準用する第六十五条の四第一項の規定による通知又は次条において準用する第六十五条の四第二項の公告の日から二週間以内に吸収合併に反対する旨を吸収合併存続株式会社に對し通知したときは、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

2 前項本文において準用する第六十五条の四第一項の規定による通知又は次条において準用する第六十五条の四第二項の公告の日から二週間以内に吸収合併に反対する旨を吸収合併存続株式会社に對し通知したときは、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。



同法第二百七十三條の規定により同法第八十五條第一項と、第二百三十三條又は第三百三十四條の規定により同法第三條第一項とあるのは「第二百五十五條又  
 は第二百六條の規定により同法第八十五條第一項と、同法第九項及び第三項第二号中「指定生命保險業務紛争解決機関」とあるのは「第九十九條において準用する第百十一  
 條第一項」と、同法第一項各号中「生命保險業務」とあるのは「指定外国生命保險業務」と、同法第二号中「指定生命保險業務紛争解決機関」とあるのは「指定生命保險業務紛争解決  
 機関」と、同法第一項各号中「生命保險業務」とあるのは「指定外国生命保險業務」と、同法第一項各号中「損害保險業務」とあるのは「指定損害  
 保險業務紛争解決機関」とあるのは「指定外国損害保險業務」と、同法第一項各号中「損害保險業務」とあるのは「指定損害保險業務」と、同法第二号中「指定損害  
 第九條中「事業年度」とあるのは「日本における事業年度」と、同法第十條第一項中「事業年度」とあるのは「日本における事業年度」と、同法第十一條中「日本に  
 おける業務」と、第一百十一條第一項中「事業年度」とあるのは「日本における事業年度」と、同法第十二條中「日本における業務」と、同法第十三條中「日本に  
 本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所その他これらに準ずる場所として内閣府令で定める場所」とあるのは「外国保險会社等の日本における支店  
 の他これに準ずる場所として内閣府令で定める場所」と、同法第六項中「当該保險会社及びその子会社等の業務」とあるのは「内閣総理大臣」とあるのは「内閣  
 ける業務」と、第一百十二條第一項中「所有する」とあるのは「日本において所有する」と、同法第十四條第一項中「保險契約者」とあるのは「内閣  
 閣総理大臣」と、第一百十二條第二項中「所有する」とあるのは「日本において所有する」と、同法第十四條第一項中「保險契約者」とあるのは「内閣  
 者」と、第一百十五條第一項中「所有する」とあるのは「日本において所有する」と、同法第十四條第一項中「保險契約者」とあるのは「内閣  
 第二項中「株式等」とあるのは「日本における株式等」と、第一百十六條第一項中「毎決算期」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期」と、  
 契約」とあるのは「日本における保險契約」と、責任準備金」とあるのは「日本において責任準備金」と、同法第二項中「長期の」とあるのは「日本におけ  
 る長期の」と、同法第三項中「保險契約」とあるのは「日本における保險契約」と、支出」とあるのは「日本における事業年度に係る支出」と、  
 「日本において支払準備金」と、第一百十八條第一項中「内閣府令で定める保險契約」とあるのは「日本における支店として日本において」と、  
 けなければならない」とあるのは「日本において設けなければならない」と、第一百二十條第一項中「生命保險会社及び内閣府令で定める要件に該当する損害保  
 險会社」とあるのは「外国生命保險会社及び内閣府令で定める要件に該当する外國損害保險会社等」と、同法第二項中「生命保險会社及び内閣府令で定める要件に  
 料の算出方法」と、同法第二項及び第三項中「保險計理人」とあるのは「外國保險会社等の日本における保險計理人」と、第一百二十一条中「保險計理人」とある  
 ののは「外國保險会社等の日本における代表者」と、第一百二十二條中「毎決算期」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期」と、同法第二十一條中「  
 國保險会社等の日本における代表者」と、第一百二十二條中「保險計理人」とあるのは「外國保險会社等の日本における保險計理人」と、  
 のは「当該外國保險会社等」と読み替えるものとする。

2 (報告又は資料の提出)

第二百九條 内閣総理大臣は、外國保險会社等の日本における業務の健全かつ適切な運営を確保し、日本における保險契約者等の保護を図るため必要があると認め  
 るときは、外國保險会社等又は第八十五條第一項に規定する保險の引受けの代理をする者に対し、当該外國保險会社等の日本における業務又は財産の状況に  
 2 関し報告又は資料の提出を求めることができる。  
 3 (略)  
 3 外國保險会社等の特殊関係者又は当該外國保險会社等から日本における業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料  
 の提出を拒むことができる。

2 (立入検査)

第二百一十條 内閣総理大臣は、外國保險会社等の日本における業務の健全かつ適切な運営を確保し、日本における保險契約者等の保護を図るため必要があると認  
 めるときは、当該職員に、外國保險会社等の支店等に立ち入らせ、当該外國保險会社等の日本における業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類  
 2 その他の物件を検査させることができる。  
 3 (略)

3 外國保險会社等の特殊関係者又は当該外國保險会社等から日本における業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による質問及び検査  
 を拒むことができる。

2 (外國保險会社等の清算)

第二百十二條 外國保險会社等は、次の各号のいずれかに該当するときは、日本に所在する財産の全部について清算をしなければならぬ。  
 一 当該外國保險会社等に係る第八十五條第一項の免許が第二百五十五條又は第二百六條の規定により取り消されたとき。

2 (略)

六 当該外國保險会社等に係る第八十五條第一項の免許が第二百七十三條の規定によりその効力を失ったとき。

(会社法の準用)  
第二百三十三條 会社法第八百二十二條第一項から第三項まで(日本にある外国会社の財産についての清算)、第七編第一章第二節(外国会社の取引継続禁止又は営業所閉鎖の命令)、同編第三章第一節(総則)、第四節(外国会社の清算の手續に関する特別)及び第五節(会社の解散命令等の手續に関する特別)、第九百三十七條第二項(裁判による登記の囑託)並びに第九百三十八條第六項(特別清算に関する裁判による登記の囑託)の規定は、外国相互会社が日本国内に從たる事務所その他の事務所を設けた場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(外国保険会社等の公告方法)  
第二百三十七條 外国保険会社等(外国会社及び外国相互会社に限る。次項及び第三項において同じ。)の公告方法は、次に掲げる方法のいずれかを定めなければならない。

一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二 電子公告

4 外国保険会社等(外国会社及び外国相互会社を除く。)の公告方法は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法とする。

(報告又は資料の提出)  
第二百二十六條 (略)

3 免許特定法人等から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

(立入検査)

第二百二十七條 内閣総理大臣は、引受社員の本に於ける業務の健全かつ適切な運営を確保し、日本に於ける保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、当該職員に、総代理店の事務所所に立ち入らせ、当該免許特定法人又は引受社員の本に於ける業務又は財産の状況に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に、免許特定法人等から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、その免許特定法人若しくは引受社員に対する質問若しくは検査に必要な事項に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 免許特定法人等から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による質問及び検査を拒むことができる。

(業務の停止、合併等の協議の命令並びに業務及び財産の管理)  
第二百四十一條 内閣総理大臣は、保険会社等若しくは外国保険会社等の業務若しくは財産の状況に照らしてその保険業の継続が困難であると認めるとき、又は

その業務(外国保険会社等にあつては、日本に於ける業務。以下この条から第二百五十五條の二までにおいて同じ。)の運営が著しく不適切でありその保険業の継続が保険契約者等の保護に欠ける事態を招くおそれがあると認めるときは、当該保険会社等又は外国保険会社等に対し、業務の全部若しくは一部の停止、合併、保険契約の移転(外国保険会社等にあつては、日本に於ける保険契約の移転)若しくは当該保険会社等若しくは外国保険会社等の株式の他の保険会社等、外国保険会社等若しくはは保険持株会社等による取得(第二百四十七條第一項、第二十六條から第二十八條まで、第二百七十一條の三の二第四項及び第五項並びに第二百七十一條の四第四項及び第五項において「合併等」という。)の協議その他必要な措置を命じ、又は保険管理人による業務及び財産(外国保険会社等にあつては、日本に所在する財産。次条及び第二百四十六條の二から第二百四十七條の二までにおいて同じ。)の管理を命ずることができる。この章において「保険持株会社等」とは、次に掲げる者をいう。

一 保険持株会社

二 第二百七十二條の三十七第七項に規定する少額短期保険持株会社

三 株式を取得することにより保険会社を子会社とする持株会社となることについて第二百七十一條の十八第一項の認可を受けた会社

四 株式を取得することにより少額短期保険業者を子会社とする持株会社となることについて第二百七十二條の三十五第一項の承認を受けた会社

五 前各号に掲げる会社以外の会社(保険会社等及び外国保険会社等を除く。)で保険会社等又は外国保険会社等を子会社とするもの又は子会社としようとするもの

3 保険会社等又は外国保険会社等は、その業務又は財産の状況に照らしてその保険業の継続が困難であるときは、その旨及びその理由を、文書をもって、内閣

（保険管理人の選任等）  
第二百四十二条 前条第一項の規定による保険管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分（以下この款及び第二百五十八条第二項において「管理を命ずる処分」という。）があつたときは、当該処分を受けた保険会社等又は外国保険会社等（以下「被管理会社」という。）を代表し、業務の執行並びに財産の管理及び処分を行う権利（外国保険会社等を代表する権利にあつては、日本における保険業に係る範囲に限る。）は、保険管理人に専属する。会社法第八百二十八条第一項及び第二項（会社の組織に関する行為の無効の訴え）（第三十条の十五、第五十七条第六項、第六十条の二第五項及び第七十一条において準用する場合を含む。）並びに第八百三十一条第一項（株主総会等の決議の取消しの訴え）（第四十一条第二項及び第四十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定並びに第八十四条の二第二項及び第九十六条の十六第二項の規定による取締役及び執行役の権利についても、同様とする。

（計画の承認）  
第二百四十七条 内閣総理大臣は、保険契約者等の保護のため被管理会社に係る保険契約（外国保険会社等にあつては、日本における保険契約。第二百五十四条及び第二百七十条の七第一項を除き、以下この章において同じ。）の存続を図ること又は特定補償対象契約の解約に係る業務その他の業務が円滑に行われることが必要であると認めるときは、保険管理人に対し、次に掲げる事項を含む業務及び財産の管理に関する計画の作成を命ずることができる。

一 被管理会社の業務の整理及び合理化に関する方針  
二 被管理会社に係る合併等を円滑に行うための方策  
三 保険管理人は、前項の承認があつたときは、遅滞なく、当該承認に係る第一項の計画を移行に改ざなければならぬ。  
四 保険管理人は、やむを得ない事情が生じた場合には、内閣総理大臣の承認を受けて、第一項の計画を変更し、又は廃止することができる。  
五 内閣総理大臣は、保険契約者等の保護のため必要があると認めるときは、保険管理人に対し、第一項の計画の変更又は廃止を命ずることができる。

（保険契約の移転における契約条件の変更）  
第二百五十条 保険会社等又は外国保険会社等は、次に掲げる場合には、第三百三十五条第一項（第二百十條第一項及び第二百七十二條の二十九に於いて準用する場合を含む。）の契約において、第三百三十五条第四項（第二百十條第一項及び第二百七十二條の二十九に於いて準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更のほか、当該契約により移転するものとされる保険契約（特定契約を除く。）について、保険金額の削減その他の契約条項の変更（当該軽微な変更、特定補償対象契約以外の補償対象契約（第二百七十条の三第二項第一号に規定する補償対象契約をいう。））について、第三項第一号に規定する公告等の時以後に收受した保険料により積み立てるべき責任準備金を減額する変更及び特定補償対象契約について同号に規定する公告等の時以後に発生する解約返戻金その他これに類するものとして内閣府令・財務省令で定める給付金にこれら以外の当該特定補償対象契約に係る保険金その他の給付金に比して不利な内容を定める変更を除く。以下この款において「契約条件の変更」という。）を定めることができる。

一 第二百四十一条第一項の規定により保険契約の全部に係る保険契約の移転の協議を命ぜられた場合において、当該保険契約の移転をするとき。  
二 被管理会社である場合において、第二百四十七條第二項の承認（同条第四項の変更の承認を含む。）を受けた同条第一項の計画に従つて保険契約の全部又は一部に係る保険契約の移転をするとき。  
三 第二百六十八條第一項又は第二百七十條第一項の内閣総理大臣の認定を受けた第二百六十條第二項に規定する破綻<sup>たん</sup>保険会社である場合において、同条第三項に規定する救済保険会社に対しその保険契約の全部に係る保険契約の移転をするとき（前二号に掲げる場合を除く。）。

二 前項第一号又は第三号の保険契約以外の全部を包括して移転しななければならない。  
三 前二項に規定する「特定契約」とは、次に掲げるものをいう。  
一 次項の公告の時（当該公告の時において既に、第二百四十一条第一項の規定により業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられ、保険契約に係る支払を停止している場合又は第二百五十五条（第二四五條）第二項において準用する場合を含む。）この条第五項、第二百五十四條第四項若しくは第二百五十五条の二第三項の規定によりその業務を停止し、保険契約に係る支払を停止している場合にあつては、その保険契約に係る支払を停止した時。次号において「公告の時」という。）において既に、保険事故が発生している保険期間の中途で解約その他の保険契約の終了の事由が発生しているもの。

一 公告等の時において既に、保険期間が終了している保険契約（公告等の時において、前号の他の保険契約の終了の事由が発生しているもの）  
二 第二百四十條の三の規定による命令により、保険契約に係る支払が停止されたもの（これを除く。）  
三 第二百四十條の三の規定による命令により、保険契約に係る支払が停止されたもの（これを除く。）  
四 第一項の場合において、株主総会等が開かれる旨及び当該契約条件の変更を含む保険契約の移転の決議が会議の目的となつて行われる旨を、外国保険会社等にあつては、第三百三十五条第一項の契約に係る契約書の作成日において、当該契約条件の変更を含む契約書が作成された旨を、それぞれ公告しなければならない。

一 第二百四十條の三の規定による命令により、保険契約に係る支払が停止されたもの（これを除く。）  
二 第二百四十條の三の規定による命令により、保険契約に係る支払が停止されたもの（これを除く。）  
三 第二百四十條の三の規定による命令により、保険契約に係る支払が停止されたもの（これを除く。）  
四 第一項の場合において、株主総会等が開かれる旨及び当該契約条件の変更を含む保険契約の移転の決議が会議の目的となつて行われる旨を、外国保険会社等にあつては、第三百三十五条第一項の契約に係る契約書の作成日において、当該契約条件の変更を含む契約書が作成された旨を、それぞれ公告しなければならない。

一 第二百四十條の三の規定による命令により、保険契約に係る支払が停止されたもの（これを除く。）  
二 第二百四十條の三の規定による命令により、保険契約に係る支払が停止されたもの（これを除く。）  
三 第二百四十條の三の規定による命令により、保険契約に係る支払が停止されたもの（これを除く。）  
四 第一項の場合において、株主総会等が開かれる旨及び当該契約条件の変更を含む保険契約の移転の決議が会議の目的となつて行われる旨を、外国保険会社等にあつては、第三百三十五条第一項の契約に係る契約書の作成日において、当該契約条件の変更を含む契約書が作成された旨を、それぞれ公告しなければならない。

5 第一項の保険会社等又は外国保険会社等は、前項の公告の時に既に、第二百四十一条第一項の規定により業務の全部の停止を命ぜられ、又は第二百五十五条本文(第二百五十八条第二項において準用する場合を含む。)、この項本文、第二百五十四条第四項本文若しくは第二百五十五条の二第三項本文の規定によりその業務の全部を停止している場合を除き、当該公告の時から、その業務の全部(補償対象保険金支払業務及び特定補償対象契約関連業務を除く。)を停止しなければならぬ。ただし、当該保険会社等又は外国保険会社等の申出により、その業務の一部を停止しないことについて、内閣総理大臣が必要があるとして認められた場合には、当該業務の一部については、この限りでない。

(合併契約における契約条件の変更)  
第二百五十四条 保険会社等は、次に掲げる場合に該当する場合には、合併契約において、当該保険会社等に係る保険契約(特定契約を除く。)について契約条件の変更を定めることができる。

一 (略)  
二 被管理会社である場合において、第二百四十七条第二項の承認(同条第四項の変更の承認を含む。)を受けた同条第一項の計画に従って合併するとき。  
三 (略)  
四 (略)

(株式の取得における契約条件の変更)  
第二百五十五条の二 保険会社等又は外国保険会社等は、次に掲げる場合に該当する場合(当該保険会社等又は外国保険会社等の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るために必要な事項として内閣総理大臣及び財務大臣が定めるものを実施するために、株式の取得がされる場合に限る。)には、契約条件変更計画を作成して、当該保険会社等又は外国保険会社等に係る保険契約(特定契約を除く。)について契約条件の変更を行うことができる。この場合においては、契約条件変更計画において、契約条件の変更により生ずる保険契約者の権利義務の変更の主要な内容その他内閣府令・財務省令で定める事項を定めなければならない。

一 (略)  
二 被管理会社である場合において、第二百四十七条第二項の承認(同条第四項の変更の承認を含む。)を受けた同条第一項の計画に従って他の保険会社等、外国保険会社等又は保険持株会社等に株式を取得されることによりその子会社となるとき。  
三 (略)  
四 (略)

(目的)  
第二百五十九条 保険契約者保護機構(以下この節、次節、第五編及び第六編において「機構」という。)は、破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって保険業に対する信頼性を維持することを目的とする。

(定義)  
第二百六十条 (略)  
2 この節において「破綻保険会社」とは、次に掲げる者をいう。  
一 業務若しくは財産(外国保険会社等にあつては、日本に所在する財産。次号において同じ。)の状況に照らして保険金の支払を停止するおそれのある者又は  
二 その財産をもつて債務を完済することができない者又はその財産をもつて債務を完済することができない事態が生ずるおそれのある者

3 (略)  
4 (略)  
5 (略)  
6 この節において「承継保険会社」とは、保険契約の移転又は合併により破綻保険会社の保険契約を引き継ぎ、かつ、当該引き継いだ保険契約の管理及び処分を行うことを主たる目的とする保険会社であつて、機構の子会社(機構がその総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社をいう。以下同じ。)(として設立されたものをいう)。

7 (略)  
8 (略)  
9 (略)  
10 この節において「保険契約の管理及び処分」とは、保険契約に基づく保険料の收受及び保険金、返戻金その他の給付金の支払、保険契約に基づき保険料として收受した金銭その他の資産の運用、保険契約に係る再保険契約の締結、保険料の收受及び保険金、返戻金その他の給付金の支払、保険契約に関する行為として内閣府令・財務省令で定めるものをいう。

(業務)  
第二百六十五条の二十八 (略)

2 (略)  
一・二 (略)  
三 第四款の規定による清算保険会社(清算に係る保険会社をいう。第二百七十条の八の三において同じ。)の資産の買取り  
四 (略)

(保険契約の移転等における資金援助の申込み)  
第二百六十六条 救済保険会社又は救済保険持株会社等は、破綻保険会社が会員として加入している機構(以下この款及び次款において「加入機構」という。)

が、保険契約の移転等について資金援助を行うことを、当該破綻保険会社と連名で当該加入機構に申し込むことができる。  
2・3 (略)

(保険契約の承継等の申込み)

第二百六十七条 破綻保険会社は、救済保険会社又は救済保険持株会社等が現れる見込みがないことその他の理由により保険契約の移転等を行うことが困難な場合として内閣府令・財務省令で定める場合には、加入機構に対して、保険契約の承継又は保険契約の引受け(以下「保険契約の承継等」という。)を申し込むことができる。

2 破綻保険会社は、前項の申込みを行う場合においては、保険契約の移転等に関する他の保険会社又は保険持株会社等との交渉の内容を示す資料その他の内閣府令・財務省令で定める資料を加入機構に提出しなければならない。

3 破綻保険会社は、第一項の規定による保険契約の承継の申込みを行うときは、加入機構が当該保険契約の承継について資金援助(金銭の贈与又は資産の買取りに限る。)を行うことを、併せて当該加入機構に申し込むことができる。

4 (略)

(破綻保険会社の財産の評価)

第二百七十条の二 第二百六十六条第一項又は第二百六十七条第一項の申込みを行う破綻保険会社は、その申込みと同時に、又はその申込み後遅滞なく、自ら行ったその財産(外国保険会社等にあつては、日本に所在する財産。以下この款において同じ。)の評価(次項及び第四項において「財産自己評価」という。)が適切であることについて加入機構の確認を求めなければならない。

2 加入機構は、審査会の議を経て、前項の確認を求められた財産自己評価が適切であると判定したときは、当該財産自己評価が適切であることを確認した旨を当該申請をした破綻保険会社に通知するものとする。

3 (略)  
4 加入機構は、審査会の議を経て、第一項の確認を求められた財産自己評価が適切でないと判定したときは、その旨を当該申請をした破綻保険会社に通知するものとする。

5 加入機構は、審査会の議を経て、前項の規定による調査に基づく評価が適切であることを確認した後、その評価の内容を当該申請をした破綻保険会社に通知するものとする。

6 (略)

(保険契約の移転等における資金援助)

第二百七十条の三 加入機構は、第二百六十六条第一項の申込みをした破綻保険会社に対して前条第二項又は第五項の通知をした後、遅滞なく、委員会の議を経て、当該申込みに係る資金援助を行うかどうかを決定しなければならない。

2 前項の規定による資金援助(金銭の贈与に限る。)の額は、当該資金援助に係る破綻保険会社につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した残額に第三号に掲げる額を加算して得られた額に相当する金額とする。

一 当該破綻保険会社に係る保険契約のうち内閣府令・財務省令で定める保険契約に該当するもの（以下「補償対象契約」という。）に係る責任準備金その他の保険金等の支払に充てるために留保されるべき負債として内閣府令・財務省令で定めるもの（次号及び第二百七十条の五第二項において「特定責任準備金等」という。）の額に、補償対象契約の種類、予定利率その他の内容等を勘案して内閣府令・財務省令で定める率を乗じて得た額

二 当該破綻保険会社の前条第二項又は第五項の規定による確認がされた財産の評価（第二百七十条の五第二項において「確認財産評価」という。）に基づく資産の価額のうち、補償対象契約に係る特定責任準備金等に見合うものとして内閣府令・財務省令で定めるところにより計算した額

三 当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等に要すると見込まれる費用として内閣府令・財務省令で定めるものに該当する費用の額のうち、当該資金援助に係る保険契約の移転等の円滑な実施のために必要であると加入機構が認めたる額

3 5 (略)

(保険契約の承継)

第二百七十条の三の二 加入機構は、第二百六十七条第一項の規定による保険契約の承継の申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、当該申込みに係る第六項各号に掲げる決定を行う前に、内閣総理大臣に対して第二百五十六条第一項の規定による措置をとることを求めることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により第二百五十六条第一項の規定による措置をとることを求められたときは、遅滞なく、当該措置をとることができるかどうか、及び当該措置をとることとする場合には、そのとるべき措置の内容を加入機構に通知するものとする。

3 5 (略)

6 加入機構は、内閣総理大臣に対して第一項の規定による求めをする必要がないと認めるとき、第二項の規定による内閣総理大臣の通知の内容が第二百五十六条第一項の規定による措置をとることができないとするものであつたとき、又は前項の規定による通知があつたときは、速やかに、委員会の議を経て、第一項の申込みに係る第一号及び第二号に掲げる決定又は第二号に掲げる決定をしなければならぬ。

一 加入機構が破綻保険会社から保険契約を引き継ぐため保険契約の移転又は合併を行う承継保険会社を機構の子会社として設立する旨の決定

二 承継保険会社が破綻保険会社から保険契約を引き継ぐため保険契約の移転又は合併を行うべき旨の決定

7 加入機構は、第二百六十七条第三項の申込みを受けた場合において、当該申込みに係る保険契約の承継について前項の決定をするときは、委員会の議を経て併せて当該申込みに係る資金援助を行うかどうかを決定しなければならない。

8 前条第二項の規定は前項の規定による資金援助（金銭の贈与に限る。）の額について、同条第三項の規定は加入機構が前二項の決定をした場合について、同条第四項の規定は加入機構が前項の規定により資金援助を行うことを決定した場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「保険契約

の移転等」とあるのは「保険契約の承継」と、同条第四項中「保険会社又は保険持株会社等のうち当該資金援助の当事者となるもの」とあるのは「破綻保険会社」と読み替えるものとする。

9 (略)

(承継協定)

第二百七十条の三の六 機構は、承継保険会社と次に掲げる事項を含む協定（以下「承継協定」という。）を締結するものとする。

一 承継協定を締結した承継保険会社（以下「協定承継保険会社」という。）は、第二百七十条の三の四第一項各号に掲げる事項を実施すること。

二 協定承継保険会社は、機構が当該協定承継保険会社の資産の買取りを行うことを機構に申し込むことができること。

三 協定承継保険会社は、第二百七十条の三の八第一項に規定する債務の保証の対象となる資金の借入れに関する契約の締結をしようとするときは、当該締結をしようとする契約の内容についての機構の承認を受けること。

2 (略)

(資産の買取り)

第二百七十条の三の七 機構は、前条第一項第二号の申込みを受けたときは、遅滞なく、審査会及び委員会の議を経て、当該申込みに係る資産の買取りを行うかどうかを決定しなければならない。

2 (略)

3 機構は、第一項の規定により資産の買取りを行うことを決定したときは、当該資産の買取りの申込みを行った協定承継保険会社と当該資産の買取りに関する契約を締結するものとする。

(補償対象保険金の支払に係る資金援助の申込み)  
第二百七十条の六の六 次に掲げる保険会社(第四款までにおいて「特定保険会社」という。)は、加入機構が補償対象保険金の支払に係る資金援助(金銭の贈与に限る。)を行うことを、当該加入機構に申し込むことができる。

一 第二百四十一条第一項の規定によりその業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられ、又は第二百四十五条(第二百五十八条第二項において準用する場合を含む。)、第二百五十条第五項(第七十条の四第九項において準用する場合を含む。)、第二百五十四条第四項若しくは第二百五十五条の第三項の規定によりその業務を停止し、保険契約に係る支払を停止している保険会社

二 裁判所に破産手続又は更生手続が係属し、保険契約に係る支払を停止している保険会社

2 加入機構は、前項の場合において必要があると認めるときは、同項の申込みをした特定保険会社その他の関係者に対し、資料の提出を求めることができる。

(清算保険会社の資産の買取り)  
第二百七十条の八の三 機構は、前条第一項の申込みを受けたときは、遅滞なく、審査会及び委員会の議を経て、当該申込みに係る資産の買取りを行うかどうかを決定しなければならない。

2 (略)  
3 機構は、第一項の規定により資産の買取りを行うことを決定したときは、当該資産の買取りの申込みを行った清算保険会社と当該資産の買取りに関する契約を締結するものとする。

(保険持株会社に係る認可等)  
第二百七十一条の十八 次に掲げる取引若しくは行為により保険会社を子会社とする持株会社になろうとする会社又は保険会社を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

一 当該会社又はその子会社による保険会社の議決権の取得(担保権の実行による株式の取得その他の内閣府令で定める事由によるものを除く。)  
二 当該会社の子会社による第三条第一項の免許の取得  
三 その他政令で定める取引又は行為

2 (略)  
5 (略)  
い。(保険持株会社の子会社の範囲等)  
第二百七十一条の二十二 保険持株会社は、次に掲げる会社以外の会社を子会社としようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

一 (略)  
十二 新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社(当該会社の総株主等の議決権に内閣府令で定める割合を乗じて得た数を超える議決権を、前号に掲げる会社で内閣府令で定めるものが保有しているものに限る。)

2 (略)  
6 (略)  
2 (保険持株会社等による報告又は資料の提出)  
第二百七十一条の二十七 内閣総理大臣は、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため、第二百二十八条第一項の規定により保険会社に対し報告又は資料の提出を求める場合において、特に必要があると認めるときは、当該保険会社を子会社とする保険持株会社、当該保険持株会社の子法人等(子会社その他当該保険持株会社がその経営を支配している法人として内閣府令で定めるものをいう。次項並びに次条第二項及び第四項において同じ。)

。又は当該保険持株会社から業務の委託を受けた者に対し、その理由を示した上で、当該保険会社の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

2 保険持株会社の子法人等又は当該保険持株会社から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

(保険持株会社等に対する立入検査)  
第二百七十一条の二十八 (略)  
2 内閣総理大臣は、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため、第二百二十九条第一項の規定による保険会社に対する立入

り、質問又は検査を行う場合において、特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に当該保険会社を子会社とする保険持株会社の子法人等若しくは当該保険持株会社から業務の委託を受けた者の営業所その他の施設に立ち入らせ、当該保険会社に対する質問若しくは検査に必要な事項に関する質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 前条第二項の規定は、第二項の規定による保険持株会社の子法人等又は当該保険持株会社から業務の委託を受けた者に対する質問及び検査について準用する。

3 (報告又は資料の提出)

2 (略)

3 少額短期保険業者の子法人等又は当該少額短期保険業者から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

2 (立入検査)

2 第七十二条の二十三 内閣総理大臣は、少額短期保険業者の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、当該職員に、少額短期保険業者の営業所、事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 少額短期保険業者の子法人等又は当該少額短期保険業者から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による質問及び検査を拒むことができる。

2 (保険契約の移転に関する規定の準用)

2 第七十二条の二十九 第七章第一節の規定は、少額短期保険業者の保険契約の移転について準用する。この場合において、第三百三十五条第一項中「外国保険会社等」とあるのは、「外国保険会社等及び少額短期保険業者」と読み替えるものとする。

2 (保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為)

3 第三十条 保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員(保険募集人である者を除く。)、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人は、保険契約の締結又は保険募集に關し、次に掲げる行為(次条に規定する特定保険契約の締結又はその代理若しくは媒介に關しては、第一号に規定する保険契約の契約条項のうち重要な事項を告げない行為及び第九号に掲げる行為を除く。を)してはならない。

1 保険契約者又は被保険者が保険会社等又は外国保険会社等に対し重要な事項につき虚偽のことを告げるのを妨げ、又は告げないことを勧める行為

2 保険契約者又は被保険者が保険会社等又は外国保険会社等に対して重要な事実を告げるのを妨げ、又は告げないことを勧める行為

3 保険契約者又は被保険者が保険会社等又は外国保険会社等に対して重要な事実を告げるのを妨げ、又は告げないことを勧める行為

4 (略)

2 (金融商品取引法の準用)

3 第三十条の二 金融商品取引法第三章第一節第五款(第三十四条の二第六項から第八項まで(特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合)並びに第三十四條の三第五項及び第六項(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合)を除く。)(特定投資家)及び第四十五條(第三号及び第四号を除く。)(雑則)の規定は、保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人が行う特定保険契約(金利、通貨の価格、同法第二條第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により損失が生ずるおそれ(当該保険契約が締結されることにより顧客の支払うこととなる保険料の合計額が、当該保険契約が締結されることにより当該顧客の取得することとなる保険金、返戻金その他の給付金の合計額を上回ることとなるおそれ)がある保険契約として内閣府令で定めるものをいう。以下この条において同じ。又は顧客のために特定保険契約の締結の媒介を行うことを内容とする契約の締結について、同章第二節第一款(第三十五條から第三十六條の四まで(第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲、第二種金融商品取引業又は投資助言・代理業のみを行う者の兼業の範囲、顧客に対する誠実義務、標識の掲示、名義貸しの禁止、社債の管理の禁止等)、第三十七條第一項第二号(広告等の規制)、第三十七條の二(取引態様の事前明示義務)、第三十七條の三第一項第二号及び第六号並びに第三項(契約締結前の書面の交付)及び第三十七條の五から第三十七條の七まで(保証金の受領に係る書面の交付、書面による解除、指定紛争解決機関との契約締結義務等)、第三十八條第一号及び第二号並びに第三十八條の二(禁止行為)、第三十九條第三項ただし書及び第五項(損失補てん等の禁止)並びに第四十條の二から第四十條の五まで(最良執行方針等、分別管







一 項の規定に違反して他の業務を行ったとき。  
三十一 第百条の四（第二百七十二条の十三項において準用する場合を含む。）、第二百七十一条の十九の二第三項又は第二百七十二条の三十七の二第二項の規定に違反して、持分会社の無限責任社員又は業務を執行する社員となつたとき。  
三十二 第百六条第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社（第百七条第一項に規定する国内の会社を除く。）を子会社としたとき、又は第二百七十二条の十四第一項の規定に違反して同項に規定する内閣府令で定める業務を専ら営む会社以外の会社を子会社としたとき、  
三十三 第百六条第七項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同項に規定する子会社対象保険会社等を子会社としたとき、若しくは同条第九項において準用する同条第七項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（同条第七項に規定する子会社対象保険会社等に限る。）に該当する子会社としたとき又は第二百七十二条の十四第二項の規定による内閣総理大臣の承認を受けないで同項に規定する内閣府令で定める業務を専ら営む会社を子会社としたとき。  
三十四 第百七条第一項又は第二項ただし書の規定に違反したとき。  
三十五 第百七条第三項又は第五項の規定により付した条件に違反したとき。  
三十六 第百七条又は第百七条（これらの規定を第百九十九条及び第二百七十二条の十八において準用する場合を含む。）の規定に違反して、責任準備金又は支払備金を積み立てなかつたとき。  
三十七 第百十八条第二項（第百九十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反して同項各号に掲げる行為をしたとき。  
三十八 第百二十条第一項（第百九十九条及び第二百七十二条の十八において準用する場合を含む。）の規定に違反して、保険計理人の選任手続をせず、若しくは第百二十条第二項（第百九十九条及び第二百七十二条の十八において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める要件に該当する者でない者を保険計理人に選任し、又は第百二十条第三項（第百九十九条及び第二百七十二条の十八において準用する場合を含む。）以下この号において同じ。）の規定に違反して、同項の規定による届出をしなかつたとき。  
三十九 第百二十二条（第百九十九条及び第二百七十二条の十八において準用する場合を含む。）、第百九十条第四項、第二百二十三条第四項、第二百四十二条第三項、第二百五十八条第一項若しくは第二百七十二条の五第四項の規定による命令又は第百三十二条第一項、第二百四十一条第一項、第二百三十一条第一項、第二百四十条の三、第二百四十一条第一項若しくは第二百七十二条の二十五第一項の規定による命令（業務の全部又は一部の停止の命令を除くものとし、改善計画の提出を求めることを含む。）に違反したとき。  
四十 第百二十三条第一項（第二百七十二条において準用する場合を含む。）又は第二百二十五条第一項の規定による認可を受けないで、これらの規定に規定する書類に定めた事項の変更をしたとき。  
四十一 第百二十三条第二項（第二百七十二条において準用する場合を含む。）若しくは第二百二十五条第二項の規定による届出をせず、又は第百二十五条第一項（第百二十七条及び第百二十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定する期間（第百二十五条第二項又は第三項（これらの規定を第百二十七条及び第百二十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定により当該期間が短縮され、又は延長された場合にあつては、当該短縮又は延長後の期間）内に第百二十五条第四項（第百二十七条及び第百二十五条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第百二十五条第一項の内閣府令で定める事項を変更したとき。  
四十二 第百二十五条第四項（第百二十七条及び第百二十五条第三項において準用する場合を含む。）又は第百七十二条の二十四第四項の規定による変更又は届出の撤回の命令に違反したとき。  
四十三 第百九十八条第二項ただし書（第百九十九条において準用する場合を含む。）、第百二十七条第一項、第百九十九条、第百二十八条第一項、第百三十四条、第百三十九条、第百七十一条の三十二第一項若しくは第二項、第二百七十二条の二十一第一項又は第二百七十二条の四十二第一項若しくは第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。  
四十四 第百三十一条、第百三十一条、第百二十九条又は第二百七十二条の二十四第一項若しくは第二項の規定による命令に違反したとき。  
四十五 第百三十六条（第百三十条第一項（第百七十条の四第九項において準用する場合を含む。）、次号において同じ。）、第百七十条の四第九項及び第百七十二条の二十九において準用する場合を含む。）の規定に違反して保険契約の移転の手続をしたとき。  
四十六 削除。  
四十七 第百七十六条の規定に違反して、書類若しくは書面若しくは電磁的記録を提出せず、又は当該書類若しくは書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をして、これらを提出したとき。  
四十八 第百八十条の十一第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをすることを怠り、又は第百八十四条において準用する会社法第五百十一条第二項の規定に違反して、特別清算開始の申立てをすることを怠つたとき。  
四十九 第百八十一条の規定に違反して財産を処分したとき。  
五十 清算の結了を遅延させる目的をもつて、第百八十一条の二において準用する会社法第四百九十九条第一項の期間を不当に定めたととき。  
五十一 第百八十一条の二において準用する会社法第五百条第一項の規定又は第百八十四条において準用する同法第五百三十七条第一項の規定に違反して債務の弁済をしたとき。  
五十二 第百八十一条の二において準用する会社法第五百二条の規定に違反して、清算相互会社の財産を分配したとき。



む。の規定により選任された一時役員の職務を行うべき者若しくは一時清算人の職務を行うべき者、第五十三条の二十五第二項（第五十三条の二十七第三項において準用する場合を含む。）において準用する同法第四百一条第三項の規定により選任された一時委員の職務を行うべき者若しくは一時執行役の職務を行うべき者若しくは支配人又は保険金信託業務を行う外国生命保険会社等の日本における代表者、清算人、第二百一十一条において準用する第四百四十四条第一項に規定する受託会社、保険管理人若しくは支配人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。

- 一 第九十九条第七項前段（第九十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、認可を受けずに保険金信託業務を行ったとき。
- 二 第九十九条第七項後段（第九十九条において準用する場合を含む。）以下この号において同じ。）の規定による認可を受けずに同項後段に規定する保険金信託業務の方法を変更したとき。
- 三 第九十九条第八項（第九十九条において準用する場合を含む。）において準用する金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条の規定に基づく命令に違反して信託につき補てん又は補足の契約を行ったとき。
- 四 信託法（平成十八年法律第百八号）第三十四条の規定に違反して、同条の規定により行うべき信託財産の管理を行わないとき。

#### 附則

（協定銀行に係る業務の特例）

第一条の二の三 機構は、破綻保険会社等（破綻保険会社（第二百六十条第二項に規定する破綻保険会社をいう。附則第一条の三において同じ。））、承継保険会社（第二百六十条第六項に規定する承継保険会社をいう。）又は清算保険会社（第二百六十五条の二十八第二項第三号に規定する清算保険会社をいう。附則第一条の二の五第一項第三号において同じ。）をいう。同条第四項及び附則第一条の二の七第一項において同じ。）から買い取った資産の管理及び処分を行うこと（以下「資産管理回収業務」という。）を目的の一つとする一の銀行と資産管理回収業務に関する協定（以下「協定」という。）を締結し、並びに当該協定を実施するため、次に掲げる業務を行うことができる。

- 一 協定を締結した銀行（以下「協定銀行」という。）に対し、附則第一条の二の六の規定による損失の補てん若しくは附則第一条の二の七第一項の規定による貸付けを締結した銀行（以下「協定銀行」が行う資金の借入れに係る同項の規定による債務の保証を行うこと。
- 二 次条第一項第二号の規定に基づき協定銀行から納付される金銭の収納を行うこと。
- 三 協定銀行による資産管理回収業務の実施に必要な指導及び助言を行うこと。
- 四 第一号又は前号の業務のために必要な調査を行うこと。

（資産の買取りの委託等）

第一条の二の五 機構は、次に掲げる場合には、協定銀行に対し、機構に代わって資産の買取りを行うことを委託することができる。

- 一 第二百七十条の三第一項又は第二百七十条の三の第七項の規定により資産の買取りを含む資金援助を行う旨の決定をする場合
- 二 第二百七十条の三の第七項の規定により協定承継保険会社の資産の買取りを行う旨の決定をする場合
- 三 第二百七十条の八の三第一項の規定により清算保険会社の資産の買取りを行う旨の決定をする場合
- 四 機構は、前項の規定による委託の申出をするときは、審査会及び委員会の議を経て、同項の決定に係る資産の買取りの価格、次条に規定する損失の補てんその他の当該委託に関する条件を定め、これを協定銀行に対して提示するものとする。
- 五 報告しなればならない。
- 六 機構が協定銀行との間で前項の委託に関する契約を締結したときは、直ちに、その契約の内容を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなればならない。
- 七 協定銀行との間で前項の委託に関する契約を締結したときは、資産の買取りに関する契約は、第二百七十条の三の第四項（第二百七十条の三の二第八項において準用する場合を含む。））、第二百七十条の三の七第三項及び第二百七十条の八の三第三項の規定にかかわらず、協定銀行が破綻保険会社等との間で締結するものとする。

（資金の貸付け及び債務の保証）

第一条の二の七 機構は、協定銀行から、協定の定めによる破綻保険会社等の資産の買取りのために必要とする資金その他の協定の定めによる資産管理回収業務の円滑な実施のために必要とする資金について、その資金の貸付け又は協定銀行によるその資金の借入れに係る債務の保証の申込みを受けた場合において、必要があることを認めるときは、委員会の議を経て、当該貸付け又は債務の保証を行うことができる。

- 一 機構は、前項の規定により協定銀行との間で同項の貸付け又は債務の保証を行うことができるときは、直ちに、その契約の内容を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなればならない。

特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法（平成八年法律第九十三号）（抄）

(機構の業務の特例)  
第三条 機構は、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第三十四条に規定する業務のほか、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 特定住宅金融専門会社からその貸付債権その他の財産を譲り受けるとともに、その譲り受けた貸付債権その他の財産の回収、処分等を行うことを目的とする一の株式会社設立の発起人となり、及び当該設立の発起人となった一の株式会社に出資すること。

二 前号の規定により出資して設立された株式会社（以下「債権処理会社」という。）に対し第七条各号、第八条若しくは第十条の規定による助成金の交付を行う、又は債権処理会社が行う資金の借入れに係る第十一条の規定による債務の保証を行うこと。

三 第十二条の約束に基づき債権処理会社から納付される金銭の収納を行い、及び第十三条の規定による国庫への納付を行うこと。

四 債権処理会社の業務の実施に必要な指導及び助言を行うこと。

五 前二号の業務のために必要な調査を行うこと。

六 第二号の助成金の交付を適切に行い、及び第三号の債権処理会社からの金銭の納付を的確に行わせるため、第八条に規定する譲受債権等に係る債権のうち、その債務者の財産（当該債務者に対する当該債権の担保として第三者から提供を受けている不動産を含む。以下この号及び次号並びに第十二条第六号及び第七号において同じ。）が隠ぺいされているおそれがあるものその他その債務者の財産の実態を解明することが特に必要であると認められるものについて、当該債務者の財産の調査を行うこと。

七 第二号の助成金の交付を適切に行い、及び第三号の債権処理会社からの金銭の納付を的確に行わせるため、第八条に規定する譲受債権等に係る債権のうち、その債務者の財産に係る権利関係が複雑なものその他その回収に特に専門的な知識を必要とするものについて、機構が必要と認める場合には、債権処理会社からの委託を受けて、その取立てを行うこと。

八 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 (略)  
第九条 (金融安定化拠出基金)  
(略)

3 機構は、金融安定化拠出基金の残高が第一項に規定する拠出金の合計額から金融安定化拠出基金を財源として第三条第一項第一号の出資に充てた金額を控除した金額に相当する金額（以下この条において「出資控除後の金額」という。）を下回る場合には、運営委員会の議決を経て、預金保険法第四十一条に規定する一般勘定（第五項において「一般勘定」という。）から、金融安定化拠出基金の金額が出資控除後の金額に達するまでを限り、金融安定化拠出基金に繰入れをすることができる。この場合において、当該繰入れは、同法第三十四条第三号に掲げる業務とみなす。

4・5 (略)

(特別協定)

第十二条の二 機構は、第三条第一項に規定する業務のほか、債権処理会社と協定銀行（預金保険法附則第七条第一項第一号に規定する協定銀行をいう。次項において同じ。）との合併（以下この条において「特別合併」という。）に関する協定（以下この条において「特別協定」という。）を債権処理会社と締結し、及び当該特別協定を実施するため、特別合併に必要な措置を講ずることができる。

2・4 (略)

(基金の運用)  
第二十二条 預金保険法第四十三条の規定は、緊急金融安定化基金及び金融安定化拠出基金の運用について準用する。

金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）（抄）

(公告等)  
第十条 会社更生法第十条の規定は、この章の規定による公告又は送達について準用する。

(更生手続開始の申立ての手続等)  
第十八条 会社更生法第二十条から第二十三条までの規定は、協同組織金融機関についての更生手続開始の申立てについて準用する。この場合において、同法第

二十条第一項中「第十七条第一項」とあるのは「更生特例法第十五条第一項」と、同条第二項中「第十七条第二項」とあるのは「更生特例法第十五条第二項」と、「債権者又は株主」とあるのは「債権者」と、「債権の額又は議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することのできない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）」の数」とあるのは「債権の額」と、同法第二十二條第一項中「第十七条」とあるのは「更生特例法第十五条」と、同条第二項中「第十七条第二項」とあるのは「更生特例法第十五条第二項」とあるのは「更生特例法第二十一条において準用する第二十九條第三項」と、「第三十九條の二第一項」とあるのは「更生特例法第二十九條の二第一項」と読み替えるものとする。

(保全管理命令)

第二十二條 裁判所は、更生手続開始の申立てがあつた場合において、更生手続の目的を達成するために必要があるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前協同組織金融機関の業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずる処分をすることができる。

2・3 (略)

(保全管理人の権限)

第二十三條 会社更生法第三十二條及び第三十三條の規定は、協同組織金融機関の更生手続における保全管理人について準用する。この場合において、同条第一項中「第六十七條第三項」とあるのは、「更生特例法第四十四條において準用する第六十七條第三項」と読み替えるものとする。

(監督命令)

第二十五條 裁判所は、更生手続開始の申立てがあつた場合において、更生手続の目的を達成するために必要があるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、監督委員による監督を命ずる処分をすることができる。

2 裁判所は、前項の処分（以下この章において「監督命令」という。）をする場合には、当該監督命令において、一人又は数人の監督委員を選任し、その同意を得なければ開始前協同組織金融機関がすることができない行為を指定しなければならない。

3 会社更生法第三十五條第三項の規定は協同組織金融機関の更生手続における監督委員の同意を得ないでした行為について、同条第四項から第六項までの規定は協同組織金融機関の更生手続における監督命令について、それぞれ準用する。

(更生協同組織金融機関の組織に関する基本的事項の変更の禁止)

第三十二條 更生手続開始後その終了までの間においては、更生計画の定めるところによらなければ、更生協同組織金融機関若しくは更生計画の定めにより更生協同組織金融機関がその組織を変更した後の協同組織金融機関（以下この章において「転換後協同組織金融機関」という。）について次に掲げる行為を行い、又は更生計画の定めにより更生協同組織金融機関がその組織を変更した後の普通銀行（以下この章において「転換後銀行」という。）について会社更生法第四十五條第一項各号に掲げる行為を行うことができない。

- 一 出資の受入れ
  - 二 出資一口の金額の減少
  - 三 剰余金の配当
  - 四 合併
  - 五 解散
  - 六 転換（金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号。以下「合併転換法」という。）第二条第七項に規定する転換であつて、更生協同組織金融機関が他の種類の協同組織金融機関又は普通銀行となるものをいう。以下この章において同じ。）
- 2 更生手続開始後その終了までの間においては、更生計画の定めるところによるが、又は裁判所の許可を得なければ、更生協同組織金融機関、転換後協同組織金融機関又は転換後銀行の定款の変更をすることができない。

(事業の譲渡)

第三十三條 更生手続開始後その終了までの間においては、更生計画の定めるところによらなければ、更生協同組織金融機関の事業の全部又は一部の譲渡をする

2 ことができない。ただし、次項から第八項までの規定により更生協同組織金融機関の事業の全部又は一部の譲渡をする場合は、この限りでない。  
1 更生手続開始後更生計画案を決議に付する旨の決定がされるまでの間に於いては、管財人は、裁判所の許可を得て、更生協同組織金融機関の事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。この場合において、裁判所は、当該譲渡が当該更生協同組織金融機関の事業の更生のために必要であると認める場合に限り、許可をすることができる。

3 裁判所は、前項の許可をする場合には、次に掲げる者の意見を聴かなければならない。  
一 知れている更生債権者（更生協同組織金融機関が更生手続開始の時に於いてその財産をもつて約定劣後更生債権（更生債権者と更生協同組織金融機関との間において、更生手続開始前に、当該協同組織金融機関について破産手続が開始されたとすれば当該破産手続におけるその配当の順位が破産法第九十九条第一項に規定する劣後的破産債権に後れる旨の合意がされた債権をいう。以下この章において同じ。）に優先する債権に係る債務を完済することができない状態にある場合における当該約定劣後更生債権を有する者を除く。）。ただし、第六十七条第一項に規定する更生債権者委員会があるときは、その意見を聴けば足りる。

4 二 知れている更生担保権者。ただし、第六十七条第二項に規定する更生担保権者委員会があるときは、その意見を聴けば足りる。  
三 労働組合等（更生協同組織金融機関の使用人の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、更生協同組織金融機関の使用人の過半数で組織する労働組合がないときは更生協同組織金融機関の事業の全部又は一部の譲渡をしようとする場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を公告し、又は組合員等（労働金庫の個人会員を除く。以下この条において同じ。）に通知しなければならない。）  
一 当該譲渡の相手方、時期及び対価並びに当該譲渡の対象となる事業の内容  
二 当該譲渡に反対の意思を有する組合員等は、当該公告又は当該通知があった日から二週間以内その旨を書面をもつて管財人に通知すべき旨

5 前項の規定による組合員等に対する通知は、中小企業等協同組合法第五十条第一項、信用金庫法第四十八条第一項若しくは労働金庫法第五十条第一項本文に規定する場所又は組合員等が管財人に通知した住所に於て、通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。  
6 第四項の規定による組合員等に対する通知は、その通知が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。  
7 裁判所は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第二項の許可をすることができる。  
一 第四項第二号に規定する期間内に、次のイからハまでに掲げる更生協同組織金融機関の種類に応じ、当該イからハまでに定める者が、書面をもつて管財人に第二項の譲渡に反対の意思を有する旨の通知をしたとき。  
二 第四項第二号に規定する期間内に、次のイからハまでに掲げる更生協同組織金融機関の種類に応じ、当該イからハまでに定める者が、書面をもつて管財人に第二項の譲渡に反対の意思を有する旨の通知をしたとき。

イ 信用協同組合 事業の全部を譲渡しようとする場合に於ては総組合員の三分の一を超える数の組合員、その他の場合に於ては総組合員の二分の一以上に当たる上に当たる数の組合員  
ロ 信用金庫 事業の全部を譲渡しようとする場合に於ては総組合員の三分の一を超える数の組合員、その他の場合に於ては総組合員の二分の一以上に当たる数の組合員  
ハ 労働金庫 事業の全部を譲渡しようとする場合に於ては総組合員の三分の一を超える数の組合員、その他の場合に於ては総組合員の二分の一以上に当たる組合員を除く。以下この号において同じ。）  
ニ 第四項から前項までの規定は、第二項の許可の時に於いて更生協同組織金融機関がその財産をもつて債務を完済することができない状態にある場合には、適用しない。

8 第二項の許可を得ないとした行為は、無効とする。ただし、これをもつて善意の第三者に対抗することができない。  
9 第二項の許可を得て更生協同組織金融機関の事業の全部又は一部の譲渡をする場合には、中小企業等協同組合法第五十七条の三第一項、信用金庫法第五十八条第二項又は労働金庫法第六十二条第一項の規定並びに協同組合による金融事業に関する法律（昭和三十四年法律第八十三号）第六条第一項、信用金庫法第八十九条第一項又は労働金庫法第六十二条第一項の規定において準用する銀行法第三十四条及び第三十五条の規定は、適用しない。  
11 前項に規定する場合には、中小企業等協同組合法第五十七条の三第六項において準用する同法第五十七条、信用金庫法第五十八条第七項において準用する同法第五十二条の二又は労働金庫法第六十二条第七項において準用する同法第五十七条の二において準用する会社法第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第二項（第五号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、更生協同組織金融機関の組合員等、理事、監事、清算人、破産管財人又は債権者は、事業の全部の譲渡の無効の訴えを提起することができない。

（更生債権等の弁済の禁止等）  
第三十四条 会社更生法第四十七条及び第四十七条の二の規定は、協同組織金融機関の更生手続における更生債権等について準用する。  
と、同法第四十七条の二中「更生会社財産」とあるのは、「更生協同組織金融機関財産（更生特例法第四条第十四項に規定する更生協同組織金融機関財産をいう。）」と読み替えるものとする。

（更生債権等の弁済の禁止等）  
第三十四条 会社更生法第四十七条及び第四十七条の二の規定は、協同組織金融機関の更生手続における更生債権等について準用する。  
と、同法第四十七条の二中「更生会社財産」とあるのは、「更生協同組織金融機関財産（更生特例法第四条第十四項に規定する更生協同組織金融機関財産をいう。）」と読み替えるものとする。



ができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九條第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。の数は、日本における代表者」とあるのは「代表者」と、同法第二十三條中「次条第一項若しくは第二項」とあるのは「更生特例法第八十四條において準用する第二十五條第二項」と、第二十八條第一項とあるのは「更生特例法第八十五條において準用する第二十八條第一項」と、第二十九條第三項とあるのは「更生特例法第九十四條の第二項」と読み替えるものとする。

#### （保全管理命令）

第百八十七條 裁判所は、更生手続開始の申立てがあつた場合において、更生手続の目的を達成するために必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずることができ、

第百八十八條 会社更生法第三十二條及び第三十三條の規定は、相互会社の更生手続における保全管理人について準用する。この場合において、同条第一項中「第六十七條第三項」とあるのは、「更生特例法第二百十條において準用する第六十七條第三項」と読み替えるものとする。

#### （監督命令）

第百九十條 裁判所は、更生手続開始の申立てがあつた場合において、更生手続の目的を達成するために必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、監督委員による監督を命ずることができ、

第百九十一條 裁判所は、前項の処分（以下この章において「監督命令」という。）をする場合には、当該監督命令において、一人又は数人の監督委員を選任し、かつ、その同意を得なければ開始前会社がすることができない行為を指定しなければならない。同条第四項から第六項までの規定は相互会社の更生手続における監督命令について、それぞれ準用する。

#### （更生会社の組織に関する基本的事項の変更の禁止）

第百九十七條 更生手続開始後その終了までの間においては、更生計画の定めるところによらなければ、更生会社について次に掲げる行為を行い、又は更生計画の定めにより更生会社がその組織を変更した後の株式会社（以下この章において「組織変更後株式会社」という。）について会社更生法第四十五條第一項各号に掲げる行為を行うことができない。

一 保険契約（保険契約者を社員とするものに限る。）の締結

二 剰余金の分配

三 基金償却積立金の取崩し

四 基金の募集

五 募集社債（相互会社にあつては保険業法第六十一條に規定する募集社債をいい、保険業（同法第二條第一項に規定する保険業をいう。以下同じ。）を営む株式会社にあつては会社法第六百七十六條に規定する募集社債をいう。以下この章及び次章第二節において同じ。）を引き受ける者の募集

六 組織変更（保険業法第八十六條第一項に規定する組織変更をいう。以下この章において同じ。）又は組織変更株式移転（同法第九十條の八第一項に規定する組織変更株式移転をいう。以下この章において同じ。）

七 組織変更株式交換（保険業法第九十六條の五第一項に規定する組織変更株式交換をいう。以下この章において同じ。）

八 保険契約の移転（保険業法第三十五條第一項（同法第二百七十二條の二十九において準用する場合を含む。）の保険契約の移転をいう。以下同じ。）を

し、又は保険契約の移転を受けること。

九 合併

十 解散

十一 更生手続開始後その終了までの間においては、更生計画の定めるところによるか、又は裁判所の許可を得なければ、更生会社又は組織変更後株式会社の定款

十二 変更をすることができない。

十三 更生手続開始後その終了までの間においては、更生計画の定めるところによるか、又は裁判所の許可を得なければ、更生会社又は組織変更後株式会社の定款

十四 変更をすることができない。

十五 更生手続開始後その終了までの間においては、更生計画の定めるところによるか、又は裁判所の許可を得なければ、更生会社又は組織変更後株式会社の定款

十六 変更をすることができない。

十七 更生手続開始後その終了までの間においては、更生計画の定めるところによるか、又は裁判所の許可を得なければ、更生会社又は組織変更後株式会社の定款

十八 変更をすることができない。

十九 更生手続開始後その終了までの間においては、更生計画の定めるところによるか、又は裁判所の許可を得なければ、更生会社又は組織変更後株式会社の定款

二十 変更をすることができない。

二十一 更生手続開始後その終了までの間においては、更生計画の定めるところによるか、又は裁判所の許可を得なければ、更生会社又は組織変更後株式会社の定款

二十二 変更をすることができない。



条第八項に規定する更生債権をいう。）」と読み替えるものとする。

第二百十條 会社更生法第六十七條から第七十一條までの規定は、相互会社の更生手続における管財人について準用する。この場合において、同法第六十七條第三項中「第百條第一項」とあるのは、「更生特例法第二百二十九條において準用する第百條第一項」と読み替えるものとする。

(管財人の権限)

第二百十一條 会社更生法第七十二條の規定は、相互会社の更生手続における管財人の権限について準用する。この場合において、同法第二項第四号中「第六十條第一項」とあるのは、「更生特例法第二百六條第一項において準用する第六十一條第一項」と、同項第八号中「第六十四條第一項」とあるのは、「更生特例法第二百七條第一項において準用する第六十四條第一項」と、同法第七項中「第十條第四項」とあるのは、「更生特例法第七十五條において準用する第十條第四項」と読み替えるものとする。

(更生債権者委員会等)

第二百十三條 会社更生法第七十七條第一項の規定は相互会社の更生手続において更生債権者をもつて構成する委員会がある場合について、同法第二項から第五項までの規定はこの項において準用する。同法第三項中「第七十二條第四項前段」とあるのは、「更生特例法第二百十一條において準用する第七十二條第四項前段」と読み替えるものとする。

2 会社更生法第七十七條第一項の規定は相互会社の更生手続において更生担保権者をもつて構成する委員会がある場合について、同法第二項から第五項までの規定はこの項において準用する。同法第一項の規定により承認された委員会（以下この章において「更生担保権者委員会」という。）がある場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三項中「第七十二條第四項前段」とあるのは、「更生特例法第二百十一條において準用する第七十二條第四項前段」と読み替えるものとする。

3 (略)

(更生手続開始の申立て等)

第二百十七條 監督庁は、金融機関、保険会社及び少額短期保険業者（以下この節において「金融機関等」という。）に破産手続開始の原因となる事実が生ずるおそれがあるときは、当該金融機関等について更生手続開始の申立てをすることができる。

2 監督庁は、前項の規定により金融機関の更生手続開始の申立てをすることが信用秩序の維持に重大な影響を与えるおそれがあるときは、あらかじめ信用秩序の維持を図るために必要な措置に関し、財務大臣に協議しなければならない。ただし、当該更生手続開始の申立てが株式会社商工組合中央金庫についてのものである場合は、この限りでない。

3 監督庁は、第一項の規定により保険会社及び少額短期保険業者の更生手続開始の申立てをすることが保険業に対する信頼性の維持に重大な影響を与えるおそれがあるとき認めるときは、あらかじめ、保険業に対する信頼性の維持を図るために必要な措置に関し、財務大臣に協議しなければならない。

4 第一項の規定により監督庁が更生手続開始の申立てをするときは、会社更生法第二十條第一項（第十八條及び第百八十三條において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

5 会社更生法第二十二條第二項（第十八條及び第百八十三條において準用する場合を含む。）の規定は、第一項の規定により監督庁が更生手続開始の申立てをした場合について準用する。

(監督庁への通知)

第二百十九條 金融機関等について更生手続開始の申立てがあつたとき（第三百七十七條第一項の規定により監督庁が更生手続開始の申立てをしたときを除く。）は、裁判所書記官は、監督庁にその旨を通知しなければならない。

2 金融商品取引業者について更生手続開始の申立てがあつたときは、裁判所書記官は、監督庁にその旨を通知しなければならない。

(再生手続開始の申立て等)

第四百十六條 監督庁は、金融機関に破産手続開始の原因となる事実の生ずるおそれがあるときは、裁判所に対し、再生手続開始の申立てをすることができる。

2 第三百七十七條第二項の規定は、監督庁が前項の規定によりする金融機関の再生手続開始の申立てについて準用する。

(監督庁への通知)

3 第一項の規定により監督庁が再生手続開始の申立てをするときは、民事再生法第二十三條第一項の規定は、適用しない。

第四百四十八条 金融機関について再生手続開始の申立てがあつたとき（第四百四十六条第一項の規定により監督庁が再生手続開始の申立てをしたときを除く。）は、裁判所書記官は、監督庁にその旨を通知しなければならない。

2 金融商品取引業者について再生手続開始の申立てがあつたときは、裁判所書記官は、監督庁にその旨を通知しなければならない。

（事業の譲渡に関する信用金庫法等の特例）

第四百五十四条 民事再生法第四十三条（第八項を除く。）の規定は、協同組織金融機関について準用する。この場合において、同条第一項中「株式会社」とあるのは「協同組織金融機関（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第二条第二項に規定する協同組織金融機関をいう。）」と、「事業の全部の譲渡又は会社法第四百六十七条第一項第二号に規定する事業の重要な一部の譲渡」とあり、及び「事業の全部の譲渡又は事業の重要な一部の譲渡」とあるのは「事業の全部又は一部の譲渡」と、「同項」とあるのは「信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第四十八条の三及び第五十八条第一項、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第五十三条及び第五十七条の三第一項並びに労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十二条及び第六十二条」と、「株主」とあるのは「株主総会の決議による承認」とあるのは「総会又は総代会の議決」と、「同条第二項及び第六項中「株主」とあるのは「会員」とあるのは「会員若しくは組合員」と読み替えるものとする。

（破産手続開始の申立て等）

第四百九十条 監督庁は、金融機関、金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）、保険会社及び少額短期保険業者（以下この節において「金融機関等」という。）に破産手続開始の原因となる事実があるときは、破産手続開始の申立てをすることができる。

2 第三百七十七条第二項の規定は監督庁が前項の規定によりする金融機関の破産手続開始の申立てについて、同条第三項の規定は監督庁が前項の規定によりする保険会社及び少額短期保険業者の破産手続開始の申立てについて、それぞれ準用する。

3 監督庁は、第一項の規定により金融商品取引業者の破産手続開始の申立てをすることが有価証券の流通に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、有価証券の流通の円滑を図るために必要な措置に関し、財務大臣に協議しなければならない。

4 第一項の規定により監督庁が破産手続開始の申立てをするときは、破産法第二十条第二項及び第二十三条第一項前段の規定は、適用しない。

（決済債務の弁済等の許可）

第五百十三条 破産手続開始の決定を受けた金融機関に対し預金保険法第六十九条の三第一項（同法第二百二十七条において準用する場合を含む。）の規定による資金の貸付けを行う旨の決定があるときは、破産法第一百零一条の規定にかかわらず、裁判所は、破産管財人の申立てにより、預金保険法第六十九条の三第一項に規定する決済債務の弁済又は同法第二百二十七条において準用する預金等の払戻しを許可することができる。

2 裁判所は、前項の許可と同時に、弁済を行う決済債務の種類又は払戻しを行う預金等の種類、弁済等の限度額及び弁済等をする期間（当該期間の末日は、債権届出期間の末日より前の日でなければならぬものとする。）を定めなければならない。

3 裁判所は、前項の規定により、弁済を行う決済債務の種類又は払戻しを行う預金等の種類、弁済等の限度額及び弁済等をする期間を定めるときは、あらかじめ、機構の意見を聴かなければならない。

（詐欺更生罪）

第五百四十九条 第四条第一項に規定する更生手続の開始の前後を問わず、債権者、協同組織金融機関に係る担保権者（協同組織金融機関の財産につき特別の先取特権、質権、抵当権又は商法若しくは会社法の規定による留置権を有する者をいう。以下この章において同じ。）又は組合員等を害する目的で、次の各号のいずれかに該当する行為をした者は、協同組織金融機関について第三十一条において準用する会社更生法第四十一条第一項に規定する更生手続開始の決定が確定したときは、十年以下の懲役若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。情を知つて、第四号に掲げる行為の相手方となつた者も、第三十一条において準用する会社更生法第四十一条第一項に規定する更生手続開始の決定が確定したときは、同様とする。

一 協同組織金融機関の財産を隠匿し、又は損壊する行為

二 協同組織金融機関の財産の譲渡又は債務の負担を仮装する行為

三 協同組織金融機関の財産の現状を改変して、その価格を減損する行為

四 協同組織金融機関の財産を債権者、協同組織金融機関に係る担保権者若しくは組合員等の不利益に処分し、又は債権者、協同組織金融機関に係る担保権者若しくは組合員等に不利益な債務を協同組織金融機関が負担する行為

2 前項に規定するもののほか、協同組織金融機関について第三十一条において準用する会社更生法第四十一条第一項に規定する更生手続開始の決定がされ、又は第二十二條第二項に規定する保全管理命令が発せられたことを認識しながら、債権者、協同組織金融機関に係る担保権者又は組合員等を害する目的で、第四条第一項に規定する更生手続における管財人の承諾その他の正当な理由がなく、その協同組織金融機関の財産を取得し、又は第三者に取得させた者も、前項と



6 前項に規定する者の代表者等が、同項に規定する者の業務に関し、第三百五十二条第五項又は第三百五十四条第七項において準用する会社更生法第二百九条第三項の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたときも、第一項と同様とする。

7 第五項に規定する者（同項に規定するこれらの者であつた者を除く。）が、その転換後信用金庫等の業務に関し、第三百五十二条第五項又は第三百五十四条第七項において準用する会社更生法第二百九条第三項の規定による検査を拒んだときも、第一項と同様とする。

第五百五十三条 第六百六十九條第六項に規定する開始前会社、同条第七項に規定する更生会社、第二百九十四条第一項第四号に掲げる組織変後株式会社、同項第五号に規定する株式会社若しくは新株式会社又は同項第六号に規定する新相互会社（第三項において「開始前会社等」という。）の設立時取締役、設立時監査役、取締役、会計参与、監査役、執行役、会計監査人、清算人若しくは使用人その他の従業者若しくはこれらの者であつた者又は発起人であつた者が、第八百九条第一項、第九十三條、第二百十五條若しくは第二百二十九條において準用する会社更生法第七十七條第一項の規定又は第二百九十七條第二項若しくは第九十九條において準用する同法第二百九條第三項の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項に規定する者の代表者、代理人、使用人その他の従業者（第四項及び第六項において「代表者等」という。）が、前項に規定する者の業務に関し、第八十九條第一項、第九十三條、第二百十五條若しくは第二百二十九條において準用する会社更生法第七十七條第一項の規定又は第二百九十七條第二項若しくは第三項において準用する同法第二百九條第三項の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたときも、前項と同様とする。

3 第一項に規定する者（同項に規定するこれらの者であつた者を除く。）が、その開始前会社等の業務に関し、第八十九條第一項、第九十三條、第二百十五條若しくは第二百二十九條において準用する会社更生法第七十七條第一項の規定又は第二百九十七條第二項若しくは第三項において準用する同法第二百九條第三項の規定による検査を拒んだときも、第一項と同様とする。

4 第六百六十九條第六項に規定する開始前会社又は同条第七項に規定する更生会社の実質子会社（保険業法第三十三條の二第一項に規定する実質子会社をいう。以下この項において同じ。）の代表者等が、その実質子会社の業務に関し、第八十九條第一項、第九十三條、第二百十五條又は第二百二十九條において準用する会社更生法第七十七條第二項の規定による報告若しくは検査を拒み、又は虚偽の報告をしたときも、第一項と同様とする。

5 第三百六十條第一項第二号に規定する組織変後相互会社又は第三百七十二條第一項に規定する新相互会社（第七項において「組織変後相互会社等」という。）の取締役、会計参与、監査役、執行役、会計監査人、清算人若しくは使用人その他の従業者又はこれらの者であつた者が、第三百六十七條第四項又は第三百七十二條第七項において準用する会社更生法第二百九條第三項の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたときも、第一項と同様とする。

6 前項に規定する者の代表者等が、同項に規定する者の業務に関し、第三百六十七條第四項又は第三百六十七條第七項において準用する会社更生法第二百九條第三項の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたときも、第一項と同様とする。

7 第五項に規定する者（同項に規定するこれらの者であつた者を除く。）が、その組織変後相互会社等の業務に関し、第三百六十七條第四項又は第三百七十二條第七項において準用する会社更生法第二百九條第三項の規定による検査を拒んだときも、第一項と同様とする。

（業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪）  
第五百五十四條 第四條第一項に規定する更生手続の開始の前後を問わず、債権者、協同組織金融機関に係る担保権者又は組合員等を書する目的で、協同組織金融機関の業務及び財産の状況に関する帳簿、書類その他の物件を隠滅し、偽造し、又は変造した者は、協同組織金融機関について第三十一條において準用する会社更生法第四十一條第一項に規定する更生手続開始の決定が確定したときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第六百六十九條第一項に規定する更生手続の開始の前後を問わず、債権者、相互会社に係る担保権者又は社員を書する目的で、相互会社の業務及び財産の状況に関する帳簿、書類その他の物件を隠滅し、偽造し、又は変造した者も、相互会社について第九十六條において準用する会社更生法第四十一條第一項に規定する更生手続開始の決定が確定したときは、前項と同様とする。

（管財人等に対する職務妨害の罪）  
第五百五十五條 偽計又は威力を用いて、第四條第一項又は第六百六十九條第一項に規定する更生手続における管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理、監督委員又は調査委員の職務を妨害した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（贈賄罪）  
第五百五十七條 前條第一項又は第三項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。  
2 前條第二項、第四項又は第五項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）（抄）

（定義）

第二条（略）

12条（略）

13 この法律において「特定目的信託」とは、この法律の定めるところにより設定された信託であつて、資産の流動化を行うことを目的とし、かつ、信託契約の

14 締結時において委託者が有する信託の受益権を分割することにより複数の者に取得させることを目的とするものをいう。

18（略）

（議決権の数）

第二百四十四条 各受益証券の権利者は、その有する受益権の元本持分に応じて議決権を有する。

2 前項の規定にかかわらず、受託信託会社等は、その固有財産として有する受益権については、議決権を有しない。

3 第一項の規定は、特定目的信託契約に別段の定めをすることを妨げない。

金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律（平成十年法律第八号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2・3（略）

4 この法律において「一括清算事由」とは、破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てをいう。

5 この法律において「一括清算」とは、基本契約書に基づき特定金融取引を行っている当事者の一方に一括清算事由が生じた場合には、当該当事者の双方の意

6 思にかかわらず、当該一括清算事由が生じた時において、当該基本契約書に基づいて行われていたすべての特定金融取引については、その時における当該特定金融

取引のそれぞれにつき内閣府令で定めるところにより算出した評価額を合算して得られる純合計額が、当該当事者間における一の債権又は一の債務となること

をいう。

（一括清算と破産手続等との関係）

第三条 破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定（以下この条において「破産手続開始決定等」という。）がなされた者が、一括清算

の約定をした基本契約書に基づき特定金融取引を行つていた金融機関等又はその相手方である場合には、当該基本契約書に基づいて行われていたすべての特定

金融取引についてこれらの者が有する次の各号に掲げる法律に規定する当該各号に定める財産又は債権は、当該破産手続開始決定等に係る一括清算事由が生じ

たことにより、それぞれ、当該破産手続開始決定等がなされた者が当該約定に基づき有することとなつた一の債権又はその相手方が当該約定に基づき有すること

となつた一の債権とする。

一 破産法（平成十六年法律第七十五号） 破産財団に属する財産又は破産債権

二 民事再生法（平成十一年法律第二百五号） 再生手続開始の時に再生債務者に属する財産又は再生債権

三 会社更生法（平成十四年法律第二百四十四号）又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）更生手続開始の時に株式会社若

しくは同法第二条第二項に規定する協同組織金融機関若しくは同条第六項に規定する相互会社に属する財産又は会社更生法第二条第十二項本文若しくは金融

機関等の更生手続の特例等に関する法律第四条第十二項本文若しくは第百六十九条第十二項本文に規定する更生債権等

債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2（略）

3 この法律において「債権回収会社」とは、次条の許可を受けた株式会社をいう。

(営業の許可)  
第三条 債権管理回収業は、法務大臣の許可を受けた株式会社でなければ、営むことができない。

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）（抄）

(定義)  
第二条

2 (略)

3 (略)

4 この法律において「被管理金融機関」とは、第八条第一項の規定により金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を受けた金融機関をいう。

5 (略)

6 この法律において「承継銀行」とは、営業若しくは事業の譲受け又は合併（以下「営業の譲受け等」という。）により被管理金融機関の業務を引き継ぎ、かつ、当該引き継いだ業務を暫定的に維持継続することを主たる目的とする銀行であつて、預金保険機構（以下「機構」という。）の子会社として設立されたものをいう。

7 この法律において「特別公的管理銀行」とは、第三十六条第一項又は第三十七条第一項の規定により特別公的管理の開始の決定をされた銀行をいう。

8 (損失の補てん)  
第三十四条 機構は、協定承継銀行に対し、協定の定めによる業務の実施により協定承継銀行に生じた損失の額として政令で定めるところにより計算した金額の範囲内において、当該損失の補てんを行うことができる。ただし、当該損失の補てんを行うことが適当でない場合として政令で定めるところは、この限りでない。

(金融機関等の資産の買取りに関する業務)  
第五十三条 機構は、金融機関その他の者の資産を買い取るにより第一条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

一 次に掲げる金融機関その他の者（以下「金融機関等」という。）から資産を買い取ること。

イ 被管理金融機関

ロ 協定承継銀行

ハ 特別公的管理銀行

ニ 八から八までに掲げる金融機関以外の金融機関、農林中央金庫、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会及び水産業協同組合法（昭和二十三年法律第百四十二号）第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会

ホ 株式会社産業再生機構

ヘ 株式会社産業再生支援機構

ト 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構

二 預金保険法附則第七条第一項の規定により同項の整理回収業務に関する協定を締結した銀行と金融機関等からの資産の買取り並びに当該買取った資産の管理及び処分を行う業務等に関する協定（以下「特定整理回収協定」という。）を締結し、当該特定整理回収協定を締結した銀行（以下「特定協定銀行」という。）に対し、機構に代わつて当該資産の買取りを行うことを委託すること。

2 (略)

3 (略)

(特定整理回収協定)  
第五十四条 特定整理回収協定は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 (略)

二 特定協定銀行は、毎事業年度、特定整理回収協定の定めによる業務により生じた利益の額として政令で定めるところにより計算した額があるときは、当該利益の額に相当する金額を機構に納付すること。

2 (略)

3 (略)

(資金の貸付け及び債務の保証)

第五十七条 機構は、金融機関等の資産の買取りのために必要とする資金その他の特定整理回収協定の定めによる業務の円滑な実施のために必要とする資金について、特定協定銀行に対するその資金の貸付け又は特定協定銀行によるその資金の借入れに係る債務の保証を行うことができる。

2 (略)

(機構の業務の特例)  
第六十条 機構は、預金保険法第三十四条に規定する業務のほか、第一条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。  
一 第二十九条第一項の規定により承継銀行となる株式会社等の設立の発起人となり、及び設立のための出資を行い、並びに同条第二項の規定により承継銀行に對し出資を行うこと。

二 第三十条第一項の規定により承継銀行の経営管理を行うこと。

三 第三十二条第一項の規定により承継銀行と協定を締結すること。

四 第三十三条第一項の規定により協定承継銀行に對し資金の貸付け又は債務の保証を行うこと。

五 第三十四条の規定により協定承継銀行に對しその業務の実施により生じた損失の補てんを行うこと。

六 第三十九条第一項の規定により特別公的管理銀行の株式を取得すること。

七 第四十五条の規定により特別公的管理銀行の取締役及び監査役を選任し、又は解任すること。

八 第五十三条第一項の規定による業務を行うこと。

九 第六十二条の規定により特別公的管理銀行に對しその業務に必要な資金の貸付けを行うこと。

十 第六十二条の規定により特別公的管理銀行に對しその業務の実施により生じた損失の補てんを行うこと。  
十一 第六十三条の規定により破綻金融機関(預金保険法第二十四条に規定する破綻金融機関をいう。第六十三条において同じ。)、承継銀行又は特別公的管理銀行(第六十二条の規定による損失の補てん又は第七十二条の規定による特別資金援助を受けた特別公的管理銀行に限る。第六十三条において同じ。)の営業若しくは事業を譲り受け、若しくはその株式を譲り受ける金融機関の発行する株券(以下「株券」という。)の引受けを行い、又は当該金融機関に對する劣後特約付金銭消費貸借(元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された金銭の消費貸借であつて、内閣府令で定めるものをいう。第六十三条において同じ。 )による貸付けを行うこと。

十二 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第四百十三号)(抄)

(定義)  
第二条 この法律において「金融機関等」とは、次に掲げるものをいう。  
一 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第一項に規定する金融機関(以下「金融機関」という。)

二 (略)

民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)(抄)

(定義)  
第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。  
一 再生債務者 経済的に窮境にある債務者であつて、その者について、再生手続開始の申立てがされ、再生手続開始の決定がされ、又は再生計画が遂行されているものをいう。

二 再生債務者等 管財人が選任されていない場合にあつては再生債務者、管財人が選任されている場合にあつては管財人をいう。

三 再生計画 再生債務者の権利の全部又は一部を変更する条項その他の第五十四条に規定する条項を定めた計画をいう。

四 再生手続 次章以下に定めるところにより、再生計画を定める手続をいう。

第五条 (略)

七 (略)

8 第一項及び第二項の規定にかかわらず、再生債権者の数が五百人以上であるときは、これらの規定による管轄裁判所の所在地を管轄する地方裁判所にも、再生手続開始の申立てをすることができる。  
9 第一項及び第二項の規定にかかわらず、再生債権者の数が千人以上であるときは、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所にも、再生手続開始の申立てをすることができる。  
10 (略)

(再生事件の移送)  
第七条 裁判所は、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、職権で、再生事件を次に掲げる裁判所のいずれかに移送することができる。

- 一 三 (略)
- 四 次のイからハまでのいずれかに掲げる地方裁判所
- イ 第五条第三項から第七項までに規定する地方裁判所
- ロ 再生債権者の数が五百人以上であるときは、第五条第八項に規定する地方裁判所
- ハ 再生債権者の数が千人以上であるときは、第五条第九項に規定する地方裁判所
- 五 (略)

(疎明)  
第二十三条 再生手続開始の申立てをするときは、再生手続開始の原因となる事実を疎明しなければならない。  
2 (略)

- 第三十条 仮差押え、仮処分その他の保全処分)  
債権者の業務及び財産に関し、仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができる。
- 2 裁判所は、前項の規定による保全処分を変更し、又は取り消すことができる。
- 3 第一項の規定による保全処分及び前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。
- 4 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。
- 5 第三項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。
- 6 裁判所が第一項の規定により再生債権者が再生債権者に対して弁済その他の債務を消滅させる行為を禁止する旨の保全処分を命じた場合には、再生債権者は、再生手続の開始において、当該保全処分に反してされた弁済その他の債務を消滅させる行為の効力を主張することができない。ただし、再生債権者が、その行為の当時、当該保全処分がされたことを知っていたときに限る。

(担保権の実行手続の中止命令)  
第三十一条 裁判所は、再生手続開始の申立てがあつた場合において、再生債権者の一般の利益に適合し、かつ、競売申立人に不当な損害を及ぼすおそれがないものと認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、相当の期間を定めて、第五十三条第一項に規定する再生債権者の財産につき存する担保権の実行手続の中止を命ずることができる。ただし、その担保権によつて担保される債権が共益債権又は一般優先債権であるときは、この限りでない。  
2 (略)

(再生手続開始と同時に定めるべき事項)  
第三十四条 (略)  
2 前項の場合において、知れている再生債権者の数が千人以上であり、かつ、相当と認めるときは、裁判所は、次条第五項本文において準用する同条第三項第一号及び第三十七条本文の規定による知れている再生債権者に対する通知をせず、かつ、第一百零二条第一項に規定する届出再生債権者を債権者集会(再生計画案の決議をするためのものを除く。)の期日に呼び出さない旨の決定をすることができる。

(抗告)  
第三十六条 再生手続開始の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。  
2 第三十六条から第三十条までの規定は、再生手続開始の申立てを棄却する決定に対して前項の即時抗告があつた場合について準用する。

(再生債務者等の行為の制限)  
第四十一条 裁判所は、再生手続開始後において、必要があると認めるときは、再生債務者等が次に掲げる行為をするには裁判所の許可を得なければならないものとすることができる。

一 財産の処分  
二 財産の譲受け  
三 借財

第四十九条 第一項の規定による契約の解除  
四 訴えの提起

五 和解又は仲裁合意(仲裁法(平成十五年法律第百三十八号)第二条第一項に規定する仲裁合意をいう。)  
六 和利の放棄  
七 共益債権、一般優先債権又は第五十二条に規定する取戻権の承認

八 別除権の目的である財産の受戻し  
九 その他裁判所の指定する行為

前項の許可を得ないでした行為は、無効とする。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

(営業等の譲渡)

第四十二条 再生手続開始後において、再生債務者等が再生債務者の営業又は事業の全部又は重要な一部の譲渡をするには、裁判所の許可を得なければならない。この場合において、裁判所は、当該再生債務者の事業の再生のために必要であると認めるときは、許可をすることができる。

2 裁判所は、前項の許可をすることができる場合には、知れている再生債権者(再生債務者が再生手続開始の時にその財産をもって約定劣後再生債権に優先する債権に係る債務を完済することができない状態にある場合における当該約定劣後再生債権を有する者を除く。)の意見を聴かなければならない。ただし、第百七十七條第二項に規定する債権者委員会があるときは、その意見を聴けば足りる。

4 3 裁判所は、第一項の許可をする場合には、労働組合等の意見を聴かなければならない。  
前条第二項の規定は、第一項の許可を得ないでした行為について準用する。

(事業の譲渡に関する株主総会の決議による承認に代わる許可)

第四十三条 再生手続開始後において、株式会社である再生債務者とその財産をもって債務を完済することができないときは、裁判所は、再生債務者等の申立てにより、当該再生債務者の事業の全部の譲渡又は会社法第四百六十七條第二号に規定する事業の重要な一部の譲渡について同項に規定する株主総会の決議による承認に代わる許可を与えることができる。ただし、当該事業の全部の譲渡又は事業の重要な一部の譲渡が事業の継続のために必要である場合に限り、その決議は、前項の許可(以下この条において「代替許可」という。)の決定があつた場合には、その裁判書を再生債務者等に、その決定の要旨を記載した書面を株主に、それぞれ送達しなければならない。

2 前項の許可(以下この条において「代替許可」という。)の決定があつた場合には、その裁判書を再生債務者等に、その決定の要旨を記載した書面を株主に、それぞれ送達しなければならない。

3 代替許可の決定は、前項の規定による再生債務者等に対する送達がされた時から、効力を生ずる。

4 第二項の規定による株主に対する送達は、株主名簿に記載され、若しくは記録された住所又は株主が再生債務者に通知した場所にあてて、書類を通常の取扱いによる郵便に付し、又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第一項に規定する信書の送達に関する法律第二条第三項に規定する信書便物(以下「郵便物等」という。)

5 前項の規定による送達をした場合には、その郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第三項に規定する信書便物(以下「郵便物等」という。)が通常到達すべきであつた場合には、送達があつたものとみなす。

6 代替許可の決定に対しては、株主は、即時抗告をすることができる。

7 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

8 代替許可を得て第一項に規定する事業の全部の譲渡又は事業の重要な一部の譲渡をする場合には、会社法第四百六十九條及び第四百七十條の規定は、適用しない。

(双務契約についての破産法の準用)

第五十一条 破産法第五十六條、第五十八條及び第五十九條の規定は、再生手続が開始された場合について準用する。この場合において、同法第五十六條第一項中「第五十三條第一項及び第二項」とあるのは、「民事再生法第四十九條第一項及び第二項」と、「破産者」とあるのは、「再生債務者」と、同法第二項中「財団債権」とあるのは、「共益債権」と、同法第五十八條第一項中「破産手続開始」とあるのは、「再生手続開始」と、同法第三項において準用する同法第五十四條第

一 項中「破産債権者」とあるのは「再生債権者」と、同法第五十九条第一項中「破産手続」とあるのは「再生手続」と、同条第二項中「請求権は、破産者が有するときは破産財団に属し」とあるのは「請求権は」と、「破産債権」とあるのは「再生債権」と読み替えるものとする。

(双務契約)

第四十九条 双務契約について再生債務者及びその相手方が再生手続開始の時ににおいて共にまだその履行を完了していないときは、再生債務者等は、契約の解除をし、又は再生債務者の債務を履行して相手方の債務の履行を請求することができる。

2 } 5 (略)

(取戻権)

第五十二条 再生手続の開始は、再生債務者に属しない財産を再生債務者から取り戻す権利に影響を及ぼさない。  
2 破産法第六十三条及び第六十四条の規定は、再生手続が開始された場合について準用する。この場合において、同法第六十三条第一項中「破産手続開始の決定」とあるのは「再生手続開始の決定」と、同項ただし書及び同法第六十四条中「破産管財人」とあるのは「再生債務者(管財人が選任されている場合にあつては、管財人)」と、同法第六十三条第二項中「第五十三条第一項及び第二項」とあるのは「民事再生法第四十九条第一項及び第二項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「前二項」と、「同項」とあるのは「第一項」と、同法第六十四条第一項中「破産者」とあるのは「再生債務者」と、「破産手続開始」とあるのは「再生手続開始」と読み替えるものとする。

(監督命令)

第五十四条 裁判所は、再生手続開始の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、監督委員による監督を命ずる処分をすることができる。

2 裁判所は、前項の処分(以下「監督命令」という。)をする場合には、当該監督命令において、一人又は数人の監督委員を選任し、かつ、その同意を得なければ再生債務者がすることができない行為を指定しなければならない。

3 (略)

4 第二項に規定する監督委員の同意を得ないでした行為は、無効とする。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができない。  
5 裁判所は、監督命令を変更し、又は取り消すことができる。  
6 監督命令及び前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(管理命令)

第六十四条 裁判所は、再生債務者(法人である場合に限る。以下この項において同じ。)の財産の管理又は処分が失当であるとき、その他再生債務者の事業の再生のために特に必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、再生手続の開始の決定と同時に又はその決定後、再生債務者の業務及び財産に関し、管財人による管理を命ずる処分をすることができる。

2 } 3 (略)

4 裁判所は、管理命令を変更し、又は取り消すことができる。  
5 } 6 (略)

(管財人の権限)

第六十六条 管理命令が発せられた場合には、再生債務者の業務の遂行並びに財産の管理及び処分をする権利は、裁判所が選任した管財人に専属する。

(保全管理命令)

第七十九条 裁判所は、再生手続開始の申立てがあつた場合において、再生債務者(法人である場合に限る。以下この節において同じ。)の財産の管理又は処分が失当であるとき、その他再生債務者の事業の継続のために特に必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、再生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、再生債務者の業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずる処分をすることができる。この場合に

2 (略)

3 前二項の規定は、再生手続開始の申立てを棄却する決定に対して第三十六条第一項の即時抗告があつた場合について準用する。  
4 } 6 (略)

(保全管理人の権限)  
第八十一条 保全管理命令が発せられたときは、再生債務者の業務の遂行並びに財産の管理及び処分をする権利は、保全管理人に専属する。ただし、保全管理人が再生債務者の常務に属しない行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。  
2 前項ただし書の許可を得ないでした行為は、無効とする。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができない。  
3 第四十一条の規定は、保全管理人について準用する。

(再生債権の弁済の禁止)  
第八十五条 再生債権については、再生手続開始後は、この法律に特別の定めがある場合を除き、再生計画の定めるところによらなければ、弁済をし、弁済を受け、その他これを消滅させる行為(免除を除く。)をすることができない。  
2 6 (略)

(相殺の禁止)  
第九十三条 再生債権者は、次に掲げる場合には、相殺をすることができない。

- 一 再生手続開始後に再生債務者に対して債務を負担したとき。
  - 二 支払不能(再生債務者が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態をいう。以下同じ。)になった後に契約によつて負担する債務を専ら再生債権をもってする相殺に供する目的で再生債務者の財産の処分を内容とする契約を再生債務者との間で締結し、又は再生債務者に対して債務を負担する者の債務を引き受けることを内容とする契約を締結することにより再生債務者に対して債務を負担した場合であつて、当該契約の締結の当時、支払不能であつたことを知つていたとき。
  - 三 支払の停止があつた後に再生債務者に対して債務を負担した場合であつて、その負担の当時、支払の停止があつたことを知つていたとき。ただし、当該支払の停止があつた時において支払不能でなかつたときは、この限りでない。
  - 四 再生手続開始、破産手続開始又は特別清算開始の申立て(以下この条及び次条において「再生手続開始の申立て等」という。)があつた後に再生債務者に対して債務を負担した場合であつて、その負担の当時、再生手続開始の申立て等があつたことを知つていたとき。
- 2 前項第二号から第四号までの規定は、これらの規定に規定する債務の負担が次の各号に掲げる原因のいずれかに基づく場合には、適用しない。
- 一 法定の原因
  - 二 支払不能であつたこと又は支払の停止若しくは再生手続開始の申立て等があつたことを再生債権者が知つた時より前に生じた原因
  - 三 再生手続開始の申立て等があつた時より一年以上前に生じた原因

第九十三条の二 再生債務者に対して債務を負担する者は、次に掲げる場合には、相殺をすることができない。

- 一 再生手続開始後に他人の再生債権を取得したとき。
  - 二 支払不能になつた後に再生債権を取得した場合であつて、その取得の当時、支払不能であつたことを知つていたとき。
  - 三 支払の停止があつた後に再生債権を取得した場合であつて、その取得の当時、支払の停止があつたことを知つていたとき。ただし、当該支払の停止があつた時において支払不能でなかつたときは、この限りでない。
  - 四 再生手続開始の申立て等があつた後に再生債権を取得した場合であつて、その取得の当時、再生手続開始の申立て等があつたことを知つていたとき。
- 2 前項第二号から第四号までの規定は、これらの規定に規定する再生債権の取得が次の各号に掲げる原因のいずれかに基づく場合には、適用しない。
- 一 法定の原因
  - 二 支払不能であつたこと又は支払の停止若しくは再生手続開始の申立て等があつたことを再生債務者に対して債務を負担する者が知つた時より前に生じた原因
  - 三 再生手続開始の申立て等があつた時より一年以上前に生じた原因
  - 四 再生債務者に対して債務を負担する者と再生債務者との間の契約

(債権者委員会)

第一百七条 裁判所は、再生債権者をもつて構成する委員会がある場合には、利害関係人の申立てにより、当該委員会が、この法律の定めるところにより、再生手続に参与することを承認することができる。ただし、次に掲げる要件のすべてを具備する場合に限る。

- 一 委員の数が、三人以上最高裁判所規則で定める人数以内であること。
- 二 再生債権者の過半数が当該委員会が再生手続に参与することについて同意していると認められること。
- 三 当該委員会が再生債権者全体の利益を適切に代表すると認められること。

2 裁判所は、必要があると認めるときは、再生手続において、前項の規定により承認された委員会（以下「債権者委員会」という。）に対して、意見を陳述を求めることができる。

3 5 （略）

（詐欺再生罪）  
第二百五十五条 再生手続開始の前後を問わず、債権者を害する目的で、次の各号のいずれかに該当する行為をした者は、債権者について再生手続開始の決定が確定したときは、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。情を知つて、第四号に掲げる行為の相手方となつた者も、再生手続開始の決定が確定したときは、同様とする。

一 債権者の財産を隠匿し、又は損壊する行為  
二 債権者の財産の譲渡又は債権者の負担を仮装する行為  
三 債権者の財産の現状を改変して、その価格を減損する行為  
四 債権者の財産を債権者の不利益に処分し、又は債権者に不利益な債務を債権者が負担する行為  
2 前項に規定するもののほか、債権者について管理命令又は保全管理命令が発せられたことを認識しながら、債権者を害する目的で、管財人の承諾その他の正当な理由がなく、その債権者の財産を取得し、又は第三者に取得させた者も、同項と同様とする。

（特定の債権者に対する担保の供与等の罪）  
第二百五十六条 債権者が、再生手続開始の前後を問わず、特定の債権者に対する債務について、他の債権者を害する目的で、担保の供与又は債務の消滅に関する行為であつて債務者の義務に属せず又はその方法若しくは時期が債務者の義務に属しないものをし、再生手続開始の決定が確定したときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（報告及び検査の拒絶等の罪）  
第二百五十八条 第五十九条第一項各号に掲げる者若しくは同項第二号から第五号までに掲げる者であつた者が、同項若しくは同条第二項において準用する同条第一項（これらの規定を第六十三條、第七十八條又は第八十三條第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告を拒み、若しくは虚偽の報告をしたとき、又は再生債務者若しくはその法定代理人が第二百四十四條において準用する場合を含む。）の規定による報告を拒み、若しくは虚偽の報告をしたときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第五十九条第一項第二号から第五号までに掲げる者若しくは当該各号に掲げる者であつた者（以下この項において「報告義務者」という。）の代表者、代理人、使用人その他の従業者（第四項において「代表者等」という。）が、その報告義務者の業務に関し、同条第一項若しくは同条第二項において準用する同条第一項（これらの規定を第六十三條、第七十八條又は第八十三條第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告を拒み、若しくは虚偽の報告をしたとき、又は再生債務者の法定代理人の代理人、使用人その他の従業者が、その法定代理人の業務に関し、第二百四十四條において準用する場合を含む。）の規定による報告を拒み、若しくは虚偽の報告をしたときも、前項と同様とする。

3 再生債務者が第五十九条第一項（第六十三條、第七十八條又は第八十三條第一項において準用する場合を含む。）の規定による検査を拒んだとき、又は再生債務者若しくはその法定代理人が第二百四十四條において準用する場合を含む。）の規定による検査を拒んだときも、第一項と同様とする。

4 第五十九条第三項に規定する再生債務者の子会社等（同条第四項の規定により再生債務者の子会社等とみなされるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者等が、その再生債務者の子会社等の業務に関し、同条第三項（第六十三條、第七十八條又は第八十三條第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告若しくは検査を拒み、又は虚偽の報告をしたときも、第一項と同様とする。

（業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪）  
第二百五十九条 再生手続開始の前後を問わず、債権者を害する目的で、債務者の業務及び財産の状況に関する帳簿、書類その他の物件を隠滅し、偽造し、又は変造した者は、債権者について再生手続開始の決定が確定したときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（監督委員等に対する職務妨害の罪）  
第二百六十條 偽計又は威力を用いて、監督委員、調査委員、管財人、保全管理人、個人再生委員、管財人代理又は保全管理人代理の職務を妨害した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（贈賄罪）

第二百六十二条 前条第一項又は第三項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。  
2 前条第二項、第四項又は第五項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）（抄）

（債務者の財産の処分等に対する許可）

第三十一条 裁判所は、次の各号のいずれかに該当する場合において、必要があると認めるときは、債務者が日本国内にある財産の処分又は国外への持出しその他裁判所の指定する行為をするには裁判所の許可を得なければならぬものとする。ただし、承認管財人又は保全管理人がある場合は、この限りでない。

一 第二十五条第一項若しくは第二項の規定による中止の命令、第二十六条第一項若しくは第二項の規定による中止の命令、第六十条第一項若しくは第六十三条第一項の規定による中止の命令が発せられたとき。  
二 第六十二条第二項の規定により中止した外国従手続の承認援助手続があるとき。

3 2 裁判所は、日本国内において債権者の利益が不当に侵害されるおそれがないと認める場合に限り、前項の許可をすることができる。第一項の許可を得ないでした法律行為は、無効とする。ただし、これをもつて善意の第三者に対抗することができない。

（承認管財人の権限）

第三十四条 管理命令が発せられた場合には、債務者の日本国内における業務の遂行並びに財産の管理及び処分をする権利は、承認管財人に専属する。

（承認管財人の財産の処分等に対する許可）

第三十五条 承認管財人が債務者の日本国内にある財産の処分又は国外への持出しその他裁判所の指定する行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。裁判所は、日本国内において債権者の利益が不当に侵害されるおそれがないと認める場合に限り、前項の許可をすることができる。第一項の許可を得ないでした法律行為は、無効とする。ただし、これをもつて善意の第三者に対抗することができない。

（保全管理人の権限）

第五十三条 保全管理命令が発せられた場合には、債務者の日本国内における業務の遂行並びに財産の管理及び処分をする権利は、保全管理人に専属する。ただし、保全管理人が債務者の常務に属しない行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。

2 前項ただし書の許可を得ないでした行為は、無効とする。ただし、これをもつて善意の第三者に対抗することができない。

（承認管財人に関する規定の保全管理人等への準用）

第五十五条 第三十二条第三項、第三十五条、第三十六条第一項、第三十八条、第三十九条、第四十一条、第四十二条及び第四十四条から第五十条までの規定は、保全管理人について、第四十条第三項及び第四十九条の規定は保全管理人代理について準用する。この場合において、第五十条第二項中「後任の承認管財人」とあるのは、「後任の保全管理人又は承認管財人」と、同条第三項中「後任の承認管財人」とあるのは、「後任の保全管理人、承認管財人」と読み替えるものとする。

2 （略）

（報告及び検査の拒絶等の罪）

第六十五条 第四十一条第一項各号に掲げる者若しくは同項第二号から第五号までに掲げる者であつた者が、同項若しくは同条第二項において準用する同条第一項（これらの規定を第五十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。  
2 第四十一条第一項第二号から第五号までに掲げる者若しくは当該各号に掲げる者であつた者（以下この項において「報告義務者」という。）の代表者、代理人、使用人その他の従業者（第四項において「代表者等」という。）が、その報告義務者の業務に関し、同条第一項又は同条第二項において準用する同条第一項（これらの規定を第五十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたときも、前項と同様とする。

3 債務者又はその法定代理人が第四十一条第一項（第五十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による検査を拒んだときも、第一項と同様とする。  
4 第四十一条第三項に規定する債務者の子会社等（同条第四項の規定により債務者の子会社等とみなされるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者等が、その債務者の子会社等の業務に関し、同条第三項（第五十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告若しくは検査を拒み、又は虚偽の報告をしたときも、第一項と同様とする。

（承認管財人等に対する職務妨害の罪）  
第六十六条 偽計又は威力を用いて、承認管財人、保全管理人、承認管財人代理又は保全管理人代理の職務を妨害した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（贈賄罪）  
第六十八条 前条第一項又は第三項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。  
2 前条第二項又は第四項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（財産の無許可処分及び国外への持出しの罪）  
第六十九条 第三十一条第一項の規定により債務者が日本国内にある財産の処分又は国外への持出しその他裁判所の指定する行為をするには裁判所の許可を得なければならぬものとされた場合において、債務者がこれに違反する行為をしたときは、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。  
2 承認管財人、保全管理人、承認管財人代理又は保全管理人代理が第三十五条第一項（第五十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定又は第四十条第三項（第五十五条第一項において準用する場合を含む。）において準用する第三十五条第一項の規定に違反したときも、前項と同様とする。

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2 この法律において「振替機関」とは、次条第一項の規定により主務大臣の指定を受けた株式会社をいう。

3 この法律において「加入者」とは、振替機関等が第十二条第一項又は第四十四条第一項若しくは第二項の規定により社債等の振替を行うための口座を開設した者をいう。

4 この法律において「口座管理機関」とは、第四十四条第一項の規定による口座の開設を行った者及び同条第二項に規定する場合における振替機関をいう。

5 ～ 7 （略）  
8 この法律において「直近下位機関」とは、振替機関等が第十二条第一項又は第四十四条第一項若しくは第二項の規定により口座を開設した口座管理機関をいう。

9 この法律において「下位機関」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

一 直近下位機関

二 直近下位機関の直近下位機関

三 前号又はこの号の規定により下位機関に該当するものの直近下位機関

10・11 （略）

（発行者の同意）

第十三条 振替機関は、あらかじめ発行者から当該振替機関において取り扱うことについて同意を得た社債等でなければ、取り扱うことができない。

2・3 （略）

（日本銀行が国債の振替に関する業務を営む場合の特例）

第四十七条 主務大臣は、日本銀行が次に掲げる要件を備えるときは、第三条第一項の規定にかかわらず、日本銀行を、その申請により、この法律の定めるところにより振替業（国債に係るものに限る。以下第五十条までにおいて同じ。）を営む者として、指定することができる。

一 次条において読み替えて適用する第二十二条第一項の規定によりこの項の指定を取り消されたときは、その取り消された日から五年を経過していること。  
二 この法律の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わる、又はその刑の執行を受けることがなくなつたときは、その刑の執行を終わり、又はその業務規程が、法令に適合し、かつ、この法律の定めるところにより振替業を適正かつ確実に遂行するために十分であると認められること。  
三 業務規程が、法令に適合し、かつ、この法律の定めるところにより振替業を適正かつ確実に遂行するために十分であると認められること。  
四 その人的構成に照らして、振替業を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有すると認められること。  
2・3 (略)

第四十八条 前条第一項の指定を受けた日本銀行は、振替機関とみなして、この法律の規定（第五条から第七条まで、第九条、第二十条第二項及び第三項、第二十三条第三号及び第四号、第二十四条から第三十条まで、第四十条、第四十一条第一項第二号、第四十三条、次条、第五十条、第四十二条並びに第六章から第十二章まで並びに附則第一条から第十条まで、第十二条から第十八条まで及び第二十七条から第四十二条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(振替口座簿の記載又は記録事項)  
第六十八条 (略)

2 (略)  
3 振替口座簿中の各口座（顧客口座を除く。）には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。  
一 二 振替口座の金額（次号に掲げるものを除く。）  
三 銘柄ごとの金額（次号に掲げるものを除く。）  
四 加入者が質権者であるときは、その旨及び質権の目的である振替社債の銘柄ごとの金額  
五・六 (略)

(振替社債の発行時の新規記載又は記録手続)  
第六十九条 特定の銘柄の振替社債の発行者は、当該振替社債を発行した日以後遅滞なく、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。  
一 当該発行に係る振替社債の銘柄  
二 前号の加入者のために開設された第一号の振替社債の振替を行うための口座  
三 加入者ごとの第一号の振替社債の金額（次号に掲げるものを除く。）  
四 加入者が質権者であるときは、その旨及び質権の目的である第一号の振替社債の金額  
五 加入者が信託の受託者であるときは、その旨並びに第四号及び前号の金額のうち信託財産であるものの金額  
六 第一号の振替社債の総額その他の主務省令で定める事項  
七 前項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替社債の銘柄について、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものである場合は、次に掲げる記載又は記録  
イ 当該口座の前項第三号の口座に係る事項を記載し、又は記録する欄（以下この章において「保有欄」という。）における前項第二号の加入者（同号の社債権者であるものに限る。）に係る同項第四号の金額の増額の記載又は記録  
ロ 当該口座の前項第三号の口座に係る事項を記載し、又は記録する欄（以下この章において「質権欄」という。）における前項第二号の加入者（同号の質権者であるものに限る。）に係る同項第五号の金額の増額の記載又は記録  
ハ 当該口座における前項第六号の信託財産であるものの金額の増額の記載又は記録  
ニ 当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて同項第二号の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における当該加入者に係る同項第四号の金額と同項第五号の金額を合計した金額の増額の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する同項第一号から第六号までに掲げる事項の通知  
三 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

(会社が社債権者等の口座を知ることができない場合に関する手続)

第六十九条の二 会社が特定の銘柄の振替社債を交付しようとする場合において、当該振替社債の社債権者又は質権者のために開設された振替社債の振替を行うための口座を知ることができないときは、当該会社（新設合併に際して振替社債を交付する場合その他の主務省令で定める場合）にあっては、当該会社に準ずる者として主務省令で定めるもの。以下この条において「通知者」という。は、次に掲げる事項を第一号の一定の日の一月前までに当該振替社債の社債権者又は質権者となるべき者として主務省令で定めるものに通知しなければならぬ。

一 会社が一定の日における当該振替社債の社債権者（質権者があるときは、その質権の目的である社債の社債権者を除く。）及び当該質権者について前条第一項の通知又は振替の申請をする旨

二 前号の社債権者又は質権者のために開設された当該振替社債の振替を行うための口座（第三項本文の申出により振替機関等が開設した口座を除く。）を同号の一定の日までに通知者に通知すべき旨

三 第三項本文の申出により口座を開設する振替機関等の氏名又は名称及び住所

四 その他主務省令で定める事項

2 前項の通知者が同項の会社以外の者である場合には、当該通知者は、同項第一号の一定の日において、当該会社に対し、同号の社債権者又は質権者が通知した同項第二号の口座を通知しなればならない。

3 第一項第一号の社債権者又は質権者が同号の一定の日までに同項第二号の口座を通知者に通知しなかつた場合には、会社は、同項第三号の振替機関等に対して当該社債権者又は当該質権者のために振替社債の振替を行うための口座（以下この章において「特別口座」という。）の開設の申出をしなければならぬ。

ただし、当該会社が当該社債権者又は当該質権者のために開設の申出をした特別口座があるときは、この限りでない。

4 会社が第一項の振替社債に係る社債の発行者である場合において、同項第一号の一定の日までに第十三条第一項の同意を与えていないときは、速やかに、当該社債について振替機関に同項の同意を与えなければならぬ。

5 第一項に規定する場合において、会社が前条第一項の通知をするときは、第一項第一号の社債権者又は質権者から通知を受けた同項第二号の口座（当該通知がないときは、当該会社が開設の申出をした特別口座）を同条第一項第三号の口座として同項の通知をしなければならぬ。

第七十条（振替手続）  
2 第一項の申請をする者は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 前項の加入者の口座において減額の記載又は記録がされるのが保有欄であるか、又は質権欄であるかの別

二 前項の加入者の口座において減額の記載又は記録がされるのが保有欄であるか、又は質権欄であるかの別

三 前項の加入者の口座において減額の記載又は記録がされるのが保有欄であるか、又は質権欄であるかの別

四 前項の加入者の口座において減額の記載又は記録がされるのが保有欄であるか、又は質権欄であるかの別

第七十条の二 加入者は、特別口座に記載され、又は記録された振替社債については、当該加入者又は当該振替社債の発行者の口座以外の口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

2 特定の銘柄の振替社債に係る第六十九条第一項の通知又は振替の申請の前に合併により消滅する会社の株式を取得した者であつて株主名簿に記載又は記録がされていなく、これを理由として合併に際して当該株式に代わる当該振替社債の交付を受けることができなかつたものその他の主務省令で定める者（以下この項において「取得者等」という。）が、当該通知又は当該振替の申請の後、当該振替社債について記載又は記録がされた特別口座の加入者と共同して請求をした場合には、次に掲げる行為をなすべからぬ。当該請求をすべきことを当該加入者に命ずる判決であつて執行力を有するもの正本若しくは謄本若しくはこれに準ずる書類として主務省令で定めるものを当該取得者等が添付して請求をした場合又は当該取得者等の請求により次に掲げる行為をして当該加入者その他の利害関係人の利益を害するおそれがない場合として主務省令で定める場合も、同様とする。

一 当該取得者等のための第六十九条の二第三項本文の申出

二 前号の申出により開設された口座を振替先口座とする当該振替社債についての振替の申請

3 特別口座の開設の申出をした発行者以外の加入者は、当該特別口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

（超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における社債権者の議決権等）  
第八十五条 第八十条第一項又は第八十一条第一項の場合において、各社債権者は、会社法第七百二十三条第一項の規定にかかわらず、その有する社債の金額（振替機関分制限額及び口座管理機関分制限額の合計額を除く。）に応じて、社債権者集会における議決権を有する。

(合併等に関する会社法の特例)  
第八十六条の二 吸収合併存続会社(会社法第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社をいう。以下同じ。)若しくは同法第七百六十七条に規定する株式交換完全親会社(以下この章及び第七章から第九章までにおいて「存続会社等」と総称する。)又は新設合併設立会社(同法第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社をいう。以下同じ。)若しくは同法第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社(以下この章及び第七章から第九章までにおいて「新設会社等」と総称する。)が吸収合併若しくは株式交換(以下この章及び第七章から第九章までにおいて「吸収合併等」と総称する。)又は新設合併若しくは株式移転(第七章から第九章までにおいて「新設合併等」と総称する。)に際して振替社債を交付しようとするときは、吸収合併等がその効力を生ずる日又は新設会社等の成立の日(以下この章及び第七章から第九章までにおいて「合併等効力発生日」という。)を第六十九条の二第一項第一号の一定の日として同項の通知をしなければならない。  
2 4 (略)

第八十七条 第六十九条第一項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替社債の銘柄について、政令で定める方法により、加入者が同項第七号に掲げる事項を知ることができるようにする措置を執らなければならない。  
2 (略)

(振替貸付信託受益権の併合又は分割に関する記載又は記録手続)  
第二百二十二条の二 (略)  
2 前項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替貸付信託受益権の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項各号に掲げる事項の通知をしなければならない。  
3 6 (略)

(抹消手続)  
第二百三十四条 特定の銘柄の振替株式について、抹消の申請があつた場合には、振替機関等は、第四項から第六項までの規定により、当該申請において第三項の規定により示されたところに従い、その備える振替口座簿における減少の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。  
2 前項の申請は、発行者が、抹消によりその口座(顧客口座を除く。)において減少の記載又は記録がされる口座を開設した直近上位機関に対して行うものとする。  
3 発行者は、第一項の申請において、抹消により減少の記載又は記録がされるべき振替株式の銘柄及び数を示さなければならない。  
4 第一項の申請があつた場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく、次に掲げる措置を執らなければならない。

1 発行者の口座の保有欄における前項の数についての減少の記載又は記録  
2 前項第二号の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。  
3 前項第二号の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。  
4 前項第二号の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。  
5 前項第二号の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。  
6 前項の規定は、同項第二号(この項において準用する場合を含む。)の通知があつた場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

(株式の発行に関する会社法の特例)  
第二百五十条 (略)

2 4 (略)  
5 新株予約権(その目的である株式が振替株式であるものに限る。)の発行者は、当該新株予約権についての会社法第二百四十二条第一項の通知において、当該新株予約権の目的である振替株式についてこの法律の規定の適用がある旨を示さなければならない。  
6 新株予約権を行使する者は、当該新株予約権の目的である株式が振替株式であるときは、自己のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座(特別口座を除く。)を当該振替株式の発行者に示さなければならない。

(取得請求権付株式に関する会社法の特例)  
第一百五十六条 取得請求権付株式である特定の銘柄の振替株式について会社法第六十六条第一項本文の規定による請求をする加入者は、当該振替株式について振替の申請をしなければならない。

- 2 会社法第六十七條第一項の規定にかかわらず、同法第六十六條第一項本文の規定による請求に係る取得請求権付株式が振替株式である場合には、発行者は、前項の振替の申請により発行者の口座における保有欄に当該取得請求権付株式に係る数の増加の記載又は記録を受けた時に当該振替株式を取得する。3 会社法第六十六條第一項本文の規定による請求により振替株式の交付を受けようとする者は、自己のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座（特別口座を除く。）を当該振替株式を交付する会社に示さなければならない。

（取得条項付株式等に関する会社法の特例）  
 第五十七條 取得条項付株式である振替株式の発行者が当該振替株式の一部を取得しようとする場合には、当該発行者は、会社法第七條第二項第三号イの事由が生じた日以後遅滞なく、当該振替株式について当該発行者の口座を振替先口座とする振替の申請をしなければならない。この場合において、当該申請は、当該振替によりその口座（顧客口座を除く。）において減少の記載又は記録がされる加入者の直近上位機関に対して行うものとする。

2 会社法第七十條第一項の規定にかかわらず、前項前段の場合には、発行者は、同項前段の振替の申請によりその口座における保有欄に同項前段の振替株式に係る数の増加の記載又は記録を受けた時に当該振替株式（会社法第七十一條第一項に規定する全部取得条項付種類株式をいう。）である振替株式の発行者が当該振替株式の全部を取得しようとする場合には、当該発行者は、同法第七十條第二項第三号イの事由が生じた日又は同法第七十一條第一項第三号に規定する取得日（以下この項において「効力発生日」という。）以後遅滞なく、効力発生日を第百三十五條第一項第二号の日として同項の通知（以下この章において「全部抹消の通知」という。）をしなければならない。

4 会社法第七十條第一項及び第百七十三條第一項の規定にかかわらず、前項の場合には、発行者は、全部抹消の通知により同項の振替株式についての記載又は記録の抹消がされた時に当該振替株式を取得する。

（株式の消却に関する会社法の特例）  
 第五十八條 発行者が自己の振替株式を消却しようとするときは、当該振替株式について抹消の申請をしなければならない。  
 2 振替株式の消却は、第百三十四條第四項第一号の減少の記載又は記録がされた日にその効力を生ずる。

（権利の帰属）  
 第六十三條 新株予約権の発行の決定において、当該決定に基づき発行する新株予約権（その目的である株式が振替株式であるものに限り、会社法第二百三十三條第一項第六号に掲げる事項の定めがあるもの及び新株予約権付社債に付されたものを除く。）の全部についてこの法律の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であつて、振替機関が取り扱うもの（以下「振替新株予約権」という。）についての権利の帰属は、この章の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

（新株予約権証券の不発行）  
 第六十四條 振替新株予約権については、新株予約権証券を発行することができない。  
 2・3 （略）

（振替新株予約権の発行時の新規記載又は記録手続）  
 第六十六條 特定の銘柄の振替新株予約権の発行者は、当該振替新株予約権を発行した日以後遅滞なく、当該発行者が第十三條第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

- 一 当該発行に係る振替新株予約権の銘柄
- 二 前号の振替新株予約権の新株予約権者又は質権者である加入者の氏名又は名称
- 三 前号の加入者のために開設された第一号の振替新株予約権の振替を行うための口座
- 四 加入者ことこの第一号の振替新株予約権の数（次号に掲げるものを除く。）
- 五 加入者が質権者であるときは、その旨、加入者ことこの質権の目的である第一号の振替新株予約権の数及び当該数のうち新株予約権者ことこの数の加入者の新株予約権者の氏名又は名称及び住所
- 六 前号の新株予約権者の氏名又は名称及び住所
- 七 加入者が信託の受託者であるときは、その旨並びに第四号及び第五号の数のうち信託財産であるものの数
- 八 前条第三項第六号に掲げる事項のうち、発行者が知り得る事項として政令で定める事項
- 2・3 （略）

（発行者が新株予約権者等の口座を知ることができない場合に関する手続）

- 第百六十七條 会社が特定の銘柄の振替新株予約権を交付しようとする場合において、当該振替新株予約権の新株予約権者又は質権者のために開設された振替新株予約権の振替を行うための口座を知ることができないときは、当該会社（新設合併に際して振替新株予約権を交付する場合その他の主務省令で定める場合にあっては、当該会社）に準ずる者として主務省令で定めるもの。以下この条において「通知者」というのは、次に掲げる事項を第一号の一定の日の一月前までに当該振替新株予約権の新株予約権者又は質権者となるべき者として主務省令で定めるものに通知しなければならぬ。
- 一 会社が一定の日における当該振替新株予約権の新株予約権者（質権者があるときは、その質権の目的である新株予約権の新株予約権者を除く。）及び当該質権者について前条第一項の通知又は振替の申請をする旨
  - 二 前号の新株予約権者又は質権者のために開設された当該振替新株予約権の振替を行うための口座（第三項本文の申出により振替機関等が開設した口座を除く。）を同号の一定の日までに通知者に通知すべき旨
  - 三 第三項本文の申出により口座を開設する振替機関等の氏名又は名称及び住所
  - 四 その他主務省令で定める事項
- 前項の通知者が同項の会社以外の者である場合には、当該通知者は、同項第一号の一定の日において、当該会社に対し、同号の新株予約権者又は質権者が通知した同項第二号の口座を通知しなければならない。
- 3 5 (略)

（特別口座に記載又は記録がされた振替新株予約権についての振替手続等に関する特例）

- 2 特定の銘柄の振替新株予約権に係る第百六十六条第一項の通知又は振替の申請の前に合併により消滅する会社の株式を取得した者であつて株主名簿に記載又は記録がされておらずに、これを理由として合併に際して当該株式に代わる当該振替新株予約権の交付を受けることができなかつたものその他の主務省令で定める者（以下この条において「取得者等」という。）が、当該通知又は当該振替の申請の後に、当該振替新株予約権についての記載又は記録がされた特別口座の加入者（以下この条において「取得者等」という。）が、次に掲げる行為をした場合又は当該取得者等が添付して請求をした場合又は当該取得者等の請求によりするもの正本若しくは謄本若しくはこれに準ずる書類として主務省令で定めるものを当該取得者等が添付して請求をした場合又は当該取得者等の請求により次に掲げる行為をしたも当該加入者その他の利害関係人の利益を害するおそれがない場合として主務省令で定める場合も、同様とする。
- 一 当該取得者等のための第百六十七条第三項本文の申出
- 二 前号の申出により開設された口座を振替先口座とする当該振替新株予約権についての振替の申請
- 3 (略)

（口座管理機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い）

- 2 第百八十二条第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関は、前項に規定する新株予約権者に対して同条第一項又は第三項の義務の不履行によつて生じた損害の賠償をする義務を負う。

（新株予約権買取請求に関する会社法の特例）

第百八十三条 振替新株予約権の新株予約権者が会社法第百八条第一項、第七百七十七条第一項、第七百八十七条第一項又は第八百八条第一項の規定により当該振替新株予約権を買い取ることを請求した場合には、発行者は、当該新株予約権者の対し、当該振替新株予約権の代金の支払をするのと引換えに当該振替新株予約権について当該発行者の口座を振替先口座とする振替を当該新株予約権者の直近上位機関に対して申請することを請求することができる。

（新株予約権の発行に関する会社法の特例）

- 2 第百八十四条 振替新株予約権の発行者は、当該振替新株予約権についての会社法第百四十二条第一項の規定による通知において、当該振替新株予約権についてこの法律の規定の適用がある旨を示さなければならない。
- 3 会社法第百四十九条第三号の規定にかかわらず、振替新株予約権についての新株予約権原簿には、当該振替新株予約権の内容及び数並びに当該振替新株予約権についてこの法律の規定の適用がある旨を記載し、又は記録しなければならない。
- 4 振替新株予約権の引受けの申込みをする者は、自己のために開設された当該振替新株予約権の振替を行うための口座（特別口座を除く。）を会社法第百四十二条第二項の書面に記載し、又は同法第百四十四条第一項の契約を締結する際に当該口座を当該振替新株予約権の発行者に示さなければならない。
- 5 会社法第百六十六条第一項本文の規定による請求により振替新株予約権の交付を受けようとする者は、自己のために開設された当該振替新株予約権の振替を行うための口座（特別口座を除く。）を当該振替新株予約権を交付する会社に示さなければならない。

(取得条項付新株予約権に関する会社法の特例)  
 第八十五條 取得条項付新株予約権(会社法第二百七十三條第一項に規定する取得条項付新株予約権をいう。以下この章及び次章において同じ。)である振替新株予約権の発行者が当該振替新株予約権の一部を取得しようとする場合には、当該発行者は、同法第二百三十六條第一項第七号イの事由が生じた日以後遅滞なく、当該振替新株予約権について当該発行者の口座を振替先口座とする振替の申請をしなければならない。この場合において、当該申請は、当該振替によりその口座(顧客口座を除く。)において減少の記載又は記録がされる加入者の直近上位機関に対して行うものとする。  
 2 会社法第二百七十五條第一項の規定にかかわらず、前項前段の場合には、発行者は、同項前段の振替の申請により、その口座における保有欄に同項前段の振替新株予約権に係る数の増加の記載又は記録を受けた時に当該振替新株予約権の全部を取得しようとする場合には、当該発行者は、会社法第二百三十六條第一項第七号イの事由が生じた日以後遅滞なく、その日を第二百七十一條第一項第二号の日として同項の通知(以下この章において「全部抹消の通知」という。)を振替新株予約権を取得する。  
 4 会社法第二百七十五條第一項の規定にかかわらず、発行者は、全部抹消の通知により前項の振替新株予約権についての記載又は記録の抹消がされた時に当該

(合併等に関する会社法の特例)  
 第八十九條 存続会社等又は新設会社等が吸収合併等又は新設合併等に際して振替新株予約権を交付しようとするときは、合併等効力発生日を第二百七十七條第一項第一号の一定の日として同項の規定による通知をしなければならない。  
 2 存続会社等が吸収合併等に際して振替新株予約権を移転しようとする場合には、当該存続会社等は、合併等効力発生日以後遅滞なく、当該振替新株予約権について振替の申請をしなければならない。  
 3 振替新株予約権の発行者が合併(合併により当該発行者が消滅する場合に限る。)、吸収分割(会社法第七百五十八條第五号に規定する場合に限る。)、新設分割(同法第七百六十三條第十号に規定する場合に限る。)、株式交換(同法第七百六十八條第一項第四号に規定する場合に限る。)、又は株式移転(同法第七百七十三條第一項第九号に規定する場合に限る。)(をしようとする場合には、当該発行者は、これらの行為(以下この条において「合併等」という。))がその効力を生ずる日又は合併等により設立する会社の成立の日を第二百七十一條第二号の日として全部抹消の通知をしなければならない。  
 4 持分会社が合併をする場合において、吸収合併存続会社又は新設合併設立会社が合併に際して振替新株予約権を交付しようとする場合には、合併契約において、持分会社の社員のために開設された当該振替新株予約権の振替を行うための口座(特別口座を除く。)(を定めなければならない。  
 5 吸収分割承継会社又は新設分割設立会社が会社分割に際して振替新株予約権を交付しようとする場合には、吸収分割契約又は新設分割計画において、会社分割をする株式会社のために開設された当該振替新株予約権の振替を行うための口座(特別口座を除く。)(を定めなければならない。  
 (適用除外)  
 第九十條 振替新株予約権については、会社法第二百五十七條第一項、第二百五十九條第一項、第二百六十條第一項及び第二項、第二百六十八條第一項、第二百六十九條第一項、第二百七十條第一項から第三項まで並びに第二百七十二條の二第一項から第三項までの規定は、適用しない。

第九十一條 第二百六十六條第一項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替新株予約権の銘柄について、政令で定める方法により、加入者が同項第九号に掲げる事項を知ることができるようにする措置を執らなければならない。  
 2 (略)

(新優先出資の引受権に関する新株予約権に係る規定の準用)  
 第二百四十九條 第八章の規定(第六十三條、第六十四條第三項、第六十六條第一項第五号から第七号まで及び第二項第一号から二まで、第六十七條、第六十八條第三項第三号及び第六号、第四項第一号及び第四号、第五項第四号並びに第七項第二号、第六十九條、第七十一條、第七十三條、第七十四條第二項及び第四項、第七十五條から第七十七條まで、第七十九條並びに第九十條の規定を除く。次項において同じ。)(は、新優先出資の引受権について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替へるものとする。

数	金額	減額	増額	総額	減額	増額	総額

振替総数	振替金額
発行総数	発行総額
合計数	合計額
超過数	超過額
口座管理機関分制限数	口座管理機関分制限額

2 (略)

第二百七十六条 第二条第一項第二十一号に掲げるものうち次の各号に掲げるものの振替については、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。この場合に

おいて、当該規定の準用に必要と技術的読替えは、政令で定める。

一 第二条第一項第一号に掲げるものとして準ずるものとして政令で定めるもの 第四章の規定

二 (略)

三 第二条第一項第十三号に掲げるものとして準ずるものとして政令で定めるもの 第八章の規定

四 (略)

農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）（抄）

（監事）

第二十四条 監事は、定款で定めるところにより、総会において選任する。

2 監事のうち一人以上は、農林中央金庫の会員である法人の役員又は使用人以外の者であつて、その就任の前五年間農林中央金庫の理事、経営管理委員若しくは職員又はその子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、執行役員若しくは使用人でなかつたものでなければなら

ない。

3

前項に規定する「子会社」とは、農林中央金庫がその総株主等の議決権（総株主又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をする

ことができたる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するもの

とみなされる株式についての議決権を含む。以下この条及び第六章において同じ。）をいう。以下の百分の五十を超える議決権を有する会社をいう。

この場合において、農林中央金庫及びその一若しくは二以上の子会社又は農林中央金庫の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超

える議決権を有する他の会社は、農林中央金庫の子会社とみなす。

4 前項の場合において、農林中央金庫又はその子会社が有する議決権には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は持分に係る議決権

（委託者又は受益者が行使し、又はその行使について農林中央金庫若しくはその子会社に指図を行うことができるものに限る。）その他主務省令で定める議決

権を含まないものとし、信託財産である株式又は持分に係る議決権を除く。）及び社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四百七条第一

項又は第四百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。

5 会社法第三百四十三条第一項及び第二項の規定は、監事を選任する場合について準用する。この場合において、同条第一項中「取締役」とあるのは、「経営管

理委員」と、「監査役（監査役が二人以上ある場合にあつては、その過半数）」とあるのは、「監事会」と、同条第二項中「監査役は」とあるのは、「監事会は」と

と、「取締役」とあるのは、「経営管理委員」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（役員の資格）

第二十四条の四 次に掲げる者は、役員となることができない。

一 (略)

四 この法律、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に違反し、又は金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十七

条、第九十九条の二第一号から第十号の三まで若しくは第十三号、第九十八条第八号、第九十九条、第二百条第一号から第十二号の二まで、第二十二

条、第二十一条、第二十三条第三項若しくは第二百五条第一号から第六号まで、第十九号若しくは第二十号の罪、民事再生法（平成十一年法律第二百二

十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二十五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律

（平成十二年法律第九十九号）第六十五条、第六十六条、第六十八條若しくは第六十九條の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五

条、第二百六十六条、第二百六十八條から第二百七十二條まで若しくは第二百七十四條の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わ

ることがなくなつた日から二年を経過しない者

五 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

（会計監査人の資格等）

第二十六条（略）

2 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。

3 一 農林中央金庫の子会社（第二十四条第三項に規定する子会社をいう。以下同じ。）若しくはその取締役、会計参与、監査役若しくは執行役から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者  
二 農林中央金庫の子会社（第二十四条第三項に規定する子会社をいう。以下同じ。）若しくはその取締役、会計参与、監査役若しくは執行役から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者  
三（略）

（業務の範囲）

第五十四条 農林中央金庫は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

一 会員の預金の受入れ  
二 会員に対する資金の貸付け又は手形の割引  
三 為替取引

2 農林中央金庫は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

一 会員以外の者の預金又は定期積金の受入れ  
二 農林中央金庫は、前項第二号に掲げる業務を営むときは、次に掲げる者を相手方とする場合を除き、主務大臣の認可を受けなければならない。

3 農林中央金庫は、前項第二号に掲げる業務を営むときは、次に掲げる者を相手方とする場合を除き、主務大臣の認可を受けなければならない。

一 農林中央金庫は、前項第二号に掲げる業務を営むときは、次に掲げる者を相手方とする場合を除き、主務大臣の認可を受けなければならない。

二 農林水産業を営む者であつて主務省令で定めるもの

三 銀行その他の金融機関  
四 金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業を営む者（同法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者のうち主務省令で定めるものに該当する者を除く。）

4 農林中央金庫は、前三項の規定により営む業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を営むことができる。

一 農林中央金庫は、前三項の規定により営む業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を営むことができる。

二 農林中央金庫の子会社である外国銀行の業務（主務省令で定めるものに限る。）の代理又は媒介  
三（略）

5 農林中央金庫は、第一項から第四項までの規定により営む業務のほか、第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、次に掲げる業務を行うことができる。

6 農林中央金庫は、第一項から第四項までの規定により営む業務のほか、第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、次に掲げる業務を行うことができる。

7 農林中央金庫は、第一項から第四項までの規定により営む業務のほか、第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、次に掲げる業務を行うことができる。

8 農林中央金庫は、第一項から第四項までの規定により営む業務のほか、第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、次に掲げる業務を行うことができる。

9 農林中央金庫は、第一項から第四項までの規定により営む業務のほか、第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、次に掲げる業務を行うことができる。

（経営の健全性の確保）  
第五十六条 主務大臣は、農林中央金庫の業務の健全な運営に資するため、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準として次に掲げる基準その他の基準を定めることができる。  
一 農林中央金庫の保有する資産等に照らし農林中央金庫の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかの基準

二 農林中央金庫及びその子会社その他の農林中央金庫と主務省令で定める特殊の関係のある会社（以下この号、第七章及び第八章において「子会社等」という。）の保有する資産等に照らし農林中央金庫及びその子会社等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかの基準

（同一人に対する信用の供与等）

- 第五十八条 農林中央金庫の同一人（当該同一人と政令で定める特殊の関係のある者を含む。以下この条において同じ。）に対する信用の供与等（信用の供与又は出資として政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の額は、政令で定める区分ごとに、農林中央金庫の自己資本の額に政令で定める率を乗じて得た額（以下この条において「信用供与等限度額」という。）を超えてはならない。ただし、信用の供与等を受けている者が合併をし、共同新設分割（法人が他の法人と共同してする新設分割をいう。）若しくは吸収分割をし、又は営業を譲り受けたことにより農林中央金庫の同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることとなる場合その他政令で定めるやむを得ない理由がある場合において、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。
- 2 農林中央金庫が子会社（主務省令で定める会社を除く。）その他の農林中央金庫と主務省令で定める信用の供与等の額は、政令で定める区分ごとに、合算して、農林中央金庫及び当該子会社等の自己資本の純合計額に政令で定める率を乗じて得た額（以下この条において「合算信用供与等限度額」という。）を超えてはならない。この場合において、前項ただし書の規定を準用する。
- 3 前二項の規定は、国及び地方公共団体に対する信用の供与に適用しない。政府が元本の返済及び利息の支払について保証している信用の供与その他これらに準ずるものとして政令で定める信用の供与等については、適用しない。
- 4・5 （略）

（金融商品取引法の準用）

- 第五十九条の三 金融商品取引法第三章第一節第五款（第三十四条の二第六項から第八項まで並びに第三十四条の三第五項及び第六項を除く。）、同章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七條の二、第三十七條の三第一項第二号及び第六号並びに第三十七條の五、第三十七條の七、第三十八條第一号及び第二号、第三十八條の二、第三十九條第三項ただし書及び第五項並びに第四十条の二から第四十条の五までを除く。）、及び第四十五条（第三号及び第四号を除く。）、の規定は、農林中央金庫が行う特定預金等契約（特定預金等（金、利、通貨の価格、同法第二十四条に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本について損失が生ずるおそれがある預金又は定期積金として主務省令で定めるものをいう。）の受入れを内容とする契約をいう。以下同じ。）、の締結について準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは、「特定預金等契約」と、主務省令と、この規定中「金融商品取引業」とあるのは、「特定預金等契約の締結業務」と、これらの規定中「金融商品取引行為」とあるのは、「特定預金等契約の締結」と、同法第三十九條第三項本文の規定を除く。）、中「内閣府令」とあるのは、「主務省令」と、これらの規定中「同法第三十四條の二第六項から第八項まで並びに第三十四條の三第五項及び第六項を除く。）、とあるのは、「農林中央金庫法第五十九條の二に規定する特定預金等契約」と、同法第三十七條の三第一項中「交付し定めなければならない」とあるのは、「交付するほか、預金者及び定期積金の積金者（以下この項において「預金者等」という。）、の保護に資するため、主務省令で定めるところにより、当該特定預金等契約の内容その他預金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない」と、同法第三十九條第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引（買戻価格があることのあるのは「特定預金等契約の締結」と、有価証券又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）、とあるのは、「特定預金等契約に基づく」顧客（信託会社等）（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に關する法律第一條第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）、が、信託契約に基いて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）、とあるのは、「特定預金等契約」）とあるのは「顧客」と、補足する「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、同項第二号及び第三号中「追加するため」とあるのは「追加する」と、同項第三号中「追加する」とあるのは「追加するため」と、同法第四十五條第二号中「追加するため」とあるのは「追加する」と、同法第三十七條の二から第三十七條の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三條の四」とあるのは「第三十七條の三（第一項の書面の交付に係る部分）に限り、同項第二号及び第六号並びに第三十七條の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三條の六」と読み替えるものとする。必要ない技術的読替えは、政令で定める。

（外国銀行代理業務に係る届出）

第五十九条の四 農林中央金庫は、第五十四条第四項第十号の二に掲げる業務（以下「外国銀行代理業務」という。）を営もうとするときは、当該外国銀行代理業務の委託を受ける旨の契約の相手方である外国銀行（以下「所属外国銀行」という。）、ごとに、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、主務大臣に届出なければならない。



九条の四に規定する外国銀行代理業務」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(農林債発行の届出)  
第六十三条 農林中央金庫は、農林債を発行しようとするときは、その都度、その金額及び条件をあらかじめ主務大臣に届け出なければならない。

(売出しの公告)  
第六十六条 農林中央金庫は、売出しの方法により農林債を発行しようとするときは、政令で定める事項を公告しなければならない。

(農林中央金庫の子会社の範囲等)  
第七十二条 農林中央金庫は、次に掲げる会社(以下「子会社対象会社」という。)(以外の会社を子会社としてはならない。

一 銀行法第二条第一項に規定する銀行のうち、信託業務(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項に規定する信託業務をいう。第四号において同じ。)(を営むもの

二 資金移動業(同条第二項に規定する資金移動業をいう。)(その他主務省令で定める業務を専ら営むもの(以下この条において同じ。)(のほか、同法第三十五条第一項第一号から第八号までに掲げる行為を行う業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの(以下「証券専門会社」という。)(

三 金融商品取引法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者のうち、金融商品仲介業(同条第十一項に規定する金融商品仲介業をいい、次に掲げる行為のいづれかを業として行うものに限る。以下この号において同じ。)(のほか、金融商品仲介業に付随する業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの(以下「証券仲介専門会社」という。)(

四 金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介(八に掲げる行為に該当するものを除く。)(

五 金融商品取引法第二十八項第三号又は第五号に掲げる行為の委託の媒介(金融商品取引法第二十八項第三号に掲げる行為) (次項第六号において「信託専門会社」という。)(

六 銀行法第二条第二項に規定する信託会社のうち、信託業務を専ら営むもの(次項第六号において「信託専門会社」という。)(

七 有価証券関連業務を営む外国の会社(前号に掲げる会社に該当するものを除く。)(を営む外国の会社(第五号に掲げる会社に該当するものを除く。)(

八 信託業(信託業法第二条第一項に規定する信託業をいう。次項において同じ。)(を営む外国の会社(第五号に掲げる会社に該当するものを除く。)(

九 金融関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。)(

一 新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として主務省令で定める会社(当該会社の議決権を、農林中央金庫の子会社のうち前号に掲げる会社で主務省令で定めるもの(次条第七項において「特定子会社」という。)(以外の子会社又は農林中央金庫が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて有していないものに限る。)(

二 前各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第九條第四項第一号に規定する持株会社をいう。次項において同じ。)(で主務省令で定めるもの(当該持株会社になることを予定している会社を含む。)(

三 従属業務 農林中央金庫又は前項第一号から第七号までに掲げる会社の営む業務に従属する業務として主務省令で定めるもの(以下「従属業務」という。)(

四 証券子会社等 農林中央金庫の子会社である次に掲げる会社(以下「証券子会社」という。)(

五 信託子会社等 農林中央金庫の子会社である次に掲げる会社(以下「信託子会社」という。)(

六 信託子会社等 農林中央金庫の子会社である次に掲げる会社(以下「信託子会社」という。)(

八 イ又は口に掲げる会社を子会社とする前項第十号に掲げる持株会社

三 第一項の規定は、子会社対象会社以外の会社が、農林中央金庫又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の主務省令で定める事由により農林中央金庫の子会社となる場合には、適用しない。ただし、農林中央金庫は、その子会社となった会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日まで子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

四 農林中央金庫は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第八号まで又は第十号に掲げる会社（従属業務（第二項第一号に掲げる従属業務をいう。以下この項、第九項第一号及び第十項において同じ。）又は第五十四条第一項各号に掲げる業務に付随し、若しくは関連する業務として主務省令で定めるものを専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては、主として農林中央金庫の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限り。）を除く。以下「認可対象会社」という。）を子会社としようとするときは、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第十五条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）の認可を受ける場合を除き、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。

五 第四項の規定は、農林中央金庫が、その子会社として第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（認可対象会社に限り。）に該当する子会社としようとするときについて準用する。

六 農林中央金庫は、第四項の規定により認可対象会社を子会社としようとするとき、又は前項の規定によりその子会社として第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（認可対象会社に限り。）に該当する子会社としようとするときは、その旨を定款で定めなければならない。

七 農林中央金庫は、第四項の規定により認可対象会社を子会社としようとするとき、又は前項の規定によりその子会社として第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（認可対象会社に限り。）に該当する子会社としようとするときは、その旨を定款で定めなければならない。

八 農林中央金庫は、次の各号のいずれかに該当するときは、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

一 第一項第八号又は第九号に掲げる会社（同項第八号の会社にあつては、主として農林中央金庫の営む業務のために従属業務を営む会社に限り。）を子会社としようとするとき（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第十五条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）の認可を受ける場合を除く。）

九 第一項第八号又は第九号に掲げる会社（同項第八号の会社にあつては、主として農林中央金庫の営む業務のために従属業務を営む会社に限り。）を子会社としようとするとき（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第十五条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）の認可を受ける場合を除く。）

十 第一項第八号又は第九号に掲げる会社（同項第八号の会社にあつては、主として農林中央金庫の営む業務のために従属業務を営む会社に限り。）を子会社としようとするとき（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第十五条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）の認可を受ける場合を除く。）

十一 農林中央金庫が第五十四条第七項の規定により同項第三号に掲げる業務を行う場合における第一項第八号の規定の適用については、同号イ及び八中「農林中央金庫の信託子会社等が合算して、農林中央金庫又はその子会社」とあるのは、「農林中央金庫又はその信託子会社等が合算して、農林中央金庫の子会社」とする。

（農林中央金庫等による議決権の取得等の制限）  
第七十三条 農林中央金庫又はその子会社は、国内の会社（前条第一項第一号から第四号まで、第八号及び第十号に掲げる会社を除く。以下この条において同じ。）の議決権については、合算して、その基準議決権数（当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この条において同じ。）を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。

二 前項の規定は、農林中央金庫又はその子会社が、担保権の実行による株式又は持分の取得その他の主務省令で定める事由により、国内の会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなる場合には、適用しない。ただし、農林中央金庫又はその子会社は、合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた部分の議決権については、農林中央金庫があらかじめ主務大臣の承認を受けた場合を除き、その取得し、又は保有することとなつた日から一年を超えてこれを保有してはならない。

三 前項ただし書の場において、主務大臣がする同項の承認の対象には、農林中央金庫又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうち当該百分の五十を超える部分の議決権は含まれないものとし、主務大臣が当該承認をするときは、農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を速やかに処分することを条件としなければならない。

四 農林中央金庫又はその子会社は、次の各号に掲げる場合には、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める日に有することとなる国内の会社の議決権がその基準議決権数を超える場合であつても、同日以後、当該議決権をその基準議決権数を超えて保有することができる。ただし、主務大臣は、農林中央金庫又はその子会社が、次の各号に掲げる場合に国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて有することとなるときは、当該各号に規定する認可をしはならない。

一 農林中央金庫が農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第十五条第一項の認可を受けて合併をしたとき  
その合併をした日

二 農林中央金庫が農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第二十七条において準用する同法第十五条第一項の

認可を受けて事業を譲り受けたとき、その事業を譲り受けた日

5 主務大臣は、前項各号に規定する認可をするときは、当該各号に定める日に農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて有することとなる国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を、同日から五年を経過する日までに主務大臣が定める基準に従って処分することを条件としなければならない。

6 農林中央金庫又はその子会社が、国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて有することとなった場合には、その超える部分の議決権は、農林中央金庫が取得し、又は保有するものとみなす。

7 前各項の場合において、新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として主務省令で定める会社の議決権の取得又は保有については、特定子会社は、農林中央金庫の子会社に該当しないものとみなす。

8 第二十四条第四項の規定は、前各項の場合において農林中央金庫又はその子会社が取得し、又は保有する議決権について準用する。

(準備金の積立て)  
第七十六条 農林中央金庫は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の五分の一以上を準備金として積み立てなければならない。

2 前項の定款で定める準備金の額は、資本金の額を下回ってはならない。  
3 第一項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取り崩してはならない。

(主務大臣の監督)  
第八十二条 (略)

2 この法律における主務大臣は、農林水産大臣及び内閣総理大臣とする。ただし、第五十六条各号に掲げる基準及び第五十八条第一項に規定する同一人に対する信用の供与等(第六項において「信用の供与等」という。)の額に関する第八十四条第一項及び第二項の規定による検査に関する事項については、内閣総理大臣とする。

3 (略)

(報告又は資料の提出)  
第八十三条 (略)

2 主務大臣は、農林中央金庫の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、農林中央金庫の子法人等(子会社その他農林中央金庫がその経営を支配している法人として主務省令で定めるものをいう。以下同じ。)又は農林中央金庫から業務の委託を受けた者(農林中央金庫代理業者を除く。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。)に対し、農林中央金庫の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 農林中央金庫の子法人等又は農林中央金庫から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

(立入検査)  
第八十四条

主務大臣は、農林中央金庫の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該職員に農林中央金庫(農林中央金庫代理業者を含む。)の事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に農林中央金庫の子法人等若しくは農林中央金庫から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、農林中央金庫に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3・4 (略)  
5 前条第三項の規定は、第二項の規定による農林中央金庫の子法人等又は農林中央金庫から業務の委託を受けた者に対する質問及び検査について準用する。

(違法行為等についての処分)  
第八十六条

主務大臣は、農林中央金庫が法令、定款若しくは法令に基づいてする主務大臣の処分違反したとき、又は公益を害する行為をしたときは、総会の決議を取り消し、又はその業務の全部若しくは一部の停止、解散若しくは理事、経営管理委員、監事若しくは清算人の解任を命ずることができる。

(適用除外)  
第九十五条の三 (略)

3 2 (略)  
銀行等は、農林中央金庫代理業を営もうとするときは、準用銀行法第五十二条の三十七第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項第二号に掲げる書類を主務大臣に届け出なければならない。

(認可等の条件)

第九十六条 主務大臣は、この法律の規定による認可又は承認(次項において「認可等」という。)に条件を付し、及びこれを変更することができる。  
2 前項の条件は、認可等の趣旨に照らして、又は認可等に係る事項の確実な実施を図るため必要最小限のものでなければならぬ。

第百条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした農林中央金庫の役員、支配人若しくは清算人、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員又は農林中央金庫代理業者(農林中央金庫代理業者が法人であるときは、その取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、執行役、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人)は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

(略)

八 第二十四条第二項の規定に違反して同項に規定する者に該当する者を監事に選任しなかつたとき。

九 第二十四条第五項において準用する会社法第三百四十三条第二項の規定又は第二十四条の二第二項において準用する同法第三百四十四条第二項の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を総会の目的とせず、又はその請求に係る議案を総会に提出しなかつたとき。

九の二、十九 (略)

十九の二 第五十九条の四若しくは第九十五条の三第三項若しくは準用銀行法第五十二条の二の九、第五十二条の三十九第一項若しくは第五十三条第四項の規定による届出、公告若しくは揭示をせず、又は虚偽の届出、公告若しくは揭示をしたとき。

十九の三、二十一 (略)

二十二 第六十三条、第六十六条若しくは第七十二条第九項又は第九十五条において準用する会社法第四百九十九条第一項に規定する届出若しくは公告をすることを怠り、又は不正の届出若しくは公告をしたとき。

二十二の二、二十三 (略)

二十四 第七十二条第四項の規定による主務大臣の認可を受けないで認可対象会社を子会社としたとき、又は同条第六項において準用する同条第四項の規定による主務大臣の認可を受けないで同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(認可対象会社に限る。)に該当する子会社としたとき。

二十五、三十三 (略)

三十四 第九十六条第一項の規定により付した条件(第三条第四項若しくは第六項又は第七十二条第四項(同条第六項において準用する場合を含む。))の規定による認可に係るものに限る。)に違反したとき。

三十五 (略)

2 (略)  
会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)(抄)

(公告等)  
第十条 (略)

2・3 (略)

4 この法律の規定により裁判の公告がされたときは、一切の関係人に対して当該裁判の告知があつたものとみなす。

5 (略)

(疎明)

2 第二十条 更生手続開始の申立てをするときは、第十七条第一項に規定する更生手続開始の原因となる事実を疎明しなければならない。

(略)

(意見の聴取等)

2 第十二条 (略)

2 第十七条第二項の規定により債権者又は株主が更生手続開始の申立てをした場合においては、裁判所は、当該申立てについての決定をするには、開始前会社

の代表者（外国に本店があるときは、日本における代表者）を審尋しなければならない。

（保全管理命令）

第三十条 裁判所は、更生手続開始の申立てがあつた場合において、更生手続の目的を達成するために必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずることができ、

（保全管理人の権限）

第三十二条 保全管理命令が発せられたときは、開始前会社の事業の経営並びに財産（日本国内にあるかどうかを問わない。）の管理及び処分をする権利は、保全管理人に専属する。ただし、保全管理人が開始前会社の常務に属しない行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。

2 前項ただし書の許可を得ないでした行為は、無効とする。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

3 第七十二条第二項及び第三項の規定は、保全管理人について準用する。

（保全管理人代理）

第三十三条 保全管理人は、必要があるときは、その職務を行わせるため、自己の責任で一人又は数人の保全管理人代理を選任することができる。ただし、第六十七条第三項に規定する者は、保全管理人代理に選任することができない。

2 前項の保全管理人代理の選任については、裁判所の許可を得なければならない。

（監督命令）

第三十五条 裁判所は、更生手続開始の申立てがあつた場合において、更生手続の目的を達成するために必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、監督委員による監督を命ずる処分をすることができる。

2 裁判所は、前項の処分（以下「監督命令」という。）をする場合には、当該監督命令において、一人又は数人の監督委員を選任し、かつ、その同意を得なければ開始前会社がすることができない行為を指定しなければならない。

3 前項に規定する監督委員の同意を得ないでした行為は、無効とする。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

4 裁判所は、監督命令を変更し、又は取り消すことができる。

5 監督命令及び前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

6 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

（抗告）

第四十四条 更生手続開始の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前章第二節の規定は、更生手続開始の申立てを棄却する決定に対して前項の即時抗告があつた場合について準用する。

3 (略)

（更生会社の組織に関する基本的事項の変更の禁止）

第四十五条 更生手続開始後その終了までの間においては、更生計画の定めるところによらなければならない、更生会社について次に掲げる行為を行うことができない。

一 株式の消却、併合若しくは分割、株式無償割当て又は募集株式（会社法第九十九条第一項に規定する募集株式をいう。以下同じ。）を引き受ける者の募集

集

二 募集新株予約権（会社法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権をいう。以下同じ。）を引き受ける者の募集、新株予約権の消却又は新株予約権無償割当て

三 資本金又は準備金（資本準備金及び利益準備金をいう。以下同じ。）の額の減少

四 剰余金の配当その他の会社法第四百六十一条第一項各号に掲げる行為

五 解散又は株式会社の継続

六

七 募集社債（会社法第六百七十六条に規定する募集社債をいう。以下同じ。）を引き受ける者の募集

八 持分会社への組織変更又は合併、会社分割、株式交換若しくは株式移転

九 更生手続開始後その終了までの間においては、更生計画の定めるところによるか、又は裁判所の許可を得なければ、更生会社の定款の変更をすることができない。

(事業の譲渡)  
第四十六條 更生手続開始後その終了までの間においては、更生計画の定めるところによらなければ、更生会社の事業の全部の譲渡又は事業の重要な一部の譲渡

(会社法第四百六十七條第一項第二号に規定する事業の重要な一部の譲渡をいう。以下この条において同じ。)をすることができない。ただし、次項から第八

項までの規定により更生会社の事業の全部の譲渡又は事業の重要な一部の譲渡をする場合は、この限りでない。

2 更生手続開始後更生計画を決議に付する旨の決定がされるまでの間に於いては、管財人は、裁判所の許可を得て、更生会社の事業の全部の譲渡又は事業の重要な一部の譲渡をすることができる。この場合において、裁判所は、当該譲渡が当該更生会社の事業の更生のために必要であると認める場合に限り、許可をすることができない。

3 裁判所は、前項の許可をする場合には、次に掲げる者の意見を聴かなければならない。

一 知れている更生債権者(更生会社が更生手続開始の時に於いてその財産をもつて約定劣後更生債権に優先する債権に係る債務を完済することができない状態にある場合における当該約定劣後更生債権を有する者を除く。)。ただし、第四百七十七條第二項に規定する更生債権者委員会があるときは、その意見を聴けば足りる。

二 知れている更生担保権者。ただし、第四百七十七條第六項に規定する更生担保権者委員会があるときは、その意見を聴けば足りる。

三 労働組合等(更生会社の使用人の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、更生会社の使用人の過半数で組織する労働組合がないときは更生会社の使用人の過半数を代表する者をいう。)

4 管財人は、第二項の規定により更生会社の事業の全部の譲渡又は事業の重要な一部の譲渡をしようとする場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を公告し、又は株主に通知しなければならない。

一 当該譲渡の相手方、時期及び対価並びに当該譲渡の対象となる事業の内容

二 当該譲渡に反対の意思を有する株主は、当該公告又は当該通知があった日から二週間以内その旨を書面をもって管財人に通知すべき旨

三 前項の規定による株主に対する通知は、株主名簿に記載され、若しくは記録された住所又は株主が更生会社若しくは管財人に通知した場所若しくは連絡先にあてて、することができず。

7 6 第四項の規定による株主に対する通知は、その通知が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

7 6 裁判所は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第二項の許可をすることができない。

一 第四項の規定による公告又は通知があった日から一月を経過した後に第二項の許可の申立てがあったとき。

二 第四項第二号に規定する期間内に、更生会社の総株主の議決権の三分の一を超える議決権を有する株主が、書面をもって管財人に第二項の譲渡に反対の意思を有する旨の通知をしたとき。

8 第四項から第四項までの規定は、第二項の規定による更生会社の事業の全部の譲渡若しくは事業の重要な一部の譲渡に係る契約の相手方が更生会社の特別支配会社(会社法第四百六十八條第一項に規定する特別支配会社をいう。)(である場合又は第二項の許可の時に於いて更生会社がその財産をもつて債務を完済することができない状態にある場合には、適用しない。

10 9 第二項の許可を得ないで行った行為は、無効とする。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

10 9 第二項の許可を得て更生会社の事業の全部の譲渡又は事業の重要な一部の譲渡をする場合には、会社法第二編第七章の規定は、適用しない。

(更生債権等の弁済の禁止)  
第四十七條 更生債権等については、更生手続開始後は、この法律に特別の定めがある場合を除き、更生計画の定めるところによらなければ、弁済を受付け、その他これを消滅させる行為(免除を除く。)をすることができない。

2 7 (略)

(相殺の禁止)  
第四十九條 更生債権者等は、次に掲げる場合には、相殺をすることができない。

一 更生手続開始後に更生会社に対して債務を負担したとき。

二 支払不能(更生会社が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態をいう。以下同じ。)になつた後に契約によつて負担する債務を専ら更生債権等をもつてする相殺に供する目的で更生会社の財産の処分を内容とする契約を更生会社との間で締結し、又は更生会社に対して債務を負担する者の債務を引き受けることを内容とする契約を締結することにより更生会社に対して債務を負担した場合であつて、当該契約の締結の当時、支払不能でなかつたことを知つていたとき。

三 支払の停止があつた後に更生会社に対して債務を負担した場合であつて、その負担の当時、支払の停止があつたことを知つていたとき。ただし、当該支払の停止があつた時において支払不能でなかつたときは、この限りでない。

四 更生手続開始、破産手続開始、再生手続開始又は特別清算開始の申立て（以下この条及び次条において「更生手続開始の申立て等」という。）があった後に更生会社に対して債務を負担した場合であつて、その負担の当時、更生手続開始の申立て等を知つていたとき。

2 前項第二号から第四号までの規定は、これらの規定に規定する債務の負担が次の各号に掲げる原因のいずれかに基づく場合には、適用しない。

一 法定の原因

二 支払不能であつたこと又は支払の停止若しくは更生手続開始の申立て等があつたことを更生債権者等が知つた時より前に生じた原因

三 更生手続開始の申立て等があつた時より一年以上前に生じた原因

第四十九条の二 更生会社に対して債務を負担する者は、次に掲げる場合には、相殺をすることができない。

一 更生手続開始後に他人の更生債権等取得したとき。

二 支払不能になつた後に更生債権等取得した場合であつて、その取得の当時、支払不能であつたことを知つていたとき。

三 支払の停止があつた後に更生債権等取得した場合であつて、その取得の当時、支払の停止があつたことを知つていたとき。ただし、当該支払の停止があつた時において支払不能でなかつたときは、この限りでない。

四 更生手続開始の申立て等があつた後に更生債権等取得した場合であつて、その取得の当時、更生手続開始の申立て等があつたことを知つていたとき。

2 前項第二号から第四号までの規定は、これらの規定に規定する更生債権等の取得が次の各号に掲げる原因のいずれかに基づく場合には、適用しない。

一 法定の原因

二 支払不能であつたこと又は支払の停止若しくは更生手続開始の申立て等があつたことを更生会社に対して債務を負担する者が知つた時より前に生じた原因

三 更生手続開始の申立て等があつた時より一年以上前に生じた原因

四 更生会社に対して債務を負担する者と更生会社との間の契約

（双務契約）

第六十一条 双務契約について更生会社及びその相手方が更生手続開始の時に於て共にまだその履行を完了していないときは、管財人は、契約の解除をし、又は更生会社の債務を履行して相手方の債務の履行を請求することができる。

2 5 （略）

（双務契約についての破産法の準用）

第六十三条 破産法第五十六条、第五十八条及び第五十九条の規定は、更生手続が開始された場合について準用する。この場合において、同法第五十六条第一項中「第五十三条第一項及び第二項」とあるのは「会社更生法第六十一条第一項及び第二項」と、同法第五十六条第二項中「破産者」とあるのは「更生会社」と、同法第五十六条第三項中「破産債権」とあるのは「共益債権」と、同法第五十八条第一項中「破産手続開始」とあるのは「更生手続開始」と、同法第三項において準用する同法第五十四条第一項中「破産債権者」とあるのは「更生債権者」と、同法第五十九条第一項中「破産手続」とあるのは「更生手続」と、同法第二項中「請求権は、破産者が有するときは破産財団に属し」とあるのは「請求権は」と、「破産債権」とあるのは「更生債権」と読み替へるものとする。

（取戻権）

第六十四条 更生手続の開始は、更生会社に属しない財産を更生会社から取り戻す権利に影響を及ぼさない。

（管財人の選任）

第六十七条 （略）

2 裁判所は、第百条第一項に規定する役員等責任査定決定を受けるおそれがあると認められる者は、管財人に選任することができない。

（管財人代理）

第七十条 管財人は、必要があるときは、その職務を行わせるため、自己の責任で一人又は数人の管財人代理を選任することができる。ただし、第六十七条第三項に規定する者は、管財人代理に選任することができない。

2 前項の管財人代理の選任については、裁判所の許可を得なければならぬ。

（管財人の権限）

（管財人の権限）

第七十二条 更生手続開始の決定があつた場合には、更生会社の事業の経営並びに財産（日本国内にあるかどうかを問わない。第四項において同じ。）の管理及び処分をする権利は、裁判所が選任した管財人に専属する。

2 裁判所は、更生手続開始後において、必要があると認めるときは、管財人が次に掲げる行為をするには裁判所の許可を得なければならないものとして、することができる。

一 財産の処分  
二 財産の譲受け  
三 借財

四 第六十一条第一項の規定による契約の解除  
五 訴えの提起

六 和解又は仲裁合意（仲裁法（平成十五年法律第三十八号）第二条第一項に規定する仲裁合意をいう。）

七 権利の放棄  
八 共益債権又は第六十四条第一項に規定する権利の承認

九 更生担保権に係る担保の変換  
十 その他裁判所の指定する行為

3 前項の許可を得ないでした行為は、無効とする。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

4 前三項の規定については、更生計画の定め又は裁判所の決定で、更生計画認可の決定後の更生会社に対しては適用しないこととすることができる。この場合においては、管財人は、更生会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分を監督する。

5 裁判所は、更生計画に前項前段の規定による定めがない場合において必要があると認めるときは、管財人の申立てにより又は職権で、同項前段の規定による決定をする。

6 裁判所は、管財人の申立てにより又は職権で、前項の規定による決定を取り消すことができる。

7 前二項の規定による決定があつたときは、その旨を公告し、かつ、その裁判書を管財人及び更生会社に送達しなければならない。この場合においては、第十条第四項の規定は、適用しない。

（管財人の注意義務）  
第八十条 管財人は、善良な管理者の注意をもって、その職務を行わなければならない。

2 管財人が前項の注意を怠つたときは、その管財人は、利害関係人に対し、連帯して損害を賠償する義務を負ふ。

（管財人の報酬等）  
第八十一条 管財人は、費用の前払及び裁判所が定める報酬を受けることができる。

2 5 （略）  
（更生債権者委員会等）  
第一百七十七条 裁判所は、更生債権者をもって構成する委員会がある場合には、利害関係人の申立てにより、当該委員会が、この法律の定めるところにより、更生手続に關与することを承認することができる。ただし、次の各号のいずれにも該当する場合に限る。

一 委員の数が、三人以上最高裁判所規則で定める人数以内であること。

二 更生債権者の過半数が当該委員会が更生手続に關与することについて同意していると認められること。

三 当該委員会が更生債権者全体の利益を適切に代表すると認められること。

2 裁判所は、必要があると認めるときは、更生手続において、前項の規定により承認された委員会（以下「更生債権者委員会」という。）に対して、意見の陳述を求めることができる。

3 5 （略）  
6 第一項の規定は更生担保権者をもって構成する委員会がある場合について、第二項から前項までの規定はこの項において準用する第一項の規定により承認された委員会（以下「更生担保権者委員会」という。）がある場合について、それぞれ準用する。

7 （略）

株式会社産業再生機構法（平成十五年法律第二十七号）（抄）

(預金保険機構の業務の特例)  
第四十七条 預金保険機構は、預金保険法第三十四条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行う。

- 一 機構の設立の発起人となり、及び機構に対し出資を行うこと。
  - 二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- (略)

仲裁法（平成十五年法律第三十八号）（抄）

- (定義)  
第二条 この法律において「仲裁合意」とは、既に生じた民事上の紛争又は将来において生ずる一定の法律関係（契約に基づくものであるかどうかを問わない。）に関する民事上の紛争の全部又は一部の解決を一人又は二人以上の仲裁人にゆだね、かつ、その判断（以下「仲裁判断」という。）に服する旨の合意をいう。
- 2・3 (略)

破産法（平成十六年法律第七十五号）（抄）

(破産手続開始の申立ての方式)  
第二十条 (略)

- 2 債権者以外の者が破産手続開始の申立てをするときは、最高裁判所規則で定める事項を記載した債権者一覧表を裁判所に提出しなければならない。ただし、当該申立てと同時に債権者一覧表を提出することができないときは、当該申立ての後遅滞なくこれを提出すれば足りる。

(費用の仮支弁)  
第二十三条 裁判所は、申立人の資力、破産財団となるべき財産の状況その他の事情を考慮して、申立人及び利害関係人の利益の保護のため特に必要と認めるときは、破産手続の費用を仮に国庫から支弁することができる。職権で破産手続開始の決定をした場合も、同様とする。

- 2 (略)

(双務契約)  
第五十三条 双務契約について破産者及びその相手方が破産手続開始の時に共にもまだその履行を完了していないときは、破産管財人は、契約の解除をし、又は破産者の債務を履行して相手方の債務の履行を請求することができる。

- 2・3 (略)

(市場の相場がある商品の取引に係る契約)  
第五十八条 取引所の相場その他の市場の相場がある商品の取引に係る契約であつて、その取引の性質上特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約を

した目的を達することができないものについて、その時期が破産手続開始後に到来すべきときは、当該契約は、解除されたものとみなす。

- 2 前項の場合において、損害賠償の額は、履行地又はその地の相場の標準となるべき地における同種の取引であつて同一の時期に履行すべきものの相場と当該契約における商品の価格との差額によつて定める。
- 3 第五十四条第一項の規定は、前項の規定による損害の賠償について準用する。
- 4 第一項又は第二項に定める事項について当該取引所又は市場における別段の定めがあるときは、その定めに従う。
- 5 第一項の取引を継続して行うためにその当事者間で締結された基本契約において、その基本契約に基づいて行われるすべての同項の取引に係る契約につき生ずる第二項に規定する損害賠償の債権又は債務を差引計算して決済する旨の定めをしたときは、請求することができる損害賠償の額の算定については、その定めに従う。

(相殺の禁止)  
第七十一条 破産債権者は、次に掲げる場合には、相殺をすることができない。

- 一 破産手続開始後に破産財団に対して債務を負担したとき。
- 二 支払不能になつた後に契約によつて負担する債務を専ら破産債権をもつてする相殺に供する目的で破産者の財産の処分を内容とする契約を破産者との間で締結し、又は破産者に対して債務を負担する者の債務を引き受けることを内容とする契約を締結することにより破産者に対して債務を負担した場合であつて、当該契約の締結の当時、支払不能であつたことを知つていたとき。
- 三 支払の停止があつた後に破産者に対して債務を負担した場合は、その負担の当時、支払の停止があつたことを知つていたとき。ただし、当該支払の停止があつた時において支払不能でなかつたときは、この限りでない。
- 四 破産手続開始の申立てがあつた後に破産者に対して債務を負担した場合であつて、その負担の当時、破産手続開始の申立てがあつたことを知つていたとき。
- 二 前項第二号から第四号までの規定は、これらの規定に規定する債務の負担が次の各号に掲げる原因のいずれかに基づく場合には、適用しない。
  - 一 法定の原因
  - 二 支払不能であつたこと又は支払の停止若しくは破産手続開始の申立てがあつたことを破産債権者が知つた時より前に生じた原因
  - 三 破産手続開始の申立てがあつた時より一年以上前に生じた原因

第七十二条 破産者に対して債務を負担する者は、次に掲げる場合には、相殺をすることができない。

- 一 破産手続開始後に他人の破産債権を取得したとき。
- 二 支払不能になつた後に破産債権を取得した場合であつて、その取得の当時、支払不能であつたことを知つていたとき。
- 三 支払の停止があつた後に破産債権を取得した場合であつて、その取得の当時、支払の停止があつたことを知つていたとき。ただし、当該支払の停止があつた時において支払不能でなかつたときは、この限りでない。
- 四 破産手続開始の申立てがあつた後に破産債権を取得した場合であつて、その取得の当時、破産手続開始の申立てがあつたことを知つていたとき。
- 二 前項第二号から第四号までの規定は、これらの規定に規定する破産債権の取得が次の各号に掲げる原因のいずれかに基づく場合には、適用しない。
  - 一 法定の原因
  - 二 支払不能であつたこと又は支払の停止若しくは破産手続開始の申立てがあつたことを破産者に対して債務を負担する者が知つた時より前に生じた原因
  - 三 破産手続開始の申立てがあつた時より一年以上前に生じた原因
  - 四 破産者に対して債務を負担する者と破産者との間の契約

(破産管財人の権限)

- 一 破産管財人が次に掲げる行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。
  - 一 不動産に関する物権、登記すべき日本船舶又は外国船舶の任意売却
  - 二 鉱業権、漁業権、公共施設等運営権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、育成者権、著作権又は著作隣接権の任意売却
  - 三 営業又は事業の譲渡
  - 四 商品の一括売却
  - 五 借財
- 二 第二百三十八条第二項の規定による相続の放棄の承認、第二百四十三条において準用する同項の規定による包括遺贈の放棄の承認又は第二百四十四条第一項の規定による特定遺贈の放棄
- 三 動産の任意売却
- 四 債権又は有価証券の譲渡
- 五 第五十三条第一項の規定による履行の請求
- 六 訴えの提起
- 七 和解又は仲裁合意（仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する仲裁合意をいう。）
- 八 和解又は仲裁合意（仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する仲裁合意をいう。）
- 九 和解又は仲裁合意（仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する仲裁合意をいう。）
- 十 和解又は仲裁合意（仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する仲裁合意をいう。）
- 十一 和解又は仲裁合意（仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する仲裁合意をいう。）
- 十二 和解又は仲裁合意（仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する仲裁合意をいう。）
- 十三 和解又は仲裁合意（仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する仲裁合意をいう。）
- 十四 和解又は仲裁合意（仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する仲裁合意をいう。）
- 十五 和解又は仲裁合意（仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する仲裁合意をいう。）
- 三 前項の規定にかかわらず、同項第七号から第十四号までに掲げる行為については、次に掲げる場合には、同項の許可を要しない。
  - 一 最高裁判所規則で定める額以下の価額を有するものに関するとき。
  - 二 前号に掲げるもののほか、裁判所が前項の許可を要しないものとしたものに関するとき。

4 裁判所は、第二項第三号の規定により営業又は事業の譲渡につき同項の許可をする場合には、労働組合等の意見を聴かなければならない。  
5 第二項の許可を得ないでした行為は、無効とする。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができない。  
6 破産管財人は、第二項各号に掲げる行為をしようとするときは、遅滞を生ずるおそれのある場合又は第三項各号に掲げる場合を除き、破産者の意見を聴かなければならない。

(保全管理命令)  
第九十一条 裁判所は、破産手続開始の申立てがあつた場合において、債務者（法人である場合に限る。以下この節、第四百八条第四項及び第五百二十二条第二項において同じ。）の財産の管理及び処分が失当であるとき、その他債務者の財産の確保のために特に必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、債務者の財産に関し、保全管理人による管理を命ずる処分をすることができる。  
2 6 (略)

(保全管理人の権限)  
第九十三条 保全管理命令が発せられたときは、債務者の財産（日本国内にあるかどうかを問わない。）の管理及び処分をする権利は、保全管理人に専属する。  
ただし、保全管理人が債務者の常務に属しない行為をするには、裁判所の許可を得なければならぬ。  
2 前項ただし書の許可を得ないでした行為は、無効とする。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができない。  
3 第七十八条第二項から第六項までの規定は、保全管理人について準用する。

(劣後的破産債権等)  
第九十九条 次に掲げる債権（以下「劣後的破産債権」という。）は、他の破産債権（次項に規定する約定劣後破産債権を除く。）に後れる。  
第九十七条第一号から第七号までに掲げる請求権

一 破産手続開始後に期限が到来すべき確定期限付債権で無利息のもののうち、破産手続開始の時から期限に至るまでの期間の年数（その期間に一年に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に応じた債権に対する法定利息の額に相当する部分  
二 破産手続開始後に期限が到来すべき不確定期限付債権で無利息のものうち、その債権額と破産手続開始の時ににおける評価額との差額に相当する部分  
三 破産手続開始後に期限が到来すべき定期金債権のうち、各定期金につき第二号の規定に準じて算定される額の合計額（その額を各定期金の合計額から控除した額が法定利率によりその定期金に相当する利息を生ずべき元本額を超えるときは、その超過額を加算した額）に相当する部分  
2 (略)

(破産債権の行使)  
第一百条 破産債権は、この法律に特別の定めがある場合を除き、破産手続によらなければ、行使することができない。  
2 (略)

(配当の公告等)  
第九十七条 破産管財人は、前条第一項の規定により配当表を裁判所に提出した後、遅滞なく、最後配当の手續に参加することができる債権の総額及び最後配当をすることができる金額を公告し、又は届出をした破産債権者に通知しなければならない。  
2・3 (略)

(中間配当)  
第二百九条 破産管財人は、一般調査期間の経過後又は一般調査期日の終了後であつて破産財団に属する財産の換価の終了前において、配当をするのに適当な破産財団に属する金銭があると認めるときは、最後配当に先立って、届出をした破産債権者に対し、この節の規定による配当（以下この節において「中間配当」という。）をすることができる。  
2 破産管財人は、中間配当をするには、裁判所の許可を得なければならぬ。  
3 中間配当については、第九十六条第一項及び第二項、第九十七条、第九十八条第一項、第九十九条第一項及び第二号、第二百条、第二百一条第四項並びに第二百三条の規定を準用する。この場合において、第九十六条第一項中「前条第二項の規定による許可」とあるのは「第二百九条第二項の規定による許可」と、第九十九条第一項各号及び第二百条第一項中「最後配当に関する除斥期間」とあるのは「第二百十條第一項に規定する中間配当に関する除斥期間」と、第二百三条中「第二百一条第七項の規定による配当額」とあるのは「第二百十一條の規定による配当率」と読み替えるものとする。

（破産者の単純承認又は相続放棄の効力等）  
第二百三十八条 破産手続開始の決定前に相続の開始があつた場合において、破産者が破産手続開始の決定後にした単純承認は、破産財団に対し

ては、限定承認の効力を有する。破産者が破産手続開始の決定後にした相続の放棄も、同様とする。  
2 破産管財人は、前項後段の規定にかかわらず、相続の放棄の効力を認めることができる。この場合においては、相続の放棄があつたことを知つた時から三月以内に、その旨を家庭裁判所に申述しなければならない。

3 （略）

（包括受遺者の破産）  
第二百四十三条 前節の規定は、包括受遺者について破産手続開始の決定があつた場合について準用する。

（特定遺贈の承認又は放棄）  
第二百四十四条 破産手続開始の決定前に破産者のために特定遺贈があつた場合において、破産者が当該決定の時にその承認又は放棄をしていなかったときは、破産管財人は、破産者に代わつて、その承認又は放棄をすることができる。

2 （略）

（詐欺破産罪）

第二百六十五条 破産手続開始の前後を問はず、債権者を害する目的で、次の各号のいずれかに該当する行為をした者は、債務者（相続財産の破産にあつては相続財産、信託財産の破産にあつては信託財産。次項において同じ。）について破産手続開始の決定が確定したときは、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。情を知つて、第四号に掲げる行為の相手方となつた者も、破産手続開始の決定が確定したときは、同様とする。  
一 債務者の財産（相続財産の破産にあつては相続財産に属する財産、信託財産の破産にあつては信託財産に属する財産。以下この条において同じ。）を隠匿し、又は損壊する行為  
二 債務者の財産の譲渡又は債務の負担を仮装する行為  
三 債務者の財産の現状を改変して、その価格を減損する行為  
四 債務者の財産を債権者の不利益に処分し、又は債権者に不利益な債務を負担する行為

2 前項に規定するもののほか、債務者について破産手続開始の決定がされ、又は保全管理命令が発せられたことを認識しながら、債権者を害する目的で、破産管財人の承諾その他の正当な理由がなく、その債務者の財産を取得し、又は第三者に取得させた者も、同項と同様とする。

（特定の債権者に対する担保の供与等の罪）

第二百六十六条 債務者（相続財産の破産にあつては相続人、相続財産の管理人又は遺言執行者を、信託財産の破産にあつては受託者等を含む。以下この条において同じ。）が、破産手続開始の前後を問はず、特定の債権者に対する債務について、他の債権者を害する目的で、担保の供与又は債務の消滅に関する行為があつて債務者の義務に属せず又はその方法若しくは時期が債務者の義務に属しないものをし、破産手続開始の決定が確定したときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（説明及び検査の拒絶等の罪）

第二百六十八条 第四十条第二項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二百三十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、又は第二百四十四条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、の規定に違反して、説明を拒み、又は虚偽の説明をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。第九十六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、の規定に違反して、説明を拒み、又は虚偽の説明をした者も、同様とする。

2 第四十条第一項第二号から第五号までに掲げる者若しくは当該各号に掲げる者であつた者、第二百三十条第一項各号に掲げる者（相続人を除く。）、若しくは同項第二号若しくは第三号に掲げる者（相続人を除く。）、であつた者又は第二百四十四条の六第一項各号に掲げる者若しくは同項各号に掲げる者であつた者（以下この項において「説明義務者」という。）、の代表者、代理人、使用人その他の従業者（以下この項及び第四項において「代表者等」という。）、が、その説明義務者の業務に関して、第四十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二百三十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、又は第二百四十四条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、の規定に違反して、説明を拒み、又は虚偽の説明をしたときも、前項前段と同様とする。説明義務者の代表者等が、その説明義務者の業務に関する場合を含む。）、第九十六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、の規定に違反して、説明を拒み、又は虚偽の説明をしたときも、同様とする。

3 破産者が第八十三条第一項（第九十六条第一項において準用する場合を含む。）、の規定による検査を拒んだとき、相続財産について破産手続開始の決定があ

つた場合において第二百三十条第一項第二号若しくは第三号に掲げる者が第八十三条第一項の規定による検査を拒んだとき又は信託財産について破産手続開始の決定があつた場合において受託者等が同項(第九十六条第一項において準用する場合を含む。)の規定による検査を拒んだときも、第一項前段と同様とする。第八十三条第二項に規定する破産者の子会社等(同条第三項において破産者の子会社等とみなされるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者等が、その破産者の子会社等の業務に関し、同条第二項(第九十六条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による説明を拒み、若しくは虚偽の説明をし、又は第八十三条第二項の規定による検査を拒んだときも、第一項前段と同様とする。

(重要財産開示拒絶等の罪)  
第二百六十九条 破産者(信託財産の破産にあつては、受託者等)が第四十一条(第二百四十四条の六第四項において準用する場合を含む。)の規定による書面の提出を拒み、又は虚偽の書面を裁判所に提出したときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪)  
第二百七十条 破産手続開始の前後を問わず、債権者を害する目的で、債務者の業務及び財産(相続財産の破産にあつては相続財産に属する財産、信託財産の破産にあつては信託財産に属する財産)の状況に関する帳簿、書類その他の物件を隠滅し、偽造し、又は変造した者は、債務者(相続財産の破産にあつては相続財産、信託財産の破産にあつては信託財産)について破産手続開始の決定が確定したときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。第二百五十五条第二項の規定により閉鎖された破産財団に関する帳簿を隠滅し、偽造し、又は変造した者も、同様とする。

(審尋における説明拒絶等の罪)  
第二百七十一条 債務者が、破産手続開始の申立て(債務者以外の者がしたものを除く。)又は免責許可の申立てについての審尋において、裁判所が説明を求めた事項について説明を拒み、又は虚偽の説明をしたときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(破産管財人等に対する職務妨害の罪)  
第二百七十二條 偽計又は威力を用いて、破産管財人、保全管理人、破産管財人代理又は保全管理人代理の職務を妨害した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(贈賄罪)  
第二百七十四條 前条第一項又は第三項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下、又はこれを併科する。  
2 前条第二項、第四項又は第五項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

信託業法(平成十六年法律第五十四号)(抄)

第二条(定義)

(略)

3 この法律において「信託会社」とは、第三条の内閣総理大臣の免許又は第七条第一項の内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

1 委託者又は委託者から指図の権限の委託を受けた者(委託者又は委託者から指図の権限の委託を受けた者が株式の所有関係又は人的関係において受託者と密接な関係を有する者として政令で定める者以外の者である場合に限る。)のみの指図により信託財産の管理又は処分(当該信託の目的の達成のために必要な行為を含む。以下同じ。)が行われる信託

2 信託財産につき保存行為又は財産の性質を変えない範囲内の利用行為若しくは改良行為のみが行われる信託

4 この法律において「管理型信託会社」とは、第七条第一項の内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。  
5 この法律において「外国信託業者」とは、外国の法令に準拠して外国において信託業を営む者(信託会社を除く。)をいう。  
6 この法律において「管理型外国信託会社」とは、第五十三条第一項の内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。  
7 この法律において「信託契約代理業」とは、信託契約(当該信託契約に基づく信託の受託者が当該信託の受益権(当該受益権を表示する証券又は証書を含む



3 第一項第十三号の信託財産の計算期間は、内閣府令で定める場合を除き、一年を超えることができない。

(信託財産状況報告書の交付)

第二十七条 信託会社は、その受託する信託財産について、当該信託財産の計算期間ごとに、信託財産状況報告書を作成し、当該信託財産に係る受益者に対し交付しなければならない。ただし、信託財産状況報告書を受託者に交付しなくても受益者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

2 (略)

(準用)

第七十六条 第二十四条及び第二十五条の規定は、信託契約代理店が行う信託契約の締結の代理又は媒介について準用する。この場合において、第二十四条第一項中「次に掲げる行為(次条に規定する特定信託契約による信託の引受けにあつては、第五号に掲げる行為を除く。)」とあるのは「次に掲げる行為」と、第二十五条中「事項(特定信託契約による信託の引受けを行うときは、同号に掲げる事項を除く。)」とあるのは「事項」と、「当該信託会社」とあるのは「受託者」と読み替えるものとする。

第九十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第三条の規定に違反して、免許を受けずに信託業を営んだ者
- 二 不正の手段により第三条又は第五十三条第一項の免許を受けた者
- 三 不正の手段により第七条第一項、第五十条の二第一項、第五十二条第一項又は第五十四条第一項の登録を受けた者
- 四 第十五条の規定に違反して、他人に信託業を営ませた者
- 五 第五十条の二第一項の規定に違反して、登録を受けずに信託法第三条第三号に掲げる方法による信託をした者
- 六 第六十七条第一項の規定に違反して、登録を受けずに信託契約代理業を営んだ者
- 七 不正の手段により第六十七条第一項の登録を受けた者
- 八 第七十三条の規定に違反して、他人に信託契約代理業を営ませた者

第九十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第五条第八項又は第五十三条第九項の規定により付した条件に違反した者
- 二 第四十四条第一項又は第四十五条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者
- 三 第五十九条第一項又は第六十条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者
- 四 第八十二条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者

第九十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第四条第一項の規定による申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者
- 二 第八条第一項(第五十二条第二項において準用する場合を含む。)(若しくは第五十条の二第三項の規定による申請書又は第八条第二項(第五十二条第二項において準用する場合を含む。)(若しくは第五十条の二第四項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者)の規定に違反して、承認を受けずに信託業、信託契約代理業、信託受益権売買等業務及び財産の管理業務以外の業務を営んだ者

(略)

第二十九条第二項の規定に違反した者

- 五 第三十三条の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の報告書を提出した者
- 六 第三十四条第一項の規定による説明書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは同条第三項の規定による電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとらず、又は虚偽の記載をした説明書類を公衆の縦覧に供し、若しくは虚偽の記録をした電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとつた者

- 八 第三十六条第二項の規定による申請書又は同条第三項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者
- 九 第三十七条第二項の規定による申請書又は同条第三項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者
- 十 第三十八条第二項の規定による申請書又は同条第三項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者
- 十一 第三十九条第二項(同条第五項(第六十三条第二項において準用する場合を含む。))及び第六十三条第二項において準用する場合を含む。の規定による

- る申請書又は第三十九条第三項（同条第五項（第六十三条第二項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者
- 十二 第四十一条第三項又は第五項の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をした者
- 十三 第四十二条第一項（第五十条第三項（第六十二条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四十二条第二項若しくは第三項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- 十四 第四十二条第一項（第五十条第三項（第六十二条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四十二条第二項若しくは第三項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 十五 第五十一条第二項の規定による届出をせず、又は同項の届出書若しくは同条第三項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者
- 十六 第五十一条第四項の規定による命令に違反した者
- 十七 第五十一条第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 十八 第五十一条第六項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- 十九 第五十一条第六項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 二十 第五十一条第八項又は第九項の規定に違反した者
- 二十一 第五十三条第二項の規定による申請書又は同条第三項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者
- 二十二 第五十四条第三項の規定による申請書又は同条第四項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者
- 二十三 第五十七条第三項又は第五項の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をした者
- 二十四 第五十八条第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- 二十五 第五十八条第一項若しくは第二項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 二十六 第六十八条第一項の規定による申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者
- 二十七 第七十七条第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の報告書を提出した者
- 二十八 第七十八条第一項の規定による説明書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは同条第二項の規定による電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとらず、又は虚偽の記載をした説明書類を公衆の縦覧に供し、若しくは虚偽の記録をした電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとつた者
- 二十九 第八十条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- 三十 第八十条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 三十一 第八十五条の三第一項の規定による指定申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載又は記録をしてこれらを出した者
- 三十二 第八十五条の九の規定に違反した者
- 三十三 第八十五条の二十第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者
- 三十四 第八十五条の二十一第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 三十五 第八十五条の二十二第一項の規定による命令に違反した者
- 第九十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 一 第六条の規定に違反して、認可を受けずに資本金の額を減少した者
- 二 第十一条第五項の規定に違反して、信託業務を開始した者
- 三 第十三条第一項の規定に違反して、認可を受けずに業務方法書を変更した者
- 四 第十三条第一項の規定に違反して、承認を受けずに他の会社の常務に従事し、又は事業を営んだ者
- 五 第十八条（第二十条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 六 第二十一条第四項（第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、承認を受けずに業務の内容又は方法を変更した者
- 七 第二十四条の二において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十九条第二項（第二号を除く。）の規定に違反した者
- 八 第八十五条の四第一項の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者

第九十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十七条第八項の規定に違反して、供託を行わなかった者

二 第十七条第一項(第二十条において準用する場合を含む。)(の規定による届出書若しくは第十七条第二項(第二十条において準用する場合を含む。)(の規定によりこれに添付すべき書類を提出せず、又は虚偽の届出書若しくはこれに添付すべき書類を提出した者

三 第二十一条第三項(第六十三条第二項において準用する場合を含む。)(の規定による申請書又はこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

四 準用金融商品取引法第三十七条第二項(第二号を除く。)(の規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者

五 準用金融商品取引法第三十七条第三項(第二号から第四号まで及び第六号を除く。)(の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

六 第二十六条第一項の書面若しくは同条第二項の電磁的記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成した者は、百万円以下の罰金に処する。

七 第二十六条第一項の書面若しくは同条第二項の電磁的記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成した者は、百万円以下の罰金に処する。

八 (略)

九 第二十九条第三項の規定による書面を交付せず、又は虚偽の書面を交付した者

第九十六条の二 第八十五条の十一若しくは第八十五条の十三第九項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成した者は、百万円以下の罰金に処する。

第九十六条の三 第八十五条の二十三第一項の認可を受けずに紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止又は廃止をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十三条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第十四条第二項の規定に違反した者

四 第十九条(第二十条において準用する場合を含む。)(の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五 第四十一条第一項、第二項又は第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六 第五十六条第一項、第二項又は第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

七 第五十七条第六項において準用する会社法第九百五十五条第一項(調査記録簿等の記載等)(の規定に違反して、調査記録簿等(同項に規定する調査記録簿等をいう。以下この号において同じ。)(に同項に規定する電子公告調査に関する法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は同項の規定に違反して調査記録簿等を保存しなかった者

八 第七十一条第一項又は第三項の規定に違反して調査記録簿等を保存しなかった者

九 第七十二条第一項の規定に違反した者

十 第七十二条第二項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者

十一 第七十九条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十二 第八十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十三 第八十五条の八第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十四 第八十五条の十八第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十五 第八十五条の十九の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十六 第八十五条の二十三第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十七 第八十五条の二十三第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十八 第八十五条の二十四第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(定義)

会社法(平成十七年法律第八十六号)(抄)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一、二 (略)  
三 子会社 (略)  
四 三十四 (略)

(設立時役員等の選任の方法)  
第四十条 設立時役員等の選任は、発起人の議決権の過半数をもって決定する。  
2 (略)  
4 (略)

(設立時役員等の選任の方法の特例)  
第四十一条 前条第一項の規定にかかわらず、株式会社設立の際して第百八条第一項第九号に掲げる事項(取締役に関するものに限る。)についての定めがある種類の株式を発行する場合には、設立時取締役の選任は、同条第二項第九号に定める事項についての定款の定めに従い、当該種類の設立時発行株式を引き受けた発起人の議決権(当該種類の設立時発行株式についての議決権に限る。)の過半数をもって決定する。  
2・3 (略)

(種類創立総会の決議による設立時取締役等の選任)  
第九十条 第百八条の規定にかかわらず、株式会社の設立に際して第百八条第一項第九号に掲げる事項(取締役に関するものに限る。)についての定めがある種類の株式を発行する場合には、設立時取締役は、同条第二項第九号に定める事項についての定款の定めに従い、当該種類の設立時発行株式の設立時種類株主を構成員とする種類創立総会の決議によつて選任しなければならない。  
2 (略)

(異なる種類の株式)  
第百八条 株式会社は、次に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる二以上の種類の株式を発行することができる。ただし、委員会設置会社及び公開会社は、第九号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行することができない。  
一、八 (略)

2 当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会において取締役又は監査役を選任すること。  
九 株式会社は、次の各号に掲げる事項について内容の異なる二以上の種類の株式を発行する場合には、当該各号に定める事項及び発行可能種類株式総数を定款で定めなければならない。  
一、八 (略)

九 当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会において取締役又は監査役を選任すること。次に掲げる事項  
一、イ 当該種類株主を構成員とする種類株主総会において取締役又は監査役を選任すること及び選任する取締役又は監査役の数  
ロ イの定めにより選任することができる取締役又は監査役の全部又は一部を他の種類株主と共同して選任することとするときは、当該他の種類株主の有する株式の種類及び共同して選任する取締役又は監査役の数  
ハ イ又はロに掲げる事項を変更する条件があるときは、その条件及びその条件が成就した場合における変更後のイ又はロに掲げる事項  
二 イからハまでに掲げるもののほか、法務省令で定める事項

3 (略)  
二 イからハまでに掲げるもののほか、法務省令で定める事項

第百十一条 (略)  
2 種類株式発行会社がある種類の株式の内容として第百八条第一項第四号又は第七号に掲げる事項についての定款の定めを設ける場合には、当該定款の変更は、次に掲げる種類株主を構成員とする種類株主総会(当該種類株主に係る株式の種類が二以上ある場合にあっては、当該二以上の株式の種類別に区分された種類株主を構成員とする各種類株主総会。以下この条において同じ。)の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる種類株主が存しない場合は、この限りでない。

一 当該種類の株式の種類株主  
二 第百八条第二項第五号口の他の株式を当該種類の株式とする定めがある取得請求権付株式の種類株主  
三 第百八条第二項第六号口の他の株式を当該種類の株式とする定めがある取得条項付株式の種類株主

(発行可能株式総数)  
第百十三条 (略)

4 新株予約権(第二百三十六条第一項第四号の期間の初日が到来していないものを除く。)の新株予約権者が第二百八十二条の規定により取得することとなる株式の数は、発行可能株式総数から発行済株式(自己株式(株式会社が有する自己の株式をいう。以下同じ。))を除く。)の総数を控除して得た数を超えてはならない。

(議決権制限株式の発行数)  
第百十五条 種類株式発行会社が公開会社である場合において、株主総会において議決権を行使することができる事項について制限のある種類の株式(以下この条において「議決権制限株式」という。)の数が発行済株式の総数の二分の一を超えるに至つたときは、株式会社は、直ちに、議決権制限株式の数を発行済株式の総数の二分の一以下にするための必要な措置をとらなければならない。

(新株予約権買取請求)

第百十八条 次の各号に掲げる定款の変更をする場合には、当該各号に定める新株予約権の新株予約権者は、株式会社に対し、自己の有する新株予約権を公正な価格で買い取れることを請求することができる。

一 その発行する全部の株式の内容として第七条第一項第一号に掲げる事項についての定めを設ける定款の変更 全部の新株予約権  
二 ある種類の株式の内容として第百八条第一項第四号又は第七号に掲げる事項についての定款の定めを設ける定款の変更 当該種類の株式を目的とする新株

予約権  
2 } 7 (略)

(株式の質入れの効果)

第百五十一条 株式会社が次に掲げる行為をした場合には、株式を目的とする質権は、当該行為によつて当該株式の株主が受けることのできる金銭等(金銭その他の財産をいう。以下同じ。)について存在する。

一 } 六 (略)

七 第二百七十七条に規定する新株予約権無償割当て  
八 剰余金の配当  
九 残余財産の分配  
十 } 十四 (略)

(株式の取得に関する事項の決定)

第百五十六条 株式会社が株主との合意により当該株式会社の株式を有償で取得するには、あらかじめ、株主総会の決議によつて、次に掲げる事項を定めなければならない。ただし、第三号の期間は、一年を超えることができない。

一 取得する株式の数(種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数)  
二 株式を取得するのと引換えに交付する金銭等(当該株式会社の株式等を除く。以下この款において同じ。))の内容及びその総額三株式を取得することができる期間  
2 (略)

(取得価格等の決定)

第百五十七条 株式会社は、前条第一項の規定による決定に従い株式を取得しようとするときは、その都度、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 取得する株式の数(種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び数)  
二 株式一株を取得するのと引換えに交付する金銭等の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法  
三 株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の総額  
四 株式の譲渡の申込みの期日

3 2 取締役会設置会社において、前項各号に掲げる事項の決定は、取締役会の決議によらなければならない。  
3 第一項の株式の取得の条件は、同項の規定による決定ごとに、均等に定めなければならない。

(株主に対する通知等)  
第百五十八条 株式会社は、株主（種類株式発行会社にあつては、取得する株式の種類の種類株主）に対し、前条第一項各号に掲げる事項を通知しなければならない。  
2 公開会社においては、前項の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができる。

(全部取得条項付種類株式の取得に関する決定)  
第百七十一条 全部取得条項付種類株式（第百八条第一項第七号に掲げる事項についての定めがある種類の株式をいう。以下この款において同じ。）を発行した種類株式発行会社は、株主総会の決議によつて、全部取得条項付種類株式の全部を取得することができる。この場合においては、当該株主総会の決議によつて、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 全部取得条項付種類株式を取得するのと引換えに金銭等を交付するときは、当該金銭等（以下この条において「取得対価」という。）についての次に掲げる事項  
イ 当該取得対価が当該株式会社の株式であるときは、当該株式の種類及び種類ごとの数又はその数の算定方法  
ロ 当該取得対価が当該株式会社の社債（新株予約権付社債についてのものを除く。）であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法  
ハ 当該取得対価が当該株式会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法  
ニ 当該取得対価が当該株式会社の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権付社債についての口に規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についての口に規定する事項  
ホ 当該取得対価が当該株式会社の株式等以外の財産であるときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法  
二 前号に規定する場合には、全部取得条項付種類株式の株主に対する取得対価の割当てに関する事項  
三 株式会社が全部取得条項付種類株式を取得する日（以下この款において「取得日」という。）
- 2・3 (略)

(裁判所に対する価格の決定の申立て)  
第百七十二条 前条第一項各号に掲げる事項を定めた場合には、次に掲げる株主は、同項の株主総会の日から二十日以内に、裁判所に対し、株式会社による全部取得条項付種類株式の取得の価格の決定の申立てをすることができる。

- 一 当該株主総会に先立つて当該株式会社による全部取得条項付種類株式の取得に反対する旨を当該株式会社に対し通知し、かつ、当該株主総会において当該取得に反対した株主（当該株主総会において議決権を行使することができるものに限る。）
  - 二 当該株主総会において議決権を行使することができない株主
- (略)

(募集事項の決定)  
第百九十九条 株式会社は、その発行する株式又はその処分する自己株式を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集株式（当該募集に依じてこれらの株式の引受けの申込みをした者に対して割り当てる株式をいう。以下この節において同じ。）について次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 募集株式の数（種類株式発行会社にあつては、募集株式の種類及び数。以下この節において同じ。）
  - 二 募集株式の払込金額（募集株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。以下この節において同じ。）又はその算定方法
  - 三 金銭以外の財産を出資の目的とするとき、その旨並びに当該財産の内容及び価額
  - 四 募集株式と引換えに資する金銭の払込み又は前号の財産の給付の期日又はその期間
  - 五 株式を発行するときは、増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 2 前項各号に掲げる事項（以下この節において「募集事項」という。）の決定は、株主総会の決議によらなければならない。  
3 (略)  
5 (略)

(募集株式の割当て)  
第百四十二条 (略)  
2 募集株式が譲渡制限株式会社である場合には、前項の規定による決定は、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によらなければならない。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。

- 3・4 (略)

(株主となる時期)  
第二百九条 募集株式の引受人は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める日に、出資の履行をした募集株式の株主となる。

一 第九十九条第一項第四号の期日を定めた場合 当該期日  
二 第九十九条第一項第四号の期間を定めた場合 出資の履行をした日

第二百十条 次に掲げる場合において、株主が不利益を受けるおそれがあるときは、株主は、株式会社に対し、第九十九条第一項の募集に係る株式の発行又は自己株式の処分をやめることを請求することができる。

一 当該株式の発行又は自己株式の処分が法令又は定款に違反する場合  
二 当該株式の発行又は自己株式の処分が著しく不公正な方法により行われる場合

(引受けの無効又は取消しの制限)

第二百十一条 民法第九十三条ただし書及び第九十四条第一項の規定は、募集株式の引受けの申込み及び割当て並びに第二百五条の契約に係る意思表示については、適用しない。

2 募集株式の引受人は、第二百九条の規定により株主となった日から一年を経過した後又はその株式について権利を行使した後は、錯誤を理由として募集株式の引受けの無効を主張し、又は詐欺若しくは強迫を理由として募集株式の引受けの取消しをすることができない。

(不公正な払込金額で株式を引き受けた者等の責任)

第二百十二条 募集株式の引受人は、次の各号に掲げる場合には、株式会社に対し、当該各号に定める額を支払う義務を負う。

一 (略)  
二 第二百九条の規定により募集株式の株主となった時におけるその給付した現物出資財産の価額がこれについて定められた第九十九条第一項第三号の価額に著しく不足する場合 当該不足額  
(略)

(株券の提出に関する公告等)

第二百九条 株券発行会社が次の各号に掲げる行為をする場合には、当該行為の効力が生ずる日までに当該株券発行会社に対し当該各号に定める株式に係る株券を提出しなければならぬ旨を当該日の一箇月前までに、公告し、かつ、当該株式の株主及びその登録株式質権者には、各別にこれを通知しなければならない。ただし、当該株式の全部について株券を発行していない場合は、この限りでない。

一 第七十七条第一項第一号に掲げる事項についての定款の定めを設ける定款の変更 全部の株式(種類株式発行会社にあつては、当該事項についての定めを設ける種類の株式)

二 株式の併合 全部の株式(種類株式発行会社にあつては、第八十条第二項第三号の種類の株式)

三 第七十一条第一項に規定する全部取得条項付種類株式の取得 当該全部取得条項付種類株式

四 取得条項付株式の取得 当該取得条項付株式

五 組織変更 全部の株式

六 合併(合併により当該株式会社が消滅する場合に限る。) 全部の株式

七 株式交換 全部の株式

八 株式移転 全部の株式

2 株券発行会社は、前項各号に掲げる行為の効力が生ずる日までに株券発行会社に対して株券を提出しない者があるときは、当該株券の提出があるまでの間、当該行為によつて当該株券に係る株式の株主が受けることができる金銭等の交付を拒むことができる。

3 (略)  
(株券の提出をすることができない場合)  
第二百二十条 前条第一項各号に掲げる行為をした場合において、株券を提出することができない者があるときは、株券発行会社は、その者の請求により、利害関係人に対し異議があれば一定の期間内にこれを述べることができない旨を公告することができる。ただし、当該期間は、三箇月を下ることができない。  
2 前項の規定による公告をした場合において、同項の期間内に利害関係人が異議を述べなかつたときは、株券発行会社は、同項の請求をした者に対し、前条第二項の金銭等を交付することができる。

3 第一項の規定による公告の費用は、同項の請求をした者の負担とする。

(新株予約権の内容)

- 第二百三十六条 株式会社が新株予約権を発行するときは、次に掲げる事項を当該新株予約権の内容としなければならない。
- 一 当該新株予約権の目的である株式の数(種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数)又はその数の算定方法
- 二 当該新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
- 三 金銭以外の財産を当該新株予約権の行使に際してする出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額
- 四 当該新株予約権を行使することができる期間
- 五 当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 六 譲渡による当該新株予約権の取得について当該株式会社の承認を要することとするときは、その旨
- 七 当該新株予約権について、当該株式会社が一定の事由が生じたことを条件としてこれを取得することができることとするときは、次に掲げる事項
- イ 一定の事由が生じた日に当該株式会社とその新株予約権を取得する旨及びその事由
- ロ 子(略)
- ハ 子(略)
- ニ 前号に規定する場合において、新株予約権者が第二百九十条の規定による請求の全部又は一部をすることができないこととするときは、その旨(略)

(募集事項の決定)

- 第二百三十八条 株式会社は、その発行する新株予約権を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集新株予約権(当該募集に応じて当該新株予約権の引受けの申込みをした者に対して割り当てる新株予約権をいう。以下この章において「募集事項」という。)を定めなければならない。
- 一 募集新株予約権の内容及び数
- 二 募集新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする場合には、その旨
- 三 前号に規定する場合以外の場合には、募集新株予約権の払込金額(募集新株予約権一個と引換えに払い込む金銭の額をいう。以下この章において同じ。)
- 四 又はその算定方法
- 五 募集新株予約権を割り当てる日(以下この節において「割当日」という。)
- 六 募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日(以下この節において「期日」という。)
- 七 募集新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、第六百七十六条各号に掲げる事項
- 八 前号に規定する場合において、同号の新株予約権付社債に付された募集新株予約権についての第百八十八条第一項、第七百七十七条第一項、第七百八十七条第一項又は第百八十八条第一項の規定による請求の方法につき別段の定めをするときは、その定め
- 九 第一項又は第百八十八条第一項の規定による請求の方法につき別段の定めをするときは、その定め

(新株予約権原簿)

- 第二百四十九条 株式会社は、新株予約権を発行した日以後遅滞なく、新株予約権原簿を作成し、次の各号に掲げる新株予約権の区分に応じ、当該各号に定める事項(以下「新株予約権原簿記載事項」という。)を記載し、又は記録しなければならない。
- 一 無記名式の新株予約権証券が発行されている新株予約権(以下この章において「無記名新株予約権」という。)
- 二 無記名式の新株予約権付社債券(証券発行新株予約権付社債(新株予約権付社債であつて、当該新株予約権付社債についての社債につき社債券を発行する旨の定めがあるものをいう。以下この章において同じ。))に係る社債券をいう。以下同じ。)
- 三 前二号に掲げる新株予約権以外の新株予約権
- 四 新株予約権者の氏名又は名称及び住所
- 五 新株予約権者が新株予約権を取得した日
- 六 新株予約権が証券発行新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)であつて、当該新株予約権に係る新株予約権証券を発行する旨の定めがあるものをいう。以下この章において同じ。)
- 七 新株予約権が証券発行新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)であつて、当該新株予約権に係る新株予約権証券を発行する旨の定めがあるものをいう。以下この章において同じ。)

新株予約権証券の番号  
ホ 口の新株予約権が証券発行新株予約権付社債に付されたものであるときは、当該新株予約権を付した新株予約権付社債（新株予約権付社債券が発行されているものに限る。）に係る新株予約権付社債券の番号

（新株予約権原簿の備置き及び閲覧等）

第二百五十二条 株式会社は、新株予約権原簿をその本店（株主名簿管理人がある場合にあっては、その営業所）に備え置かなければならない。  
株主及び債権者は、株式会社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

一 新株予約権原簿が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求  
二 新株予約権原簿が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

3 株式会社は、前項の請求があつたときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一・二 （略）  
三 請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき。

四・五 （略）  
4・5 （略）

（新株予約権者に対する通知等）

第二十五条 株式会社は、新株予約権者に対してする通知又は催告は、新株予約権原簿に記載し、又は記録した当該新株予約権者の住所（当該新株予約権者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該株式会社に通知した場合にあっては、その住所又は連絡先）にあてて発すれば足りる。

2 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。  
3 新株予約権が二以上の者の共有に属するときは、共有者は、株式会社が新株予約権者に対してする通知又は催告を受領する者一人を定め、当該株式会社に対し、その者の氏名又は名称を通知しなければならない。この場合においては、その者を新株予約権者とみなして、前二項の規定を適用する。

4 前項の規定による共有者の通知がない場合には、株式会社は、新株予約権の共有者に対してする通知又は催告は、そのうちの一人に対してすれば足りる。

（権利の推定等）

第二十五条 新株予約権証券の占有者は、当該新株予約権証券に係る証券発行新株予約権についての権利を適法に有するものと推定する。  
2 新株予約権証券の交付を受けた者は、当該新株予約権証券に係る証券発行新株予約権についての権利を取得する。ただし、その者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

3・4 （略）

（新株予約権者の請求によらない新株予約権原簿記載事項の記載又は記録）  
第二十九条 株式会社は、次の各号に掲げる場合には、当該各号の新株予約権の新株予約権者に係る新株予約権原簿記載事項を新株予約権原簿に記載し、又は記録しなければならない。

一 当該株式会社の新株予約権を取得した場合  
二 自己新株予約権を処分した場合

2 前項の規定は、無記名新株予約権及び無記名新株予約権付社債に付された新株予約権については、適用しない。

（新株予約権者の請求による新株予約権原簿記載事項の記載又は記録）

第六十条 新株予約権を当該新株予約権を発行した株式会社以外の者から取得した者（当該株式会社を除く。以下この節において「新株予約権取得者」という。）は、当該株式会社に對し、当該新株予約権に係る新株予約権原簿記載事項を新株予約権原簿に記載し、又は記録することを請求することができる。

2 前項の規定による請求は、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令で定める場合を除き、その取得した新株予約権の新株予約権者として新株予約権原簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人と共同してしなければならない。

3 前二項の規定は、無記名新株予約権及び無記名新株予約権付社債に付された新株予約権については、適用しない。

（新株予約権の質入れ）

第二百六十七条 新株予約権者は、その有する新株予約権に質権を設定することができる。

2・3 (略)

4 証券発行新株予約権の質入れは、当該証券発行新株予約権に係る新株予約権証券を交付しなければ、その効力を生じない。

5 (略)

(新株予約権の質入れの對抗要件)  
第二百六十八条 新株予約権の質入れは、その質権者の氏名又は名称及び住所を新株予約権原簿に記載し、又は記録しなければ、株式会社その他の第三者に対抗することができない。

2 (略)

3 第一項の規定にかかわらず、証券発行新株予約権付社債に付された新株予約権の質権者は、継続して当該証券発行新株予約権付社債に係る新株予約権付社債を占有しなければ、その質権をもつて株式会社その他の第三者に対抗することができない。

(新株予約権原簿の記載等)

第二百六十九条 新株予約権に質権を設定した者は、株式会社に対し、次に掲げる事項を新株予約権原簿に記載し、又は記録することができる。

一 質権者の氏名又は名称及び住所

二 質権の目的である新株予約権

2 前項の規定は、無記名新株予約権及び無記名新株予約権付社債に付された新株予約権については、適用しない。

(登録新株予約権質権者に対する通知等)

第二百七十一条 株式会社登録新株予約権質権者に対してする通知又は催告は、新株予約権原簿に記載し、又は記録した当該登録新株予約権質権者の住所(当該登録新株予約権質権者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該株式会社に通知した場合にあっては、その場所又は連絡先)にあって発すれば足りる。

2 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

(新株予約権の質入れの効果)

第二百七十二條 株式会社が次に掲げる行為をした場合には、新株予約権を目的とする質権は、当該行為によつて当該新株予約権の新株予約権者が受けることのできる金銭等について存在する。

一 新株予約権の取得

二 (略)

三 合併(合併により当該株式会社が消滅する場合に限る。)

四 (略)

2 登録新株予約権質権者は、前項の金銭等(金銭に限る。)を受領し、他の債権者に先立つて自己の債権の弁済に充てることができる。

3 前項の債権の弁済期が到来していないときは、登録新株予約権質権者は、株式会社に同項に規定する金銭等に相当する金額を供託させることができる。この場合において、質権は、その供託金について存在する。

4 (略)

(取得する日の決定)

第二百七十三条 取得条項付新株予約権(第二百三十六條第一項第七号イに掲げる事項についての定めがある新株予約権をいう。以下この章において同じ。)の内容として同号口に掲げる事項についての定めがある場合には、株式会社は、同号口の日を株主総会(取締役会設置会社にあつては、取締役会)の決議によつて定めなければならない。ただし、当該取得条項付新株予約権の内容として別段の定めがある場合は、この限りでない。

2・3 (略)

(効力の発生等)

第二百七十五条 株式会社は、第二百三十六條第一項第七号イの事由が生じた日(同号八に掲げる事項についての定めがある場合にあっては、第一号に掲げる日又は第二号に掲げる日のいずれか遅い日。次項及び第三項において同じ。)に、取得条項付新株予約権(同条第一項第七号八に掲げる事項についての定めがある場合にあっては、前条第一項の規定により決定したもの。次項及び第三項において同じ。)を取得する。

一 第二百三十六條第一項第七号イの事由が生じた日  
二 前条第三項の規定による通知の日又は同条第四項の公告の日から二週間を経過した日  
2.5 (略)

(新株予約権無償割当て)  
第二百七十七條 株式会社は、株主(種類株式発行会社にあつては、ある種類の種類株主)に対して新たに払込みをさせないで当該株式会社の新株予約権の割当て(以下この節において「新株予約権無償割当て」という。)をすることができる。

(新株予約権の行使に際しての払込み)

第二百八十一條 金銭を新株予約権の行使に際してする出資の目的とするときは、新株予約権者は、前条第一項第二号の日に、株式会社が定めた銀行等の払込みの取扱いの場所において、その行使に係る新株予約権についての第二百三十六條第一項第二号の価額の全額を払い込まなければならない。  
2.3 (略)

(株主となる時期)  
第二百八十二條 新株予約権を行使した新株予約権者は、当該新株予約権を行使した日に、当該新株予約権の目的である株式の株主となる。

(新株予約権証券の記載事項)  
第二百八十九條 新株予約権証券には、次に掲げる事項及びその番号を記載し、株式会社の代表取締役(委員会設置会社にあつては、代表執行役)がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

一 株式会社の商号  
二 当該新株予約権証券に係る証券発行新株予約権の内容及び数

(記名式と無記名式との轉換)  
第二百九十條 証券発行新株予約権の新株予約権者は、第二百三十六條第一項第十一号に掲げる事項についての定めによりすることができないこととされている場合を除き、いつでも、その記名式の新株予約権証券を無記名式とし、又はその無記名式の新株予約権証券を記名式とすることを請求することができる。

(新株予約権証券の喪失)

第二百九十一條 新株予約権証券は、非訟事件手続法第百條に規定する公示催告手続によつて無効とすることができる。  
2 新株予約権証券を喪失した者は、非訟事件手続法第百六條第一項に規定する除権決定を得た後でなければ、その再発行を請求することができない。

(株主総会の決議)

第二百九條 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数(三分の一以上の割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上)を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の三分の二(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上に当たる多数をもつて行わなければならない。この場合においては、当該決議の要件に加えて、一定の数以上の株主の賛成を要する旨その他の要件を定款で定めることを妨げない。

一・二 (略)  
三 第七十一條第一項及び第七十五條第一項の株主総会  
四 第八十條第二項の株主総会  
五 第九十九條第二項、第二百一條第一項、第二百二條第三項第四号及び第二百四條第二項の株主総会

六・八 (略)

九 第四百四十七條第一項の株主総会(次のいずれにも該当する場合を除く。)

ロ 定時株主総会において第四百四十七條第一項各号に掲げる事項を定めること。  
イ 第四百四十七條第一項第一号の額がイの定時株主総会の日(第四百三十九條前段に規定する場合にあつては、第四百三十六條第三項の承認があつた日)

十 (略)

十一 第六章から第八章までの規定により株主総会の決議を要する場合における当該株主総会

十二 第五編の規定にかかわらず、次に掲げる種類株式発行会社（株主総会を除く。）の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の半数以上（これを上回る割合を定めた場合）であつて、当該株主の議決権の三分の二（これを上回る割合を定めた場合）にあつては、その割合）以上）に当たる多数をもつて行わなければならない。

一 前二項の規定にかかわらず、次に掲げる種類株式発行会社（株主総会を除く。）の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の半数以上（これを上回る割合を定めた場合）であつて、当該株主の議決権の三分の二（これを上回る割合を定めた場合）にあつては、その割合）以上）に当たる多数をもつて行わなければならない。

二 第七百八十三条第一項の株主総会（合併により消滅する株式会社又は株式交換をする株式会社）が公開会社であり、かつ、当該株式会社の株主に対して交付する金銭等の全部又は一部が譲渡制限株式会社等（同条第三項に規定する譲渡制限株式会社等）である場合における当該株主総会に限る。

三 第八百四条第一項の株主総会（合併又は株式移転をする株式会社）が公開会社であり、かつ、当該株式会社の株主に対して交付する金銭等の全部又は一部が譲渡制限株式会社等である場合における当該株主総会に限る。

4 前二項の規定にかかわらず、第九百九条第二項の規定による定款の変更（当該定款の定めを廃止するものを除く。）を行う株主総会の決議は、総株主の半数以上（これを上回る割合を定めた場合）であつては、その割合）以上）であつて、総株主の議決権の四分の三（これを上回る割合を定めた場合）にあつては、その割合）以上）に当たる多数をもつて行わなければならない。

5 (略)

(種類株主総会の決議)

第三百二十四条 種類株主総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、その種類の株式の総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもつて行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（三分の一以上の割合を定めた場合）にあつては、その割合）以上）を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の三分の二（これを上回る割合を定めた場合）にあつては、その割合）以上）に当たる多数をもつて行わなければならない。この場合においては、当該決議の要件に加えて、一定の数以上の株主の賛成を要する旨その他の要件を定款で定めることを妨げない。

一 第七百八十三条第二項の種類株主総会（ある種類の株式の内容として第七百八条第一項第七号に掲げる事項についての定款の定めを設ける場合に限る。）

二・三 (略)

四 第七百八十三条第一項の種類株主総会

五・六 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、次に掲げる種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の半数以上（これを上回る割合を定めた場合）にあつては、その割合）以上）であつて、当該株主の議決権の三分の二（これを上回る割合を定めた場合）にあつては、その割合）以上）に当たる多数をもつて行わなければならない。

一 第七百八十三条第二項の種類株主総会（ある種類の株式の内容として第七百八条第一項第四号に掲げる事項についての定款の定めを設ける場合に限る。）

二 (選任)  
第三百二十九条 役員（取締役、会計参与及び監査役をいう。以下この節、第三百七十一条第四項及び第三百九十四条第三項において同じ。）及び会計監査人は、株主総会の決議によつて選任する。

2 (略)

(取締役の任期)

第三百三十二条 取締役の任期は、選任後二年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、定款又は株主総会の決議によつて、その任期を短縮することを妨げない。

2 4 (略)

(監査役の任期)

第三百三十六条 監査役の任期は、選任後四年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 (略)

3 第一項の規定は、定款によつて、任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期を退任した監査役の任期の満了する時までとすることを妨げない。

2 (解任)  
第三百三十九条 役員及び会計監査人は、いつでも、株主総会の決議によつて解任することができる。

(役員を選任及び解任の株主総会の決議)  
第三百四十一条 第三百九条第一項の規定にかかわらず、役員を選任し、又は解任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数(三分の一以上の割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上)を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上)をもつて行わなければならない。

(種類株主総会における取締役又は監査役の選任等)

第三百四十七条 第三百八条第一項第九号に掲げる事項(取締役に関するものに限る。)については、種類の株式を発行している場合における第三百二十九条第一項、第三百三十二条第一項、第三百三十九条第一項及び第三百四十一条の規定の適用については、第三百二十九条第一項中「株主総会」とあるのは、「株主総会(取締役又は監査役の選任に係る種類の株式の株主が構成員とする種類株主総会)」と、第三百三十二条第一項及び第三百三十九条第一項中「株主総会の決議」とあるのは、「株主総会(取締役又は監査役の選任に係る種類の株式の株主が構成員とする種類株主総会)」と、第三百三十九条第一項及び第三百三十二条第一項中「株主総会の決議」とあるのは、「株主総会(取締役又は監査役の選任に係る種類の株式の株主が構成員とする種類株主総会)」と、第三百二十九条第一項中「株主総会」及び「株主総会」の決議」とあるのは、「株主総会(取締役又は監査役の選任に係る種類の株式の株主が構成員とする種類株主総会)」と、第三百二十九条第一項中「株主総会」及び「株主総会」の決議」とあるのは、「株主総会(取締役又は監査役の選任に係る種類の株式の株主が構成員とする種類株主総会)」とする。

2 (略)

(執行役の選任等)

第四百二条 委員会設置会社には、一人又は二人以上の執行役を置かなければならない。

3 } 8 (略) 執行役は、取締役会の決議によつて選任する。

(執行役の解任等)

第四百三条 執行役は、いつでも、取締役会の決議によつて解任することができる。

2・3 (略)

(会計帳簿の閲覧等の請求)

第四百三十三条 総株主(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる株主を除く。)の議決権の百分の三(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の議決権を有する株主又は発行済株式(自己株式を除く。)の百分の三(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の数の株式を有する株主は、株式会社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしなければならない。

一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求  
二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

2 (略)

3 株式会社親会社社員は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、会計帳簿又はこれに関する資料について第一項各号に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしなければならない。

4 (略)

(資本金の額の減少)  
第四百四十七条 株式会社は、資本金の額を減少することができる。この場合においては、株主総会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 減少する資本金の額  
二 減少する資本金の額がその効力を生ずるときは、その旨及び準備金とする額  
三 資本金の額の減少がその効力を生ずる日

2 (略)  
3 株式会社が発行と同時に資本金の額を減少する場合において、当該資本金の額の減少の効力が生ずる日後の資本金の額が当該日前の資本金の額を下回らないときにおける第一項の規定の適用については、同項中「株主総会の決議」とあるのは、「取締役の決定(取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議)」とする。

(準備金の額の減少)  
第四百四十八条 株式会社は、準備金の額を減少することができる。この場合においては、株主総会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 減少する準備金の額  
二 減少する準備金の額がその効力を生ずるときは、その旨及び資本金とする額  
三 準備金の額の減少がその効力を生ずる日

2 前項第一号の額は、同項第三号の日における準備金の額を超えてはならない。  
3 株式会社が発行と同時に準備金の額を減少する場合において、当該準備金の額の減少の効力が生ずる日後の準備金の額が当該日前の準備金の額を下回らないときにおける第一項の規定の適用については、同項中「株主総会の決議」とあるのは、「取締役の決定(取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議)」とする。

(配当等の制限)

第四百六十一条 次に掲げる行為により株主に対して交付する金銭等(当該株式会社の株式を除く。以下この節において同じ。)の帳簿価額の総額は、当該行為がその効力を生ずる日における分配可能額を超えてはならない。

一 第三百三十八条第一号八又は第二号八の請求に応じて行う当該株式会社の株式の買取り

二 第三百五十六条第一項の規定に基づく当該株式会社の株式の取得(第六十三条に規定する場合又は第六十五条第一項に規定する場合における当該株式会社による株式の取得に限る。)

三 第三百五十七条第一項の規定に基づく当該株式会社の株式の取得

四 第三百七十三条第一項の規定による当該株式会社の株式の取得

五 第三百七十六条第一項の規定による請求に基づく当該株式会社の株式の買取り

六 第三百九十七条第三項の規定による当該株式会社の株式の買取り

七 第二百三十四条第四項(第二百三十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定による当該株式会社の株式の買取り

八 剰余金の配当

2 (略)

第四百六十六条 株式会社は、その成立後、株主総会の決議によって、定款を変更することができる。

(事業譲渡等の承認等)

第四百六十七条 株式会社は、次に掲げる行為をする場合には、当該行為がその効力を生ずる日(以下この章において「効力発生日」という。)の前日までに、株主総会の決議によって、当該行為に係る契約の承認を受けなければならない。

一 事業の全部の譲渡

二 事業の重要な一部の譲渡(当該譲渡により譲り渡す資産の帳簿価額が当該株式会社の総資産額として法務省令で定める方法により算定される額の五分の一)

(これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)を超えないものを除く。

三 (五) (略)

2 (略)

(事業譲渡等の承認を要しない場合)

第四百六十八條 前條の規定は、同条第一項第一号から第四号までに掲げる行為（以下この章において「事業譲渡等」という。）に係る契約の相手方が当該事業譲渡等をする株式会社及び当該特別支配会社（ある株式会社は、その議決権の十分の九（これを上回る割合を当該株式会社の定款で定められた場合にあっては、その割合）以上の他の会社及び当該他の会社が発行済株式の全部を有する株式会社その他これに準ずるものとして法務省令で定める法人が有している場合における当該他の会社をいう。以下同じ。）である場合には、適用しない。

2 前条の規定は、同条第一項第三号に掲げる行為をする場合において、第一号に掲げる額の第二号に掲げる額に対する割合が五分の一（これを下回る割合を定款で定められた場合にあっては、その割合）を超えないときは、適用しない。

3 前項に規定する場合において、法務省令で定める数の株式（前条第一項の株主総会において議決権を行使することができるものに限る。）を有する株主が次条第三項の規定による通知又は同条第四項の公告の日から二週間以内に前条第一項第三号に掲げる行為に反対する旨を当該行為をする株式会社に対し通知したときは、当該株式会社は、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によつて、当該行為に係る契約の承認を受けなければならない。

（解散の事由）  
第四百七十一條 株式会社は、次に掲げる事由によつて解散する。

一・二（略）  
三 株主総会の決議  
四・六（略）

（清算株式会社の能力）  
第四百七十六條 前条の規定により清算をする株式会社（以下「清算株式会社」という。）は、清算の目的の範囲内において、清算が終了するまではなお存続するものとみなす。

第四百七十七條 清算株式会社には、一人又は二人以上の清算人を置かなければならない。

2 清算株式会社は、定款の定めによつて、清算人会、監査役又は監査役会を置くことができる。

3 監査役会を置く旨の定款の定めがある清算株式会社は、清算人を置かなければならない。

4 第四百七十五條各号に掲げる場合に該当することとなつた時において公開会社又は大会社であつた清算株式会社は、監査役を置かなければならない。

5 第四百七十五條各号に掲げる場合に該当することとなつた時において委員会設置会社であつた清算株式会社であつて、前項の規定の適用があるものにおいては、監査委員が監査役となる。

6 第四章第二節の規定は、清算株式会社については、適用しない。

（清算人の就任）  
第四百七十八條 次に掲げる者は、清算株式会社の清算人となる。

一 取締役（次号又は第三号に掲げる者を除く。）  
二 定款で定める者  
三 株主総会の決議によつて選任された者

2 前項の規定により清算人となる者がいないときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、清算人を選任する。

3 前二項の規定にかかわらず、第四百七十一條第六号に掲げる事由によつて解散した清算株式会社については、裁判所は、利害関係人若しくは法務大臣の申立てにより又は職権で、清算人を選任する。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、第四百七十五條第二号又は第三号に掲げる場合に該当することとなつた清算株式会社については、裁判所は、利害関係人の申立てにより、清算人を選任する。

5 第四百七十五條各号に掲げる場合に該当することとなつた時において委員会設置会社であつた清算株式会社における第一項第一号及び第三百三十五條第三項の規定の適用については、第一項第一号中「取締役」とあるのは、「監査委員以外の取締役」と、第三百三十五條第三項中「社外監査役」とあるのは、「過去に当該監査役を設置会社又はその子会社の取締役（社外取締役を除く。）、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）若しくは執行役員又は支配人その他の使用人となつたことがないもの」とする。

6 第三百三十條及び第三百三十一條第一項の規定は清算人について、同条第四項の規定は清算人会設置会社（清算人会を置く清算株式会社又はこの法律の規定により清算人会を置かなければならない清算株式会社をいう。以下同じ。）について、それぞれ準用する。この場合において、同項中「取締役は」とあるのは

「監査委員以外の取締役」と、第三百三十五條第三項中「社外監査役」とあるのは、「過去に当該監査役を設置会社又はその子会社の取締役（社外取締役を除く。）、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）若しくは執行役員又は支配人その他の使用人となつたことがないもの」とする。

、「清算人は」と読み替えるものとする。

(清算人の解任)

第四百七十九条 清算人（前条第二項から第四項までの規定により裁判所が選任したものを除く。）は、いつでも、株主総会の決議によって解任することができる。

2 重要な事由があるときは、裁判所は、次に掲げる株主の申立てにより、清算人を解任することができる。

一 総株主（次に掲げる株主を除く。）の議決権の百分の三（これを下回る割合を定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を六箇月（これを下回る期間を定めた場合にあっては、その期間）前から引き続き有する株主（次に掲げる株主を除く。）

イ 清算人を解任する旨の議案について議決権を行使することができない株主

ロ 当該申立てに係る清算人である株主

二 発行済株式（次に掲げる株主の有する株式を除く。）の百分の三（これを下回る割合を定めた場合にあっては、その割合）以上の数の株式を六箇月（これを下回る期間を定めた場合にあっては、その期間）前から引き続き有する株主（次に掲げる株主を除く。）

イ 当該清算株式会社である株主

ロ 当該申立てに係る清算人である株主

3 公開会社でない清算株式会社における前項各号の規定の適用については、これらの規定中「六箇月（これを下回る期間を定めた場合にあっては、その期間）前から引き続き有する」とあるのは、「有する」とする。

4 第三百四十六条第一項から第三項までの規定は、清算人について準用する。

(監査役の退任)

第四百八十条 清算株式会社の監査役は、当該清算株式会社が次に掲げる定款の変更をした場合には、当該定款の変更の効力が生じた時に退任する。

一 監査役を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更

二 監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めを廃止する定款の変更

三 第三百三十六条の規定は、清算株式会社の監査役については、適用しない。

(清算人の職務)

第四百八十一条 清算人は、次に掲げる職務を行う。

一 現務の終了

二 債権の取立て及び債務の弁済

三 残余財産の分配

(業務の執行)

第四百八十二条 清算人は、清算株式会社（清算人会設置会社を除く。以下この条において同じ。）の業務を執行する。

2 清算人が二人以上ある場合には、清算株式会社の業務は、定款に別段の定めがある場合を除き、清算人の過半数をもって決定する。

3 前項の場合には、清算人は、次に掲げる事項についての決定を各清算人に委任することができる。

一 支配人の選任及び解任

二 支店の設置、移転及び廃止

三 第二百九十八条第一項各号（第三百二十五条において準用する場合を含む。）に掲げる事項

四 清算人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他清算株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

4 第三百五十三条から第三百五十七条まで、第三百六十条及び第三百六十一条の規定は、清算人（同条の規定については、第四百七十八条第二項から第四項までの規定により裁判所が選任したものを除く。）について準用する。この場合において、第三百五十三条中「第三百四十九条第四項」とあるのは「第四百八十三条第六項において準用する第三百四十九条第四項」と、第三百五十四条中「代表取締役」とあるのは「代表清算人（第四百八十三条第一項に規定する代表清算人をいう。）」と、第三百六十条第三項中「監査役設置会社又は委員会設置会社」とあるのは「監査役設置会社」と読み替えるものとする。

(清算株式会社の代表)

第四百八十三条 清算人は、清算株式会社を代表する。ただし、他に代表清算人（清算株式会社を代表する清算人をいう。以下同じ。）その他清算株式会社を代

表する者を定めた場合は、この限りでない。

- 2 前項本文の清算人が二人以上ある場合には、清算人は、各自、清算株式会社を代表する。
- 3 清算株式会社（清算人会設置会社を除く。）は、定款、定款の定めに基づく清算人（第四百七十八条第二項から第四項までの規定により裁判所が選任したものを除く。以下この項において同じ。）の互選又は株主総会の決議によつて、清算人の中から代表清算人を定めることができる。
- 4 第四百七十八条第一号の規定により取締役が清算人となる場合において、代表取締役を定めていたときは、当該代表取締役が代表清算人となる。
- 5 裁判所は、第四百七十八条第二項から第四項までの規定により清算人を選任する場合には、その清算人の中から代表清算人を定めることができる。
- 6 第三百四十九条第四項及び第五項並びに第三百五十一条の規定は代表清算人について、第三百五十二条の規定は民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された清算人又は代表清算人の職務を代行する者について、それぞれ準用する。

（清算株式会社についての破産手続の開始）  
第四百八十四条 清算株式会社の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

- 2 清算人は、清算株式会社が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。
- 3 前項に規定する場合において、清算株式会社が既に債権者に支払い、又は株主に分配したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

（裁判所の選任する清算人の報酬）  
第四百八十五条 裁判所は、第四百七十八条第二項から第四項までの規定により清算人を選任した場合には、清算株式会社が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。

（清算人の清算株式会社に対する損害賠償責任）

- 1 第四百八十六条 清算人は、その任務を怠つたときは、清算株式会社に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。
- 2 清算人が第四百八十二条第四項において準用する第三百五十六条第一項の規定に違反して同項第一号の取引をしたときは、当該取引により清算人又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。
- 3 第四百八十二条第四項において準用する第三百五十六条第一項第二号又は第三号の取引によつて清算株式会社に損害が生じたときは、次に掲げる清算人は、その任務を怠つたものと推定する。
  - 一 第四百八十二条第四項において準用する第三百五十六条第一項の清算人
  - 二 清算株式会社が当該取引をするに決定した清算人
  - 三 当該取引に関する清算人会の承認の決議に賛成した清算人
- 4 第四百二十四条及び第四百二十八条第一項の規定は、清算人の第一項の責任について準用する。この場合において、同条第一項中「第三百五十六条第一項第一号（第四百十九号）第二項において準用する場合を含む。」とあるのは、「第四百八十二条第四項において準用する第三百五十六条第一項第二号」と読み替えるものとする。

（清算人の第三者に対する損害賠償責任）

- 1 第四百八十七条 清算人がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該清算人は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。
- 2 清算人が、次に掲げる行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、当該清算人が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。
  - 一 株式、新株予約権、社債若しくは新株予約権付社債を引き受け受ける者の募集をする際に通知しなければならぬ重要な事項についての虚偽の通知又は当該募集のための当該清算株式会社の事業その他の事項に関する説明に用いた資料についての虚偽の記載若しくは記録
  - 二 第四百九十二条第一項に規定する財産目録等並びに第四百九十四条第一項の貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
  - 三 虚偽の登記
  - 四 虚偽の公告

（清算人及び監査役の連帯責任）  
第四百八十八条 清算人又は監査役が清算株式会社又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の清算人又は監査役も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

2 前項の場合には、第四百三十条の規定は、適用しない。

(清算人会の権限等)

2 清算人会は、次に掲げる職務を行う。

一 清算人の職務の執行の監督

二 代表清算人の選定及び解職

三 清算人会は、清算人の中から代表清算人を選定しなければならない。ただし、他に代表清算人があるときは、この限りでない。

4 清算人会は、その選定した代表清算人及び第四百八十三条第四項の規定により代表清算人となった者を解職することができる。

5 清算人会は、次に掲げる事項により裁判所が代表清算人を定めたときは、清算人会は、代表清算人を選定し、又は解職することができる。

6 重要な財産の処分及び譲受け

二 多額の借財

三 支配人その他の重要な使用人の選任及び解任

四 支店その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

五 第六百七十六条第一号に掲げる事項その他の社債を引き受け受ける者の募集に関する重要な事項として法務省令で定める事項

六 清算人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他清算株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

七 次に掲げる清算人は、清算人会設置会社の業務を執行する。

一 代表清算人

二 代表清算人以外の清算人であつて、清算人会の決議によつて清算人会設置会社の業務を執行する清算人として選定されたもの

8 第三百六十三条第二項、第三百六十四条及び第三百六十五条の規定は、清算人会設置会社について準用する。この場合において、第三百六十三条第二項中「前項各号」とあるのは、「第四百八十九条第七項各号」と、「取締役は」とあるのは、「清算人は」と、「取締役会」とあるのは、「清算人会」と、「第三百六十四条中「第三百五十三条」とあるのは、「第四百八十二条第四項において準用する第三百五十三条」と、「取締役会は」とあるのは、「清算人会は」と、「第三百六十五条第一項中「第三百五十六条」とあるのは、「第四百八十二条第四項において準用する第三百五十六条」と、「取締役会」とあるのは、「清算人会」と、「同条第二項中「第三百五十六条第一項各号」とあるのは、「清算人会に」と読み替えるものとする。

（清算人会の運営）

4 第四百九十条 清算人会は、各清算人が招集する。ただし、清算人会を招集する清算人を定款又は清算人会で定めるときは、その清算人が招集する。対し、清算人会の目的である事項を示して、清算人会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があつた日から五日以内、その請求があつた日から二週間以内の日を清算人会の日とする。清算人会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした清算人は、清算人会を招集することができる。

4 第三百六十七條及び第三百六十八條の規定は、清算人会設置会社における清算人会の招集について準用する。この場合において、第三百六十七條第一項中「監査役設置会社及び委員会設置会社」とあるのは、「監査役設置会社」と、「取締役が」とあるのは、「清算人が」と、「同条第二項中「前条第一項ただし書に規定する場合にあつては、招集権者」とあるのは、「清算人（第四百九十条第一項ただし書に規定する場合にあつては、招集権者）」と、「同条第三項及び第四項中「前条第三項」とあるのは、「第四百九十条第三項」と、「第三百六十八條第一項中「各取締役」とあるのは、「各清算人」と、「同条第二項中「取締役」とあるのは、「清算人」と、「取締役及び」とあるのは、「清算人及び」と読み替えるものとする。

5 第三百六十九條から第三百七十一条までの規定は、清算人会設置会社における清算人会の決議について準用する。この場合において、第三百六十九條第一項中「取締役」とあるのは、「清算人の」と、「同条第二項中「取締役」とあるのは、「清算人」と、「同条第三項中「取締役及び」とあるのは、「清算人及び」と、「同条第五項中「取締役であつて」とあるのは、「清算人であつて」と、「第三百七十条中「取締役が」とあるのは、「清算人が」と、「取締役」とあるのは、「清算人」と、「同条第三十七條第一條第三項中「監査役設置会社又は委員会設置会社」とあるのは、「監査役設置会社」と、「同条第四項中「役員又は執行役」とあるのは、「清算人又は監査役」と読み替えるものとする。

6 第三百七十二條第一項及び第二項の規定は、清算人会設置会社における清算人会への報告について準用する。この場合において、同条第一項中「取締役、会

計参与、監査役又は会計監査人」とあるのは「清算人又は監査役」と、「取締役及び」とあるのは「清算人及び」と、同条第二項中「第三百六十三條第二項」とあるのは「第四百八十九條第八項において準用する第三百六十三條第二項」と読み替えるものとする。

第四百九十一條 清算株式会社については、第二章（第五十五條を除く。）、第三章、第四章第一節、第三百三十五條第二項、第三百四十三條第一項及び第二項、第三百四十五條第四項において準用する同条第三項、第三百五十九條、同章第七節及び第八節並びに第七章の規定中取締役、代表取締役、取締役会又は取締役設置会社に関する規定は、それぞれ清算人、代表清算人、清算人会又は清算人設置会社に関する規定として清算人、代表清算人、清算人会又は清算人設置会社に適用があるものとする。

（財産目録等の作成等）

第四百九十二條 清算人（清算人設置会社にあつては、第四百八十九條第七項各号に掲げる清算人）は、その就任後遅滞なく、清算株式会社の財産の現況を調査し、法務省令で定めるところにより、第四百七十五條各号に掲げる場合に該当することとなつた日における財産目録及び貸借対照表（以下この条及び次条において「財産目録等」という。）を作成しなければならない。

2 清算人設置会社においては、財産目録等は、清算人会の承認を受けなければならない。

3 清算人は、財産目録等（前項の規定の適用がある場合にあつては、同項の承認を受けたもの）を株主總會に提出し、又は提供し、その承認を受けなければならない。

4 清算株式会社は、財産目録等を作成した時からその本店の所在地における清算結了の登記の時までの間、当該財産目録等を保存しなければならない。

（債権者に対する公告等）

第四百九十九條 清算株式会社は、第四百七十五條各号に掲げる場合に該当することとなつた後、遅滞なく、当該清算株式会社の債権者に対し、一定の期間内にその債権を申し出るべき旨を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、当該期間は、二箇月を下ることができない。

2 （略）

（債務の弁済の制限）

第五百條 清算株式会社は、前条第一項の期間内は、債務の弁済をすることができない。この場合において、清算株式会社は、その債務の不履行によつて生じた責任を免れることができない。

2 （略）

（条件付債権等に係る債務の弁済）

第五百一條 清算株式会社は、条件付債権、存続期間が不確定な債権その他その額が不確定な債権に係る債務を弁済することができる。この場合においては、これらの債権を評価させるため、裁判所に対し、鑑定人の選任の申立てをしなければならない。

2 前項の場合には、清算株式会社は、同項の鑑定人の評価に従い同項の債権に係る債務を弁済しなければならない。

3 第一項の鑑定人の選任の手續に関する費用は、清算株式会社の負担とする。当該鑑定人による鑑定のための呼出し及び質問に関する費用についても、同様とする。

（債務の弁済前における残余財産の分配の制限）

第五百二條 清算株式会社は、当該清算株式会社の債務を弁済した後でなければ、その財産を株主に分配することができない。ただし、その存否又は額について争いのある債権に係る債務についてその弁済をするために必要と認められる財産を留保した場合は、この限りでない。

（清算からの除斥）

第五百三條 清算株式会社の債権者（知れている債権者を除く。）であつて第四百九十九條第一項の期間内にその債権の申出をしなかつたものは、清算から除斥される。

2 前項の規定により清算から除斥された債権者は、分配がされていない残余財産に対してのみ、弁済を請求することができる。

3 清算株式会社の残余財産を株主の一部に分配した場合には、当該株主の受けた分配と同一の割合の分配を当該株主以外の株主に対してするために必要な財産は、前項の残余財産から控除する。

第五百八条 清算人（清算人会設置会社にあつては、第四百八十九条第七項各号に掲げる清算人）は、清算株式会社の本店の所在地における清算終了の登記の時から十年間、清算株式会社の帳簿並びにその事業及び清算に関する重要な資料（以下この条において「帳簿資料」という。）を保存しなければならない。適用しない。裁判所は、利害関係人の申立てにより、前項の清算人に代わつて帳簿資料を保存する者を選任することができる。この場合においては、同項の規定は、適用しない。

4 3 前項の規定により選任された者は、清算株式会社の本店の所在地における清算終了の登記の時から十年間、帳簿資料を保存しなければならない。第二項の規定による選任の手続に関する費用は、清算株式会社の負担とする。

（他の手続の中止命令）

第五百十二条 裁判所は、特別清算開始の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、債権者、清算人、監査役若しくは株主の申立てにより又は職権で、特別清算開始の申立てにつき決定があるまでの間、次に掲げる手続の中止を命ずることができ、第一号に掲げる破産手続については破産手続開始の決定がされていない場合に限り、第二号に掲げる手続についてはその手続の申立人である債権者に不当な損害を及ぼすおそれがない場合に限り、

一 清算株式会社についての破産手続  
二 清算株式会社の財産に対して既にされている強制執行、仮差押え又は仮処分の手続（一般の先取特権その他一般の優先権がある債権に基づくものを除く。）

2 特別清算開始の申立てを却下する決定に対して第八百九十条第五項の即時抗告がされたときも、前項と同様とする。

（特別清算開始の申立ての取下げの制限）  
第五百十三条 特別清算開始の申立てをした者は、特別清算開始の命令前に限り、当該申立てを取り下げることができる。この場合において、前条の規定による中止の命令、第五百四十二条第二項の規定による保全処分又は第五百四十一条第二項の規定による処分がされた後は、裁判所の許可を得なければならぬ。

（他の手続の中止等）

第五百十五条 特別清算開始の命令があつたときは、破産手続開始の申立て、清算株式会社の財産に対する強制執行、仮差押え若しくは仮処分又は財産開示手続（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第九十七条第一項の申立てによるものに限る。以下この項において同じ。）の申立てはすることができず、破産手続（破産手続開始の決定がされていないものに限る。）は、清算株式会社の財産に対して既にされている強制執行、仮差押え及び仮処分の手続並びに財産開示手続は中止する。ただし、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権に基づく強制執行、仮差押え又は仮処分又は財産開示手続については、この限りでない。

3 2 特別清算開始の命令が確定したときは、前項の規定により中止した手続は、特別清算の手続の係争関係においては、その効力を失ふ。  
特別清算開始の命令があつたときは、清算株式会社の債権者（一般の先取特権その他一般の優先権がある債権）の権利は、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社の債権者（一般の先取特権を除く。以下この節において「協定債権」という。）については、第九百三十八条第一項第二号又は第三号に規定する特別清算開始の取消しの登記又は特別清算終了の登記の日から二箇月を経過する日までの間は、時効は、完成しない。

（担保権の実行の手続等の中止命令）

第五百十六条 裁判所は、特別清算開始の命令があつた場合において、債権者の一般の利益に適合し、かつ、担保権の実行の手続等（清算株式会社の財産につき存する担保権の実行の手続、企業担保権の実行の手続又は清算株式会社の財産に対して既にされている一般の先取特権その他一般の優先権がある債権に基づく強制執行の手続をいう。以下この条において同じ。）の申立人に不当な損害を及ぼすおそれがないものと認めるときは、清算人、監査役、債権者若しくは株主の申立てにより又は職権で、相当の期間を定めて、担保権の実行の手続等の中止を命ずることができる。

（相殺の禁止）

第五百十七条 協定債権を有する債権者（以下この節において「協定債権者」という。）は、次に掲げる場合には、相殺をすることができない。  
一 特別清算開始後に清算株式会社が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態をいう。以下この款において同じ。）になつた後に契約によつて負担する債務を専ら協定債権をもつてする相殺に供する目的で清算株式会社の財産の処分を内容とする契約を清算株式会社との間で締結し、又は清算株式会社に對して債務を負担する者の債務を引き受けることを内容とする契約を締結することにより清算株式会社に對して債務を負担した場合であつて、当該契約の締結の当時、支払不能であつたことを知つていたとき。

三 支払の停止があつた後に清算株式会社に対して債務を負担したときは、この限りでない。  
四 特別清算開始の申立てがあつた後に清算株式会社に對して債務を負担した場合であつて、その負担の当時、特別清算開始の申立てがあつたことを知つてい

- 2 前項第二号から第四号までの規定は、これらの規定に規定する債務の負担が次に掲げる原因のいずれかに基づく場合には、適用しない。
  - 一 法定の原因
  - 二 支払不能であったこと又は支払の停止若しくは特別清算開始の申立てがあったことを協定債権者が知った時より前に生じた原因
  - 三 特別清算開始の申立てがあった時より一年以上前に生じた原因

第五百十八条 清算株式会社に対して債務を負担する者は、次に掲げる場合には、相殺をすることができない。

- 一 特別清算開始後に他人の協定債権を取得したとき。
- 二 支払不能になつた後に協定債権を取得した場合であつて、その取得の当時、支払不能であつたことを知っていたとき。
- 三 支払の停止があつた後に協定債権を取得した場合であつて、その取得の当時、支払の停止があつたことを知っていたとき。ただし、当該支払の停止があつた時において支払不能でなかつたときは、この限りでない。
- 四 特別清算開始の申立てがあつた後に協定債権を取得した場合であつて、その取得の当時、特別清算開始の申立てがあつたことを知っていたとき。

- 2 前項第二号から第四号までの規定は、これらの規定に規定する協定債権の取得が次に掲げる原因のいずれかに基づく場合には、適用しない。
  - 一 法定の原因
  - 二 支払不能であつたこと又は支払の停止若しくは特別清算開始の申立てがあつたことを清算株式会社に対して債務を負担する者が知った時より前に生じた原因
  - 三 特別清算開始の申立てがあつた時より一年以上前に生じた原因
  - 四 清算株式会社に対して債務を負担する者と清算株式会社との間の契約

（裁判所による監督）

第五百十九条 特別清算開始の命令があつたときは、清算株式会社の清算は、裁判所の監督に属する。

- 2 裁判所は、必要があると認めるときは、清算株式会社の業務を監督する官庁に対し、当該清算株式会社の特別清算の手続について意見の陳述を求め、又は調査を囑託することができる。
- 3 前項の官庁は、裁判所に対し、当該清算株式会社の特別清算の手続について意見を述べることができる。

（裁判所による調査）

第五百二十条 裁判所は、いつでも、清算株式会社に対し、清算事務及び財産の状況の報告を命じ、その他清算の監督上必要な調査をすることができる。

（裁判所への財産目録等の提出）

第五百二十一条 特別清算開始の命令があつた場合には、清算株式会社は、第四百九十二条第三項の承認があつた後遅滞なく、財産目録等（同項に規定する財産目録等をいう。以下この条において同じ。）を裁判所に提出しなければならない。ただし、財産目録等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面を裁判所に提出しなければならない。

（調査命令）

第五百二十二条 裁判所は、特別清算開始後において、清算株式会社の財産の状況を考慮して必要があると認めるときは、清算人、監査役、債権の申出をした債権者その他清算株式会社に知れている債権者の債権の総額の十分の一以上に当たる債権を有する債権者若しくは総株主（株主総会において決議をすることができ、議決権を六箇月（これを下回る期間を定めない株主を除く。）の議決権の百分の三（これを下回る割合を定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権を六箇月（これを下回る期間を定めた場合にあつては、その割合）の三分の三（これを下回る割合を定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権を有する株主の申立てにより又は職権で、次に掲げる事項について、調査委員による調査を命ずる処分（第五百三十三条において「調査命令」という。）をすることができる。

- 一 特別清算開始に至つた事情
- 二 清算株式会社の業務及び財産の状況
- 三 第五百四十二条第一項の規定による保全処分をする必要があるかどうか。
- 四 第五百四十二条第一項の規定による保全処分をする必要があるかどうか。
- 五 第五百四十五条第一項に規定する役員等責任査定決定をする必要があるかどうか。

- 六 その他特別清算に必要な事項で裁判所の指定するもの
- 2 清算株式会社等の財産につき担保権（特別の先取特権、質権、抵当権又はこの法律若しくは商法の規定による留置権に限る。）を有する債権者がその担保権の行使によつて弁済を受けることができる債権の額は、前項の債権の額に算入しない。
- 3 公開会社でない清算株式会社における第一項の規定の適用については、同項中「六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から引き続き有する」とあるのは、「有する」とする。

（清算人の公平誠実義務）  
第五百二十三条 特別清算が開始された場合には、清算人は、債権者、清算株式会社及び株主に対し、公平かつ誠実に清算事務を行う義務を負う。

（清算人の解任等）  
第五百二十四条 裁判所は、清算人が清算事務を適切に行っていないとき、その他重要な事由があるときは、債権者若しくは株主の申立てにより又は職権で、清算人を解任することができる。

- 2 清算人が欠けたときは、裁判所は、清算人を選任する。
- 3 清算人がある場合においても、裁判所は、必要があると認めるときは、更に清算人を選任することができる。

（清算人代理）  
第五百二十五条 清算人は、必要があるときは、その職務を行わせるため、自己の責任で一人又は二人以上の清算人代理を選任することができる。

2 前項の清算人代理の選任については、裁判所の許可を得なければならぬ。

（清算人の報酬等）  
第五百二十六条 清算人は、費用の前払及び裁判所が定める報酬を受けすることができる。

2 前項の規定は、清算人代理について準用する。

（監督委員の選任等）  
第五百二十七条 裁判所は、一人又は二人以上の監督委員を選任し、当該監督委員に対し、第五百三十五条第一項の許可に代わる同意をする権限を付与することができる。

2 （略）

（監督委員に対する監督等）  
第五百二十八条 監督委員は、裁判所が監督する。

2 裁判所は、監督委員が清算株式会社の業務及び財産の管理の監督を適切に行っていないとき、その他重要な事由があるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、監督委員を解任することができる。

（二人以上の監督委員の職務執行）  
第五百二十九条 監督委員が二人以上あるときは、共同してその職務を行う。ただし、裁判所の許可を得て、それぞれ単独にその職務を行い、又は職務を分掌することができる。

（監督委員による調査等）  
第五百三十条 監督委員は、いつでも、清算株式会社の清算人及び監査役並びに支配人その他の使用人に対し、事業の報告を求め、又は清算株式会社の業務及び財産の状況を調査することができる。

2 監督委員は、その職務を行うため必要があるときは、清算株式会社の子会社に対し、事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況を調査することができる。

（監督委員の注意義務）  
第五百三十一条 監督委員は、善良な管理者の注意をもって、その職務を行わなければならない。

2 監督委員が前項の注意を怠ったときは、その監督委員は、利害関係人に対し、連帯して損害を賠償する責任を負う。

- (監督委員の報酬等)
- 第五百二十二条 監督委員は、費用の前払及び裁判所が定める報酬を受けることができる。
- 2 監督委員は、その選任後、清算株式会社に対する債権又は清算株式会社の株式を譲り受け、又は譲り渡すには、裁判所の許可を得なければならない。
- 3 監督委員は、前項の許可を得ないで同項に規定する行為をしたときは、費用及び報酬の支払を受けることができない。

(調査委員の選任等)

第五百二十三条 裁判所は、調査命令をする場合には、当該調査命令において、一人又は二人以上の調査委員を選任し、調査委員が調査すべき事項及び裁判所に對して調査の結果の報告をすべき期間を定めなければならない。

(監督委員に関する規定の準用)

第五百二十四条 前款(第五百二十七条第一項及び第五百二十九条ただし書を除く。)の規定は、調査委員について準用する。

(清算株式会社の行為の制限)

第五百三十五条 特別清算開始の命令があつた場合には、清算株式会社が次に掲げる行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。ただし、第五百二十七条第一項の規定により監督委員が選任されているときは、これに代わる監督委員の同意を得なければならない。

- 一 借財
- 二 訴えの提起
- 三 和解又は仲裁合意(仲裁法(平成十五年法律第百三十八号)第二条第一項に規定する仲裁合意をいう。)
- 四 権利の放棄
- 五 其他裁判所の指定する行為
- 六 前項の規定にかかわらず、同項第一号から第五号までに掲げる行為については、次に掲げる場合には、同項の許可を要しない。
  - 一 最高裁判所規則で定める額以下の価額を有するものに関するとき。
  - 二 前号に掲げるもののほか、裁判所が前項の許可を要しないものとしたものに関するとき。
- 3 第一項の許可又はこれに代わる監督委員の同意を得ないでした行為は、無効とする。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

(事業の譲渡の制限等)

第五百三十六条 特別清算開始の命令があつた場合には、清算株式会社が次に掲げる行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。

- 一 事業の全部の譲渡
- 二 事業の重要な一部の譲渡(当該譲渡により譲り渡す資産の帳簿価額が当該清算株式会社の総資産額として法務省令で定める方法により算定される額の五分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)を超えないものを除く。)
- 3 前条第三項の規定は、前項の許可を得ないでした行為について準用する。
- 2 前条第三項の規定は、前項の許可を得ないでした行為について準用する。

(債務の弁済の制限)

第五百三十七条 特別清算開始の命令があつた場合には、清算株式会社は、協定債権者に対して、その債権額の割合に応じて弁済をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、清算株式会社は、裁判所の許可を得て、少額の協定債権、清算株式会社の財産につき存する担保権によつて担保される協定債権その他これを弁済しても他の債権者を害するおそれがない協定債権に係る債務について、債権額の割合を超えて弁済をすることができる。

(換価の方法)

第五百三十八条 清算株式会社は、民事執行法その他強制執行の手続に関する法令の規定により、その財産の換価をすることができる。この場合においては、第

五百三十五条第一項第一号の規定は、適用しない。

2 清算株式会社は、民事執行法その他強制執行の手続に関する法令の規定により、第五百二十二条第二項に規定する担保権(以下この条及び次条において単に「担保権」という。)の目的である財産の換価をすることができる。この場合においては、当該担保権を有する者(以下この条及び次条において「担保権者」という。)は、その換価を拒むことができない。

- 3 前二項の場合には、民事執行法第六十三条及び第二百九条（これらの規定を同法その他強制執行の手續に關する法令において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。
- 4 第二項の場合において、担保権者が受けるべき金額がまだ確定していないときは、清算株式会社は、代金を別に寄託しなければならない。この場合においては、担保権は、寄託された代金につき存する。

- 2 担保権者が処分をすべき期間の指定）  
第五百三十九条 担保権者が法律に定められた方法によらないう担保権の目的である財産の処分をする権利を有するときは、裁判所は、清算株式会社の申立てにより、担保権者がその処分をすべき期間を定めることができる。
- 2 担保権者は、前項の期間内に処分をしないときは、同項の権利を失う。

- 2 清算株式会社の財産に關する保全処分）  
第五百四十条 裁判所は、特別清算開始の命令があつた場合において、清算の監督上必要があると認めるときは、債権者、清算人、監査役若しくは株主の申立てにより又は職権で、清算株式会社の財産に關し、その財産の処分禁止の仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができる。
- 2 裁判所は、特別清算開始の申立てがあつた時から当該申立てについての決定があるまでの間においても、必要があると認めるときは、債権者、清算人、監査役若しくは株主の申立てにより又は職権で、前項の規定による保全処分をすることができる。特別清算開始の申立てを却下する決定に対して第八百九十条第五項の即時抗告がされたときも、同様とする。
- 3 裁判所が前二項の規定により清算株式会社が債権者に対して弁済その他の債務を消滅させる行為をすることを禁止する旨の保全処分を命じた場合には、債権者は、特別清算の關係においては、当該保全処分に反してされた弁済その他の債務を消滅させる行為の効力を主張することができない。ただし、債権者が、その行為の當時、当該保全処分がされたことを知つていたときに限る。

- 2 株主名簿の記載等の禁止）  
第五百四十一条 裁判所は、特別清算開始の命令があつた場合において、清算の監督上必要があると認めるときは、債権者、清算人、監査役若しくは株主の申立てにより又は職権で、清算株式会社が株主名簿記載事項を株主名簿に記載し、又は記録することを禁止することができる。
- 2 裁判所は、特別清算開始の申立てがあつた時から当該申立てについての決定があるまでの間においても、必要があると認めるときは、債権者、清算人、監査役若しくは株主の申立てにより又は職権で、前項の規定による処分をすることができる。特別清算開始の申立てを却下する決定に対して第八百九十条第五項の即時抗告がされたときも、同様とする。

- 2 役員等の財産に対する保全処分）  
第五百四十二条 裁判所は、特別清算開始の命令があつた場合において、清算の監督上必要があると認めるときは、清算株式会社の申立てにより又は職権で、発起人、設立時取締役、設立時監査役、第四百二十三条第一項に規定する役員等又は清算人（以下この款において「対象役員等」という。）の責任に基づく損害賠償請求権につき、当該対象役員等の財産に対する保全処分をすることができる。
- 2 裁判所は、特別清算開始の申立てがあつた時から当該申立てについての決定があるまでの間においても、緊急の必要があると認めるときは、清算株式会社の申立てにより又は職権で、前項の規定による保全処分をすることができる。特別清算開始の申立てを却下する決定に対して第八百九十条第五項の即時抗告がされたときも、同様とする。

- 2 役員等の責任の免除の禁止）  
第五百四十三条 裁判所は、特別清算開始の命令があつた場合において、清算の監督上必要があると認めるときは、債権者、清算人、監査役若しくは株主の申立てにより又は職権で、対象役員等の責任の免除の禁止の処分をすることができる。

- 2 役員等の責任の免除の取消し）  
第五百四十四条 特別清算開始の命令があつたときは、清算株式会社は、特別清算開始の申立てがあつた後又はその前一年以内にした対象役員等の責任の免除を取り消すことができる。不正の目的によつてした対象役員等の責任の免除についても、同様とする。
- 3 前項の規定による取消権は、訴え又は抗弁によつて、行使する。
- 3 第一項の規定による取消権は、特別清算開始の命令があつた日から二年を経過したときは、行使することができない。当該対象役員等の責任の免除の日から二十年を経過したときも、同様とする。

(役員等責任査定決定)

第五百四十五条 裁判所は、特別清算開始の命令があった場合において、必要があると認めるときは、清算株式会社の申立てにより又は職権で、対象役員等の責任に基づく損害賠償請求権の査定を裁判(以下この条において「役員等責任査定決定」という。)をすることができる。

2 裁判所は、職権で役員等責任査定決定の手続を開始する場合には、その旨の決定をしなければならない。

3 第一項の申立て又は前項の決定があったときは、時効の中断に関しては、裁判上の請求があったものとみなす。

4 役員等責任査定決定の手続(役員等責任査定決定があった後のものを除く。)は、特別清算が終了したときは、終了する。

(債権者集会の招集)

第五百四十六条 債権者集会は、特別清算の実行上必要がある場合には、いつでも、招集することができる。

2 債権者集会は、次条第三項の規定により招集する場合を除き、清算株式会社が招集する。

(債権者による招集の請求)

第五百四十七条 債権の申出をした協定債権者その他清算株式会社に知られている協定債権者の協定債権の総額の十分の一以上に当たる協定債権を有する協定債権者は、清算株式会社の財産に対し、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を示して、債権者集会の招集を請求することができる。

2 清算株式会社の財産につき第五百二十二条第二項に規定する担保権を有する協定債権者がその担保権の行使によって弁済を受けることができる協定債権の額は、前項の協定債権の額に算入しない。

3 次に掲げる場合には、第一項の規定による請求をした協定債権者は、裁判所の許可を得て、債権者集会を招集することができる。

一 第一項の規定による請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合

二 第一項の規定による請求があつた日から六週間以内の日を債権者集会の日とする債権者集会の招集の通知が発せられない場合

(債権者集会の招集等の決定)

第五百四十八条 債権者集会を招集する者(以下この款において「招集者」という。)は、債権者集会を招集する場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 債権者集会の日時及び場所

二 債権者集会の目的である事項

三 債権者集会に出席しない協定債権者が電磁的方法によつて議決権を行使することができることとするときは、その旨

四 前三号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

2 清算株式会社が債権者集会を招集する場合には、当該清算株式会社は、各協定債権者について債権者集会における議決権の行使の許否及びその額を定めなければならない。

3 清算株式会社以外の者が債権者集会を招集する場合には、その招集者は、清算株式会社に對し、前項に規定する事項を定めなければならない。

4 この場合において、その請求があつたときは、清算株式会社は、同項に規定する事項を定めなければならない。

5 清算株式会社の財産につき第五百二十二条第二項に規定する担保権を有する協定債権者は、その担保権の行使によつて弁済を受けることができる協定債権の額については、議決権を有しない。

(債権者集会の招集の通知)

第五百四十九条 債権者集会を招集するには、招集者は、債権者集会の日の二週間前までに、債権の申出をした協定債権者その他清算株式会社に知られている協定債権者及び清算株式会社に對して、書面をもつてその通知を發しなければならない。

2 招集者は、前項の書面による通知の發出に代えて、政令で定めるところにより、同項の通知を受けるべき者の承諾を得て、電磁的方法により通知を發することができる。

3 前二項の規定は、前条第一項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

4 前三項の規定は、債権の申出をした債権者その他清算株式会社に知られている債権者であつて一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に對して生じた債権又は特別清算の手続に関する費用請求権を有するものについて準用する。

(債権者集会参考書類及び議決権行使書面の交付等)

第五百五十条 招集者は、前条第一項の通知に際しては、法務省令で定めるところにより、債権の申出をした協定債権者その他清算株式会社に知られている協定債権者に対し、当該協定債権者が有する協定債権については第五百四十八条第二項又は第三項の規定により定められた事項及び議決権の行使について参考となるべ

き事項を記載した書類（次項において「債権者集会参考書類」という。）並びに協定債権者が議決権を行使するための書面（以下この款において「議決権行使書面」という。）を交付しなければならない。招集者は、前条第二項の承諾をした協定債権者に対し同項の電磁的方法による通知を発するとき、前項の規定による債権者集会参考書類及び議決権行使書面の交付に代えて、これらの書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。ただし、協定債権者の請求があつたときは、これらの書類を当該協定債権者に交付しなければならない。

第五百五十一条 招集者は、第五百四十八条第一項第三号に掲げる事項を定めた場合には、第五百四十九条第二項の承諾をした協定債権者に対する電磁的方法による通知に際して、法務省令で定めるところにより、協定債権者に対し、議決権行使書面に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供しなければならない。招集者は、第五百四十八条第一項第三号に掲げる事項を定めた場合において、第五百四十九条第二項の承諾をしていない協定債権者から債権者集会の日の一週間前までに議決権行使書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の請求があつたときは、法務省令で定めるところにより、直ちに、当該協定債権者に対し、当該事項を電磁的方法により提供しなければならない。

（債権者集会の指揮等）

第五百五十二条 債権者集会は、裁判所が指揮する。債権者集会を招集しようとするときは、招集者は、あらかじめ、第五百四十八条第一項各号に掲げる事項及び同条第二項又は第三項の規定により定められた事項を裁判所に届け出なければならない。

（異議を述べられた議決権の取扱い）  
第五百五十三条 債権者集会において、第五百四十八条第二項又は第三項の規定により各協定債権者について定められた事項について、当該協定債権者を有する者又は他の協定債権者が異議を述べたときは、裁判所がこれを定める。

（債権者集会の決議）

第五百五十四条 債権者集会において決議をする事項を可決するには、次に掲げる同意のいずれもがなければならない。  
一 出席した議決権者（議決権を行使することができる協定債権者をいう。以下この款及び次款において同じ。）の過半数の同意  
二 出席した議決権者の議決権の総額の二分の一を超える議決権を有する者の同意

第五百五十五条 第一項の規定によりその有する議決権の一部のみを前項の事項に同意するものとして行使した議決権者（その余の議決権を行使しなかったものを除く。）があるとき、同項第一号の規定の適用については、当該議決権者一人につき、出席した議決権者の数に一を、同意をした議決権者の数に二分の一を、それぞれ加算するものとする。

第五百五十六条 第一項第二号に掲げる事項以外の事項については、決議をすることができない。

（議決権の代理行使）

第五百五十七条 協定債権者は、代理人によつてその議決権を行使することができる。この場合においては、当該協定債権者又は代理人は、代理権を証明する書面を招集者に提出しなければならない。

第五百五十八条 前項の代理権の授与は、債権者集会ごとにしなければならない。第一項の協定債権者又は代理人は、代理権を証明する書面の提出に代えて、政令で定めるところにより、招集者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該協定債権者又は代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

第五百五十九条 協定債権者が第五百四十九条第二項の承諾をした者である場合には、招集者は、正当な理由がなければ、前項の承諾をすることを拒んではならない。

（書面による議決権の行使）

第五百六十条 債権者集会に出席しない協定債権者は、書面によつて議決権を行使することができる。書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、法務省令で定める時までに当該記載をした議決権行使書面を招集者に提出して行う。前項の規定により書面によつて議決権を行使した議決権者は、第五百五十四条第一項及び第五百六十七条第一項の規定の適用については、債権者集会に出席したものとみなす。

（電磁的方法による議決権の行使）

第五百六十一条 電磁的方法による議決権の行使は、政令で定めるところにより、招集者の承諾を得て、法務省令で定める時までに議決権行使書面に記載すべき

事項を、電磁的方法により当該招集者に提供して行う。

- 2 協定債権者が第五百四十九条第二項の承諾をした者である場合には、招集者は、正当な理由がなければ、前項の承諾をすることを拒んではならない。
- 3 第一項の規定により電磁的方法によつて議決権を行使した議決権者は、第五百五十四条第一項及び第五百六十七条第一項の規定の適用については、債権者集会に出席したものとみなす。

(議決権の不統一行使)

- 第五百五十八条 協定債権者は、その有する議決権を統一しないで行使することができる。この場合においては、債権者集会の日の三日前までに、招集者に対してその旨及びその理由を通知しなければならない。
- 2 招集者は、前項の協定債権者が他人のために協定債権を有する者でないときは、当該協定債権者が同項の規定によりその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことができる。

(担保権を有する債権者等の出席等)

- 第五百五十九条 債権者集会又は招集者は、次に掲げる債権者の出席を求め、その意見を聴くことができる。この場合において、債権者集会にあつては、これをする旨の決議を経なければならない。
- 一 第五百二十二条第二項に規定する担保権を有する債権者
- 二 一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手續のために清算株式会社に対して生じた債権又は特別清算の手續に関する清算株式会社に対する費用請求権を有する債権者

(延期又は続行の決議)

- 第五百六十条 債権者集会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第五百四十八条(第四項を除く。)及び第五百四十九条の規定は、適用しない。

(議事録)

- 第五百六十一条 債権者集会の議事については、招集者は、法務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

(清算人の調査結果等の債権者集会に対する報告)

- 第五百六十二条 特別清算開始の命令があつた場合において、第四百九十二条第一項に規定する清算人が清算株式会社の財産の現況についての調査を終了して財産目録等(同項に規定する財産目録等をいう。以下この条において同じ。)を作成したときは、清算株式会社は、遅滞なく、債権者集会を招集し、当該債権者集会に対して、清算株式会社の業務及び財産の状況の調査の結果並びに財産目録等の要旨を報告するとともに、清算の実行の方針及び見込みに関して意見を述べなければならない。ただし、債権者集会に対する報告及び意見の陳述以外の方法によりその報告すべき事項及び当該意見の内容を債権者に周知させることが適当であると認めるときは、この限りでない。

(協定の申出)

- 第五百六十三条 清算株式会社は、債権者集会に対し、協定の申出をすることができる。

(協定の条項)

- 第五百六十四条 協定においては、協定債権者の権利(第五百二十二条第二項に規定する担保権を除く。)の全部又は一部の変更に関する条項を定めなければならない。
- 2 協定債権者の権利の全部又は一部を変更する条項においては、債務の減免、期限の猶予その他の権利の変更の一般的基準を定めなければならない。

(協定による権利の変更)

- 第五百六十五条 協定による権利の変更の内容は、協定債権者の間では平等でなければならない。ただし、不利益を受ける協定債権者の同意がある場合又は少額の協定債権について別段の定めをしても衡平を害しない場合その他協定債権者の間に差を設けても衡平を害しない場合は、この限りでない。

(担保権を有する債権者等の参加)

- 第五百六十六条 清算株式会社は、協定案の作成に当たり必要があると認めるときは、次に掲げる債権者の参加を求めることができる。

- 一 第五百二十二条第二項に規定する担保権を有する債権者
- 二 一般の先取特権その他一般の優先権がある債権を有する債権者

(協定の可決の要件)

- 1 第五百六十七条 第五百五十四条第一項の規定にかかわらず、債権者集会において協定を可決するには、次に掲げる同意のいずれもがなければならない。
  - 一 出席した議決権者の過半数の同意
  - 二 議決権者の議決権の総額の三分の二以上の議決権を有する者の同意
- 2 第五百五十四条第二項の規定は、前項第一号の規定の適用について準用する。

(協定の認可の申立て)  
第五百六十八条 協定が可決されたときは、清算株式会社は、遅滞なく、裁判所に対し、協定の認可の申立てをしなければならない。

(協定の認可又は不認可の決定)

- 1 第五百六十九条 前条の申立てがあつた場合には、裁判所は、次項の場合を除き、協定の認可の決定をする。
  - 2 裁判所は、次のいずれかに該当する場合には、協定の不認可の決定をする。
    - 一 特別清算の手続又は協定が法律の規定に違反し、かつ、その不備を補正することができないものであるとき。ただし、特別清算の手続が法律の規定に違反する場合において、当該違反の程度が軽微であるときは、この限りでない。
    - 二 協定が遂行される見込みがないとき。
    - 三 協定が不正の方法によつて成立するに至つたとき。
    - 四 協定が債権者の一般の利益に反するとき。

(協定の効力発生の時期)  
第五百七十条 協定は、認可の決定の確定により、その効力を生ずる。

(協定の効力範囲)

- 1 第五百七十一条 協定は、清算株式会社及びすべての協定債権者のために、かつ、それらに対して効力を有する。
- 2 協定は、第五百二十二条第二項に規定する債権者が有する同項に規定する担保権、協定債権者が清算株式会社の保証人その他清算株式会社と共に債務を負担する者に対して有する権利及び清算株式会社以外の者が協定債権者のために提供した担保に影響を及ぼさない。

(協定の内容の変更)  
第五百七十二條 協定の実行上必要があるときは、協定の内容を変更することができる。この場合においては、第五百六十三条から前条までの規定を準用する。

(特別清算終結の決定)

- 1 第五百七十三条 裁判所は、特別清算開始後、次に掲げる場合には、清算人、監査役、債権者、株主又は調査委員の申立てにより、特別清算終結の決定をする。
  - 一 特別清算が終了したとき。
  - 二 特別清算の必要がなくなつたとき。

(破産手続開始の決定)

- 1 第五百七十四条 裁判所は、特別清算開始後、次に掲げる場合において、清算株式会社に破産手続開始の原因となる事実があると認めるときは、職権で、破産法に従い、破産手続開始の決定をしなければならない。
  - 一 協定の見込みがないとき。
  - 二 協定の実行の見込みがないとき。
  - 三 特別清算によることが債権者の一般の利益に反するとき。
- 2 裁判所は、特別清算開始後、次に掲げる場合において、清算株式会社に破産手続開始の原因となる事実があると認めるときは、職権で、破産法に従い、破産手続開始の決定をすることができる。
  - 一 手続開始の決定が否決されたとき。

- 二 協定の不認可の決定が確定したとき。
- 三 前二項の規定により破産手続開始の決定があつた場合における破産法第七十一条第一項第四号並びに第二項第二号及び第三号、第七十二条第一項第四号並びに第二項第二号及び第三号、第六十条（第一項第一号を除く。）、第六十二条（第一項第二号を除く。）、第六十三条第二項、第六十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条並びに第六十七条第二項（同法第六十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める申立てがあつた時に破産手続開始の申立てがあつたものとみなす。
  - 一 特別清算開始の申立ての前に特別清算開始の命令の確定によつて効力を失つた破産手続における破産手続開始の申立てがある場合 当該破産手続開始の申立て
  - 二 前号に掲げる場合以外の場合 特別清算開始の申立て
- 四 第一項又は第二項の規定により破産手続開始の決定があつたときは、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権は、財団債権とする。

（募集社債に関する事項の決定）

- 第六百七十六条 会社は、その発行する社債を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集社債（当該募集に応じて当該社債の引受けの申込みをした者に対して割り当てる社債をいう。以下この編において同じ。）について次に掲げる事項を定めなければならない。
  - 一 募集社債の総額
  - 二 各募集社債の金額
  - 三 募集社債の利率
  - 四 募集社債の償還の方法及び期限
  - 五 利息支払の方法及び期限
  - 六 社債を発行するときは、その旨
  - 七 社債権者が第六百九十八条の規定による請求の全部又は一部をすることができないこととするときは、その旨
  - 八 社債管理者が社債権者集会の決議によらずに第七百六条第一項第二号に掲げる行為をすることができるときは、その旨
  - 九 各募集社債の払込金額（各募集社債と引換えに払い込む金銭の額をいう。以下この章において同じ。）若しくはその最低金額又はこれらの算定方法
  - 十 募集社債と引換えにする金銭の払込みの期日
  - 十一 一定の日までに募集社債の総額について割当てを受ける者を定めていない場合において、募集社債の全部を発行しないこととするときは、その旨及びその一定の日
  - 十二 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

（社債管理者の辞任）

- 第七百十一条 社債管理者は、社債発行会社及び社債権者集会の同意を得て辞任することができる。この場合において、他に社債管理者がないときは、当該社債管理者は、あらかじめ、事務を承継する社債管理者を定めなければならない。
- 二 前項の規定にかかわらず、社債管理者は、第七百二条の規定による委託に係る契約に定めた事由があるときは、辞任することができる。ただし、当該契約に事務を承継する社債管理者に関する定めがないときは、この限りでない。
- 三 第一項の規定にかかわらず、社債管理者は、やむを得ない事由があるときは、裁判所の許可を得て、辞任することができる。

（株式会社が存続する吸収合併契約）

- 第七百四十九条 会社が吸収合併をする場合において、吸収合併後存続する会社（以下この編において「吸収合併存続会社」という。）が株式会社であるときは、吸収合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。
  - 一 株式会社である吸収合併存続会社（以下この編において「吸収合併存続株式会社」という。）及び吸収合併により消滅する会社（以下この編において「吸収合併消滅会社」という。）の商号及び住所
  - 二 吸収合併存続株式会社が吸収合併に際して株式会社である吸収合併消滅会社（以下この編において「吸収合併消滅株式会社」という。）の株主又は持分会社である吸収合併消滅会社（以下この編において「吸収合併消滅持分会社」という。）の社員に対してその株式又は持分に代わる金銭等を交付するときは、当該金銭等について次に掲げる事項
    - イ 当該金銭等が吸収合併存続株式会社の株式であるときは、当該株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該吸収合併存続株式会社の資本金及び準備金の額に関する事項
    - ロ 当該金銭等が吸収合併存続株式会社の社債（新株予約権付社債についてのものを除く。）であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の

八 合計額又はその算定方法  
当該金額等が吸収合併存続株式会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法

二 当該金額等が吸収合併存続株式会社の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権付社債に付された新株予約権についての八に規定する事項

ホ 当該金額等が吸収合併存続株式会社の株式等以外の財産であるときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法

三 前号に規定する場合には、吸収合併消滅株式会社の株主（吸収合併消滅株式会社の株主及び吸収合併存続株式会社を除く。）又は吸収合併消滅持分会社の社員（吸収合併存続株式会社を除く。）に対する同号の金額等の割当てに関する事項

四 吸収合併消滅株式会社が新株予約権を発行しているときは、吸収合併存続株式会社が吸収合併に際して当該新株予約権の新株予約権者に対して交付する当該新株予約権に代わる当該吸収合併存続株式会社の株主（新株予約権者又は金銭）に次掲げる事項

イ 当該吸収合併消滅株式会社の株主（新株予約権者）に対して吸収合併存続株式会社の株主（新株予約権者）に交付するときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法

ロ イに規定する場合において、イの吸収合併消滅株式会社の株主（新株予約権者）が新株予約権に付された新株予約権であるときは、吸収合併存続株式会社が当該新株予約権付社債についての新株予約権に係る債務を承継する旨並びにその承継に係る社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

ハ 前号に規定する場合には、吸収合併消滅株式会社の株主（新株予約権者）に対して金銭を交付するときは、当該金額の額又はその算定方法

六 吸収合併がその効力を生ずる日（以下この節において「効力発生日」という。）

二・三（略）

（株式会社を設立する新設合併契約）  
第七百五十三条 二以上の会社が新設合併をする場合において、新設合併により設立する会社（以下この編において「新設合併設立会社」という。）が株式会社であるときは、新設合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 新設合併により消滅する会社（以下この編において「新設合併消滅会社」という。）の商号及び住所

二 株式会社である新設合併設立会社（以下この編において「新設合併設立株式会社」という。）の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数

三 前号に掲げるもののほか、新設合併設立株式会社の定款で定める事項

四 新設合併設立株式会社の設立時取締役の氏名

五 次掲げる八までに掲げる場合の区分に応じ、当該イから八までに定める事項

イ 新設合併設立株式会社が監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）である場合 新設合併設立株式会社の設立時監査役の氏名

ロ 新設合併設立株式会社が監査役設置会社でない場合 新設合併設立株式会社の設立時会計監査人の氏名又は名称

ハ 新設合併設立株式会社が会計監査人設置会社である場合 新設合併設立株式会社の設立時会計監査人の氏名又は名称

六 新設合併設立株式会社が新設合併に際して株式会社である新設合併消滅会社（以下この編において「新設合併消滅株式会社」という。）の株主又は持分会社である新設合併消滅会社（以下この編において「新設合併消滅持分会社」という。）の社員に対して交付するその株式又は持分に代わる当該新設合併設立株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該新設合併設立株式会社の資本金及び準備金の額に関する事項

七 新設合併消滅株式会社の株主（新設合併消滅株式会社の株主）又は新設合併消滅持分会社の社員に対する前号の株式の割当てに関する事項

八 新設合併設立株式会社が新設合併に際して新設合併消滅株式会社の株主又は新設合併消滅持分会社の社員に対してその株式又は持分に代わる当該新設合併設立株式会社の社債等を交付するときは、当該社債等についての次に掲げる事項

イ 当該社債等が新設合併設立株式会社の社債（新株予約権付社債に付されたものを除く。）であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

ロ 当該社債等が新設合併設立株式会社の株主（新株予約権者）に交付するときは、当該社債の内容及び数又はその算定方法

ハ 当該社債等が新設合併設立株式会社の株主（新株予約権者）に交付するときは、当該社債の内容及び数又はその算定方法

九 前号に規定する場合には、新設合併消滅株式会社の株主（新設合併消滅株式会社の株主）又は新設合併消滅持分会社の社員に対する同号の社債等の割当

てに関する事項

十 新設合併消滅株式会社が新株予約権を発行しているときは、新設合併設立株式会社が新設合併に際して当該新株予約権の新株予約権者に対して交付する当該新株予約権に代わる当該新設合併設立株式会社の新株予約権又は金銭に次いで掲げる事項

イ 当該新設合併消滅株式会社の新株予約権の新株予約権者に対して新設合併設立株式会社の新株予約権を交付するときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法

ロ イに規定する場合において、イの新設合併消滅株式会社の新株予約権が新株予約権付社債に付された新株予約権であるときは、新設合併設立株式会社が当該新株予約権付社債について、イの社債に係る債務を承継する旨並びにその承継に係る社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

ハ 当該新設合併消滅株式会社の新株予約権の新株予約権者に対して金銭を交付するときは、当該金銭の額又はその算定方法

十一 前号に規定する場合には、新設合併消滅株式会社の新株予約権の新株予約権者に対する同号の新設合併設立株式会社の新株予約権又は金銭の割当てに関する事項

2) 4 (略)

(株式会社)に権利義務を承継させる吸収分割契約)  
第七百五十八条 会社が吸収分割をする場合において、吸収分割承継会社が株式会社であるときは、吸収分割契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 (略)

四 (略)  
五 吸収分割承継株式会社が吸収分割に際して吸収分割株式会社の新株予約権の新株予約権者に対して当該新株予約権に代わる当該吸収分割承継株式会社の新株予約権を交付するときは、当該新株予約権の新株予約権の交付を受ける吸収分割株式会社の新株予約権の新株予約権者の有する新株予約権 (以下この編において「吸収分割契約新株予約権」という。)の内容

イ 当該新設合併消滅株式会社の新株予約権の交付を受ける吸収分割株式会社の新株予約権の新株予約権者の有する新株予約権 (以下この編において「吸収分割契約新株予約権」という。)の内容

ロ 吸収分割契約新株予約権の新株予約権者に対して交付する吸収分割承継株式会社の新株予約権の内容及び数又はその算定方法

ハ 吸収分割契約新株予約権の新株予約権者が新株予約権付社債に付された新株予約権であるときは、吸収分割承継株式会社が当該新株予約権付社債についての社債に係る債務を承継する旨並びにその承継に係る社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

六) 八 (略)

(株式会社)を設立する新設分割計画)  
第七百六十三条 一又は二以上の株式会社又は合同会社が新設分割をする場合において、新設分割により設立する会社 (以下この編において「新設分割設立会社」という。)が株式会社であるときは、新設分割計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 (略)

九 (略)  
十 新設分割設立株式会社が新設分割に際して新設分割株式会社の新株予約権の新株予約権者に対して当該新株予約権に代わる当該新設分割設立株式会社の新株予約権を交付するときは、当該新株予約権の新株予約権の交付を受ける新設分割株式会社の新株予約権の新株予約権者の有する新株予約権 (以下この編において「新設分割計画新株予約権」という。)の内容

イ 当該新設分割設立株式会社の新株予約権の交付を受ける新設分割株式会社の新株予約権の新株予約権者の有する新株予約権 (以下この編において「新設分割計画新株予約権」という。)の内容

ロ 新設分割計画新株予約権の新株予約権者に対して交付する新設分割設立株式会社の新株予約権の内容及び数又はその算定方法

ハ 新設分割計画新株予約権の新株予約権付社債に付された新株予約権であるときは、新設分割設立株式会社が当該新株予約権付社債についての社債に係る債務を承継する旨並びにその承継に係る社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

十一 (略)

(株式交換契約の締結)  
第七百六十七条 株式会社は、株式交換をすることができる。この場合においては、当該株式会社の発行済株式の全部を取得する会社 (株式会社又は合同会社に限る。以下この編において「株式交換完全親会社」という。)との間で、株式交換契約を締結しなければならない。

(株式会社に発行済株式を取得させる株式交換契約)  
第七百六十八条 株式会社は、株式交換をする場合において、株式交換完全親会社が株式会社であるときは、株式交換契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 株式交換をする株式会社 (以下この編において「株式交換完全子会社」という。)及び株式会社である株式交換完全親会社 (以下この編において「株式交

換完全親株式会社」という。)の商号及び住所

二六(略)

二七(略)

二八(略)

二九(略)

三〇(略)

三一(略)

三二(略)

三三(略)

三四(略)

三五(略)

三六(略)

三七(略)

三八(略)

三九(略)

四〇(略)

四一(略)

四二(略)

四三(略)

四四(略)

四五(略)

四六(略)

四七(略)

四八(略)

四九(略)

五〇(略)

五一(略)

五二(略)

五三(略)

五四(略)

(株式会社移転計画)  
第七百七十三条 一又は二以上の株式会社(以下この編において「株式会社」という。)の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数

二 株式会社移転により設立する株式会社(以下この編において「株式会社」という。)の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数

三 株式会社移転設立完全親会社が株式移転をする場合には、株式移転計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 株式移転設立完全親会社の新株予約権の交付を受ける株式移転完全子会社の新株予約権の新株予約権者に対して当該新株予約権に代わる当該株式移転設立完全親会社の新株予約権を交付するときは、当該新株予約権の交付を受ける株式移転完全子会社の新株予約権の新株予約権の有する新株予約権(以下この編において「新株予約権」という。)の内容

イ 株式移転計画新株予約権の新株予約権者に対して交付する株式移転設立完全親会社の新株予約権の内容及び数又はその算定方法

ロ 株式移転計画新株予約権の新株予約権者が新株予約権付社債に付された新株予約権であるときは、株式移転設立完全親会社が当該新株予約権付社債についての社債に係る債務を承継する旨並びにその承継に係る社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

ハ 株式移転計画新株予約権の新株予約権者に対して交付する株式移転設立完全親会社の新株予約権の内容及び数又はその算定方法

ニ 株式移転計画新株予約権の新株予約権者に対して交付する株式移転設立完全親会社の新株予約権の内容及び数又はその算定方法

ホ 株式移転計画新株予約権の新株予約権者に対して交付する株式移転設立完全親会社の新株予約権の内容及び数又はその算定方法

ヘ 株式移転計画新株予約権の新株予約権者に対して交付する株式移転設立完全親会社の新株予約権の内容及び数又はその算定方法

イ 株式交換契約新株予約権  
株式交換契約新株予約権以外の新株予約権であつて、株式交換をする場合において当該新株予約権の新株予約権者に株式交換完全親株式会社の新株予約権を交付することとする旨の定めがあるもの

2 4 (略)  
5 新株予約権買取請求は、効力発生日の二十日前の日から効力発生日の前日までの間に、その新株予約権買取請求に係る新株予約権の内容及び数を明らかにし  
てしなければならない。  
6 新株予約権買取請求をした新株予約権者は、消滅株式会社等の承諾を得た場合に限り、その新株予約権買取請求を撤回することができる。  
7 吸収合併等を中止したときは、新株予約権買取請求は、その効力を失う。

(新株予約権の価格の決定等)  
第七百八十八条 (略)

7 消滅株式会社等は、新株予約権付社債券が発行されている新株予約権付社債に付された新株予約権について新株予約権買取請求があつたときは、新株予約権付社債券と引換えに、その新株予約権買取請求に係る新株予約権の代金を支払わなければならない。

(吸収合併契約等の承認等)  
第七百九十五条 存続株式会社等は、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によつて、吸収合併契約等の承認を受けなければならない。  
2 次に掲げる場合には、取締役は、前項の株主総会において、その旨を説明しなければならない。

一 吸収合併存続株式会社又は吸収合併存続株式会社又は吸収合併存続株式会社の債務の額として法務省令で定める額(次号において「承継債務額」という。)が吸収合併存続株式会社又は吸収合併存続株式会社の資産の額として法務省令で定める額(同号において「承継資産額」という。)を超える場合

二 吸収合併存続株式会社又は吸収合併存続株式会社が吸収合併消滅株式会社の株主、吸収合併消滅持分会社の社員又は吸収分會社に対して交付する金銭等(吸収合併存続株式会社又は吸収合併存続株式会社の株主等を除く。)の帳簿価額が承継資産額から承継債務額を控除して得た額を超える場合

三 株式交換完全親株式会社が株式交換完全子会社の株主に対して交付する金銭等(株式交換完全親株式会社の株式等を除く。)の帳簿価額が株式交換完全親株式会社が取得する株式交換完全子会社の株式の額として法務省令で定める額を超える場合

4 総会において、当該株式に関する事項を説明しなければならない。  
(略)

(吸収合併契約等の承認を要しない場合等)  
第七百九十六条 (略)  
2 (略)  
3 前条第一項から第三項までの規定は、第一号に掲げる額の第二号に掲げる額に対する割合が五分の一(これを下回る割合を存続株式会社等の定款で定めた場合にあっては、その割合)を超えない場合には、適用しない。ただし、同条第二項各号に掲げる場合又は第一項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

一 次に掲げる額の合計額  
イ 吸収合併消滅株式会社が若しくは株式交換完全子会社の株主、吸収合併消滅持分会社の社員又は吸収分會社(以下この号において「消滅会社等の株主等」という。)に対して交付する存続株式会社の株式の数に一株当たり純資産額を乗じて得た額

ロ 消滅会社等の株主等に対して交付する存続株式会社の社債、新株予約権又は新株予約権付社債の帳簿価額の合計額  
ハ 消滅会社等の株主等に対して交付する存続株式会社の株式等以外の財産の帳簿価額の合計額

4 前項本文に規定する場合において、法務省令で定める方法により算定される額  
二 存続株式会社の純資産額として法務省令で定める数の株式(前条第一項の株主総会において議決権を行使することができるものに限る。)を有する株主が次条第三項の規定による通知又は同条第四項の公告の日から二週間以内に吸収合併等に反対する旨を存続株式会社に通知したときは、当該存続株式会社が次条第三項の規定による通知又は同条第四項の公告の日から二週間以内に吸収合併等の承認を受けなければならない。

(新設合併契約等の承認)  
第八百四条 消滅株式会社等は、株主総会の決議によつて、新設合併契約等の承認を受けなければならない。

2 } 5 (略)

(新株予約権買取請求)

第八百八条 次の各号に掲げる行為をする場合には、当該各号に定める消滅株式会社等の新株予約権の新株予約権者は、消滅株式会社等に対し、自己の有する新株予約権を公正な価格で買い取れることを請求することができる。

一 新設合併 第七百五十三条第一項第十号又は第十一号に掲げる事項についての定めが第二百三十六条第一項第八号の条件(同号イに関するものに限る。)

二 新設分割(新設分割設立会社が株式会社である場合に限る。)  
次に掲げる新株予約権のうち、第七百六十三条第十号又は第十一号に掲げる事項についての定めが第二百三十六条第一項第八号の条件(同号八に関するものに限る。)  
に合致する新株予約権以外の新株予約権

イ 新設分割計画新株予約権  
新設分割計画新株予約権以外の新株予約権であつて、新設分割をする場合において当該新株予約権の新株予約権者に新設分割設立株式会社の新株予約権を交付することとする旨の定めがあるもの

三 株式移転 次に掲げる新株予約権のうち、第七百七十三条第一項第九号又は第十号に掲げる事項についての定めが第二百三十六条第一項第八号の条件(同号イに関するものに限る。)  
に合致する新株予約権以外の新株予約権

イ 株式移転計画新株予約権  
株式移転計画新株予約権以外の新株予約権であつて、株式移転をする場合において当該新株予約権の新株予約権者に株式移転設立完全親会社の新株予約権を交付することとする旨の定めがあるもの

2 } 3 (略)  
次の各号に掲げる消滅株式会社等は、第八百四条第一項の株主総会の決議の日(同条第二項に規定する場合にあつては同項の総株主の同意を得た日、第八百

五条に規定する場合にあつては新設分割計画の作成の日)から二週間以内に、当該各号に定める新株予約権の新株予約権者に対し、新設合併等をする旨並びに他の消滅会社及び設立会社の商号及び住所を通知しなければならない。

一 新設合併消滅株式会社 全部の新株予約権  
新設合併設立会社が株式会社である場合における新設分割株式会社 次に掲げる新株予約権

イ 新設分割計画新株予約権  
新設分割計画新株予約権以外の新株予約権であつて、新設分割をする場合において当該新株予約権の新株予約権者に新設分割設立株式会社の新株予約権を交付することとする旨の定めがあるもの

三 株式移転完全子会社  
株式移転計画新株予約権  
株式移転計画新株予約権以外の新株予約権であつて、株式移転をする場合において当該新株予約権の新株予約権者に株式移転設立完全親会社の新株予約権を交付することとする旨の定めがあるもの

イ 株式移転計画新株予約権  
株式移転計画新株予約権以外の新株予約権であつて、株式移転をする場合において当該新株予約権の新株予約権者に株式移転設立完全親会社の新株予約権を交付することとする旨の定めがあるもの

四 前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

五 新株予約権買取請求は、第三項の規定による通知又は前項の公告をした日から二十日以内に、その新株予約権買取請求に係る新株予約権の内容及び数を明らかにしてしなければならない。

六 新株予約権買取請求をした新株予約権者は、消滅株式会社等の承諾を得た場合に限り、その新株予約権買取請求を撤回することができる。

七 新設合併等を中止したときは、新株予約権買取請求は、その効力を失う。

第八百九条 (略)  
(新株予約権の価格の決定等)

7 } 6 (略)  
消滅株式会社等は、新株予約権付社債券が発行されている新株予約権付社債に付された新株予約権について新株予約権買取請求があつたときは、新株予約権付社債券と引換えに、その新株予約権買取請求に係る新株予約権の代金を支払わなければならない。

第八百七条 (外国会社の日本における代表者)  
第八百十七条 外国会社は、日本において取引を継続しようとするときは、日本における代表者を定めなければならない。この場合において、その日本における代表者のうち一人以上は、日本に住所を有する者でなければならない。

2 } 4 (略)

（日本に住所を有する日本における代表者の退任）  
第八百二十条 外国会社の登記をした外国会社は、日本における代表者（日本に住所を有するものに限る。）の全員が退任しようとするときは、当該外国会社の債権者に対し異議があれば一定の期間内これを述べることができる旨を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、当該期間は、一箇月を下ることができない。

2 債権者が前項の期間内に異議を述べたときは、同項の外国会社は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならぬ。ただし、同項の退任をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

3 第一項の退任は、前二項の手続が終了した後その登記をすることによって、その効力を生ずる。

（日本にある外国会社の財産についての清算）  
第八百二十二条 裁判所は、次に掲げる場合には、利害関係人の申立てにより又は職権で、日本にある外国会社の財産の全部について清算の開始を命ずることができる。

1 外国会社が第八百二十七条第一項の規定による命令を受けた場合

2 前項の場合には、裁判所は、清算人を選任する。

3 第四百七十六条、第二編第九章第一節第二款、第四百九十二条、同節第四款及び第五百八条の規定並びに同章第二節（第五百十条、第五百十一条及び第五百十四条を除く。）の規定は、その性質上許されないものを除き、第一項の規定による日本にある外国会社の財産についての清算について準用する。

4 第八百二十条の規定は、外国会社が第一項の清算の開始を命じられた場合において、当該外国会社の日本における代表者（日本に住所を有するものに限る。）の全員が退任しようとするときは、適用しない。

（会社の組織に関する行為の無効の訴え）  
第八百二十八条 次の各号に掲げる行為の無効は、当該各号に定める期間に、訴えをもってのみ主張することができる。

1 株式会社の設立 会社の成立の日から二年以内  
2 株式会社の成立後における株式の発行 株式の発行の効力が生じた日から六箇月以内（公開会社でない株式会社にあつては、株式の発行の効力が生じた日から一年以内）

3 自己株式の処分 自己株式の処分の効力が生じた日から六箇月以内（公開会社でない株式会社にあつては、自己株式の処分の効力が生じた日から一年以内）

4 新株予約権（当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合にあつては、当該新株予約権付社債についての社債を含む。以下この章において同じ。）の発行 新株予約権の発行の効力が生じた日から六箇月以内（公開会社でない株式会社にあつては、新株予約権の発行の効力が生じた日から一年以内）

5 株式会社における資本金の額の減少 資本金の額の減少の効力が生じた日から六箇月以内

6 株式の組織変更 組織変更の効力が生じた日から六箇月以内

7 株式の吸収合併 吸収合併の効力が生じた日から六箇月以内

8 株式の新設合併 新設合併の効力が生じた日から六箇月以内

9 株式の吸収分割 吸収分割の効力が生じた日から六箇月以内

10 株式の新設分割 新設分割の効力が生じた日から六箇月以内

11 株式の株式交換 株式交換の効力が生じた日から六箇月以内

12 株式の株式移転 株式移転の効力が生じた日から六箇月以内

2 一次の各号に掲げる行為の無効の訴えは、当該各号に定める者に限り、提起することができる。

1 前項第一号に掲げる行為（株主、取締役又は清算人（監査役設置会社にあつては株主、取締役、監査役又は清算人、委員会設置会社にあつては株主、取締役、執行役員又は清算人）をいう。以下この節において同じ。）又は設立する持分会社の社員等（社員又は清算人をいう。以下この節において同じ。）

2 前項第二号に掲げる行為 当該株式会社の株主等

3 前項第三号に掲げる行為 当該株式会社の株主等

4 前項第四号に掲げる行為 当該株式会社の株主等又は新株予約権者

五 前項第五号に掲げる行為 当該株式会社の株主等、破産管財人又は資本金の額の減少について承認をしなかつた債権者  
六 前項第六号に掲げる行為 当該行為の効力が生じた日において組織変更をする会社の株主等若しくは社員等であつた者又は組織変更後の会社の株主等、社員等、破産管財人若しくは組織変更については承認をしなかつた債権者  
七 前項第七号に掲げる行為 当該行為の効力が生じた日において吸収合併をする会社の株主等若しくは社員等であつた者又は吸収合併後存続する会社の株主等、社員等、破産管財人若しくは吸収合併については承認をしなかつた債権者  
八 前項第八号に掲げる行為 当該行為の効力が生じた日において新設合併をする会社の株主等若しくは社員等であつた者又は新設合併により設立する会社の株主等、社員等、破産管財人若しくは新設合併については承認をしなかつた債権者  
九 前項第九号に掲げる行為 当該行為の効力が生じた日において吸収分割契約をした会社の株主等若しくは社員等であつた者又は吸収分割契約をした会社の株主等、社員等、破産管財人若しくは吸収分割については承認をしなかつた債権者  
十 前項第十号に掲げる行為 当該行為の効力が生じた日において新設分割をする会社の株主等若しくは社員等であつた者又は新設分割をする会社若しくは新設分割により設立する会社の株主等、社員等、破産管財人若しくは新設分割については承認をしなかつた債権者  
十一 前項第十一号に掲げる行為 当該行為の効力が生じた日において株式交換契約をした会社の株主等若しくは社員等であつた者又は株式交換契約をした会社の株主等、社員等、破産管財人若しくは株式交換については承認をしなかつた債権者  
十二 前項第十二号に掲げる行為 当該行為の効力が生じた日において株式移転をする株式会社の株主等であつた者又は株式移転により設立する株式会社の株主等

（新株発行等の不在の確認の訴え）  
第八百二十九条 次に掲げる行為については、当該行為が存在しないことの確認を、訴えをもつて請求することができる。

一・二（略）  
三 新株予約権の発行

（株主総会等の決議の取消しの訴え）

第八百三十一条 次の各号に掲げる場合には、株主等（当該各号の株主総会等が創立総会又は種類創立総会である場合にあつては、株主等、設立時株主、設立時取締役又は設立時監査役）は、株主総会等の決議の日から三箇月以内に、訴えをもつて当該決議の取消しを請求することができる。当該決議の取消しにより取締役、監査役又は清算人（当該決議が株主総会又は種類株主総会の決議である場合に於ては第三百四十六条第一項（第四百七十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により取締役、監査役又は清算人としての権利義務を有する者を含む、当該決議が創立総会又は種類創立総会の決議である場合にあつては設立時取締役又は設立時監査役を含む。）となる者も、同様とする。

一 株主総会等の招集の手続又は決議の方法が法令若しくは定款に違反し、又は著しく不公正なとき。

二 株主総会等の決議の内容が定款に違反するとき。

三 株主総会等の決議について特別の利害関係を有する者が議決権行使したことによつて、著しく不当な決議がされたとき。

2 前項の訴えの提起があつた場合において、株主総会等の招集の手続又は決議の方法が法令又は定款に違反するときであつても、裁判所は、その違反する事実が重大でなく、かつ、決議に影響を及ぼさないものであると認めるときは、同項の規定による請求を棄却することができる。

（被告）  
第八百三十四条 次の各号に掲げる訴え（以下この節において「会社の組織に関する訴え」と総称する。）については、当該各号に定める者を被告とする。

一（略）  
二（略）  
三 新株予約権の発行の無効の訴え 新株予約権の発行をした株式会社

四（略）  
五（略）  
十六（略）  
十五 新株予約権の発行が存在しないことの確認の訴え 新株予約権の発行をした株式会社

（訴えの管轄及び移送）  
第八百三十五条 会社の組織に関する訴えは、被告となる会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

2・3（略）  
（担保提供命令）

第八百三十六条 会社の組織に関する訴えであつて、株主又は設立時株主が提起することができるものについては、裁判所は、被告の申立てにより、当該会社の組織に関する訴えを提起した株主又は設立時株主に對し、相当の担保を立てるべきことを命ずることができる。ただし、当該株主が取締役、監査役、執行役員若しくは清算人であるとき、又は当該設立時株主が設立時取締役若しくは設立時監査役であるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、会社の組織に関する訴えであつて、債権者が提起することができるものについて準用する。

3 被告は、第一項（前項において準用する場合を含む。）の申立てをするには、原告の訴えの提起が悪意によるものであることを疎明しなければならない。

（弁論等の必要併合）  
第八百三十七条 同一の請求を目的とする会社の組織に関する訴えに係る訴訟が数個同時に係属するときは、その弁論及び裁判は、併合してしなければならない。

（認容判決の効力が及ぶ者の範囲）  
第八百三十八条 会社の組織に関する訴えに係る請求を認容する確定判決は、第三者に対してもその効力を有する。

（無効又は取消しの判決の効力）  
第八百三十九条 会社の組織に関する訴え（第八百三十四条第一号から第十二号まで、第十八号及び第十九号に掲げる訴えに限る。）に係る請求を認容する判決が確定したときは、当該判決において無効とされ、又は取り消された行為（当該行為によつて会社が設立された場合にあつては当該設立を含み、当該行為に際して株式又は新株予約権が交付された場合にあつては当該株式又は新株予約権を含む。）は、将来に向かつてその効力を失う。

（新株予約権発行の無効判決の効力）  
第八百四十二条 新株予約権の発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該株式会社は、当該判決の確定時における当該新株予約権に係る新株予約権者に対し、払込みを受けた金額又は給付を受けた財産の給付の時ににおける価額に相当する金銭を支払わなければならない。この場合において、当該新株予約権に係る新株予約権証券（当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合にあつては、当該新株予約権付社債に係る新株予約権付社債証券。以下この項において同じ。）を発行しているときは、当該株式会社は、当該新株予約権者に対し、当該金銭の支払をするのと引換えに、第八百三十九条の規定により効力を失つた新株予約権に係る新株予約権証券を返還することを請求することができる。

2 第八百四十条第二項から第六項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「株主」とあるのは「新株予約権者」と、同条第四項中「株式」とあるのは「新株予約権」と、同条第五項及び第六項中「登録株式質権者」とあるのは「登録新株予約権質権者」と読み替えるものとする。

（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）  
第八百四十六条 会社の組織に関する訴えを提起した原告が敗訴した場合において、原告に悪意又は重大な過失があつたときは、原告は、被告に対し、連帯して損害を賠償する責任を負う。

（非訟事件の管轄）

第八百六十八条 この法律の規定による非訟事件（次項から第五項までに規定する事件を除く。）は、会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。2 親会社社員（会社である親会社の株主又は社員に限る。）によるこの法律の規定により株式会社が作成し、又は備え置いた書面又は電磁的記録についての次に掲げる閲覧等（閲覧、謄写、謄本若しくは抄本の交付、事項の提供又は事項を記載した書面の交付をいう。第八百七十条第一号において同じ。）の許可の申立てに係る事件は、当該株式会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

一 当該書面の閲覧若しくは謄写又はその閲覧若しくは謄写又は電磁的方法による当該事項の提供若しくは当該事項を記載した書面の交付

3 第七百五条第四項、第七百六条第四項、第七百七条、第七百十一条第三項、第七百十三条、第七百十四条第一項及び第三項、第七百十八条第三項、第七百二十二条、第七百四十条第一項並びに第七百四十一条第一項の規定による裁判の申立てに係る事件は、社債を発行した会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

4 第八百二十二条第一項の規定による外国会社の清算に係る事件並びに第八百二十七条第一項の規定による裁判及び同条第二項において準用する第八百二十五条第一項の規定による保全処分に係る事件は、当該外国会社の日本における営業所の所在地（日本に営業所を設けていない場合にあつては、日本における代表者の住所）を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

5 第八百四十三条第四項の申立てに係る事件は、同条第一項各号に掲げる行為の無効の訴えの第一審の受訴裁判所の管轄に属する。

（疎明）

第八百六十九条 この法律の規定による許可の申立てをする場合には、その原因となる事実を疎明しなければならない。

(陳述の聴取)

第八百七十条 裁判所は、この法律の規定(第二編第九章第二節を除く。)による非訟事件についての裁判のうち、次の各号に掲げる裁判をする場合には、当該各号に定める者の陳述を聴かなければならない。ただし、不適法又は理由がないことが明らかであるとして申立てを却下する裁判をするときは、この限りでない。

一 第三百四十六条第二項、第三百五十一条第二項若しくは第四百一条第三項(第四百三条第三項及び第四百二十条第三項において準用する場合を含む。)の規定により選任された一時取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役若しくは代表執行役の職務を行うべき者、清算人、第四百七十九条第四項において準用する第三百四十六条第二項若しくは第四百八十三条第六項において準用する第三百五十一条第二項の規定により選任された一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、検査役又は第八百二十五条第二項(第八百二十七条第二項において準用する場合を含む。)の管理人の報酬の額の決定 当該会社(第八百二十七条第二項において準用する第八百二十五条第二項(第八百二十七条第二項において準用する場合を含む。))の管理人の報酬の額の決定 当該清算人又は社債管理者の解任についての裁判 当該清算人又は社債管理者の管理人の報酬の額の決定にあつては、当該外国会社)及び報酬を受ける者

二 第三十三条第七項の規定による裁判 当該設立時取締役、第二十八条第一号の金銭以外の財産を出資する者及び同条第二号の譲渡人

三 第二十七條第七項又は第二百八十四条第七項の規定による裁判 当該株式会社及び第九十九条第一項第三号又は第二百三十六条第一項第三号の規定により金銭以外の財産を出資する者

四 第四百五十五条第二項第二号又は第五百五条第三項第二号の規定による裁判 当該株主

五 第四百五十六条又は第五百六条の規定による裁判 当該株主

六 第七百三十二条の規定による裁判 利害関係人

七 第七百四十一条第一項の規定による申立てを認容する裁判 社債を発行した会社

八 第七百四十一条第一項の許可の申立てについての裁判 社債を発行した会社

九 第八百二十四条第一項の規定による裁判 当該会社

十 第八百二十七条第一項の規定による裁判 当該外国会社

二 裁判所は、次の各号に掲げる裁判をする場合には、審問の期日を開いて、申立人及び当該各号に定める者の陳述を聴かなければならない。ただし、不適法又は理由がないことが明らかであるとして申立てを却下する裁判をするときは、この限りでない。

一 この法律の規定により株式会社を作成し、又は備え置いた書面又は電磁的記録についての閲覧等の許可の申立てについての裁判 当該株式会社

二 第二百七条第二項、第九十九条第二項、第八百九十三条第二項(第九百九十四条第四項において準用する場合を含む。)、第四百七十条第二項、第七百七十八条第二項、第七百八十六条第二項、第七百八十八条第二項、第七百九十一条第二項、第八百七条第二項又は第八百九条第二項の規定による株式又は新株予約権(当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合において、当該新株予約権付社債についての社債の買取りの請求があつたときは、当該社債を含む。)の価格の決定 価格の決定の申立てをする者(申立人を除く。)

三 第四百四十二条第二項(同条第七項において準用する場合を含む。)

四 第八百七十二条第一項の規定による株式の価格の決定 当該株式会社

五 第八百四十三条第四項の申立てについての裁判 同項に規定する行為をした会社

(申立書の写しの送付等)

第八百七十条の二 裁判所は、前条第二項各号に掲げる裁判の申立てがあつたときは、当該各号に定める者に対し、申立書の写しを送付しなければならない。

二 前項の規定により申立書の写しを送付することができない場合には、裁判長は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない。

三 前項の場合において、申立人が不備を補正しないときは、裁判長は、命令で、申立書を却下しなければならない。

四 前項の命令に対しては、即時抗告をすることができない。

五 裁判所は、第一項の申立てがあつた場合において、当該申立てについての裁判をするときは、相当の猶予期間を置いて、審理を終結する日を定め、申立人及び前条第二項各号に定める者に告知しなければならない。ただし、これらの者が立ち会うことができる期日においては、直ちに審理を終結する旨を宣言することができる。

六 裁判所は、前項の規定により審理を終結したときは、裁判をする日を定め、これを同項の者に告知しなければならない。

七 裁判所は、第一項の申立てが不適法であるとき、又は申立てに理由がないことが明らかときは、同項及び前二項の規定にかかわらず、直ちに申立てを却下することができる。

8 前項の規定は、前条第二項各号に掲げる裁判の申立てがあつた裁判所が民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の規定に従い当該各号に定める者に対する期日の呼出しに必要な費用の予納を相当の期間を定めて申立人に命じた場合において、その予納がないときについて準用する。

（理由の付記）

第八百七十一条 この法律の規定による非訟事件についての裁判には、理由を付さなければならない。ただし、次に掲げる裁判については、この限りでない。

一 第八百七十条第一号に掲げる裁判

二 第八百七十四条各号に掲げる裁判

（即時抗告）

第八百七十二條 次の各号に掲げる裁判に対しては、当該各号に定める者に限り、即時抗告をすることができる。

一 第六百九条第三項又は第八百二十五条第一項（第八百二十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による保全処分についての裁判 利害関係人

二 第八百四十二条第二項（第八百四十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申立てについての裁判 申立人、株主及び株式会社

三 第八百四十二条第二項において準用する第八百四十二条第二項の規定による申立てについての裁判 申立人、新株予約権者及び株式会社

四 第八百七十条第一項各号に掲げる裁判 申立人及び当該各号に定める者（同項第一号、第三号及び第四号に掲げる裁判にあつては、当該各号に定める者）

五 第八百七十条第二項各号に掲げる裁判 申立人及び当該各号に定める者

（抗告状の写しの送付等）

第八百七十二條の二 裁判所は、第八百七十条第二項各号に掲げる裁判に対する即時抗告があつたときは、申立人及び当該各号に定める者（抗告人を除く。）に対し、抗告状の写しを送付しなければならない。この場合においては、第八百七十条の二第二項及び第三項の規定を準用する。

2 第八百七十条の二第五項から第八項までの規定は、前項の即時抗告があつた場合について準用する。

（原裁判の執行停止）

第八百七十三條 第八百七十二條の即時抗告は、執行停止の効力を有する。ただし、第八百七十条第一項第一号から第四号まで及び第八号に掲げる裁判に対するものについては、この限りでない。

一 第八百七十条第二号に掲げる裁判

二 第八百七十条第三号に掲げる裁判

三 第八百七十条第五号及び第七号に掲げる裁判

四 第八百七十条第十一号に掲げる裁判

（不服申立ての制限）

第八百七十四條 次に掲げる裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

一 第八百七十条第二号に規定する一時取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役若しくは代表執行役の職務を行うべき者、清算人、代表清算人、清算持分会社を代表する清算人、同号に規定する一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、検査役、第五百一条第一項（第八百二十二条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第六百六十二条第一項の鑑定人、第五百八条第二項（第八百二十二条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第八百七十二条第三項の帳簿資料の保存をする者、社債管理者の特別代理人又は第七百四十四条第三項の事務を承継する社債管理者の選任又は選定の裁判

二 第八百二十五条第二項（第八百二十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による裁判

三 第八百二十五条第六項（第八百二十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による裁判

四 この法律の規定による許可の申立てを認容する裁判（第八百七十条第一号及び第十二号に掲げる裁判を除く。）

（非訟事件手続法の規定の適用除外）

第八百七十五條 この法律の規定による非訟事件については、非訟事件手続法第十五条の規定は、適用しない。

（最高裁判所規則）

第八百七十六條 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による非訟事件の手続に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

（審問等の必要的併合）



2 第八百八十五条 この節の規定による公告は、官報に掲載してする。  
前項の公告は、掲載があつた日の翌日に、その効力を生ずる。

(事件に関する文書の閲覧等)

第八百八十六条 利害関係人は、裁判所書記官に対し、第二編第九章第二節若しくはこの節又は非訟事件手続法第一編(特別清算開始の命令があつた場合にあつては、同章第一節若しくは第二節若しくは第一節(同章第一節の規定による申立てに係る事件に係る部分に限る。))若しくはこの節又は非訟事件手続法第一編の規定(これらの規定において準用するこの法律その他の法律の規定を含む。))に基づき、裁判所に提出され、又は裁判所が作成した文書その他の物件(以下この条及び次条第一項において「文書等」という。))の閲覧を請求することができる。

2 利害関係人は、裁判所書記官に対し、文書等の謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。

3 前項の規定は、文書等のうち録音テープ又はビデオテープ(これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。))に関する事項の証明書の交付を請求することができる。この場合において、これらに物に於て利害関係人の請求があるときは、裁判所書記官は、その複製を許さなければならぬ。

4 前三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める命令、保全処分、処分又は裁判のいづれかがあるまでの間は、前三項の規定による請求をすることができない。ただし、当該者が特別清算開始の申立人である場合は、この限りでない。

1 清算株式会社以外の利害関係人 第五百十二条の規定による中止の命令、第五百四十条第二項の規定による保全処分、第五百四十一条第二項の規定による処分又は特別清算開始の申立てについての裁判  
2 清算株式会社 特別清算開始の申立てに関する清算株式会社を呼び出す審問の期日の指定の裁判又は前号に定める命令、保全処分、処分若しくは裁判  
5 民事訴訟法第九十一条第五項の規定は、文書等について準用する。

(支障部分の閲覧等の制限)

第八百八十七条 次に掲げる文書等について、利害関係人がその閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製(以下この条において「閲覧等」という。))を行うことにより、清算株式会社の清算の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある部分(以下この条において「支障部分」という。))がある

ことにつき疎明があつた場合には、裁判所は、当該文書等を提出した清算株式会社又は調査委員の申立てにより、支障部分の閲覧等の請求をすることができる。者を、当該申立てをした者及び清算株式会社に限定することができる。

1 第五百二十条の規定による報告又は第五百二十二条第一項に規定する調査の結果の報告に係る文書等  
2 第五百三十五条第一項又は第五百三十六条第一項の許可を得るために裁判所に提出された文書等

3 前項の申立てがあつたときは、その申立てについての裁判が確定するまで、利害関係人(同項の申立てをした者及び清算株式会社を除く。次項において同じ)は、支障部分の閲覧等の請求をすることができない。特別清算裁判所に対し、第一項に規定する要件を欠くこと又はこれを欠くに至つたことを理由として

4 支障部分の閲覧等の請求をしようとする利害関係人は、同項の規定による決定の取消しの申立てをすることができる。同項の規定による決定を取り消す決定及び前項の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

5 第一項の規定による決定を取り消す決定は、確定しなければその効力を生じない。即時抗告をすることができる。

(特別清算開始の申立て)

第八百八十八条 債権者又は株主が特別清算開始の申立てをするときは、特別清算開始の原因となる事由を疎明しなければならない。債権者が特別清算開始の申立てをするときは、その有する債権の存在をも疎明しなければならない。

2 特別清算開始の申立てをするときは、申立人は、第五百十四条第一号に規定する特別清算の手続の費用として裁判所の定める金額を予納しなければならない。前項の費用の予納に関する決定に対しては、即時抗告をすることができる。

3 (他の手続の中止命令)  
第八百八十九条 裁判所は、第五百十二条の規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。

2 前項の中止の命令及び同項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。  
3 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。  
4 第二項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

(特別清算開始の命令)

第八百九十条 裁判所は、特別清算開始の命令をしたときは、直ちに、その旨を公告し、かつ、特別清算開始の命令の裁判書を清算株式会社に送達しなければならない。

- 2 特別清算開始の命令は、清算株式会社に対する裁判書の送達がされた時から、効力を生ずる。
- 3 特別清算開始の命令があつたときは、特別清算の手続の費用は、清算株式会社の負担とする。
- 4 特別清算開始の命令に対しては、清算株式会社に限り、即時抗告をすることができる。
- 5 特別清算開始の申立てを却下した裁判に対しては、申立人に限り、即時抗告をすることができる。
- 6 特別清算開始の命令をした裁判所は、第四項の即時抗告があつた場合において、当該命令を取り消す決定が確定したときは、直ちに、その旨を公告しなければならない。

(担保権の実行の手続等の中止命令)  
 第八百九十一条 裁判所は、第五百十六條の規定による中止の命令を発する場合には、同条に規定する担保権の実行の手続等の申立人の陳述を聴かなければならない。

- 2 裁判所は、前項の中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。
- 3 第一項の中止の命令及び前項の規定による変更の決定に対しては、第一項の申立人に限り、即時抗告をすることができる。
- 4 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。
- 5 第三項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

(調査命令)  
 第八百九十二条 裁判所は、調査命令(第五百二十二條第一項に規定する調査命令をいう。次項において同じ。)を変更し、又は取り消すことができる。

- 2 調査命令及び前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。
- 3 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。
- 4 第二項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

(清算人の解任及び報酬等)  
 第八百九十三条 裁判所は、第五百二十四條第一項の規定により清算人を解任する場合には、当該清算人の陳述を聴かなければならない。

- 2 第五百二十四條第一項の規定による解任の裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 3 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。
- 4 第五百二十六條第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(監督委員の解任及び報酬等)  
 第八百九十四条 裁判所は、監督委員を解任する場合には、当該監督委員の陳述を聴かなければならない。

- 2 第五百三十二條第一項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(調査委員の解任及び報酬等)  
 第八百九十五条 前条の規定は、調査委員について準用する。

(事業の譲渡の許可の申立て)  
 第八百九十六条 清算人は、第五百三十六條第一項の許可の申立てをする場合には、知れている債権者の意見を聴き、その内容を裁判所に報告しなければならない。

2 裁判所は、第五百三十六條第一項の許可をする場合には、労働組合等(清算株式会社の使用者その他の従業者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、清算株式会社の使用者その他の従業者の過半数で組織する労働組合がないときは清算株式会社の使用者その他の従業者の過半数を代表する者をいう。)の意見を聴かなければならない。

(担保権者が処分をすべき期間の指定)  
 第八百九十七条 第五百三十九條第一項の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

（清算株式会社の財産に関する保全処分等）  
第八百九十八条 裁判所は、次に掲げる裁判を変更し、又は取り消すことができる。

一 第五百四十一条第一項又は第二項の規定による保全処分

二 第五百四十二条第一項又は第二項の規定による処分

三 第五百四十三条の規定による保全処分

四 前項各号に掲げる裁判及び同項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

3 第二項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

4 裁判所は、第一項第二号に掲げる裁判をしたときは、直ちに、その旨を公告しなければならない。当該裁判を変更し、又は取り消す決定があつたときも、同様とする。

（役員等責任査定決定）

第八百九十九条 清算株式会社は、第五百四十五条第一項の申立てをするときは、その原因となる事実を疎明しなければならない。

2 役員等責任査定決定（第五百四十五条第一項に規定する役員等責任査定決定をいう。以下この条において同じ。）及び前項の申立てを却下する決定には、理由を付さなければならない。

3 裁判所は、前項に規定する裁判をする場合には、対象役員等（第五百四十二条第一項に規定する対象役員等をいう。）の陳述を聴かなければならない。

4 役員等責任査定決定があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

5 第八百五十八条第一項の訴えが、同項の期間内に提起されなかつたとき、又は却下されたときは、役員等責任査定決定は、給付を命ずる確定判決と同一の効力を有する。

（債権者集会の招集の許可の申立てについての裁判）  
第九百条 第五百四十七条第三項の許可の申立てを却下する決定に対しては、即時抗告をすることができる。

（協定の認可又は不認可の決定）

第九百一条 利害関係人は、第五百六十八条の申立てに係る協定を認可すべきかどうかについて、意見を述べることができる。

2 第五百六十九条第一項の協定の認可の決定をしたときは、裁判所は、直ちに、その旨を公告しなければならない。

3 第五百六十八条の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。この場合において、前項の協定の認可の決定に対する即時抗告の期間は、同項の規定による公告が効力を生じた日から起算して二週間とする。

4 前三項の規定は、第五百七十二条の規定により協定の内容を変更する場合について準用する。

（特別清算終結の申立てについての裁判）  
第九百二条 特別清算終結の決定をしたときは、裁判所は、直ちに、その旨を公告しなければならない。

2 特別清算終結の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。この場合において、特別清算終結の決定に対する即時抗告の期間は、前項の規定による公告が効力を生じた日から起算して二週間とする。

3 特別清算終結の決定は、確定しなければその効力を生じない。

4 特別清算終結の決定をした裁判所は、第二項の即時抗告があつた場合において、当該決定を取り消す決定が確定したときは、直ちに、その旨を公告しなければならない。

（変更の登記）  
第九百十五条 会社において第九百十一条第三項各号又は前三条各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その本店の所在地において、変更の登記をしなければならない。

2・3 （略）

（裁判による登記の囑託）  
第九百三十七条 次に掲げる場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、会社の本店（第一号卜に規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二

項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあっては、本店及び当該登記に係る支店)の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。

次に掲げる訴えに係る請求を認容する判決が確定したとき。

イ・ロ(略)  
ハ 新株予約権(当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合にあっては、当該新株予約権付社債についての社債を含む。以下この節において同じ。)の発行の無効の訴え

ニ・ホ(略)  
ヘ 新株予約権の発行が存在しないことの確認の訴え

ト)フ(略)  
二・三(略)  
2}4(略)

(特別清算に関する裁判による登記の嘱託)  
第九百三十八条 次の各号に掲げる場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、清算株式会社の本店(第三号に掲げる場合であつて特別清算の結了により特別清算終結の決定がされたときにあつては、本店及び支店)の所在地を管轄する登記所に当該各号に定める登記を嘱託しなければならない。

一 特別清算開始の命令があつたとき 特別清算開始の登記  
二 特別清算開始の命令を取り消す決定が確定したとき 特別清算開始の取消しの登記  
三 特別清算開始の決定が確定したとき 特別清算開始の取消しの登記

2 次に掲げる場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、清算株式会社の本店の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。  
一 特別清算開始後における第四百七十九条第四項において準用する第三百四十六條第二項又は第四百八十三條第六項において準用する第三百五十一條第二項の規定による一時清算人又は代表清算人の職務を行うべき者の選任の裁判があつたとき。

二 前号の裁判を取り消す裁判があつたとき。  
三 特別清算開始後における清算人又は代表清算人の選任又は選定の裁判を取り消す裁判があつたとき。  
四 特別清算開始後における清算人の解任の裁判があつたとき。

五 前号の裁判を取り消す裁判が確定したとき。  
六 前項の規定は、同項に規定する保全処分の変更若しくは取消しがあつた場合又は当該保全処分が効力を失つた場合について準用する。

6 5 4 前二項の規定は、登録のある権利について準用する。  
(略)

第九百三十九条(会社の公告方法)  
会社は、公告方法として、次に掲げる方法のいずれかを定款で定めることができる。

一 官報に掲載する方法  
二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法  
三 電子公告

2 外国会社は、公告方法として、前項各号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。  
3 (略)  
4 第一項又は第二項の規定による定めがない会社又は外国会社の公告方法は、第一項第一号の方法とする。

(過料に処すべき行為)  
第九百七十六條 発起人、設立時取締役、設立時監査役、設立時執行役、取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、執行役、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、清算人、清算人代理、持分会社の業務を執行する社員、民事保全法第五十六條に規定する仮処分命令により選任された取締役、監査役、執行役、清算人若しくは持分会社の業務を執行する社員の職務を代行する者、第九百六十條第一項第五号に規定する一時取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役若しくは代表執行役の職務を行うべき者、同条第二項第三号に規定する一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、第九百



二十五 第四百四十五条第三項若しくは第四項の規定に違反して資本準備金若しくは準備金を計上せず、又は第四百四十八条の規定に違反して準備金の額の減少をしたとき。

二十六 第四百四十九条第二項若しくは第五項、第六百二十七条第二項若しくは第五項、第六百三十五条第二項若しくは第五項、第六百七十九条第二項若しくは第五項（これらの規定を第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。）、第七百八十九条第二項若しくは第五項（これらの規定を第七百九十三条第二項若しくは第五項において準用する場合を含む。）、第八百十條第二項若しくは第五項（これらの規定を第八百三十三条第二項において準用する場合を含む。）、又は第八百二十条第一項若しくは第二項の規定に違反して、資本金若しくは準備金の額の減少、持分の払戻し、持分会社の財産の処分、組織変更、吸収合併、新設分割、新設分割、株式交換、株式移転又は外国会社の日本における代表者の全員の退任をしたとき。

二十七 第四百八十四条第一項若しくは第六百五十六条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠ったとき、又は第五百十一条第二項の規定に違反して特別清算開始の申立てを怠ったとき。

二十八 清算の結了を遅延させる目的で、第四百九十九条第一項、第六百六十条第一項又は第六百七十条第二項の期間を不当に定めたとき。

二十九 第五百条第一項、第五百三十七条第一項又は第六百六十一条第一項の規定に違反して、債務の弁済をしたとき。

三十 第五百二条又は第六百六十四条の規定に違反して、清算株式会社又は清算持分会社の財産を分配したとき。

三十一 第五百三十五条第一項又は第五百三十六条第一項の規定に違反したとき。

三十二 第五百四十条第一項若しくは第二項又は第五百四十二条第一項若しくは第二項の規定による保全処分に違反したとき。

三十三 第七百二条の規定に違反して社債を発行し、又は第七百四十一条第一項の規定に違反して事務を承継する社債管理者を定めなかったとき。

三十四 第八百二十七条第一項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

三十五 第九百四十一条の規定に違反して、電子公告調査を求めなかったとき。

金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第二百二十八号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「金融機関等」とは、次に掲げる者（この法律の施行地外に本店を有するものを除く。）をいう。

一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行（第五項において「銀行」という。）

二 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第二条に規定する長期信用銀行（第五項において「長期信用銀行」という。）

三 信用金庫

四 信用協同組合

五 労働金庫

六 信用金庫連合会

七 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の九第一項第一号及び第二号の事業を行う協同組合連合会（第七項において「信用協同組合連合会」という。）

八 労働金庫連合会

九 農林中央金庫

十 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を行う農業協同組合連合会（第十八条第二項において「農業協同組合連合会」という。）

十一 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を行う漁業協同組合連合会（第十八条第三項において「漁業協同組合連合会」という。）

十二 水産業協同組合法第九十七条第一項第一号及び第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会（第十八条第四項において「水産加工業協同組合連合会」という。）

十三 銀行持株会社等（銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社又は長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。以下同じ。）

十四 この法律において「子会社等」とは、銀行法第五十二条の二十五（長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。）に規定する子会社等（銀行又は長期信用銀行（以下「銀行等」という。）に限る。）をいう。

十五 この法律において「銀行等」とは、銀行法第五十二条の二十五（長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。）に規定する子会社等（銀行又は長期信用銀行（以下「銀行等」という。）に限る。）をいう。

十六 この法律において「銀行等」とは、銀行法第五十二条の二十五（長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。）に規定する子会社等（銀行又は長期信用銀行（以下「銀行等」という。）に限る。）をいう。

十七 この法律において「銀行等」とは、銀行法第五十二条の二十五（長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。）に規定する子会社等（銀行又は長期信用銀行（以下「銀行等」という。）に限る。）をいう。

十八 この法律において「銀行等」とは、銀行法第五十二条の二十五（長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。）に規定する子会社等（銀行又は長期信用銀行（以下「銀行等」という。）に限る。）をいう。

十九 この法律において「銀行等」とは、銀行法第五十二条の二十五（長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。）に規定する子会社等（銀行又は長期信用銀行（以下「銀行等」という。）に限る。）をいう。

二十 この法律において「銀行等」とは、銀行法第五十二条の二十五（長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。）に規定する子会社等（銀行又は長期信用銀行（以下「銀行等」という。）に限る。）をいう。

二十一 この法律において「銀行等」とは、銀行法第五十二条の二十五（長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。）に規定する子会社等（銀行又は長期信用銀行（以下「銀行等」という。）に限る。）をいう。

二十二 この法律において「銀行等」とは、銀行法第五十二条の二十五（長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。）に規定する子会社等（銀行又は長期信用銀行（以下「銀行等」という。）に限る。）をいう。

二十三 この法律において「銀行等」とは、銀行法第五十二条の二十五（長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。）に規定する子会社等（銀行又は長期信用銀行（以下「銀行等」という。）に限る。）をいう。

二十四 この法律において「銀行等」とは、銀行法第五十二条の二十五（長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。）に規定する子会社等（銀行又は長期信用銀行（以下「銀行等」という。）に限る。）をいう。

二十五 この法律において「銀行等」とは、銀行法第五十二条の二十五（長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。）に規定する子会社等（銀行又は長期信用銀行（以下「銀行等」という。）に限る。）をいう。

二十六 この法律において「銀行等」とは、銀行法第五十二条の二十五（長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。）に規定する子会社等（銀行又は長期信用銀行（以下「銀行等」という。）に限る。）をいう。

二十七 この法律において「銀行等」とは、銀行法第五十二条の二十五（長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。）に規定する子会社等（銀行又は長期信用銀行（以下「銀行等」という。）に限る。）をいう。

二十八 この法律において「銀行等」とは、銀行法第五十二条の二十五（長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。）に規定する子会社等（銀行又は長期信用銀行（以下「銀行等」という。）に限る。）をいう。

二十九 この法律において「銀行等」とは、銀行法第五十二条の二十五（長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。）に規定する子会社等（銀行又は長期信用銀行（以下「銀行等」という。）に限る。）をいう。

三十 この法律において「銀行等」とは、銀行法第五十二条の二十五（長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。）に規定する子会社等（銀行又は長期信用銀行（以下「銀行等」という。）に限る。）をいう。

第五條 株式等の引受け等の決定）  
主務大臣は、前条第一項の規定により経営強化計画の提出を受けたときは、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、第三条第一項又は第二項の申込みに係る株式等の引受け等を行うべき旨の決定をするものとする。

一 経営強化計画に記載された前条第一項第二号に掲げる目標が主務省令で定める基準に適合するものであること。

二 経営強化計画の実施により前号に規定する目標が達成されると見込まれること。

三 経営強化計画に記載された前条第一項第七号に掲げる方策の実施により当該地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。

四 経営強化計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

五 略）

六 経営強化計画を提出した金融機関等が基準適合金融機関等（銀行法第十四条の二又は第五十二条の二十五その他これらに類する他の法令の規定に規定する基準を勘案して主務省令で定める健全な自己資本の状況にある旨の区分に該当する金融機関等又は銀行持株会社等）をいう。以下同じ。）でないときは又は当該金融機関等が協同組織金融機関であるときは、当該金融機関等の存続が当該金融機関等が主として業務を行っている地域の経済にとって不可欠であると認められる場合として政令で定める場合に該当すること。

七 削除

八 経営強化計画を提出した金融機関等が第三条第一項の申込みをしたときは、当該申込みに係る株式等の引受け等が当該金融機関等の自己資本の充実の状況に照らし当該経営強化計画の実施のために必要な範囲であること。

九 銀行持株会社等が第三条第二項の申込みをしたときは、当該申込みに係る株式の引受けを受けて当該銀行持株会社等がその対象子会社に対して行う株式等の引受け等の額が当該申込みに係る株式の引受けの額を下回らないものであり、かつ、当該株式等の引受け等が当該対象子会社の自己資本の充実の状況に照らし経営強化計画の実施のために必要な範囲であること。

十 この項の規定による決定を受けて協定銀行（預金保険法附則第七条第一項第一号に規定する協定銀行をいう。以下同じ。）が協定（第三十五条第一項に規定する協定をいう。以下この条から第四章の二までにおいて同じ。）の定めにより取得する株式等（次に掲げるものを含む。）又は貸付債権につき、その処分をし、又は償還若しくは返済を受けることが困難であると認められる場合として政令で定める場合でないこと。

イ 当該株式等が株式である場合にあっては、次に掲げる株式

(1) 当該株式が他の種類の株式への転換（当該株式がその発行会社に取得され、その引換えに他の種類の株式が交付されることをいう。以下同じ。）の請求が可能とされるものである場合にあっては、その請求により転換された他の種類の株式

(2) 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合又は併合された株式

(3) 当該株式が優先出資である場合にあっては、当該優先出資について分割され又は併合された優先出資

十一 経営強化計画を提出した金融機関等により適切に資産の査定がされていること。

十二 略）

十三 主務大臣は、第一項の規定による決定をしたときは、その旨を第三条第一項の申込みをした金融機関等又は同条第二項の申込みをした銀行持株会社等及び機構に通知しなければならない。

（経営強化計画）

第四条 金融機関等又は銀行持株会社等が前条第一項又は第二項の申込みをする場合には、当該金融機関等又は当該銀行持株会社等の対象子会社（当該銀行持株会社等がその子会社（金融機関等に限り、自己資本の充実のために同項の申込みをする場合における当該子会社をいう。以下この章において同じ。）は、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、次に掲げる事項を記載した経営強化計画（経営強化のための計画をいう。以下同じ。）を主務大臣に提出しなければならない。この場合において、同項の申込みをする銀行持株会社等の対象子会社は、当該銀行持株会社等と連名で提出するものとする。

一 経営強化計画の実施期間（三年を超えないものであって、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。）

二 収益性及び業務の効率の向上の程度その他の経営強化計画の終期において達成されるべきものとして主務省令で定める経営の改善の目標

三 前号に掲げる目標を達成するための方策

四 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制（経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等の経営体制を含む。）の確立に関する事項として主務省令で定めるもの

五 及び六 削除

七 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該金融機関等又は対象子会社が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

として主務省令で定めるもの

八 当該金融機関等が前条第一項の申込みをするときは、株式等の引受け等を求める額及びその内容並びに当該株式の引受けを受けて当該銀行持株会社等が前条第二項の申込みをするときは、当該銀行持株会社等が株式の引受けを求める額及びその内容並びに当該株式の引受けを受けて当該銀行持株会社等がその対象子会社に対して行う株式等の引受け等の額、内容及び実施時期

十 (略)

2 (略)

(経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置等)

第十條 第五條第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等は、その実施している経営強化計画の履行状況について、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、報告を行わなければならない。ただし、協定銀行が当該株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等に係る取得株式等又は取得貸付債権(同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した貸付債権をいう。以下この章において同じ。)の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けた場合は、この限りでない。

2 前項の「取得株式等」とは、次に掲げるものをいう。

一 第五條第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより引き受けた株式等(次に掲げるものを含む。)

イ 当該株式等が株式である場合にあっては、次に掲げる株式

(1) 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあっては、その請求により転換された他の種類の株式

(2) 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあっては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

(3) 当該株式が優先出資である場合にあっては、当該優先出資について分割され又は併合された株式

二 第五條第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等が行う株式交換又は株式移転により当該金融機関等又は銀行持株会社等の株式交換完全親株式会社(会社法第七百六十八條第一項第一号に規定する株式交換完全親株式会社をいう。以下同じ。)

イ 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあっては、その請求により転換された他の種類の株式

ロ 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあっては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

ハ 当該株式又はイ若しくはロに掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

3 (略)

(株式交換等の認可)

第十三條 第五條第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等(この項の規定による認可を受けた場合における次項第一号に規定する会社を含む。)

一 株式交換等により当該発行金融機関等の株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となる会社が銀行持株会社等(新たに設立されるものを含む。)

二 株式交換等により協定銀行が割当てを受ける取得株式等となる株式の種類が当該株式交換等の前において協定銀行が保有する取得株式等である株式に係る議決権が前号に規定する会社の総株主の議決権に占める割合が、当該株式交換等の前において協定銀行が保有する取得株式等である株式に係る議決権が当該発行金融機関等の総株主の議決権に占める割合と比べて著しく低下する場合でないこと。

三 株式交換等により当該取得株式等である株式の処分をすることが困難になると認められる場合でないこと。

3・4 (略)

(合併等の認可)

第十四條 第五條第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等(第三項の規定による承認を受けた次項第

第十四條 第五條第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等(第三項の規定による承認を受けた次項第

1 号に規定する承継金融機関等を含む。であつて協定銀行が現に保有する取得株式等又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者であるもの（以下この条において「対象金融機関等」という。）は、合併、会社分割、会社分割による事業の承継又は事業の全部若しくは一部の譲渡若しくは譲受け（以下この条及び第二十四条において「合併等」という。）を行おうとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。以下この条において「合併等」といふときは、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、前項の規定による認可をするものとする。

2 合併等の後において協定銀行が保有する取得株式等又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者となる法人が当該対象金融機関等であること又は当該対象金融機関等が実施している経営強化計画（第四条第一項の規定により提出したもの、第九条第一項（第十一項において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けた変更後のもの又は第十二条第一項（第十一項において準用する場合を含む。）若しくは次項の規定による承認を受けたものをいう。）に係る事業（以下この項において「経営強化関連業務」という。）の全部を承継する他の金融機関等（新たに設立されるものを含む。）を含む。以下この条において「承継金融機関等」といふことであること。

3 合併等により当該対象金融機関等（承継金融機関等を含む。）の経営の強化が阻害されないこと。

4 合併強化関連業務の承継が行われるときは、当該承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確実であること。

5 その他政令で定める要件。

6 対象金融機関等が第一項の規定による認可を受けて合併等を行った場合において、当該合併等に係る承継金融機関等があるときは、当該承継金融機関等は、主務省令で定めるところにより、第四条第一項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる事項その他主務省令で定める事項を記載した経営強化計画を主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

7 前各項の規定は、第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行った銀行持株会社等の対象子会社又は同項の規定による決定を受けた協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等（第三項の規定による承認を受けた承継金融機関等を含む。）であつて当該金融機関等が行う株式交換若しくは株式移転により対象金融機関等でなくなつたもの（承継子会社）のこの項において準用する第二項第一号に規定する他の金融機関等をいう。以下この条において「対象子会社」といふのは、経営強化計画（第四条第一項、前条第三項（第十二項において準用する場合を含む。）若しくは第十項の規定により提出したもの、第九条第一項（前条第四項（第十二項において準用する場合を含む。）））のこの項において準用する第三項の規定による承認を受けたもの（以下この項において「対象子会社」といふ。）のこの項において準用する第三項の規定による承認を受けたものをいう。）を実施しているものについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替へるものとする。

8 対象金融機関等でない発行金融機関等（この項の規定による認可を受けた場合における次項第一号に規定する他の銀行持株会社等又は第十二項において準用する前条第一項の規定による認可を受けた場合における第十二項において準用する同条第二項第一号に規定する会社であつて、協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの（以下この条において「組織再編成後発行銀行持株会社等」といふ。）を含む。）を含有。次項において同じ。）は、合併等を行おうとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。

9 第六条の規定は主務大臣が第十項の規定により提出を受けた経営強化計画について、第九条から第十二条までの規定は当該経営強化計画（この項において準用する第九條第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又はこの項において準用する第十二條第一項の規定による承認を受けたものをいう。）について、前条の規定は第三項の規定による承認を受けた承継金融機関等であつて協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの又は組織再編成後発行銀行持株会社等について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替へるものとする。

10 第六條の規定は主務大臣が第十項の規定により提出を受けた経営強化計画について、第九條から第十二條までの規定は当該経営強化計画（この項において準用する第九條第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又はこの項において準用する第十二條第一項の規定による承認を受けたものをいう。）について、前條の規定は第三項の規定による承認を受けた承継金融機関等であつて協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの又は組織再編成後発行銀行持株会社等について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替へるものとする。

11 第六條の規定は主務大臣が第十項の規定により提出を受けた経営強化計画について、第九條から第十二條までの規定は当該経営強化計画（この項において準用する第九條第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又はこの項において準用する第十二條第一項の規定による承認を受けたものをいう。）について、前條の規定は第三項の規定による承認を受けた承継金融機関等であつて協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの又は組織再編成後発行銀行持株会社等について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替へるものとする。

12 第六條の規定は主務大臣が第十項の規定により提出を受けた経営強化計画について、第九條から第十二條までの規定は当該経営強化計画（この項において準用する第九條第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又はこの項において準用する第十二條第一項の規定による承認を受けたものをいう。）について、前條の規定は第三項の規定による承認を受けた承継金融機関等であつて協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの又は組織再編成後発行銀行持株会社等について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替へるものとする。

13 第六條の規定は主務大臣が第十項の規定により提出を受けた経営強化計画について、第九條から第十二條までの規定は当該経営強化計画（この項において準用する第九條第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又はこの項において準用する第十二條第一項の規定による承認を受けたものをいう。）について、前條の規定は第三項の規定による承認を受けた承継金融機関等であつて協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの又は組織再編成後発行銀行持株会社等について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替へるものとする。

14 第六條の規定は主務大臣が第十項の規定により提出を受けた経営強化計画について、第九條から第十二條までの規定は当該経営強化計画（この項において準用する第九條第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又はこの項において準用する第十二條第一項の規定による承認を受けたものをいう。）について、前條の規定は第三項の規定による承認を受けた承継金融機関等であつて協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの又は組織再編成後発行銀行持株会社等について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替へるものとする。

三 金融組織再編成の内容及び実施時期  
四 第二号に掲げる目標を達成するための方策  
五 当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が前条第一項又は第二項の申込みをするときは、次に掲げる事項  
イ 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制（経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等の経営体制を含む。）の確立に関する事項として主務省令で定めるもの

ロ 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該金融機関等（当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が他の金融機関等（新たに設立されるものを含む。）の自己資本の充実に前条第一項又は第二項の申込みをする場合にあつては、当該他の金融機関等）及びその子会社等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策として主務省令で定めるもの  
二 当該金融機関等が前条第一項の申込みをするときは、株式等の引受け等を求める額及びその内容  
二 八 組織再編成銀行持株会社等が前条第二項の申込みをするときは、当該組織再編成銀行持株会社等が株式の引受けを求めるとともに当該株式の引受けを受けて当該組織再編成銀行持株会社等がその対象組織再編成子会社（当該組織再編成銀行持株会社等が組織再編成金融機関等の自己資本の充実に当該組織再編成銀行持株会社等が前条第二項の申込みをする場合における当該組織再編成金融機関等をいう。以下この章において同じ。）に対して行う株式等の引受け等の額、内容及び実施時期

六 その他政令で定める事項  
二 金融組織再編成を行う金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が前条第一項又は第二項の申込みをする場合には、次に掲げる金融機関等は、前項に規定する経営強化計画に代えて、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、同項第一号から第四号まで及び第五号（ロを除く。）に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した経営強化計画を主務大臣に提出することができる。この場合において、当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が同条第二項の申込みをするときは、当該組織再編成銀行持株会社等と連名で提出するものとする。  
一 金融組織再編成（特定組織再編成を除く。）の当事者である銀行持株会社等  
二 金融組織再編成（株式移転に限る。）の当事者である銀行持株会社等  
己 資本の充実に前条第一項の申込みをするもの

三 金融組織再編成（特定組織再編成を除く。）を行う金融機関等（前項各号に掲げる金融機関等を除く。）又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が前条第一項又は第二項の申込みをする場合において、当該金融機関等は、当該金融組織再編成の他の当事者が第一項の規定により経営強化計画を提出しているときは、同項に規定する経営強化計画に代えて、前項に規定する経営強化計画を提出することができる。この場合において、当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が同条第二項の申込みをするときは、当該組織再編成銀行持株会社等と連名で提出するものとする。

四 金融組織再編成に係る株式等の引受け等の決定等）  
第十七条 主務大臣は、前条第一項から第三項までの規定により経営強化計画の提出を受けたときは、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、第十五条第一項又は第二項の申込みに係る株式等の引受け等を行うべき旨の決定をするものとする。  
一 経営強化計画に記載された前条第一項第二号に掲げる目標が主務省令で定める基準に適合するものであること。  
二 経営強化計画の実施により前号に規定する目標が達成されると見込まれること。  
三 経営強化計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。  
四 経営強化計画を提出した金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した組織再編成銀行持株会社等を除く。以下この条において同じ。）が基本計画提出金融機関等（前条第一項前段の規定により同項に規定する経営強化計画を提出した金融機関等をいう。以下この章において同じ。）であつて、当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が第十五条第一項又は第二項の申込みをしたときは、次のいずれにも適合するものであること。  
イ 経営強化計画に記載された前条第一項第五号ロに掲げる方策の実施により当該地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。  
ロ （略）

八 経営強化計画を提出した金融機関等が基準適合金融機関等でないときは、当該経営強化計画に係る金融組織再編成が基準適合金融機関等を他の当事者と  
するものであること。  
二 経営強化計画を提出した金融機関等が基準適合金融機関等でないとき（当該経営強化計画に係る金融組織再編成が特定組織再編成でない場合に限る。）又は当該金融機関等が協同組織金融機関であるときは、当該金融機関等（当該金融機関等が銀行持株会社等である場合にあつては、当該銀行持株会社等の子会社等である金融機関等）の存続又は金融組織再編成が当該金融機関等が主として業務を行っている地域の経済にとつて不可欠であると認められる場合として政令で定める場合に該当すること。

ホ 経営強化計画を提出した金融機関等が第十五条第一項の申込みをしたときは、当該申込みに係る株式等の引受け等が組織再編成金融機関等の自己資本の

経営強化計画を提出した金融機関等が第十五条第一項の申込みをしたときは、当該申込みに係る株式等の引受け等が組織再編成金融機関等の自己資本の

経営強化計画を提出した金融機関等が第十五条第一項の申込みをしたときは、当該申込みに係る株式等の引受け等が組織再編成金融機関等の自己資本の

経営強化計画を提出した金融機関等が第十五条第一項の申込みをしたときは、当該申込みに係る株式等の引受け等が組織再編成金融機関等の自己資本の

充実の状況の見込みに照らし当該経営強化計画の実施のために必要な範囲であること。

へ 組織再編成銀行持株会社等が第十五条第二項の申込みをしたときは、当該申込みに係る株式の引受けを受けて当該組織再編成銀行持株会社等がその対象組織再編成子会社に対して行う株式等の引受けの額が当該申込みに係る株式の引受けの額を下回らないものであり、かつ、当該株式等の引受け等が当該対象組織再編成子会社の自己資本の充実の状況の見込みに照らし経営強化計画の実施のために必要な範囲であること。

五 経営強化計画を提出した金融機関等が基本計画提出金融機関等であつて、当該金融機関等及び当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が第十五条第一項又は第二項の申込みをしなかつたときは、次のいずれにも適合するものであること。

イ 経営強化計画の実施により当該経営強化計画を提出した金融機関等（当該経営強化計画に係る金融組織再編成により新たに設立される金融機関等を含む。）又はその子会社等が業務を行っている地域における金融の円滑が阻害されないこと。

ロ 経営強化計画を提出した金融機関等が基準適合金融機関等でないときは、次のいずれにも適合するものであること。

イ 経営強化計画の実施により当該経営強化計画を提出した金融機関等が基本計画提出金融機関等でないときは、次のいずれにも適合するものであること。

ロ 経営強化計画を提出した金融機関等が基準適合金融機関等であること。

ハ 経営強化計画を提出した金融機関等が第十五条第一項の申込みをしたときは、当該申込みに係る株式等の引受け等が組織再編成金融機関等の自己資本の充実の状況の見込みに照らし当該経営強化計画に係る金融組織再編成の実施のために必要な範囲を超えないこと。

ニ 組織再編成銀行持株会社等が第十五条第二項の申込みをしたときは、次のいずれにも適合するものであること。

（2）（1） 当該組織再編成銀行持株会社等がその財産をもつて債務を完済することができない金融機関等でないこと。

（1） 当該申込みに係る株式の額を下回らないものであり、かつ、当該株式等の引受け等が当該組織再編成子会社に対して行う株式等の引受け等の額が当該申込みに係る株式の引受けの額を超過しないこと。

七 この項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する株式等（次に掲げるものを含む。第十九条第三項において同じ。）又は貸付債権につき、その処分をし、又は償還若しくは返済を受けることが困難であると認められる場合として政令で定める場合でないこと。

イ 当該株式等が株式である場合にあつては、次に掲げる株式

（1） 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあつては、その請求により転換された他の種類の株式

（2） 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあつては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

（3） 当該株式又は（1）若しくは（2）に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された優先出資

ロ 当該株式等が優先出資である場合にあつては、当該優先出資について分割された優先出資

ハ 経営強化計画を提出した金融機関等により適切に資産の査定がされていること。

六 主務大臣が第一項の規定による決定をした場合において、当該決定に係る経営強化計画に係る金融組織再編成が事業の一部を承継させる新設分割であるときは、当該金融組織再編成により新たに設立された金融機関等（当該決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行うものに限る。）は、主務省令で定めるところにより、当該新たに設立された金融機関等に事業の一部を承継させた金融機関等が前条第一項から第三項までの規定により提出した経営強化計画に記載された事項のうち当該新たに設立された金融機関等に係る部分を記載した経営強化計画を主務大臣に提出しなければならない。

（金融組織再編成に係る経営強化計画の変更）

第十九条（略）

第五條第四項及び第六項の規定は第三項ただし書の場合における第一項の規定による承認について、第六條の規定は主務大臣が同項の規定による承認をした場合における同項の規定により提出を受けた変更後の経営強化計画又はこの項において準用する第十七條第六項若しくは第七項の規定により提出を受けた経営強化計画について、第七條の規定は当該承認に従い組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等が議決権制限等株式を発行する場合について、第八條の規定は当該承認に従い組織再編成金融機関等が優先出資を発行する場合について、第十六條第五項の規定は主務大臣が第一項の規定により変更後の経営強化計画の提出を受けた場合について、第十七條第二項、第三項及び第五項から第七項までの規定は第一項の規定による承認に係る変更後の経営強化計画（それぞれ略）

この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替へるものとする。

（表略）

（略）

（略）

（金融組織再編成に係る経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置等）  
第二十条 計画提出金融機関等（経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。）は、その実施している経営強化計画の履行状況について、主務省令で定めることにより、主務大臣に対し、報告を行わなければならない。ただし、協定銀行が当該経営強化計画に係る第十七条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等に係る取得株式等又は取得貸付債権（同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した貸付債権をいう。以下この章において同じ。）の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けた場合は、この限りでない。

2 前項の「取得株式等」とは、次に掲げるものをいう。  
一 第十七条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより引き受けた株式等（次に掲げるものを含む。）その他の政令で定める株式等  
イ 当該株式等が株式である場合にあっては、次に掲げる株式  
（1） 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあっては、その請求により転換された他の種類の株式  
（2） 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあっては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式  
（3） 当該株式が優先出資である場合にあっては、当該優先出資について分割され又は併合された株式  
ロ 当該株式等が優先出資である場合にあっては、当該優先出資について分割された優先出資

二 第十七条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等が行う株式交換又は株式移転により当該組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等の株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となつた会社から協定銀行が割当てを受けた株式（次に掲げるものを含む。）その他の政令で定める株式等  
イ 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあっては、その請求により転換された他の種類の株式  
ロ 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあっては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式  
ハ 当該株式又はイ若しくはロに掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式  
（略）

3 当該株式又はイ若しくはロに掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式  
（略）

（組織再編成金融機関等の株式交換等の認可等）  
第二十三条 第十七条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等（この項の規定による認可を受けた場合における次項第一号に規定する会社を含む。）であつて、協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの（以下この条及び次条において「発行組織再編成金融機関等」という。）は、株式交換（当該発行組織再編成金融機関等が株式交換完全子会社となるものに限る。）又は株式移転（以下この条において「株式交換等」という。）を行うおとすときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。  
一 株式交換等により当該発行組織再編成金融機関等の株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となる会社が銀行持株会社等（新たに設立されるものを含む。）であること。  
二 株式交換等により協定銀行が割当てを受ける取得株式等となる株式の種類が当該株式交換等の前において協定銀行が保有する取得株式等である株式に規定する会社の総株主の議決権に占める割合が、当該株式交換等の前において協定銀行が保有する取得株式等である株式に係る議決権が前号に規定する会社の総株主の議決権に占める割合と比べて著しく低下する場合でないこと。

三 株式交換等により当該取得株式等である株式の処分をすることが困難になると認められる場合でないこと。  
3 5 （略）

（組織再編成金融機関等の合併等の認可等）  
第二十四条 第十七条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った組織再編成金融機関等（この項の規定による認可を受けた場合における次項第一号に規定する承継組織再編成金融機関等を含む。）であつて協定銀行が現に保有する取得株式等又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者であるもの（以下この条において「対象組織再編成金融機関等」という。）は、合併等を行うおとすときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。  
一 合併等の後において協定銀行が保有する取得株式等又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者となる法人が当該対象組織再編成金融機関等であること又は当該対象組織再編成金融機関等が実施している経営強化計画（第十六条第一項から第三項まで若しくは第十七条第六項若しくは第七項（これらの規定を第十九条第五項において準用する場合を含む。）の規定により提出したもの、第十九条第一項（第十一項において準用する場合を含む。）の規定による承認を受

九条第五項において準用する場合を含む。）の規定により提出したもの、第十九条第一項（第十一項において準用する場合を含む。）の規定による承認を受

九条第五項において準用する場合を含む。）の規定により提出したもの、第十九条第一項（第十一項において準用する場合を含む。）の規定による承認を受

九条第五項において準用する場合を含む。）の規定により提出したもの、第十九条第一項（第十一項において準用する場合を含む。）の規定による承認を受

けた変更後のもの又は第二十二條第一項(第十一項において準用する場合を含む。)(若しくは次項の規定による承認を受けたものをいう。)(若しくは経営計画(第二十二條第三項(第十一項において準用する場合を含む。))又は第五項の規定により提出したものをいう。)(に係る事業(以下この項において「計画関連業務」という。))の全部を承継する他の金融機関等(新たに設立されるものを含む。))以下この条において「承継組織再編成金融機関等」という。)(であること。

二 当該対象組織再編成金融機関等が前号に規定する経営強化計画を実施しているときは、合併等により当該対象組織再編成金融機関等(承継組織再編成金融機関等を含む。)(の経営の強化に支障が生じないこと。

三 計画関連業務の承継が行われるときは、当該承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確実にあること。

四 合併等により当該取得株式等又は取得貸付債権につき、その処分をし、又は償還若しくは返済を受けることが困難になると認められる場合でないこと。

五 その他政令で定める要件

3 前各項の規定は、第十七條第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行った組織再編成銀行持株会社等の対象組織再編成子会社又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った組織再編成金融機関等(承継組織再編成金融機関等を含む。)(であつて当該組織再編成金融機関等が行う株式交換若しくは株式移転により対象組織再編成金融機関等でなくなつたもの(この項において準用する第二項第一号に規定する他の金融機関等(以下この条において「承継組織再編成子会社」という。))を含む。)(以下この条において「対象組織再編成子会社等」という。)(のうち、経営強化計画(第十六條第一項から第三項まで、第十七條第六項若しくは第七項(これらの規定を第十九條第五項において準用する場合を含む。))、前条第三項(第十二項において準用する場合を含む。))若しくは第九項の規定により提出したもの、第十九條第五項(前条第五項(第十二項において準用する場合を含む。))、第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。)(の規定による承認を受けたもの(この項において準用する場合を含む。))の規定若しくはこの項において準用する第三項(前条第五項(第十二項において準用する場合を含む。))、第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。)(の規定による承認を受けたものをいう。)(又は経営計画(第十二條第三項(前条第五項(第十二項において準用する場合を含む。))、第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。))の項において準用する場合を含む。)(前項の規定又は第十項の規定により提出したものをいう。)(を實施しているものについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句と読み替へるものとする。

(表略)

7 対象組織再編成金融機関等でない発行組織再編成金融機関等(この項の規定による認可を受けた場合における次項第一号に規定する他の銀行持株会社等又は第十二項において準用する前条第一項の規定による認可を受けた場合における第十二項において準用する同条第二項第一号に規定する会社であつて、協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの(以下この条において「組織再編成後発行銀行持株会社等」という。))を含む。)(次項において同じ。)(は、合併等を行おうとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。)

12 8 第六條の規定は主務大臣が第九項の規定により提出を受けた経営強化計画又は第十項の規定により提出を受けた経営計画について、第十九條第一項、第三項(ただし書を除く。)(及び第五項の規定は当該経営強化計画(この項において準用する同条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又はこの項において準用する第二十二條第一項の規定による承認を受けたものを含む。))以下この項において同じ。)(について、第二十条から第二十二條までの規定は当該経営強化計画又は当該経営計画(この項において準用する同条第三項の規定により提出されたものを含む。))について、前條の規定は承継組織再編成金融機関等であつて協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの又は組織再編成後発行銀行持株会社等について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句と読み替へるものとする。

(表略)

(協同組織中央金融機関の業務の特例等)

第二十五條 協同組織中央金融機関は、協同組織中央金融機関(当該協同組織中央金融機関の会員であるものに限る。)(以下この章において同じ。)(から当該協同組織中央金融機関(協同組織中央金融機関)を当該協同組織中央金融機関として行う協同組織中央金融機関である場合にあつては、当該協同組織中央金融機関に係る組織再編成金融機関等である協同組織中央金融機関(以下この章において「対象協同組織中央金融機関」という。))が発行する優先出資の引受け又は対象協同組織中央金融機関に対する劣後特約付金銭消費貸借による貸付けに係る申込みを受けた場合において、機構に對し当該引受け又は貸付けに係る信託受益権等(取得優先出資等(協同組織中央金融機関が引き受けた優先出資若しくは当該優先出資について分割された優先出資又は協同組織中央金融機関が取得した貸付債権をいう。))以下この章において同じ。)(のみを信託する信託の受益権又は資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第一條第五項に規定する優先出資若しくは同条第七項に規定する資産流動化計画)に従ひ発行されるものに限る。)(であつて政令で定めるものをいう。)(以下この章及び第一項に規定する特定資産として定める同条第四項に規定する資産流動化計画)に従ひ発行されるものに限る。)(をいう。)(以下この章及び第一項に規定する特定資産)の買取りに係る申込みをしようとするときは、当該引受け又は貸付けに係る申込みをした協同組織中央金融機関(金融組織再編成を行う協同組織中央金融機関

ある場合にあつては、当該金融組織再編成の当事者である他の協同組織金融機関を含む。）に対し、経営強化計画の提出を求めなければならない。

2. 4 (略)

(信託受益権等の買取りの決定)

第二十八条 主務大臣は、前条第一項及び第二項の規定により経営強化計画及び経営強化指導計画の提出を受けたときは、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、第二十六条の申込みに係る信託受益権等の買取りを行うべき旨の決定をするものとする。

一 経営強化計画を提出した協同組織金融機関が第二十六条の申込みに係る信託受益権等に係る取得優先出資等について第二十五条第一項の規定により同条第二項第一号に定める事項を記載した経営強化計画を提出したものであるときは、次のいずれにも適合するものであること。

イ 第五号第一項第一号から第五号までに掲げる要件に該当すること。

ロ 当該信託受益権等に係る協同組織中央金融機関による優先出資又は貸付債権の取得が当該協同組織金融機関による当該経営強化計画の実施のために必要な範囲であること。

二 経営強化計画を提出した協同組織金融機関が第二十六条の申込みに係る信託受益権等に係る取得優先出資等について第二十五条第一項の規定により同条第二項第二号に定める事項を記載した経営強化計画を提出したものであるときは又は当該取得優先出資等について同条第一項の規定により提出された経営強化計画に係る特定組織再編成により新たに設立された協同組織金融機関であるときは、次のいずれにも適合するものであること。

イ 経営強化計画に記載された第十六条第一項第二号に掲げる目標が主務省令で定める基準に適合するものであること。

ロ 経営強化計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

ハ 経営強化計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

ニ 経営強化計画を提出した協同組織金融機関が当該信託受益権等に係る対象協同組織金融機関であるときは、次のいずれにも適合するものであること。

イ 経営強化計画に記載された第十六条第一項第二号に掲げる目標が主務省令で定める基準に適合するものであること。

ロ 経営強化計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

ハ 経営強化計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

ホ 当該信託受益権等に係る協同組織中央金融機関による優先出資又は貸付債権の取得が当該協同組織金融機関の金融組織再編成の実施のために必要な範囲を超えないこと。

四 前条第二項の規定により提出された経営強化指導計画が次のいずれにも適合するものであること。

イ 経営強化指導計画の実施が第二十六条の申込みに係る信託受益権等に係る対象協同組織金融機関から前条第一項の規定により提出された経営強化計画の実施に資するものであること。

ロ 経営強化指導計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

五 この項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する信託受益権等につき、その処分をし、又は償還を受けることが困難であると認められる場合として政令で定める場合でないこと。

2. 3 (略)

(協同組織金融機関の合併等の認可)

第三十四条 第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等に係る対象協同組織金融機関（この項の規定による認可を受けた場合における次項第一号に規定する承継協同組織金融機関を含む。以下この条において「対象協同組織金融機関等」という。）であつて協定銀行が現に保有する当該信託受益権等に係る取得優先出資等に係る発行者又は債務者であるものは、合併等（合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡若しくは譲受けをいう。以下この条に掲げる要件のすべてに該当する場合は、前項の規定による認可をするものとする。）であつて、主務大臣は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合には、前項の規定による認可をするものとする。

一 合併等の後において当該取得優先出資等に係る発行者又は債務者となる法人が当該対象協同組織金融機関等であること又は当該対象協同組織金融機関等が

実施している経営強化計画（第二十七条第一項、前条第一項（第七項において準用する場合を含む。）若しくは次項の規定により提出したもの又は第三十条第一項（第七項において準用する場合を含む。）又は第五項の規定により提出したものをいう。）に係る事業（以下この項において「経営計画（前条第三項（第七項において準用する場合を含む。））又は第五項の規定により提出したものをいう。）に係ること。計画関連業務」という。）の全部を承継する他の協同組織金融機関（新たに設立されるものを含む。以下この条において「承継協同組織金融機関」という。）であること。

二 当該計画提出協同組織金融機関が前号に規定する経営強化計画を実施しているときは、合併等により当該対象協同組織金融機関等（承継協同組織金融機関を含む。）の経営の強化に支障が生じないこと。

三 計画関連業務の承継が行われるときは、当該承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確実であること。

四 合併等により協定銀行が取得する信託受益権等につき、その処分をし、又は償還を受けることが困難になると認められる場合でないこと。

五 その他政令で定める要件

3 7 (略)

(優先出資の引受け等に係る申込み)

第三十四条の二 機構は、協同組織中央金融機関等（協同組織中央金融機関及び農林中央金庫をいう。以下同じ。）から平成二十九年三月三十一日までに協同組織金融機関等（当該協同組織中央金融機関等及び協同組織中央金融機関等（次に掲げる者をいい、当該協同組織中央金融機関等の会員であるものに限る。以下この章において同じ。）をいう。以下この章において同じ。）による金融機能の発揮の促進に必要な当該協同組織中央金融機関等の自己資本の充実のために行う優先出資の引受け等（優先出資の引受け又は劣後特約付金銭消費貸借による貸付けをいう。以下同じ。）に係る申込み（預金保険法第五十九条第一項、第六十条第一項、第一百一条第一項、第五十五条第一項及び附則第十五条の四第一項の規定によるものを除く。）を受けたときは、主務大臣に対し、当該協同組織中央金融機関等と連名で、当該申込みに係る優先出資の引受け等を行うかどうかの決定を求めなければならない。

一 協同組織金融機関

二 第二条第一項第十号から第十二号までに掲げる者

三 農業協同組合法第十号第一項第二号及び第三号の事業を行う農業協同組合

四 水産業協同組合法第十号第一項第三号及び第四号の事業を行う漁業協同組合

五 水産業協同組合法第九十三号第一項第一号及び第二号の事業を行う水産加工業協同組合

(優先出資の引受け等の決定)

第三十四条の四 主務大臣は、前条第一項の規定により協同組織金融機能強化方針並びに第三十四条の二の申込みに係る優先出資の引受け等を求める額及びその内容を記載した書面の提出を受けたときは、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、当該申込みに係る優先出資の引受け等を行うべき旨の決定をするものとする。

一 協同組織金融機能強化方針に記載された事項が協同組織金融関係機関による金融機能の発揮を促進するために適切なものであること。

二 協同組織金融機能強化方針に記載された事項が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

三 (略)

四 第三十四条の二の申込みに係る優先出資の引受け等が協同組織金融機能強化方針の内容及び協同組織金融関係機関の自己資本の充実の状況に照らし適切な範囲であること。

五 この項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する優先出資（分割された優先出資を含む。）又は貸付債権につき、その処分をし、又は償還若しくは返済を受けることが困難であると認められる場合として政令で定める場合でないこと。

六 協同組織金融機能強化方針を提出した協同組織中央金融機関等により適切に資産の査定がされていること。

2 4 (略)

(協定銀行への機構からの通知等)

第三十七条 機構は、第五条第六項（第十七条第八項、第十九条第五項及び第二十八条第三項において準用する場合を含む。）又は第三十四条の四第四項の規定による通知を受けたときは、その旨を協定銀行に通知しなければならない。

2 機構は、協定銀行から前条第一項第五号から第七号の二までの規定による報告を受けたときは、直ちに、その報告の内容を主務大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

(報告の徴求)

第四十二条 機構は、第三十五条第一項の規定による業務（以下「金融機能強化業務」という。）を行うため必要があるときは、協定銀行に対し、協定の実施又

は財務の状況に關し報告を求めることができる。

附則

第十一條 協同組織中央金融機関に係る経営強化計画等の特例

(特定震災特例協同組織中央金融機関は、第二十五條第一項の規定により経営強化計画の提出を求め、協同組織中央金融機関が、震災特例協同組織中央金融機関のうち東日本大震災の被災者であること又は東日本大震災の被災者である債務者に対する債権を相当程度有していることその他の事由によりその経営基盤が東日本大震災の影響を受け、財務の状況を確認に見通すことが困難となつたと認められるもの(以下「特定震災特例協同組織中央金融機関」という。)である場合には、当該特定震災特例協同組織中央金融機関に対し、同項に規定する経営強化計画に代えて、次に掲げる事項並びに同條第二項に規定する引受け又は貸付けを求め、額及びその内容を記載した経営強化計画(以下「特定震災特例協同組織中央金融機関」という。)の提出を求めることができる。)

- 一 特定震災特例協同組織中央金融機関の実施期間(五年を超えないもの)であつて、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。
- 二 経営指導契約(特定震災特例協同組織中央金融機関が当該特定震災特例協同組織中央金融機関との間で締結する契約であつて、当該協同組織中央金融機関が当該特定震災特例協同組織中央金融機関の経営の改善のために指導その他の必要な措置を講じ、当該特定震災特例協同組織中央金融機関が当該措置に基づき適切に業務を実施することを約するもの)をいう。以下この条において同じ。
- 三 被災債権(東日本大震災の被災者である債務者に対する債権をいう。以下この号、第三項第三号イ及び附則第十九條第五項において同じ。)の譲渡その他の処分について損害担保契約(被災債権に係る債務の全部又は一部の弁済がされないこととなつた場合において、その被災債権に係る債権者に対してその弁済がされないこととなつた額の一部を補填するための契約をいう。同條第一項及び第五項において同じ。)を特定震災特例協同組織中央金融機関が行う場合にあつては、その旨及びその内容。

第十四條 第一項第七号に掲げる事項その他政令で定める事項

協同組織中央金融機関が前項の規定により特定震災特例協同組織中央金融機関に係る第二十六條の申込みをする場合には、当該協同組織中央金融機関は、第二十七條第二項の規定により提出する経営強化指導計画に代えて、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、次に掲げる事項を記載した経営強化指導計画(以下「特定震災特例協同組織中央金融機関」という。)及び当該申込みの対象となる信託受益権等(第二十五條第一項に規定する信託受益権等をいう。以下この条において同じ。)(に係る信託契約等(信託受益権等に係る資産の流動化に関する法律第二條第一項に規定する特定資産の譲受けに係る契約を含む。次項において同じ。))の契約書の写しを主務大臣に提出するとともに、当該特定震災特例協同組織中央金融機関は、第二十七條第一項の規定により提出する経営強化計画に代えて、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、前項の規定により提出した特定震災特例協同組織中央金融機関を主務大臣に提出しなければならぬ。

一 当該申込みに係る信託受益権等に係る特定震災特例協同組織中央金融機関がこの項の規定により提出する特定震災特例協同組織中央金融機関が前項の規定により提出する特定震災特例協同組織中央金融機関が次項の規定による決定を受けて行う経営指導の内容

二 信託受益権等の買取りを定める額及びその内容

三 前項第二号及び第三号に掲げる事項

四 その他政令で定める事項

主務大臣は、前項の規定により特定震災特例協同組織中央金融機関並びに特定震災特例協同組織中央金融機関に規定する信託契約等の契約書の写しの提出を受けるときは、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、第二十六條の申込みに係る信託受益権等の買取りを行うべき旨の決定をするものとする。この場合に於て、第五條第五項の規定を準用する。

第十五條 特定震災特例協同組織中央金融機関が次のいずれにも適合するものであること

- 一 特定震災特例協同組織中央金融機関が次のいずれにも適合するものであること。
  - イ 特定震災特例協同組織中央金融機関が当該地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化が見込まれることその他の当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。
  - ロ 当該特定震災特例協同組織中央金融機関が預金保険法第二條第四項に規定する破綻金融機関又はその財産をもつて債務を完済することができない協同組織中央金融機関でないこと。
- 二 当該信託受益権等に係る協同組織中央金融機関による優先出資又は貸付債権の取得が当該特定震災特例協同組織中央金融機関による当該特定震災特例協同組織中央金融機関の実施のために必要な範囲であること。
- 三 前項の規定により提出された特定震災特例協同組織中央金融機関が次のいずれにも適合するものであること。
  - イ 特定震災特例協同組織中央金融機関の実施が第二十六條の申込みに係る信託受益権等に係る特定震災特例協同組織中央金融機関から前項の規定により提出された特定震災特例協同組織中央金融機関が円滑かつ確実に実施されること。
  - ロ 特定震災特例協同組織中央金融機関が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

前項の規定により提出された特定震災特例協同組織中央金融機関に記載された第一項第二号に掲げる事項に次に掲げる事項が含まれていること。

イ 協同組織中央金融機関が特定震災特例協同組織金融機関の被災債権の管理及び回収に関する指導その他特定震災特例協同組織金融機関の業務の改善のために必要な指導及び助言を行い、当該特定震災特例協同組織金融機関は、当該指導及び助言に基づき適切に業務を実施すること。

ロ 協同組織中央金融機関は、特定震災特例協同組織金融機関に対し、その業務及び財産の状況につき必要な報告を求め、当該特定震災特例協同組織金融機関は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応ずること。

ハ 経営指導契約は、その締結の日から附則第十六条第三項の認定又は附則第十七条第二項の認定のいずれかを申請した日までの間に限り、その効力を有するものであること。

四 当該信託受益権等に係る取得優先出資等（第二十五条第一項に規定する取得優先出資等をいう。附則第十三条、第十六条第一項及び第三項並びに第十七条第一項及び第二項において同じ。）に貸付債権がある場合にあつては、当該貸付債権につき、当該信託受益権等に係る信託契約等において、附則第十六条第三項の認定又は附則第十七条第二項の認定のいずれかを申請した日までの間に、当該特定震災特例協同組織金融機関が、その財務の改善を図るため、当該貸付債権に係る債務を弁済し、債権者に対し弁済した金額に相当する金額の特定震災特例協同組織金融機関の優先出資の引受けを求めることができることと定められていること。

4・5 (略)

(優先出資の消却に必要な金銭の贈与)

第十八条 前条第二項の規定による認定を受けた特別対象協同組織金融機関等（以下「認定特別対象協同組織金融機関等」という。）又は当該認定に係る事業再構築の相手方となる金融機関等であつて第二条第一項第一号から第八号までに掲げるもの（金融組織再編成により新たに設立される協同組織金融機関を含む。以下「相手方金融機関」という。）は、当該認定に係る資本整理として信託受益権等に係る優先出資の消却を行う必要があるときは、機構が、当該消却を行うために必要な金銭の贈与を行うことを、当該認定特別対象協同組織金融機関等に係る協同組織中央金融機関と連名で、機構に申し込むことができる。

2 前項の規定による申込みを行った認定特別対象協同組織金融機関等は、速やかに、その旨を内閣総理大臣（労働金庫にあつては、内閣総理大臣及び厚生労働大臣）に報告しなければならない。

3 (略)

5 (略)

(損害担保契約に係る損失の補填)

第十九条 認定特別対象協同組織金融機関等又は相手方金融機関は、機構が、認定特別対象協同組織金融機関等又は相手方金融機関において損害担保契約の履行により生ずる損失の一部を補填するための契約を締結することを、機構に申し込むことができる。

2 前項の規定による申込みを行った認定特別対象協同組織金融機関等又は相手方金融機関は、速やかに、その旨を内閣総理大臣（労働金庫にあつては、内閣総理大臣及び厚生労働大臣）に報告しなければならない。

3 (略)

5 (略)

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）（抄）

(代表者の行為についての損害賠償責任)

第七十八条 一般社団法人は、代表理事その他の代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

信託法（平成十八年法律第百八号）（抄）

(受託者の任務の終了事由)

第五十六条 受託者の任務は、信託の清算が終了した場合のほか、次に掲げる事由によって終了する。ただし、第三号に掲げる事由による場合にあつては、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

一 受託者である個人の死亡

二 受託者である個人が後見開始又は保佐開始の審判を受けたこと。

三 受託者（破産手続開始の決定により解散するものを除く。）が破産手続開始の決定を受けたこと。

四 受託者である法人が合併以外の理由により解散したこと。

五 次条の規定による受託者の辞任

六 第五十八条の規定による受託者の解任  
七 信託行為において定めた事由  
2 } 7 (略)

(受託者の辞任)  
第五十七条 受託者は、委託者及び受益者の同意を得て、辞任することができる。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。  
2 受託者は、やむを得ない事由があるときは、裁判所の許可を得て、辞任することができる。  
3 } 6 (略)

(前受託者の通知及び保管の義務等)  
第五十九条 (略)

3 第五十六条第一項第四号から第七号までに掲げる事由により受託者の任務が終了した場合には、前受託者は、新たな受託者(第六十四条第一項の規定により信託財産管理者が選任された場合にあつては、信託財産管理者。以下この節において「新受託者等」という。)が信託事務の処理をすることができるに至るまで、引き続き信託財産に属する財産の保管をし、かつ、信託事務の引継ぎに必要な行為をしなければならない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その義務を加重することができる。  
4 前項の規定にかかわらず、第五十六条第一項第五号に掲げる事由(第五十七条第一項の規定によるものに限る。)により受託者の任務が終了した場合には、前受託者は、新受託者等が信託事務の処理をすることができるに至るまで、引き続き受託者としての権利義務を有する。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。  
5 (略)

(信託に関する権利義務の承継等)  
第七十五条 第五十六条第一項各号に掲げる事由により受託者の任務が終了した場合には、新受託者が就任したときは、新受託者は、前受託者の任務が終了した時に、その時に存する信託に関する権利義務を前受託者から承継したものとみなす。  
2 } 9 (略)

(承継された債務に関する前受託者及び新受託者の責任)  
第七十六条 前条第一項又は第二項の規定により信託財産に係る債務が新受託者に承継された場合にも、前受託者は、自己の固有財産をもって、その承継された債務を履行する責任を負う。ただし、信託財産に属する財産のみをもって当該債務を履行する責任を負うときは、この限りでない。  
2 新受託者は、前項本文に規定する債務を承継した場合には、信託財産に属する財産のみをもってこれを履行する責任を負う。

(前受託者による新受託者等への信託事務の引継ぎ等)  
第七十七条 新受託者等が就任した場合には、前受託者は、遅滞なく、信託事務に関する計算を行い、受益者(二人以上の受益者が現に存する場合にあつてはそのすべての受益者)信託管理人が現に存する場合にあつては信託管理人)に対しその承認を求めるとともに、新受託者等が信託事務の処理を行うのに必要な信託事務の引継ぎをしなければならない。  
2 受益者(信託管理人が現に存する場合にあつては、信託管理人。次項において同じ。)が前項の計算を承認した場合には、同項の規定による当該受益者に対する信託事務の引継ぎに関する責任は、免除されたものとみなす。ただし、前受託者の職務の執行に不正の行為があつたときは、この限りでない。  
3 受益者が前受託者から第一項の計算の承認を求められた時から一箇月以内に異議を述べなかつた場合には、当該受益者は、同項の計算を承認したものとみなす。

(受益権取得請求)  
第一百三十三条 次に掲げる事項に係る信託の変更(第三項において「重要な信託の変更」という。)がされる場合には、これにより損害を受けるおそれのある受益者は、受託者に対し、自己の有する受益権を公正な価格で取得することを請求することができる。ただし、第一号又は第二号に掲げる事項に係る信託の変更がされる場合にあつては、これにより損害を受けるおそれのあることを要しない。  
一 信託の目的の変更  
二 受益権の譲渡の制限

三 受託者の義務の全部又は一部の減免（当該減免について、その範囲及びその意思決定の方法につき信託行為に定めがある場合を除く。）  
四 受益債権の内容の変更（当該内容の変更について、その範囲及びその意思決定の方法につき信託行為に定めがある場合を除く。）  
五 信託行為において定めた事項

2  
3  
4  
5  
6 第一項又は第二項の規定による請求（以下この款において「受益権取得請求」という。）は、第四項の規定による通知又は前項の規定による公告の日から二十日以内に、その受益権取得請求に係る受益権の内容を明らかにしてしなければならない。  
7 受益権取得請求をした受益者は、受託者の承諾を得た場合に限り、その受益権取得請求を撤回することができる。

(受益権の価格の決定等)

第百四条 受益権取得請求があつた場合において、受益権の価格の決定について、受託者と受益者との間に協議が調つたときは、受託者は、受益権取得請求の日から六十日を経過する日（その日までに効力発生日が到来していない場合にあつては、効力発生日）までにその支払をしなければならない。  
2 受益権の価格の決定について、受益権取得請求の日から三十日以内に協議が調わないときは、受託者又は受益者は、その期間の満了の日後三十日以内に、裁判所に対し、価格の決定の申立てをすることができる。

3 裁判所は、前項の規定により価格の決定をする場合には、同項の申立てをすることができる者の陳述を聴かなければならない。  
4 第二項の申立てについての裁判には、理由を付さなければならない。  
5 第二項の規定による価格の決定の裁判に対しては、申立人及び同項の申立てをすることができる者は、即時抗告をすることができる。

6 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有する。  
7 前条第七項の規定にかかわらず、第二項に規定する場合において、受益権取得請求の日から六十日以内に同項の申立てがないときは、その期間の満了後は、受益者は、いつでも、受益権取得請求を撤回することができる。

8 第一項の受託者は、裁判所の決定した価格に対する同項の期間の満了の日後の利息をも支払わなければならない。  
9 受益権取得請求に係る受託者による受益権の取得は、当該受益権の価格に相当する金銭の支払の時に、その効力を生ずる。

10 受益証券（第百八十五条第一項に規定する受益証券をいう。以下この章において同じ。）が発行されている受益権について受益権取得請求があつたときは、当該受益証券と引換えに、その受益権取得請求に係る受益権の価格に相当する金銭を支払わなければならない。  
11 (略)  
12 (略)

(委託者の地位の移転)

第百四十六条 委託者の地位は、受託者及び受益者の同意を得て、又は信託行為において定めた方法に従い、第三者に移転することができる。  
(略)

(受益権原簿)

第百八十六条 受益証券発行信託の受託者は、遅滞なく、受益権原簿を作成し、これに次に掲げる事項（以下この章において「受益権原簿記載事項」という。）を記載し、又は記録しなければならない。

一 各受益権に係る受益債権の内容その他の受益権の内容を特定するものとして法務省令で定める事項  
二 各受益権に係る受益証券の番号、発行の日、受益証券が記名式か又は無記名式かの別及び無記名式の受益証券の数  
三 各受益権に係る受益者（無記名受益権の受益者を除く。）の氏名又は名称及び住所  
四 前号の受益者が各受益権を取得した日  
五 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

(信託に関する非訟事件の管轄)

第百六十二条 この法律の規定による非訟事件は、この条に特別の定めがある場合を除き、受託者の住所地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。  
2 受託者が二人以上ある場合における前項の規定の適用については、同項中「住所地」とあるのは、「いずれかの住所地」とする。  
3 (略)  
4 (略)  
5 (略)

(信託に関する非訟事件の特例)

第百六十三条 この法律の規定による非訟事件については、非訟事件手続法第十五条の規定は、適用しない。

(最高裁判所規則)  
第二百六十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による非訟事件の手續に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)(抄)

(営業所等)  
第二条(略)

3 次に掲げる者は、商工組合中央金庫の業務の代理又は媒介を行うことができる。

一 中小企業等協同組合

二 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定する銀行(以下「銀行」という。)

三 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第二条に規定する長期信用銀行(以下「長期信用銀行」という。)

四 信用金庫

5 商工組合中央金庫は、前項各号に掲げる者との間で同項の代理又は媒介に係る契約を締結したときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣に届け出なければならない。

6 (略)

(金融商品取引法の準用)  
第二十九条 金融商品取引法第三章第一節第五款(第三十四条の二第六項から第八項まで並びに第三十四条の三第五項及び第六項を除く。)、同章第二節第一款(第三十五条から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の二、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項、第三十七条の五、第三十七条の七、第三十八条第一号及び第二号、第三十八条の二、第三十九条第三項ただし書及び第五項並びに第四十条の二から第四十条の五までを除く。)

及び第四十五条(第三号及び第四号を除く。)(規定は、商工組合中央金庫が行う特定預金等契約(特定預金等(金、利息、通貨の価格、同法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本について損失が生ずるおそれがある預金又は定期積金として主務省令で定めるものをいう。)(の受入れを内容とする契約をいう。)(の締結について準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、主務省令」と、これらの規定(同法第三十九条第三項本文の規定を除く。)(中「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、これらの規定(同法第三十四条の二第六項から第八項まで並びに第三十四条の三第五項及び第六項を除く。)(中「金融商品取引行為をいう」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第三十四条の二第六項から第八項まで並びに第三十四条の三第五項及び第六項を除く。)(中「金融商品取引行為をいう」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第三十七条の三第一項中「交付しな

るものは「主務省令」と、これらの規定(同法第三十四条の二第六項から第八項まで並びに第三十四条の三第五項及び第六項を除く。)(中「金融商品取引行為をいう」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第三十七条の三第一項中「交付しな

- 2 主務大臣は、商工組合中央金庫の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、商工組合中央金庫の子法人等（子会社その他商工組合中央金庫がその経営を支配している法人として主務省令で定めるものをいう。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。）又は商工組合中央金庫から業務の委託を受けた者（代理組合等を除く。次項並びに同条第二項及び第五項において同じ。）に対し、商工組合中央金庫の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。
- 3 商工組合中央金庫の子法人等又は商工組合中央金庫から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）（抄）

（銀行法の準用）

- 第十條 銀行法第十二條の二、第十三條、第十三條の四、第十四條、第十四條の二、第二十條、第二十一條、第二十三條及び第五十七條の四（第一号に係る部分に限る。）の規定は、前條第一項の承認を受けた会社について準用する。この場合において、これらの規定（同法第十三條の四後段及び第二十二條第七項を除く。）中「内閣総理大臣」とあるのは「財務大臣及び内閣総理大臣」と、「内閣府令」とあるのは「財務省令・内閣府令」と、同法第十三條の四中「第三十八條第一号及び第二号並びに第三十八條の二」とあるのは「第三十八條の二」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 2 前項において読み替えて準用する銀行法第十三條の四において読み替えて準用する金融商品取引法の規定の適用については、当該規定中「内閣府令」とあるのは、「財務省令・内閣府令」とする。
- 3 （略）

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第三百三十三号）（抄）

（区分経理）

- 第二十八條 機構は、第二十六條の規定による業務（以下「被害回復分配金支払業務」という。）に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）（抄）

（預金保険機構の特例）

- 第五十一條 預金保険機構は、預金保険法第三十四條各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行う。
  - 一 機構の設立の発起人となり、及び機構に対し出資を行うこと。
  - 二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 （略）

非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）（抄）

（管轄が住所地により定まる場合の管轄裁判所）

- 第五條 非訟事件は、管轄が人の住所地により定まる場合において、日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときはその居所地を管轄する裁判所の管轄に属し、日本国内に居所がないとき又は居所が知れないときは最後の住所地を管轄する裁判所に属する。
- 2 非訟事件は、管轄が法人その他の社団又は財団（外国の社団又は財団を除く。）の住所地により定まる場合において、日本国内に住所がないとき、又は住所が知れないときは、代表者その他の主たる業務担当者（外国の社団又は財団を除く。）の住所地を管轄する裁判所に属する。
- 3 非訟事件は、管轄が外国の社団又は財団の住所地により定まる場合において、日本における主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する裁判所に属し、日本国内に事務所又は営業所がないときは日本における代表者その他の主たる業務担当者（外国の社団又は財団を除く。）の住所地を管轄する裁判所に属する。

(優先管轄等)  
第六条 この法律の他の規定又は他の法令の規定により二以上の裁判所が管轄権を有するときは、非訟事件は、先に申立てを受け、又は職権で手続を開始した裁判所が管轄する。ただし、その裁判所は、非訟事件の手続が遅滞することを避けるため必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、非訟事件の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送することができる。

(管轄裁判所の指定)  
第七条 管轄裁判所が法律上又は事実上裁判権を行うことができなるときは、その裁判所の直近上級の裁判所は、申立てにより又は職権で、管轄裁判所を定める。  
2 裁判所の管轄区域が明確でないため管轄裁判所が定まらないときは、関係のある裁判所に共通する直近上級の裁判所は、申立てにより又は職権で、管轄裁判所を定める。  
3・4 (略)

(検察官の関与)  
第四十条 検察官は、非訟事件について意見を述べ、その手続の期日に立ち会うことができる。  
2 裁判所は、検察官に対し、非訟事件が係属したこと及びその手続の期日を通知するものとする。

第四十一条 裁判所その他の官庁、検察官又は吏員は、その職務上検察官の申立てにより非訟事件の裁判をすべき場合が生じたことを知ったときは、管轄裁判所に対応する検察官の検察官にその旨を通知しなければならない。

(終局決定の告知及び効力の発生等)  
第五十六条 (略)

2 終局決定 (申立てを却下する決定を除く。) は、裁判を受ける者 (裁判を受ける者が数人あるときは、そのうちの一人) に告知することによってその効力を生ずる。  
3・5 (略)

(即時抗告をすることができる裁判)

第六十六条 終局決定により権利又は法律上保護される利益を害された者は、その決定に対し、即時抗告をすることができる。  
2 申立てを却下した終局決定に対しては、申立人に限り、即時抗告をすることができる。  
3 (略)

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法 (平成二十三年法律第百十三号) (抄)

(預金保険機構の業務の特例)

第四十七条 預金保険機構は、預金保険法第三十四条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行う。  
一 機構の設立の発起人となり、及び機構に対し出資を行うこと。

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。  
2 (略)